

近代日本における
木炭産業に関する史的研究

2024 年

土屋 智樹

はじめに

人間の活動と自然環境との関係は密接である。特に、人間の経済活動にともなう生じる環境問題は、国際的に解決を図るべき重要な問題とされ、「持続的な発展」の実現が求められている。

人間の活動にともなう生じる環境問題の一つに森林破壊・劣化がある。人間の活動による森林破壊・劣化の原因の一つとして、木材の燃料利用（以下、燃材利用）がある。燃材利用は、国際連合食糧農業機関（FAO）の統計によれば、2020年における世界の産業用丸太消費量の約50%が燃料用として消費されており¹、とくにいわゆる発展途上国とされている各国においては、今なお盛んに利用されている²。また先進各国においても、経済の発展過程のなかで家庭用から産業用まで盛んに利用され、森林破壊・劣化を招いたという歴史をもっており、わが国も例外ではない³。

こうしたことから、わが国の燃材利用の歴史を明らかにすることは、①燃材利用が盛んである国や地域において、今後の経済発展にともなう燃材利用の遷移についての検討に資することができ、また②他国の燃材利用の歴史と比較することが可能となる。

わが国の燃材利用の歴史は紀元前まで遡ることができるが、本論文では近代期における木炭産業に関する歴史に注目する。

わが国の近代期は、近世期までの封建制度下における経済・社会が解体され、資本主義経済が導入されるとともに産業化が急速に進められた。山口明日香(2015)は、近代期における日本の産業化に不可欠であった鉄道業や炭鉱業などに注目し、そこで用いられた産業資材としての木材（枕木や坑木など）を対象として、森林資源への影響を視野にいたした各種産業の展開過程と木材消費量（需要）の変遷を論じ、日本の産業化が国内山林および海外山林への負荷を増大させながら進展したことを指摘した⁴。

¹ Food and Agriculture Organization of the United Nations (2022)「FAO Yearbook of Forest Products」74

² 吉川賢(2022)『森林に何が起きているのか』中央公論新社、pp90-101

³ ヨーロッパの事例についてはヨアヒム・ラートカウ(著)・山縣光晶(訳)(2013)『木材と文明』築地書館、日本の事例については千葉徳爾(1956)『はげ山の研究』農林協会など

⁴ 山口明日香(2015)『森林資源の環境経済史－近代日本の産業化と木材』慶應義塾大学出版会

産業化とともに木材需要が高まった近代期だが、一方で燃材に対する需要はこうした需要よりも上回っていた⁵。当時における薪炭（とくに薪）について、山口（2015）では、その最大の需要先が家庭部門であり、また村や部落の共有林（入会地）や屋敷林などから自給されることが多かったことから、考察の対象から外されている⁶。しかし近代期の経済発展は、都市部の増加や産業の興隆および貨幣経済の農山村への浸透を引き起こし、そのため市場で取引される木炭⁷の生産が増加し、また木炭産業が全国各地で発達した。このため、経済発展にともなう木材需要の増加および自然環境への影響については、産業資材としての木材だけでなく燃材にも注目する必要がある⁸、とくに経済活動との関係を見つめるならば、市場で取引される商品としての燃材である木炭に注目する必要がある⁸。

⁵ 梅村又次（1966）木材消費と林業生産、『農林業（長期経済統計 9）』（大川一司編・梅村又次著）東洋経済新報社、15 - 27.

⁶ 山口明日香（2015）前掲同書、p.16

⁷ 木炭は、木材を酸素のない状態あるいは制限された状態で熱分解（炭化）して得られる個体生成物である。炭化温度の高低により黒炭と白炭に大別され、また樹種の違いにより多くの種類がある。木炭の成分構成を見ると、灰分が3%以下と少なく、炭素が80~95%を占めており、またその構造が多孔性であることから、内部表面積が大きく通気性が良い。このため、木炭は①反応性が大きい、②不純物が少ない、③吸着性が強いという特徴をもち、熱や光を生み出す燃料としてのエネルギー利用、還元剤・活性炭原料などの工業的な利用、そのほか土壌改良、調質、防腐、水質浄化、飼料添加、生活環境改善、顔料、研磨剤など様々な用途で利用されている。また、鉄道省運輸局（1926）では、当時の木炭の用途を（1）家庭用：採暖用、厨房用、濾過用、旧収容、炭団製造用、（2）農業用：蚕室保温用、繭乾燥用、糸取用、製茶用、（3）工業用：冶金用、鋳工業用、「カーバイド」工業用、吸入瓦斯「エンジン」用、一般工場燃料、漆器研磨用、化粧品製造用、火薬製造用、金属溶接用を挙げている。鉄道省運輸局（1926）『木炭ニ関スル経済調査』鉄道省運輸局、p.6

⁸ 例えば、杉山伸也・山田泉（1999）は、明治期の諏訪製糸業において薪炭から石炭へのエネルギー転換により燃料問題に対応したことを明らかにした。また谷口忠義（1998）は、直接的に産業の発展と森林破壊の関係を論じたものではないが、明治・大正期の埼玉県の養蚕・製糸・茶業における木炭の使用技術その需給の変化を解明し、木炭の域外移入と生産技術の変化が森林への圧力を緩和したことを指摘している。一方で、泉桂子（2011）は、山梨県の蚕糸産業の発展が森林荒廃を招いたことを示唆したうえで、森林の土地所有権確定作業が森林荒廃の引き金になる可能性を指摘し、さらに石炭の移入が薪炭材伐採圧力を解消したという論点よりも、1905年以降、行政の

こうした近代期の経済発展にともなう需要側の変化に対し、供給側はどのように対応したのか。燃材が市場で取引される商品として全国各地で生産・流通・消費されるその過程はいかなるものだったのか。また、森林の負荷が高まったとされる近代期において、木炭産業はいかなる対応が求められ、対処したのか⁹。

こうした問いに対して、わが国の近代期における木炭の生産構造の特色を明らかにするとともに、木炭生産の史的展開過程を日本資本主義発達史の視角とかがわらせて論じた赤羽武（1970）では、「重要物産同業組合法」に基づいて設立される同業者組合（以下、重要物産同業組合¹⁰）が一定の役割を果たしたことを指摘している¹¹。しかし、赤羽（1970）の研究は林業史の一環として取り組まれているため、重要物産同業組合がどのような機能を持っており、また木炭産業における重要物産同業組合がどのように運営されていたのかなどの詳細な分析はなされていない。

政策的努力や、地域住民の造林熱によって森林が回復していったという仮説を再び検証する必要があると述べている。産業の発展だけでなく森林に関わる政策や地域住民の活動にも注目する必要がある。杉山伸也・山田泉（1999）「製糸業の発展と燃料問題」『社会経済史学』65(2)、社会経済史学会、谷口忠義（1998）「在来産業と在来燃料」『社会経済史学』64(4)社会経済史学会、泉桂子（2011）「第2章 蚕糸産業に関連した森林資源利用－山梨県内の水源林を事例として－」井上貴子編『森林破壊の歴史』明石書店、pp.54-79

⁹ 近世期における産業の燃材利用と森林資源管理との関係を論じた研究に芳賀和樹らの一連の研究がある。芳賀（2011）では秋田藩阿仁銅山の精錬過程で消費される木炭を安定供給するための生産計画の基礎となった天保14年炭番山繰が近世を通じた阿仁銅山の稼業を可能とする森林経営計画であったことを論じ、芳賀・加藤（2012）ではこうした19世紀に確立された秋田藩における藩営林の管理・経営システムが、秋田県域の官林を運営する実務に長けた人材や、藩営林を管理・利用してきた山元の村々に蓄積されており、詳細な森林資源調査と計画的利用法が常に志向されていたことを論じている。芳賀和樹（2011）「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画－天保14年炭番山繰を中心に－」『林業経済』64(7)、林業経済研究所、pp.19-36、芳賀和樹・加藤衛弘（2012）「19世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」『林業経済研究』58(1)、林業経済学会、pp.14-26

¹⁰ 重要物産同業組合は、生産者から商人までを組合員とし、経済活動および市場における弊害の矯正や産業の助長を目的とする法人組織である。

¹¹ 赤羽武（1970）『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から－』日本林業調査会

また、太田研太郎は、多くの実態調査の視野が山村における林業に限られていることを批判し、市場に着目して林業の秩序を経済一般の見地に照らして再検討する必要性を強調した¹²。重要物産同業組合が木炭産業の発展過程において果たした機能や役割を明らかにすることは、市場側あるいは広い意味での供給側から林業史を検討するものでもある¹³。

以上、本研究の背景について記述したが、要点をまとめると次のようになる。

まず、本研究の目的は、近代日本における木炭産業の発展過程において重要物産同業組合が果たした役割や歴史的意義を明らかにすることである。木炭産業の発展過程を明らかにすることは、①他国が今後辿るであろう（あるいは辿った）経済発展にともなう燃材利用の軌跡、②経済発展にともなう産業の発展および森林に対する負荷に対して燃材の供給側に求められる対応の検討に資する。

一方で、わが国の近代期という特殊性も考慮しなければならない。本研究のような歴史研究においては、ただちにその成果を一般化・抽象化し、現在生じている事象に当てはめることは誤謬を招く。しかし、わが国の木炭産業および林業の歴史は現在まで続いているものであり、わが国の近代期に形成された制度や組織あるいは技術が現代まで残り影響を与えているものも少なくない。こうした歴史の連続性を踏まえ、近代日本における木炭産業に関する歴史を検証することは意義のあることと考える。

¹² 林業経済学会編（2006）『林業経済研究の論点－50年の歩みから－』日本林業調査会 p.11。こうした太田の主張や理論的枠組みは、太田研太郎（1958）「第一章 日本林業の課題」「第二章 日本林業の形態化」「第三章 林産物の流通と秩序」太田勇治郎編『日本林業の構造と秩序』森林資源総合対策協議会，pp.31-149、また林業経済学会編（2006）『林業経済研究の論点－50年の歩みから－』日本林業調査会 p.11，pp.39-40，p.42で確認できる。

¹³ 市場に注目した研究に野村勇（1961）『林産物価格論』林野共済会や赤井英夫（1968）『木材市場の展開過程』日本林業協会

論文構成

第1章では、木炭重要物産同業組合を歴史的、理論的に評価するための枠組みとして、産業政策の目的や理論的根拠および重要物産同業組合の機能、そして近代期日本¹⁴における同業者組織化政策の展開過程について論じた。本章は先行研究や既存資料の整理を通じて、重要物産同業組合が粗製濫造など市場の混乱の是正および技術普及の策として採用されていたが、次第に政府から旧態の組織と見なされていったことを論じた。

第2章では、木炭重要物産同業組合が木炭産業¹⁵の動向（木炭需給動向、経済社会の変遷）および木炭政策の展開とどのような関連をもっていたかを明らかにした。本章では既往研究や各地の木炭史誌、業界団体誌から木炭重要物産同業組合に対する評価や木炭政策上の位置付けを抽出した。木炭重要物産同業組合は、生産流通構造の改善のために「弊害矯正」および「産業助長」に取り組む商人らが主体となって結成した組織であり、木炭産業の発展に貢献する一方で、政府や産業界内から組織の限界についても指摘されている¹⁶。また、木炭重要物産同業組合が政府の組織化政策に反発する活動も行っていた。

第3章では、木炭重要物産同業組合に対して詳細な検証を行った。第1節において、当時の政府統計資料を基に、各都道府県における木炭重要物産同業組合の組合数の推移を明らかにし、その推移が木炭産業の動向や木炭政策、同業者の組織化に関する政策の展開と関連していたかを検証した。第2節では製炭地の事例として群馬県を、第3節では消費地の事例として東京都を取り上げた。

製炭地では、木炭検査とともに製炭技術の普及指導も木炭重要物

¹⁴ 本研究では、内地（47道府県）の木炭産業を研究対象とした。また、近代期について、1868年から1945年に加えて、本研究では木炭産業の展開を考慮して1952年までを含めた。

¹⁵ 木炭産業について、本研究では製炭業だけでなく木炭商業も含めた（本論第2章第1節第3項で詳述）。

¹⁶ 赤羽武（1970）『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から－』日本林業調査会，pp.209-220. 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編纂（1983）「第1編 資本主義成熟期における林業 第5章 木炭の生産と流通」『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』大日本山林会，p.375、土屋智樹・関岡東生（2022）「『大日本木炭協会報』掲載記事にみる木炭検査制度の展開」『関東森林研究』73. pp.5-8

産同業組合の主要な業務であったことを公文書館所蔵資料の組合業務報告書を基に論じた。消費地では、木炭価格の協定が行われており、また公設市場の設置や産業組合への助成、統制業務からの排除といった組合の利益に反する政府の政策に対して反対運動などの活動を牽引していたことを明らかにした。

第4章では、木炭重要物産同業組合の主要な役職である木炭検査員や組合長の役職に就いた人物に焦点をあてた人物史研究の成果を記載した。木炭検査員については業務日誌を基に、組合長については、人物評価報告書や業界団体の記念誌などを基に、彼らの経歴をまとめた。木炭重要物産同業組合の主要業務とされていた検査業務および組合の繰り広げた反対運動などの内実について明らかとなった。

第5章では、総括として、重要物産同業組合が木炭産業の展開過程において生じた木炭の需要変化への対応および市場の混乱の是正に寄与したが、旧態を残す機能も有していたことなどを指摘した。

はじめに

目次

1. 近代日本における同業者組織化政策	1 - 26
1. 1. 産業政策	1
1. 1. 1. 産業政策の目的	2
1. 1. 2. 産業政策の手段	4
1. 2. 近代期における同業者組織化政策の展開	4
1. 2. 1. 株仲間から新たな同業者組織への転換	4
1. 2. 2. 同業組合の整備	7
1. 2. 3. 同業者組織の分化	9
1. 2. 4. 戦時経済統制と同業者組織	12
1. 2. 5. 統制組織の解体と同業者組織の民主化	13
1. 3. 重要物産同業組合	15
1. 3. 1. 重要物産同業組合とは	15
1. 3. 2. 重要物産同業組合の機能	17
1. 3. 3. 重要物産同業組合の普及状況	20
2. 木炭産業と木炭重要物産同業組合	27 - 88
2. 1. 近代日本における木炭産業	27
2. 1. 1. 木炭需要の変遷	27
2. 1. 2. 木炭の商品的特徴	34
2. 1. 3. 木炭産業の構造	34
2. 1. 4. 木炭産業の動向	38
2. 2. 木炭重要物産同業組合に対する指摘	42
2. 2. 1. 木炭重要物産同業組合とは	42
2. 2. 2. 各地方の木炭史誌における指摘	45
2. 3. 木炭政策の展開と木炭重要物産同業組合	52
2. 3. 1. 製炭技術の普及	52
2. 3. 2. 「林業共同施設奨励規則」の施行	55
2. 3. 3. 農村恐慌対策	63
2. 3. 4. 二次世界大戦期の木炭統制	70
2. 3. 5. 公営検査制度の普及と日本木炭規格の施行	72

3. 木炭重要物産同業組合の役割と機能・・・・・・・・・・ 89-131

3. 1. 木炭重要物産同業組合の組合数の推移・・・・・・・・・・	89
3. 1. 1. 木炭産業の動向との比較・・・・・・・・・・	89
3. 1. 2. 各地の木炭産業の動向との比較・・・・・・・・・・	91
3. 1. 3. 組織化政策の展開との比較・・・・・・・・・・	100
3. 1. 4. 公営検査制度の展開との比較・・・・・・・・・・	103
3. 1. 5. 小括・・・・・・・・・・	105
3. 2. 製炭地の木炭重要物産同業組合の動向-群馬県を事例として-	106
3. 2. 1. 群馬県の林業・・・・・・・・・・	107
3. 2. 2. 群馬県の木炭産業・・・・・・・・・・	111
3. 2. 3. 群馬県における木炭重要物産同業組合の設立背景と活動状況	114
3. 2. 3. 1. 利根郡・多野郡・西毛の各木炭同業組合における定款の比較	120
3. 2. 3. 2. 多野郡木炭同業組合の業務成績(1924年度)・・・・・・・・	122
3. 2. 3. 3. 吾妻郡木炭同業組合の経費収支決算および業務成績(1925年度)	123
3. 2. 4. 群馬県における木炭産業の統制と木炭重要物産同業組合の顛末	126
3. 2. 5. 小括・・・・・・・・・・	127
3. 3. 消費地の木炭重要物産同業組合の動向-東京府を事例として-	128
3. 3. 1. 東京薪炭問屋同業組合の概要・・・・・・・・・・	128
3. 3. 2. 東京薪炭問屋同業組合の沿革・・・・・・・・・・	129
3. 3. 2. 1. 設立期(1868年-1909年)・・・・・・・・・・	129
3. 3. 2. 2. 活動期(1910年-1936年)・・・・・・・・・・	130
3. 3. 2. 3. 戦時期(1937年-1945年)・・・・・・・・・・	131
3. 3. 2. 4. 戦後期(1946年-1952年)・・・・・・・・・・	131
3. 3. 3. 小括・・・・・・・・・・	132

4. 木炭重要物産同業組合と主要人物・・・・・・・・・・ 133-152

4. 1. 木炭検査員のライフ・ヒストリー・・・・・・・・・・	133
4. 1. 1. 木炭検査員とは・・・・・・・・・・	133
4. 1. 2. 木炭検査員 黒岩嘉太郎・・・・・・・・・・	134
4. 1. 2. 1. 黒岩嘉太郎の経歴・・・・・・・・・・	134
4. 1. 2. 2. 「勤務報告」の分析・・・・・・・・・・	135
4. 1. 2. 3. 「検査日誌」の分析・・・・・・・・・・	138
4. 1. 2. 4. 「製炭地巡視状況通知」の分析・・・・・・・・・・	139
4. 1. 3. 小括・・・・・・・・・・	140

4. 2. 組合長のライフ・ヒストリー	141
4. 2. 1. 東京薪炭問屋同業組合長 廣瀬与兵衛 (1891年-1966年)	141
4. 2. 1. 1. 揺籃期 (1891年-1911年)	141
4. 2. 1. 2. 個人商店期(1912-1936年)	141
4. 2. 1. 3. 木炭業界牽引期(1937年-1945年)	142
4. 2. 1. 4. 政界進出期(1945~1953年)	143
4. 2. 1. 5. 晩期(1954年-1966年)	145
4. 2. 1. 6. 小括	146
4. 2. 2. 群馬県燃料統制組合長 鈴木強平 (1898年-1969年)	147
4. 2. 2. 1. 揺籃期 (1898年-1919年)	149
4. 2. 2. 2. 薪炭商期 (1920年-1939年)	150
4. 2. 2. 3. 木炭統制牽引期 (1940年-1945年)	150
4. 2. 2. 4. 政界進出期 (1946年-1955年)	151
4. 2. 2. 5. 晩期 (1956年-1969年)	152
4. 2. 2. 6. 小括	152
5. 総括	154-156

参考文献一覧

謝辞

Summary

1. 近代日本における同業者組織化政策

本章は、木炭重要物産同業組合を歴史的、理論的に評価するための枠組みとして、産業政策および産業政策の手段、および近代期日本における同業者組織化政策の展開過程について論じる。

第1節においては、産業政策が導入される背景・目的および理論的根拠を示し、産業政策が「市場の失敗」の是正や特定産業の育成・規制などを目的として導入されることを論じる。

第2節においては、近代日本における同業者の組織化が何を期待されて実施されたのかを示す。同業者の組織化政策は、産業育成と「市場の失敗」の是正を民間組織の活動によって目的を果たすことが目指された産業政策であった。また、株仲間的体質からの脱却を企図する政府の方針に加えて、不況・恐慌や戦時経済統制といった経済社会の体制変化により、新たな同業者組織の結成を促す法律が1920年代以降に順次制定されていき、直接的な政府介入も見られるようになった。

第3節においては、重要物産同業組合の特徴と導入状況を示す。重要物産同業組合は、商品の規格統一、商品検査、技術普及、市場情報の共有、同業者間の紛争調停などを業務とし、産業政策の目的達成の手段としての機能を有していることを論じる。また、本研究で取り扱う木炭重要物産同業組合について、他の産業の重要物産同業組合と比較した際の特徴を示す。

産業政策および同業者組織における木炭重要物産同業組合の評価を行うために、①木炭重要物産同業組合が市場に対してどのような機能を示したか、また②政府や地方行政と木炭重要物産同業組合はどのような関係だったか、③同業者組織化政策の展開に対して木炭重要物産同業組合はどのような対応を示したか、④木炭政策の展開に対して木炭重要物産同業組合はどのような対応を示したのかの4点を挙げる。

1. 1. 産業政策

1. 1. 1. 産業政策の目的

産業政策とは、「一国あるいは一地方の産業の保護、育成、発展などを図る政策¹⁾」とされている。具体的には、「外部からの保護、技

¹⁾ 金森久雄・荒憲治郎・森口親司(1998)『有斐閣経済辞典 第3版』有斐閣、

術開発の支援等の産業そのものに関する政策、社会資本の充実、産業資金の供給、租税上の優遇措置など、産業の環境を整える政策²⁾とされる。

経済理論に基づいた産業政策の定義は、伊藤元重ら（1988）によれば、「競争的な市場機構の欠陥－市場の失敗－のために、自由競争によっては資源配分あるいは所得分配上なんらかの問題が発生するときに、当該経済の厚生水準を高めるために実施される政策」であり、「しかもそのような政策目的を、産業ないし部門間の資源配分または個別産業の産業組織に介入することによって達成しようとする政策の総体」と定義している³⁾。

伊藤ら（1988）は、さらに具体的に産業政策を①一国の産業構造に影響を与えようとする政策（発展産業の育成・保護、衰退産業からの資源移転を調整・援助）、②技術開発や情報の不完全性などに伴う市場の失敗を是正する諸政策（資源配分の誘導）、③個別の産業組織に行政的に介入し、経済厚生を高めようとする政策（不況カルテル・設備投資カルテル等を通じた産業内の競争構造や資源配分への直接介入）、④経済的根拠というよりは政治的要請に基づいてとられる政策（輸出自主規制や多国間協定）の4種類に分類されている⁴⁾。

小野五郎（1999）は、「市場の失敗」についてこうした理論的立場が政策介入を容認する唯一の根拠とも言えると捉えたうえで、次のような定義の多様性を有しているとしている⁵⁾。

A 市場の非自立性／非自律性：民主主義同様、市場のメカニズム自身には、市場秩序を構築することも維持することもできない。したがって、超市場機構によって、与件としての市場秩序の整備が必要となる。

B 市場の不完全性：市場経済下で必然的に発生する景気変動や衰退産業などによる社会的摩擦は、自動的に調整できない。したがって、これらを軽減／除去するための調整政策（財政／金融政策

p.464

²⁾ 金森久雄・荒憲治郎・森口親司（1998）『前掲同書』, p.464

³⁾ 伊藤元重・奥野正寛・清野一治・鈴木興太郎（1988）『産業政策の経済分析』東京大学出版会

⁴⁾ 伊藤元重・奥野正寛・清野一治・鈴木興太郎（1988）『前掲同書』

⁵⁾ それぞれの定義は、小野五郎（1999）『現代日本の産業政策－段階別政策決定のメカニズム－』日本経済新聞社 pp122-123より引用

等)が必要となる。

C 市場機構の弱点：市場は、予測し得ない変動や構造的な変化に対しては対応できず、かつ、上の調整政策だけでは不十分である。すなわち、景気変動等に対するマクロ政策に加えて、新しい経済構造に合った制度改革さらには個別／ミクロの政策介入も必要となる。

D 市場の限界：現実には、市場では取り扱えない環境問題、安全保障問題など非経済的な外部性が存在する。したがって、これらを考慮すれば、これまでの市場至上主義を見直すのは当然であり、単なる公共財概念の導入などだけではなく、根本的な発想（パラダイム）の転換が求められる。

E 与件の歪み：市場のメカニズムは、避けがたい情報の不完全性、資本／技術／資源等の偏在などによって、それ自体が歪められている。したがって、これらを防止／是正するための補完的政府介入が必要である。

F 市場の保守性：現実の経済社会では、一般に新しい企てに対しては、仮にそれが望ましいものであっても、抵抗を示す傾向が認められる。したがって新しく、かつ好ましい行為が受け入れられるようにするためには、既存秩序から生まれる摩擦を軽減するための政策が必要となる。

G (狭義の)市場の失敗：市場のメカニズムそれ自体、私的独占、配分の不平等など(狭義の市場の失敗)を生み出している。

産業政策の実務的観点も意識しつつ、「産業政策論」についてアカデミアの立場に立ち、その政策論が登場した歴史的経緯および理論的根拠を整理した安橋(2022)によれば、産業政策は①政府による特定の産業チャンピオン育成や勝者選抜を通じて産業競争力強化を図るというアプローチ、②政府介入を極力排除して市場活用を中心とするアプローチを図るべきだとする市場原理主義的なアプローチ、もしくは③「市場の失敗」を修正する範囲内であれば、政府は産業政策によって市場に介入して、産業・企業にとって望ましい市場環境を整備すべきだという3つの立場があることを指摘している⁶。

⁶ 安橋正人(2022)「「産業政策論」再考－昨今の議論も踏まえて－」p.7
独立行政法人経済産業研究所論文(ポリシー・ディスカッションペーパー)
2022年度(2023年12月17日最終閲覧)

<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/22070007.html>

1. 1. 2. 産業政策の手段

安橋（2022）によれば、政策手段は大きく3つに分かれる⁷。

一つ目は、政府が市場に直接介入する直接規制である。業務許認可・届出、参入規制、割当制（輸出入、排出等）などがこれに該当し、環境汚染や公害等の強い外部性が発生しているときに用いられる。

二つ目は、間接的誘導手段である。税、補助金、関税、公共投資など一般に産業・企業の置かれた共通の環境条件を水平的に変化させ、産業・企業全体のインセンティブに影響を与える。

三つ目は、情報伝達・フィードバックに関わる政策手段である。日本政府では官邸もしくは各省庁の審議会、委員会、懇談会による活動が、民間企業への（間の）情報伝達を促進し、また民間企業からの情報を政府に吸い上げ政策にフィードバックする役割を果たした。

1. 2. 近代期における同業者組織化政策の展開

1. 2. 1. 株仲間から新たな同業者組織への転換

本項では、「重要物産同業組合法」の制定以前の展開過程、および重要物産同業組合の前身となる株仲間や「同業組合準則」に基づく組合（以下、準則組合）を概観する。

株仲間とは、江戸時代に、江戸・京都・大阪などの商工業者が幕府の許可を得て結成した同業組合であり、新規加入制限、仲間外営業禁止などを行った特権的組合で、商品の生産、流通の両面にわたる組織であった⁸。幕府は、株仲間の特権的営業許可を与え、その代わりに冥加金（上納金）を納めさせた。しかし、幕府による株仲間の特権保護により、株仲間は価格協定による物価騰貴を生じさせ、さらには幕府と結びつき政治や政策に介入するようになった。こうしたことから1841年の「天保の改革」の際に株仲間の解散命令が出されたが、株仲間解散後はかえって流通の混乱を招き、景気の悪化を招いた。このため政府は、1851年に問屋組合を再興させ、1857年には株仲間を復活させた。

⁷ 安橋正人（2022）「前掲同書」p.17（2023年12月17日最終閲覧）
<https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/22070007.html>

⁸ 伝田功（1986）「第3章 日本の協働組合史 第2節 農業関係協同組合史」川野重任『新版 協働組合事典』家の光協会，p.302

大政奉還後の維新政府は、みずからの経済的基盤を確立しつつ、急速に資本主義化をすすめて諸列強国に対応していかなばならなかったため、こうした旧来より幕府権力と結びつき、独占的営業権を有する株仲間およびその制度の改革をおこなわなければならなかった。しかし、未だ確固たる財政的基盤をもっておらず、直ちに改革することができなかつたため、政府は1868年1月に「制度諸令一切是迄の通」とし、大阪において同年3月「市中商業仲間組合有之候分先是迄之通被成置候間一商株牒取調紙面草々可差出モノ也」として、「株仲間」等の存続を認めた⁹。

ただし、政府は1868年5月には「商法大意¹⁰」を發布し、株仲間がもつ価格協定、同業者数の制限、冥加金上納といった諸機能を廃止した。しかし、旧来通りの株仲間の結成が認可されると受け止めた「心得違ノ者」が後を絶たなかつたため、1872年から各府県令として株仲間解散命令を発令した¹¹。

しかし、この当時においても株仲間の解散は、既存の流通体制を崩壊させることとなり、商人相互の信用を落とし、物資の流通の停滞を招いた。こうしたことから、商人らが自発的に同業者組織を結成しようとする気運が高まり、全国各地で同業者組織の結成、あるいは結成を求める動きが生じた¹²。例えば、東京においては、1879年に東京商法会議所が東京府知事に対して「各同業組合設立の儀に付建白書」を提出し、その中で「問屋株廃止」は「同業組合をも禁ず」るものではないと解釈しているという見解を述べ¹³、株仲間を評価しつつ同業者組織の設立を東京府に願いでている。また、木炭産業界においても、1878年6月には和歌山県の木炭商たちが営業申合規則を作成しており、同年12月には東京の薪炭商たちが「官許薪

⁹ 白戸伸一（2004）『近代流通組織化政策の史的展開－埼玉における産地織物業の同業組合・産業組分析－』。日本経済評論社，pp.15－16。

¹⁰ 商業を営む者が守るべき趣旨を示した明治政府の方針。それには5項目あるが、その一つに「諸株、会社ノ其ノ社員ヲ増減スルハ便宜ニ委ス」とあり、封建的独占を排する方向を打ち出した。稲川宮雄（1986）「第3章 日本の協働組合史 第6節 商工業関係協同組合史」川野重任『新版 協働組合事典』家の光協会 p.397

¹¹ 白戸伸一（2004）『前掲同書』。日本経済評論社，pp.15－17。

¹² 藤田貞一郎（1995）『近代日本同業組合史論』清水堂出版 p.7

¹³ 藤田貞一郎（1992）「近代日本経営史における同業組合の位置と役割」『立教経済学研究』45(3)。立教大学，p.18

炭問屋規約書」を作成している¹⁴。

政府も同業者による自主的統制機関の結成を望んでいたことから、こうした組織結成の要望に対応していた。政府は前田正名の『興業意見』を産業政策に採用し、1884年に「同業組合準則」を布達し、準則組合の設立を奨励した。

この準則は、「同業者組合ヲ結ヒ規約ヲ定メ、営業上ノ福利ヲ増進シ、濫悪ヲ矯正スルヲ図ル者不尠候」とされ、また、翌年8月に農商務省第35号において「同業組合準則ハ専ラ重要物産ノ改良増殖ニ関スル農商工業者ノ組織ニ限り適用スベキ儀ト心得ベシ」と示されている。この準則の目的は、重要物産の粗製乱造を防止および改良増殖にあり、自由競争を保証し、なおかつ不正取引やその背後にある粗製乱造を規制するということである。このため、同業組合準則の第4条には、同業組合の設立に対して同業者3/4の同意が得られた場合、残りの1/4の同業者はその組合に加入する義務を負わせていた。しかし、罰則規定は盛り込まれておらず、1886年6月に「同業組合準則心得書」が内訓されたが、組合規約中に違約者処分、罰則規定を設けることを認めなかった。その後、商工者側から強制力のある取締規則を定めるよう要請され、1890年に勅令第208号「省令府県令等の罰則に関する件」において罰則を付し、あるいは違警罪中に組合未加入者を処罰する条項を加えることとなった¹⁵。

一方で、「同業組合準則」に基づく組合の内実をみると、ほとんどの産業領域で、生産工程の変革を遂げていないこの段階では、多くの場合、株仲間的機能を備えようとしていた¹⁶。それゆえ政府は、株仲間の再結成にならないように留意するよう府県に指示しており、1885年に「内達」（農商務省達第35号）を発して、「締売締買」、加入制限などの「公益改進ノ目的ニ悖ルノ条款」を有するものは、「決シテ認可ヲ与フヘカラス」とした。

政府は、同業者数の制限や生産量の制限、賃金・価格の協定、さ

¹⁴全国燃料会館日本木炭史編集委員会(1960)『日本木炭史 経済編』全国燃料会館 pp.763-764

¹⁵白戸伸一(2004)『近代流通組織化政策の史的展開－埼玉における産地織物業の同業組合・産業組分析－』、日本経済評論社、p.29-55

¹⁶白戸伸一(1981)「同業者組織化政策の展開過程－産業資本確立期における動向を中心として－」『明治大学大学院紀要 商学篇 18巻』明治大学大学院 p.71

らには流通経路の限定といった生産・流通に対する規制といった株仲間が有していた機能を排除し、「公正」な経済的競争を前提とした同業者組織を結成させようとしていた¹⁷。また、収税対策としてこうした同業組合の認可もあった¹⁸。

1. 2. 2. 同業組合の整備

本項では、「重要物産同業組合法」が制定、および制定後に同業組合の強化および規制を図った「重要物産同業組合法」の改正にいたるまでの過程を概観する。

日清戦争（1894-95年）後の海外市場の拡大に伴い、外貨獲得のための輸出産業の振興を企図し、準則組合に代わる組織の結成を目的とし、1897年に「重要輸出品同業組合法」を施行した。この法律の成立には、個別には粗製濫造を禁じえない在来諸産業ないし零細経営を組織化し、海外市場の拡大に対応してそれらをいっそう有効に輸出産業として動員しようとする政府の意図が働いていたとされる¹⁹。

同法は重要輸出品²⁰を扱う同業者の組織化を図るもので、違約者処分、罰則規定が設けられるなど統制が強化されている。「重要輸出

¹⁷ 堀（1939）によれば、「同業組合と株仲間とは、前者が、自由主義の背景より生まれただけに門戸閉鎖とか独占権的意味を持たない組合として後者と分けることができる」としている。堀新一（1939）『商業経済統制論』巖松堂書店 p.448

¹⁸ 東京府において1876年3月から「輸出入大なる商業については取引高に府税を課すこととなったので、課税上の便宜の見地から同業者が合議して組合を設置し現納しようとする場合はこれを認むる」としており、収税対策としての同業組合認可があったと指摘している。白戸伸一（1980）「明治前期における同業者組織化政策－「同業組合準則」をめぐって－」『明治大学大学院紀要 商学篇 17巻』明治大学大学院 p.112

¹⁹ 白戸伸一（1981）「同業者組織化政策の展開過程－産業資本確立期における動向を中心として－」『明治大学大学院紀要 商学篇 18巻』明治大学大学院 p.75

²⁰ 重要輸出品について「重要輸出品ト認定スヘキ品種ニ付道庁長官府県知事へ通牒ノ件」（1897年10月、農林次官通牒）において37品目が指定されている。具体的には、紙、金属器、地氈、綿織糸、綿織物、絹織物、絹布手巾、絹製品、扇子団扇、燐寸、地氈、屏風、麦稈真田、洋傘、竹器竹材、瑠璃器、漆器、紙器、陶磁器、木器、石炭、胴、樟脳及樟脳油、木蠟、椎茸、ニンジン、薄荷脳及薄荷油、米、蚕糸、昆布、乾鮑、魚油、雑貨、木材及板、鯛、海參、寒天。

品同業組合法」による同業組合は、「同業組合準則」による組合と同じ目的をもって設立されるが、準則による組合の欠点に鑑み、本法においては法人格を賦与し、強制加入とし、加入を拒む者に対する罰則も定められ、任意の脱退も認めていない。また営業品の検査、定款違反者の処罰違犯品の没収等に関する規定を設けている。また、「重要輸出品同業組合法」が公布されると、政府は農商務省令第5号と第6号を発して、1885年の「内達」と「同業組合準則」の第4条を廃止した。これにより、「重要輸出品同業組合法」にもとづく組合だけが明確に加入強制力と諸制裁力を持つこととなった。

しかし、このような限定はやがて修正を求められるに至った²¹。政府当事者は「重要輸出品同業組合法」による組合が公益を害したり、この法律が「重要輸出品」以外に適用されたりすることなどを規制しているように、「営業の自由」の規制とならないよう配慮していたが、結果的には輸向商品以外に関与する組合もこの法の準用が可能となる²²。このため、従来の「同業組合準則」や取締規則に不満をもつ実業者たちの代弁者たる前田正名らが、本法の適用範囲を重要輸出品のみに限ることは不当であり、輸出品の外に内地向物産にも本法を適用する必要あると意見を発し、議論が生じた²³。

こうしたことから、第14帝国議会(1899年11月～翌年2月)において「重要物産同業組合法」(1900年法律第35号)が可決される。そして、本法律の附則第21条により「重要輸出品同業組合法」は廃止された²⁴。

²¹ その一例として、第8回商業会議所連合会(1899年)に名古屋商業会議所より提出された「同業組合法に関する意見書」がある。白戸伸一(1980)「明治前期における同業者組織化政策－「同業組合準則」をめぐって－」『明治大学大学院紀要 商学篇 17巻』明治大学大学院 p.76

²² 「重要輸出品同業組合法」の第19条において「輸出ニ属セサル物品ト雖同業者ニ於テ必要ト認ムルトキハ仍本法ヲ準用スルコトヲ得」と規定されている。ただし、この場合の物品は「重要輸出品ト認定スヘキ品種ニ付道庁長官府県知事へ通牒ノ件」(1897年10月、農林次官通牒)において、「地方経済上ニ至大ノ関係ヲ有スル重要物品ニ限り適用スル」とされている。

²³ 白戸伸一(1981)「同業者組織化政策の展開過程－産業資本確立期における動向を中心として－」『明治大学大学院紀要 商学篇 18巻』明治大学大学院 p.76

²⁴ 「重要輸出品同業組合法」に基づく同業組合は、「重要物産同業組合法」に基づく組合に移行された。

「重要物産同業組合法」施行以降、日本経済は 1907 年の恐慌に巻き込まれ、停滞を余儀なくされるが、朝鮮、満州市場等の確保を基礎に輸出を伸ばし、第一次世界大戦によって空前の経済発展を遂げる。しかし、それと同時に粗製濫造はますます看過しがたくなり、1916 年の第 22 回商業会議所連合会において採択された政府への建議においても、「内においては輸出品検査の施設を拡張して、広く粗製濫造の弊害を矯め、外に対しては東洋、南洋方面における通商条約を改訂して、相互貿易の発達に利する」ことが求められた。

これを受け、1916 年に「重要物産同業組合法」が改正される。まず検査については、検査員配備を義務づけ、「重要輸出品」を扱う同業組合の場合は特に、農商務大臣の権限を強められていた。さらに、この農商務大臣の権限は、「監督上必要なる命令又は処分を為すことを得」(第 13 条)として、いっそう強められた。そのほかにも、罰則内容が重くなり、検査員の不正行為には懲役刑が課せられる(第 20 条)など、全体的に同業組合の機能強化がなされた。

一方で、「重要物産同業組合法」の中には株仲間時代の徒弟制や価格協定等の機能を残した組合もあり、「重要物産同業組合法」の運用が進むにつれて種々の問題も顕現したため、それらへの対策が公示されている。政府は 1909 年の重要物産同業組合の運用について府県宛ての農商務省「内訓」において、第 1 に職工および雇人に関して、解雇された者の雇用には前雇主の承諾は不要であり、そのような承諾を義務づけることは不可であること、職工使用停止をなすときは具体的理由と期間を明示することが指示されていた。第 2 に組合による価格協定について、「外交貿易における売崩の弊を防ぐため」以外は協定を「設けしめざるを要す」とされた。第 3 に組合による口銭、手数料、賃金等の決定は「極めて特別の事情ある場合の外」は不可とされていた。すなわち、政府は組合が直接労働力を管理、統制することや、賃金、手数料、価格といった組合員の利害に直結する事項の統制は原則的には否定しており、これら機能を定款に盛り込むことを禁じている。

1. 2. 3. 同業者組織の分化

本項では、「重要物産同業組合」が改正されて以降、第一次世界大戦後の度重なる不況・恐慌への対策として新たな同業者組織の設立に関する法律が施行されていく。この過程と、新たな同業者組織と

重要物産同業組合の相違を概観する。

第一次大戦がおわり、ヨーロッパ諸国に復興の兆しがみえてきた頃、1920年代の戦後恐慌の到来となる。それゆえ、一方では、日露戦後に続く「第二のカルテル多発時代」と指摘されるほど、重化学工業分野を中心にカルテルの成立をみる。他方 1920年代初頭における同業組合政策はそれ以前と大差ない²⁵。ところが、この不況に加えて関東大震災(1923年)が発生し、経済危機はいっそう強まる。そしてこのような情勢を背景として、「輸出組合法」と「重要輸出品工業組合法」の両法案が帝国議会に提出された²⁶。

両法はすなわち、一方で生産の取り締まり、制限、製品等の検査を行い、他方では生産に関連した共同設備、市場調査、製品研究設備の運用と、必要物資の購入、製品販売事業をも行ないうると規定されている。さらに行政権との関連については重要物産同業組合と同様に、設立可能な品目の指定、組合設立から解散まで、主務大臣の認可事項が細かく規定されている。そのほかにも「弊害を矯正」するために必要とあらば「施設」の設置を命じうることや、検査員の選任、解任、定款の変更等命じうるとされていた(輸出組合法第8、27、28条、「重要輸出品工業組合法」第7、27、28条)。しかし、これらも「重要物産同業組合法」の場合と大差ないが、加入強制解除

²⁵ 1921年農商務次官通牒から政策的には同業組合一般に対して価格協定をなさしめる方向にはなかった。白戸伸一(1982)「1910-20年代における同業者組織化政策の一考察-重要物産同業組合の限界と同業者組織化政策の多様化をめぐって-」『明治大学大学院紀要 商学篇 19巻』明治大学大学院 p.30

²⁶ 藤田貞一郎(1995)では、こうした新たな組織化関連の法律の制定について、政府の商工分離方針の現れとしており、「同業組合をとにもかくにも、日本資本主義の再生産構造の重要な一環を構成するものとして位置づける政府の方針が、決定的に一転するのは、第一次世界大戦中の1916年頃」と推定している。1912年において農商務大臣は、同業組合の強化を策して、生産調査会に対して「重要物産同業組合二関スル件」を諮詢しており、その諮詢内容は、加入強制の精神が一貫して堅持されているものであった。また政府は「企業集中奨励法」を立案するに際して、同業組合による方法をも構想している。1916年の「重要物産同業組合法」も同業組合強化の方針であったが、一方で1916年の「商第8999号次官通牒」以降、1918年に公設市場が登場し、1925年に「輸出組合法」や「重要輸出品工業組合法」と新たな同業者組織の結成が目指されている。藤田貞一郎(1995)『近代日本同業組合史論』清水堂出版、pp.95-99.

のかわりにアウトサイダー規制²⁷を設けて、組合の「取締または制限」が全同業者に及ぼしうるとしているのが特徴的である。

従来の同業組合との対比では、同業組合が製品検査を基本的機能とする「消極的」性格のものであったのに対し、組合員の直接利益に結び付く共同事業をなしうる「積極的」性格のものといえる。

この「重要輸出品工業組合法」は1931年に「工業組合法」へと改正され、適用範囲が国内生産業にまで拡大した。「営業に必要な資金の貸付」、「貯金の受入」(第3条)が明文化されており、中小工業への金融政策に位置づけられる一階梯といえよう。第4に、行政権の介入に関しては、生産統制や価格統制が組合の機能とされて一段と強まったといえる。

ついで1932年には「商業組合法」が制定された。商業者の組織化は困難とみられたが、1936年(昭11)末には早くも1197組合を数えるに至った。このように商業組合の設立がめざましかったのは、当時中小商業者の疲弊窮迫がはなはだしく、さらに1933年以降、産業組合拡充5か年計画が実行の段階に入ったことで商業者への圧迫が顕著となり、産業組合反対運動を引き起こすに至った。産業組合への対抗手段として商業組合が必要とされたこと、また当時百貨店などの大規模配給機関の進出がめざましくそれに刺激されたこと、業界の乱売など無秩序な状態を正常化するため組合による統制が必要であったこと、金融難緩和のため組合による金融の道を開く必要があったことなどが、政府の助成措置と相まって商業組合の結成が促進された。

一方で、同業組合側も1934年・1937年・1938年の3回にわたり全国大会を開き、その地位の保全を目指す政治運動を展開する。その要求内容は、3回の大会を通じて、同業組合を併存する諸組合の中の中核とせよとの主張は一貫するが、1934年の大会では、「同業組合に生産統制権を附与すること」、「工業組合に付与する鉱業者の利益偏重的統制は之を是正せられたきこと」などの要求が見られた

²⁷ 重要輸出品工業組合は協同経済事業が可能であるとともに検査機能、生産統制機能(設備・量・分野において)、販売統制機能(価格・取引先指定・販路協定・共同販売の強制)を備え、組合員外同業者に対する統制(アウトサイダー規制)を可能とした。白戸伸一(2004)『近代流通組織化政策の史的展開—埼玉における産地織物業の同業組合・産業組分析—』、日本経済評論社、p.108

が、1937年の大会では強制加入権の徹底と検査権の主張が主眼点であり、1938年の大会では加入強制原理の貫徹要求に縮小されていった。こうした要求をする根拠として、同業組合は、横断的構成を組織上の特徴とする工業組合や商業組合などとは異なり、縦断的構成をその特質とするから、当時の統制強化を必要とする非常時局の「国民経済」に適合的であるという主張を持ち出している。

しかし、政府はこうした要求に耳を貸そうとしなかった。1938年次の運動主体は商務局主管の組合、商業部門に主にかかわる同業組合であり、繊維・陶磁器・漆器・藺草・麦稈・藁関係のような日清戦後経営策に基づく輸出振興策との深いかかわりを有した工務局主管に属する組合は殆んど見られない。

1. 2. 4. 戦時経済統制と同業者組織

1937年7月に日中戦争が勃発して戦時経済統制期に入ると、配給統制の実施のために組織の整備・統合が行われた。この組織整備の一環として「工業組合法」と「商業組合法」が順次改正され、統制的機能が付与されていく。組合統制の機能は員外統制命令の発動によって画期的に強められた。すなわち、これら組合は生産の増強、物資配給適正化のための手段となっていった。1937年には「工業組合法」の改正が、1938年には「商業組合法」の改正が行われ、行政官庁の監督強化が行われるとともに、出資をとまなわず統制事業のみを行う統制工業組合および統制商業組合の制度が新設された。

商業組合、工業組合が配給統制機関に指定されるに至って、商工業者にはこれに加入しなければ物資の配給が受けられないことから、組合の設立はにわかに増勢を強めていった。

その後、さらなる統制強化のために商工一体の組織の結成を目的とする「商工組合法」が1943年7月に制定される。それとともに従来の「工業組合法」「商業組合法」「重要物産同業組合法」はいずれも廃止され、工業組合8,400、工業小組合²⁸6,600、商業組合1万

²⁸ 工業小組合は1939年に改正された「工業組合法」(1931年施行)に基づく組合である。資本金額が2万円を超えない工業者(小「工業者」)によって組織され(第1条)、組合員の総数は10人を超えてはならない(第33条の3)と規定されている。工業小組合の目的は「組合員ノ共同ノ利益増進ヲ図ル(第33条の2)」であり、工業組合の目的である「工業ノ改良発達ヲ図ル(第1条)」とは異なる。

1,100、商業小組合 600、同業組合 1,000、「重要産業団体令」による統制組合 15 は、それぞれ解散または「商工組合法」による組合への組織替えされることになった。組合の組織替えは、統制組合への改組ならびにその新設は業者の任意ではなく、関係官庁からの事前の指示によって行われたため、その進捗ははかばかしくはなかった²⁹。

「商工組合法」に基づく商工組合は 2 種類ある。一つは、統制組合、他は施設組合である。統制組合は、国策遂行の協力機関であった。すなわち、統制組合は一応任意設立をたてまえとするが、必要な場合には命令設立または処分設立ができ、組合が成立したときは組合員たる資格者は当然その組合員にならねばならなかった。また、理事長は必要により総会の決議にかかわらず、原案を執行するという強大な権限を与えられた。いわゆる指導者原理に基づく組合であった。

商工組合制度のうち、もう一つの制度である施設組合は、統制組合と異なり、協同組合的色彩の強い組合であった。すなわち施設組合は、商業、工業、鉱業に属する事業を営む者をもって設立され、「組合員ノ事業ノ改良発達ヲ図ル為共同ノ施設ヲ為ス」ことを目的としている。

1. 2. 5. 統制組織の解体と同業者組織の民主化

第二次世界大戦後は、戦争遂行のため国策に協力することを目的とする従来の組合制度は改革を必要とされた。しかし、物資の需給が極度に均衡を得ない当時においては、物資の配給統制を継続する必要があり、それを担当する組織を必要とした。このため従来の組合を当分存続すべしとする意見と、従来とはまったく異なる新しい制度に改変すべしとする意見とに分かれたが、民間団体による統制は好ましくないという決断が連合軍総司令部 (GHQ) によって下され、組合員の事業の積極的な合理化に主眼をおく「商工協同組合法」が作成された。1946 年 12 月施行された³⁰。

²⁹ 1944(昭 19)年 4 月までの設立数は 1,310 にすぎなかったが、改組期間間際になってようやく速度を増し、同年 7 月末には 6,601 の統制組合が設立された。稲川宮雄 (1986)「第 3 章 日本の協働組合史 第 6 節 商工業関係協同組合史」川野重任『新版 協働組合事典』家の光協会, p.400

³⁰ 稲川宮雄 (1986)「第 3 章 日本の協働組合史 第 6 節 商工業関係協同組合史」川野重任『新版 協働組合事典』家の光協会, p.400

しかし、商工協同組合の制度は、施行後いくばくもなく改変の必要に迫られた。その理由は、①加入・脱退の自由が保障されず、行政監督が厳格であるなど民主化の点で徹底を欠くところがあり、また組合員資格における企業規模に制限を設けなかった点に問題があったこと、②その後の現実の運用において、物資割当ての機能を担当する組合が多く、いわば統制組合の名残をとどめ、その延長戦上にあるような実態を示したこと、③この制度が施行された翌1947年4月に、民主的で自由な経済体制の基本を確立するため、経済憲法といわれる「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下、独占禁止法）」が公布され、つづいて1948年7月に「事業者団体法」が公布施行されることになったが、これらの法律との関係において改正を必要とするに至ったことである³¹。

当時、中小企業の団体について、「独占禁止法」との関係において、独占禁止の趣旨実現のためには、大企業の独占的行為を抑制するだけでなく、むしろ中小企業の結合を認め、これを独占資本に対する対抗勢力とすべきであり、その意味において中小企業の協同組合を積極的に認め、かつ促進すべきであるという見解のもと、中小企業の結合によりその競争力を培養することによって公正かつ自由な競争の実現を期することになった³²。

「独占禁止法」が協同組合の行為を適用除外としたのは、その存立を無条件に認めたのではなく、協同組合自体の再検討を前提とし、これを要件としたのであり、「商工協同組合法」の改正でなく、新法として「中小企業等協同組合法」が1949年7月に施行された³³。

こうした商工関係の組合法が整備されていく一方で、林業および林産業界においては、1946年11月に「林業会法」が施行される。

「林業会法」の制定に至る経緯について次のとおりである。1946年3月に「物価統制令」が施行され、また同年10月1日に「臨時物資需給調整法」が施行され、「用材生産統制規則」や「薪炭配給統制規則」がこの需給調整法に基づいて発したものとされたことで、戦後も統制が継続する（同年10月1日「用材生産統制規則等ハ臨時物資需給調整法に基づいて発したものとす件」（農林省令第56

³¹ 稲川宮雄（1986）「第3章 日本の協働組合史 第6節 商工業関係協同組合史」川野重任『新版 協働組合事典』家の光協会、p.400

³² 稲川宮雄（1986）「前掲同書」、p.400

³³ 稲川宮雄（1986）「前掲同書」、p.400

号))。ただし、この時、戦時中抑圧されていた民間側が自治的統制を求めたこともあり、同年 10 月 10 日に公布(同年 11 月 1 日に施行)された「林業会法」において、自治的統制団体として林業会および林産組合が設立された³⁴。木炭業界においては、薪炭配給統制組織(燃料配給統制組合:通称、燃配系組織)が「林業会法」に基づく林産組合に改組して、戦後の配給統制業務を継続した。

その後は、「商工業協同組合法」において、組合員資格に企業規模の制限を設けなかったことや統制業務の指定機関に指定されていたために結局統制組合の名残をとどめてしまったことが問題視され(「独占禁止法」に抵触するものとされ)、1949 年 7 月に「中小企業等協同組合法」の施行に至り、「林業会法」もこの法律の施行をもって廃止された。

1. 3. 重要物産同業組合

1. 3. 1. 重要物産同業組合とは

重要物産同業組合とは、1900 年 4 月に施行された「重要物産同業組合法」を根拠法とする。重要物産同業組合の概要をまとめると表 1.3.1.1.のとおりとなる。

重要物産同業組合は、農商務省が指定した重要物産³⁵の「生産、製造、又ハ販売ニ関スル営業ヲ為ス者ハ同業者又ハ密接ノ関係ヲ有スル営業者相集マリテ(第 1 条)」設立される法人組織である。「組合員協同一致シテ営業上ノ弊害ヲ矯正シ、其ノ利益ヲ増進スル(第 2 条)」ことを目的としている。

組合設立の単位地区は「1 郡市以上ノ区域(1900 年 3 月公布「重

³⁴ 加藤成一(1986)「第 3 章 日本の協働組合史 第 4 節 林業関係協同組合史」川野重任『新版 協働組合事典』家の光協会、p.377

³⁵ 重要物産について、「重要物産同業組合法」では第 1 条に「重要物産…(中略)…は農商務大臣の認定による」と規定されるのみであるが、「重要物産同業組合及同連合会ノ取扱ニ関スル件」(1916 年 6 月、次官通牒)において、重要物産同業組合の設立要件として、「特別ノ事情アルモノヲ除クノ外組合地区内ニ於ケル各品種 1 年ノ生産、製造又ハ販売額 10 万円ニ満たサル場合ハ発起認可ヲ為ササルコト(第 1 項)」(傍点は筆者)と規定されている。こうしたことから、重要物産とは当該地域における重要な物産という意味であったことがうかがえる。ただし、「重要物産同業組合法」は「重要輸出品同業組合法」を受け継いだ法律であり、輸出振興上重要な物産(生糸・燐寸・陶磁器など)も重要物産同業組合の対象品種(重要物産)に含まれている。

要物産同業組合施行規則」第2条)」³⁶が原則とされている³⁷。組合の設立は「其ノ地区内ノ同業者3分ノ2以上ノ同意ヲ得（本法第3条）」る必要があった³⁸。同意が得られ、農商務大臣に設立が認可されると、地区内の同業者は組合への加入が義務付けられた（第4条）³⁹。こうした規定は、組合員の脱会の自由を認めないことも意味する。

組合の事業は、「共同一致して弊害の強制を図ることが目的とされ、営利事業は不可（第6条）」とされていた。組合の事業内容は二つに大別でき、一つは「弊害の矯正および予防に関する事業」であり、もう一つは「営業の助長および統制に関する事業」である⁴⁰。

前者の事業は、「製品検査」、「商品規格の統一」、「取引の改善」、「使用人の取締り」、「賃業者の取締り」が挙げられており、後者の事業は、「職工、徒弟の保護奨励その他福利事業」、「試験場、模範工場の設置」、「伝習所、講習会、講話会の開設」、「博覧会、共進会の開設」、「組合員、使用人の表彰」、「営業上の調査、研究、視察」、「会報の発行」、「その他」である⁴¹。

粗製乱造の防止方法として商業道德の振興、海外市場における事業者の知識の開発、生産組織および販売組織の改善、製造技術の進歩、下層金融機関の設備などが挙げられていたが、これらの効果を急速に期待することができないことから、直接の方法として、検査

³⁶ 1916年5月の同規則改正の際に「1郡市以上1府県以下ノ区域」と改定された。

³⁷ 安藤春夫（1938）は、この地区範囲は連絡の不十分の原因となり、組合の弱体化の理由の一つとして挙げている。安藤春夫（1938）「同業組合の史的発展」内池廉吉『小売業統制論』同文館 p.243

³⁸ 農商務大臣は命令により組合を設立させる権限が与えられていた（「重要物産同業組合法」第14条）。また、重要輸出品に関する重要物産同業組合の役員または検査員を選任あるいは解任する権限も与えられていた（同法第10条第4項）。

³⁹ 「第4条ノ規定ニ違背シタル者ハ5円以上500円以下ノ過料ニ処ス（「重要物産同業組合法」第19条）」とされ、組合の目的を貫徹するために強制加入とされた。ただし、営業の状況により、主務大臣が加入の必要がないと認められた者は、加入しなくてもよいとされている（本法第4条但書）。

⁴⁰ 小池金之助（1939）『同業組合及準則組合』昭和図書. pp.69-75、小野武夫・飯田勘一（1918）『最新重要物産同業組合精義』清水書店. pp.69-84

⁴¹ 小池金之助（1939）『前掲同書』, pp.69-75、小野武夫・飯田勘一（1918）『前掲同書』, pp.69-84

制度の確立が必要であるとされた⁴²。こうしたことから、それぞれ検査の方法や規格が組合の定款に設けることが規定されており、「組合、連合会は規定を設けて組合員の営業品検査をなしうるとし、違約者には「過怠金」を課しうる(第10条)」、「組合の証票、検査証を営業貸に付し信用保持に努める一方、それらの偽造、不正使用などには重禁固もしくは罰金処分がなされること(第20条)」などが規定され、検査体制が整備されていた⁴³。金融に関しては何ら規定もない。

表 1.3.1.1.重要物産同業組合法の概要

項目	内容
根拠法	「重要物産同業組合法」1900年4月1日(施行)
目的	営業上の弊害を矯正し、産業の利益を増進すること
区域	1郡市以上、1府県以下
組合員	「重要物産」を扱う生産者・製造・販売業者
対象品目	「重要物産」 *農商務大臣がと認定した品種 *当該地域において生産額、製造額、販売額のいずれかが10万円以上
事業	①製品検査や取引上の取締り(「弊害矯正」) ②講習会や博覧会の開催(「産業助長」)
備考	組合設置には同業者2/3以上の同意が必要 →設置された場合は加入を強制(従わない場合は罰金)

資料) 小野武夫・飯田勘一(1918)『最新重要物産同業組合精義』清水書店
pp.69-84をもとに筆者作成

1.3.2.重要物産同業組合の機能

重要物産同業組合の機能の抽出を試みた松本(1993)⁴⁴は、織物業における重要物産同業組合を検証して、組合が有する6つの機能をあげている。

一つ目は「製品検査機能」であり、製品の品質管理を通じて、そ

⁴² 小野武夫・飯田勘一(1918)『前掲同書』, pp.69-84

⁴³ 加えて、1916年の「重要物産同業組合法」改正により、①検査を行う組合は必ず検査員を置くこと、②検査員の服務に関する規程を政令すること、③必要あるときは官選の検査員が置かれることが規定されている。

⁴⁴ 松本貴典(1993)「両大戦間期日本の製造業における同業組合の機能」『社会経済史学』58(5). 社会経済史学会, pp.609-639

の組合の設立地域の織物業の発展と製品の品質向上に大きく寄与するものである⁴⁵。

二つ目は「市場調査機能」であり、戦前期日本における情報ネットワークの一環を形成する重要な要素となるものである⁴⁶。市場調査機能は、市場に関する情報不足⁴⁷や情報の非対称性⁴⁸を解消する目的として、組織的に市場調査等を行うことである。特に中小製造業者にとっては、各々が市場調査を行うより、組織として市場調査を行い、情報を普及した方が合理的という情報財の性質⁴⁹に起因する。

三つ目は「評価公示機能」であり、共進会・品評会・協議会等の開催が技術の開発・普及と需要拡大とに大きく寄与するものとして、競技会の開催が技術の普及をもたらし、また、講評結果の製造業者へのフィード・バックを通じて技術力の向上と新製品の開発が行われ、新製品の開発が進めるものでも⁵⁰。

四つ目は「宣伝広告機能（需要創出機能）」であり、自らが「良質な製品の提供者」であることを示して、その製品に関する新しい需要を喚起するものである。また、製品の評判などを産地にフィード・

⁴⁵ 松本貴典（1993）「前掲同書」pp.610-615

⁴⁶ 松本貴典（1993）「前掲同書」pp.616-619

⁴⁷ 市場に対する情報不足によって、①最新情報が入手できず市場の需要状況に対応できない、②それによる新製品の開発と品質の改善が期待できない、③中間に存在する商人その他に左右されて経済的不利益を被る場合がある。

⁴⁸ 市場における情報の非対称性は、経済活動の効率性を低下させ、市場メカニズムの資源の最適配分を損なう。また偏在している情報を有する当事者は、その優位性から超過利潤を得るチャンスを獲得できる。こうしたことから情報の非対称性は「市場の失敗」の一因とされている。

⁴⁹ 情報財（市場の情報・嗜好）の生産（把握）に要する固定費用が非常に大きい、生産された情報財を複製して情報を広く普及させるための費用は非常に小さい。

⁵⁰ 松本貴典（1993）「両大戦間期日本の製造業における同業組合の機能」『社会経済史学』58(5). 社会経済史学会 pp.620-623。また、松本貴典（1993）は「評価公示機能」を「評価機能」と「公示機能」の二つに分けている。「評価機能」は出品物に対して審査と評価とを行い、それを通じて出品者間の競争を促し、ひいては品質の全体的な向上や新製品の開発または生産方法の改善を実現する機能。「公示機能」は出品物や参考品の展示を通じて、製品・生産物に体化されている技術情報を閲覧者及び出品者相互間に拡散し共有化させることによって、技術の普及と、需要者への情報の提供による市場の形成・拡大とを図る機能。松本貴典（1993）「前掲同書」pp.620-623

バックして、製品や技術の改良等を進めるものでもある⁵¹。

五つ目は「インフラストラクチャの整備機能」であり、講習所、伝習所、学校、試験場の設置のために、共鳴的依存関係を築き、地域における一定のイニシアティブを素早く形成し、土地・資金等の自己調達を図り、地域のバーゲイニング・パワーを形成するものである⁵²。共鳴的依存関係（responsive dependence）とは、日本の工業化の過程における地域社会と政府や地方自治会との関係のことである。政府や自治体によって地域振興施設・計画等が提示された場合、地域の政治的リーダーは政府－地域間の直接の交渉者となり、実業的リーダーは資金・設備の地域分担文を調達し、知識的リーダーは計画の立案に参加し助言を与える。こうした形で参加の機構が地域ぐるみで形成され、それが政府・自治体への懇願により、計画・施設などを地域社会に有利な方向へ誘導する。重要物産同業は、こうした関係を築くことに貢献したとされる⁵³。

六つ目は「共同事業」であり、重要物産同業組合では、金融事業や原料の共同購入・製品の共同販売等の事業を実施することが法的に禁じられているが、資金融通・コスト低減を求める組合員によって、産業組合法を援用して共同事業が実施していたことが報告されている⁵⁴。

こうした重要物産同業組合の機能については、松本（1993）の他に、当時の重要物産同業組合の目的を「弊害矯正」と「産業助長・育成」の二つを見出し、組合業務を抽出・整理した小野・飯田（1918）⁵⁵、埼玉県における織物業の重要物産同業組合の活動状況を分析し

⁵¹ 松本貴典（1993）「前掲同書」pp.623－626。また、松本貴典（1993）は、この宣伝広告機能について、評価公示機能と密接に関連しており、両者を明確に区分することは困難としている。松本貴典（1993）「前掲同書」p.627

⁵² 松本貴典（1993）「両大戦間期日本の製造業における同業組合の機能」『社会経済史学』58(5)。社会経済史学会 p.629

⁵³ 松本貴典（1993）「前掲同書」pp.627－632

⁵⁴ 松本貴典（1993）では福井県絹織物同業組合を例に挙げている。この組合の傘下に27の産業組合（購買販売組合）を組織し、1935年に国庫から時局救済資金を借り出し、福井県織物信用販売組合連合会を組織した。この連合会はその傘下において、産業組合による共同購入・共同販売を奨励した。松本貴典（1993）「前掲同書」pp.632-637

⁵⁵ 小野武夫・飯田勘一（1918）『最新重要物産同業組合法精義』清水書店

当該地域の組合が発揮した機能を抽出した白戸（2004）⁵⁶、重要物産同業組合の株仲間的機能を有していたとし、その機能がいかに政策的に規制されていたかを論じた藤田（1995）⁵⁷がそれぞれ挙げている。それぞれが挙げた機能を分類すると、表 1.3.2.1.に示したように、①製品検査機能、②技術改良機能、③市場調査機能、④評価公示機能、⑤宣伝広告機能、⑥社会インフラ整備機能、⑦市場介入機能、⑧雇用関係規制機能の 8 つに分けられた。

表 1.3.2.1. 重要物産同業組合が有する機能

機能	先行研究	小野・飯田 (1918)	松本 (1993)	藤田 (1995)	白戸 (2004)
製品検査機能		検査機能	製品検査機能	品質規制機能	製品検査機能
		規格統一機能	—	製品検査機能	—
技術改善機能		技術改善機能	—	—	技術改善支援
		—	—	—	品質向上機能
市場調査機能		市場調査機能	市場調査機能	—	市場調査機能
評価公示機能		評価公示機能	評価公示機能	—	—
宣伝広告機能		宣伝広告機能	宣伝広告機能	—	—
社会インフラ整備機能		社会インフラ整備機能	社会インフラ整備機能	—	—
市場介入機能		取引改善機能	共同事業	価格規制機能	生産調整機能
		—	—	—	—
雇用関係規制機能		雇用規制機能	—	雇用規制機能	雇用規制機能
		職工徒弟の保護奨励	—	賃金規制機能	—

資料) 小野武夫・飯田勘一(1918)、松本貴典(1993)、藤田貞一郎(1995)、白戸伸一(2004)をもとに筆者作成

1. 3. 3. 重要物産同業組合の普及状況

表 1.3.3.1.は 1905 年から 1937 年における主管別重要物産同業組合数である。

全体の組合数は 1929 年の 1586 組合がピークとなる。工務局管轄の組合は 1925 年(646 組合)をピークとし、1929 年には農務局(476 組合)、水産局(23 組合)、畜産局(11 組合)、蚕糸局(455 組合)、1933 年には商務局(303 組合)、山林局(170 組合)、貿易局(12 組合)、1937 年には経経済更生部(34 組合)がピークとなる。

⁵⁶ 白戸伸一(2004)『近代流通組織化政策の史的展開 - 埼玉における産地織物業の同業組合・産業組分析 -』, 日本経済評論社

⁵⁷ 藤田貞一郎(1995)『近代日本同業組合史論』清文堂出版

1937年時点における木炭・薪炭の同業組合は162(商29、山133)組合。商務局において約9.6%、山林局において約88.7%を占める。

図1.3.3.1.は主要な(組合数が10組合以上)重要物産同業組合の設置状況を示している。

「重要物産同業組合法」が施行された年である1900年には、輸出商品である「織物」、「漆及漆器」、農村の主要産物である「米穀」、「蚕糸業」などで組合が設立されている。「織物」は1924年に、「蚕糸業」は1928年にピークに達し、その後減少傾向に転じている。「漆及漆器」や「陶磁器」は一貫しておおよそ横ばいに推移しており、「米穀」は1909年以降まで増加傾向にあったが、その後ほぼ横ばいに推移している。農家の副業的産物である「木炭」、「柑橘」、「荒物・藁工品」は1918年ごろから増加傾向を示し、「柑橘」を抜いて1928年ごろからおおよそ横ばい・減少に推移している。「醤油・味噌及溜」も同様の傾向を示している。「材木」は「柑橘」と同様の傾向を示しており、一貫して増加傾向にある。

「木炭」は、1921年に「米穀」、1928年に「織物」、1937年に「蚕糸業」より多い組合数となり、1937年時点でわが国に最も組合数が多い重要物産同業組合であった。

表 1.3.3.1. 主管別同業組合数

局名	1905年	1909年	1917年	1921年	1925年	1929年	1933年	1937年
工務局	234	330	} 722	625	646	630	503	455
商務局	92	220		199	230	220	303	302
農務局	131	178	322	382	476	79	54	54
山林局	0	8	34	82	142	168	170	150
水産局	3	9	14	14	20	23	20	19
畜産局					11	11	8	10
蚕糸局						455	239	175
貿易局							12	12
経済更生部							31	34
合計	363	745	1092	1302	1525	1586	1340	1211

資料) 1909年 - 1933年の数値は白戸伸一(2004)『近代流通組織化政策の史的展開 - 埼玉における産地織物業の同業組合・産業組分析 -』p.99、1937年の数値は小池金之助(1939)『同業組合及準則組合』pp.1-2より引用。1905年の工務局、商務局、農務局、山林局、水産局および1909年の水産局の数値は農商務省(1913)『重要物産同業組合一覧』より筆者算出。

注1) 工務局、商務局、農務局、山林局、水産局は1886年、畜産局は1923年、蚕糸局は1929年、貿易局は1930年、経済更生部は1932年に新設された。

注2) 1917年は工務局と商務局の統合体として商工局が置かれていた

注3) 農務局主管の組合数について、1929年の急減は蚕糸局、1933年の減少は経済更生部の設置に伴う移管による。白戸伸一(2004)「前掲同書」p.98

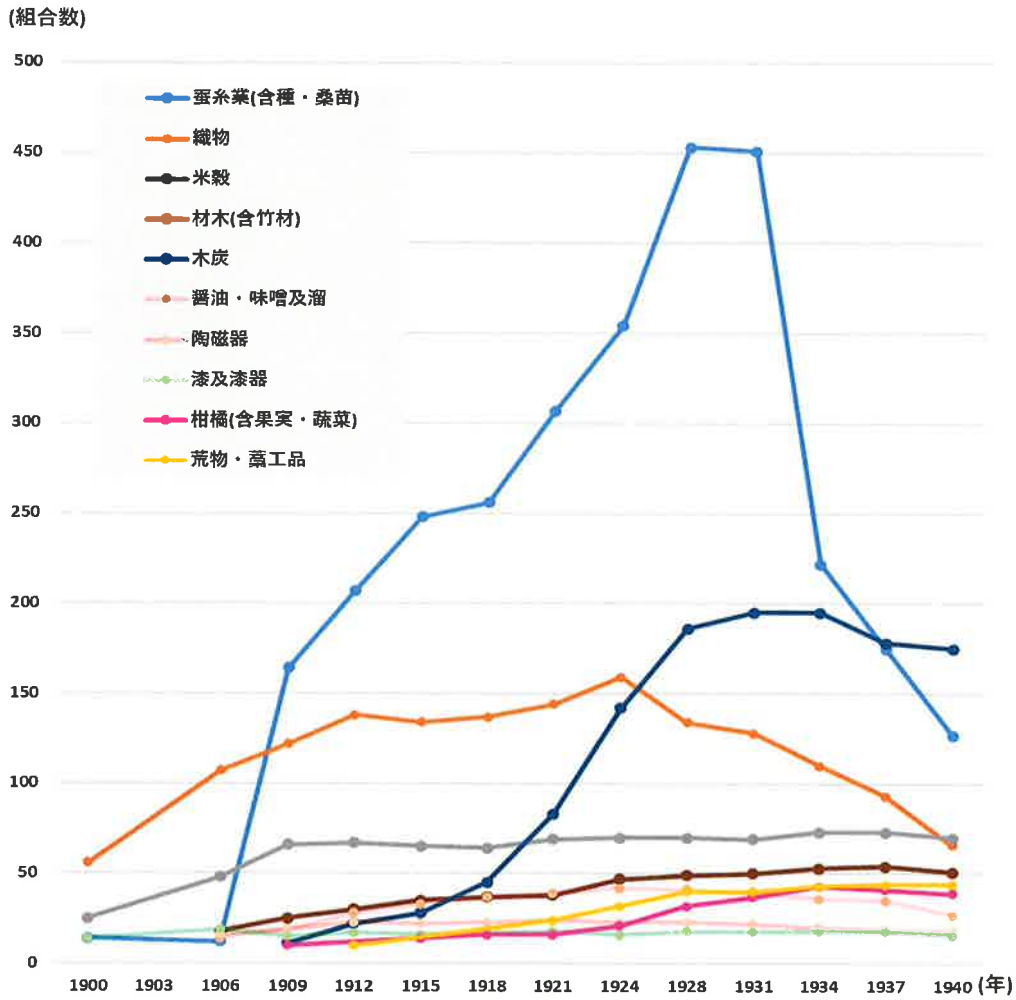


図 1.3.3.1. 主要な重要物産同業組合の設置状況

資料)白戸伸一(1981)「同業者組織化政策の展開工程－産業資本確立期における動向を中心として－」『明治大学大学院紀要 商学篇』第18集, 明治大学, p.80をもとに筆者作成。白戸伸一(1981)では、1912年、1924年は『日本経済統計総覧』の数値を使用、それ以外は各年の『重要物産同業組合一覧』の数値を使用。1906年における業種別組合数は、主として商工業に属する組合数であり、かつまた連合会も含まれている。

表 1.3.3.2.は重要物産同業組合に対する補助金の支給状況および支給件数を示している。支給割合は約 20%～40%であり、不況期（1921年と1929年）に割合が大きい。

主管別では農務、山林局管轄下の組合の過半数に補助がなされている。輸出産業に属する組合（蚕糸業、織物）と農村副業に関する組合（木炭、果物、荒物・藁工品）に補助がなされている⁵⁸。

木炭は、1917年で約 39%（14/36 組合）、1921年で約 40%（27/67 組合）、1925年で約 44%（67/152 組合）、1929年で約 42%（75/179 組合）、1933年で約 41%（73/178 組合）の約 40%～45%の組合に補助金が支給されていた。

表 1.3.3.3.は組合地区内製造または販売額が 100 万円を超えている組合の数を示している。

織物業の同業組合の過半数は 100 万円を超えており、米穀も約 40%～50%を占めている。一方、蚕糸や木炭は組合数に比較して 100 万円を超える組合は少ない。蚕糸は約 20%～35%、木炭は約 5%～15%を占めていることから、比較的小規模な組合が多数設立していることが確認できる。

主管局別では商務局主管組合が製造または販売額の点で大きく、農務局、山林局主管がいっそう零細であった⁵⁹。

最後に、これまで述べてきた木炭重要物産同業組合についてまとめると次のようになる。重要物産同業組合に対する補助金支給割合は 20～40%であり、特に不況期に割合が多かったが、木炭は 1917 年以降 40%以上の割合で推移しており、全産業中で高い補助金支給割合であった。また、木炭は全品種に比べて組合数が多く、山林局において約 88%、商務局においても約 10%を占めていた。しかし、組合の生産額または販売額が 100 万円を超える組合は約 5%～15%であり、他の産業と比較すると割合が小さく、組合規模が小さい組合が多かった分野であった。

⁵⁸ 輸出振興という位置付けに加えて、1920年代後半より農山村の不況対策および、零細商業者に対する援助という位置付けがなされたのではないかと指摘している。白戸伸一（2004）『近代流通組織化政策の史的展開－埼玉における産地織物業の同業組合・産業組合分析－』日本経済評論社, pp.100-101

⁵⁹ 白戸伸一（2004）『前掲同書』, p.101

表 1.3.3.2. 主管局別にみた補助金支給状況及び支給件数の多い業種

局名	1905年	(%)	1909年	(%)	1917年	(%)	1921年	(%)	1925年	(%)	1929年	(%)	1933年	(%)
工務局			101	30.6			227	36.3	186	28.8	187	29.7	191	37.9
商務局			8	3.6	166	23	17	8.5	34	14.8	30	13.7	28	9.2
農務局			94	52.8	170	52.8	229	59.9	177	35.8	42	53.2	29	53.7
山林局			5	62.5	17	50	31	37.8	61	42.9	76	45.3	74	58.7
水産局					8	57.1	8	57.1	5	25	11	47.8	10	50
畜産局									1	9.1	5	45.5		
蚕糸局											269	59.1	29	12.1
経済更生部													11	35.5
合計	72	19.8	208	27.9	361	33.1	512	39.3	464	30.1	620	39.1	372	27.8
1位	織物業		蚕糸業		蚕糸業		蚕糸業		蚕糸業		蚕糸業		織物業	
	35	48.6	91	43.8	141	39.1	198	38.7	153	33	269	43.4	77	20.7
2位	製紙業		織物業		織物業		織物業		織物業		織物業		木炭製・販	
	9	12.5	57	27.4	66	18.3	80	15.6	92	19.8	89	14.4	73	19.6
3位	陶磁器		陶磁器		製紙業		木炭製・販		木炭製・販		木炭製・販		蚕糸業	
	8	11.1	12	5.8	16	4.4	27	5.3	67	14.4	75	12.1	29	7.8
4位	花筵類		製紙業		果物裁・販		陶磁器		製紙業		荒物・薬工		果物裁・販	
	5	6.9	11	5.3	15	4.2	17	3.3	14	3	18	2.9	17	4.6
5位	麦稈真田		花筵類		木炭製・販		製紙業		陶磁器		果物裁・販		花筵類	
	4	5.6	8	3.8	14	3.9	17	3.3	10	2.2	14	2.3	14	3.8
6位													荒物・薬工	
													14	3.8

資料) 白戸伸一(2004)『近代流通組織化政策の史的展開－埼玉における産地織物業の同業組合・産業組合分析－』日本経済評論社 p.100より引用。白戸(2004)では、各年の『重要物産同業組合一覧』より算定されている。ただし1925年農務局主管組合数は同年報告が著しく不備のため1926年の数値を使用。

注) 主管局別欄は対主管組合数、合計欄の比率は対組合総数、順位別欄の比率は対補助金支給組合数。

表 1.3.3.3. 組合地区内生産または販売額が 100 万円以上の組合数

業種	1905年	(%)	1909年	(%)	1917年	(%)	1921年	(%)	1925年	(%)	1929年	(%)	1933年	(%)
織物製造・販売	22	41.5	54	30.7	60	26.1	95	21.1	92	20	92	18.5	62	18.7
蚕糸業	5	9.4	26	14.8	47	20.4	70	15.5	78	17	88	17.7	11	3.3
米穀取扱業	5	9.4	22	12.5	24	10.4	36	8	27	5.9	30	6	33	9.9
木炭製造・販売業					3	1.3	15	3.3	29	6.3	19	3.8	12	3.6
荒物・藁工品 製造・販売業							2	0.4	2	0.4	7	1.4	9	2.7
陶磁器製造・ 販売業			3	1.7	2	0.9	9	2	9	2	8	1.6	8	2.4
麦稈・真田製造・ 販売業	3	5.7	3	1.7	4	17.4	3	0.7	6	1.3	2	0.4		
合計 (他業種も含む)	53	100	176	100	230	100	451	100	459	100	498	100	332	100

資料) 白戸伸一(2004)『近代流通組織化政策の史的展開－埼玉における産地織物業の同業組合・産業組合分析－』日本経済評論社 p.100より引用。

注) 各年『重要物産同業組合一覧』より算定。ただし1925年農務局主管組合数は同年報告が著しく不備のため1926年の数値を使用。

2. 1. 近代日本における木炭産業

本章では、木炭重要物産同業組合が木炭産業の動向（木炭需給動向、経済社会の変遷）および木炭政策の展開とどのような関連をもっていたかを明らかにする。

第1節において当時の木炭産業について概観し、木炭産業が当時直面していた問題について抽出する。近代期の木炭は、家庭用燃料および軍需を含む産業用燃料と様々な需要があった。こうした需要は、近代期の木炭産業は、都市部の発展、戦時経済、不況・恐慌などを背景に木炭の生産量・価格が増減し、粗製乱造、市場拡大（新規参入者の増加）、燃料需要の変化への対応が求められていた。また、製炭者と商人との木炭取引構造において前期的雇用形態および情報の非対称性が存在し、商人優位な状態にあった。

第2節において既往研究における木炭重要物産同業組合に対する評価を研究論文、各地の木炭史誌、当時の木炭産業の業界団体であった大日本木炭協会が刊行していた雑誌から抽出する。各地の木炭史誌、業界団体誌からは、木炭重要物産同業組合像が浮かび上がる。既往研究の整理から、木炭重要物産同業組合に対して、生産流通構造の改善のために「弊害矯正」および「産業助長」に取り組む商人らが主体となって結成した組織という組織像が確認される。また、組織の成果と限界についても指摘されている。

第3節において木炭政策の展開および木炭政策に関連する各種法令における木炭重要物産同業組合の位置付けを明らかにする。政府は、先述の木炭産業が直面した問題への対応および木炭産業の振興策として、製炭指導および講習会の開催の奨励・補助、製炭窯や木炭倉庫の設置に対する補助、木炭規格の統一、製炭者保護を実施した。また戦時化において木炭統制（価格・配給・規格統制および増産）を実施した。木炭重要物産同業組合は、こうした政策の担い手であり、また補助金の受皿でもあった。一方で政府からは古い体質の組織ともみなされていた。木炭政策における産業組合優遇施策や木炭統制の際には存続の危機に迫られた木炭重要物産同業組合側は反対運動を起こし、しばしば政府に対応を迫っていた。

2. 1. 1. 木炭需要の変遷

木炭の需要の変遷と生産地および消費地の広がりについて概観すると、次のとおりとなる。

鎌倉時代には、宮中などの暖房用や鑄造、武具や甲冑の製造などの金属加工用として木炭が使用されており、安房(千葉県)、相模(神奈川県)、伊豆(静岡県)などの産地が形成されている⁶⁰。また、炭竈氏と名のる専門職が現れており、冬の農閑期の副業として農民にも製炭が定着している⁶¹。さらに、一定の場所に市が立ち、木炭商人が生まれ、炭座もつくられており、幕府は木炭商人に特権を与え、木炭商人は幕府に納税して、炭座を確保した⁶²。このように、局所的ではあるが、鎌倉時代には既に木炭の生産および流通、さらに同業者組合も設立されている。

室町時代以降、木炭の産地は全国各地に形成される。有名製炭地と銘柄は、大和(奈良県)に長谷炭、山城(京都府)に小野炭や大原炭など、和泉・河内・摂津(大阪府)にそれぞれ横山炭・光滝炭・池田炭、下野(栃木県)に佐野炭、上野(群馬県)に吾妻炭、武蔵(埼玉県)に秩父炭、武蔵(東京都)に八王子炭、相模(神奈川県)に煤ヶ谷炭、土佐(高知県)に土佐炭、紀伊(和歌山県)に熊野炭、下総(千葉県)に佐倉炭、上総(千葉県)に久留里炭、伊豆(静岡県)に天城炭、加賀(石川県)に能登炭となる⁶³。また中国地方の諸県などで製鉄、金属加工用に大量に木炭が生産されていた⁶⁴。

江戸時代になると、一般庶民の生活レベルが向上したことで、炊事、暖房燃料として木炭の使用が増加し、また茶の湯の習慣が一般に普及したことで、これに適する各種の器具類や火鉢、こたつ、あんかななどの燃焼器具も考案されるなど、木炭は庶民生活に深く浸透した⁶⁵。

⁶⁰ 岸本定吉(1976)『炭』丸ノ内出版 p.25

⁶¹ 岸本定吉(1976)『前掲同書』p.25

⁶² 岸本定吉(1976)『前掲同書』p.25

⁶³ 岸本定吉(1976)『前掲同書』丸ノ内出版 p.26

⁶⁴ 岸本定吉(1976)『前掲同書』p.26。なお、江戸時代においては、東北地方の南部藩や仙台藩でも製鉄業が行われおり、土佐藩や薩摩藩でも行われていた跡がある(岸本(1976)『前掲同書』p.181)。ここでいう製鉄業とはタタラ製鉄法が用いられたものであり、とくに中国地方のタタラ製鉄の盛衰については、鳥取県木炭誌編集委員会(1975)および中尾鑛(執筆代表)・島根木炭史編集委員会(編集)(1982)において詳述されている。鳥取県木炭誌編集委員会(1975)『鳥取県木炭誌』鳥取県薪炭協会、中尾鑛(執筆代表)・島根木炭史編集委員会(編集)(1982)『島根の木炭産業史』島根県木炭協会

⁶⁵ 岸本定吉(1976)『炭』p.26

ただし、明治期に入っても、農民の厨房用・採暖用はもちろん都市の一般庶民の厨房用はほとんど薪で賄われ、木炭は都市の上流層における採暖・厨房用や商店における食品加工用にしようされており、一般の家庭に使用されるようになるのは、東京においても明治40年代であった⁶⁶。

ここで、本研究の対象となる近代期における炭材および薪材の国内生産量（推計値）の推移を確認する。図2.1.1.1は1880年－1950年における炭材および薪材の国内生産量の推移を示した。薪材の生産量が常に炭材の生産量を上回っていることがわかる。しかし、1900年から1905年にかけては薪材の生産量が著しく減少し、その後も減少傾向を示している。一方で、炭材の生産量は1880年から増加傾向を示している。

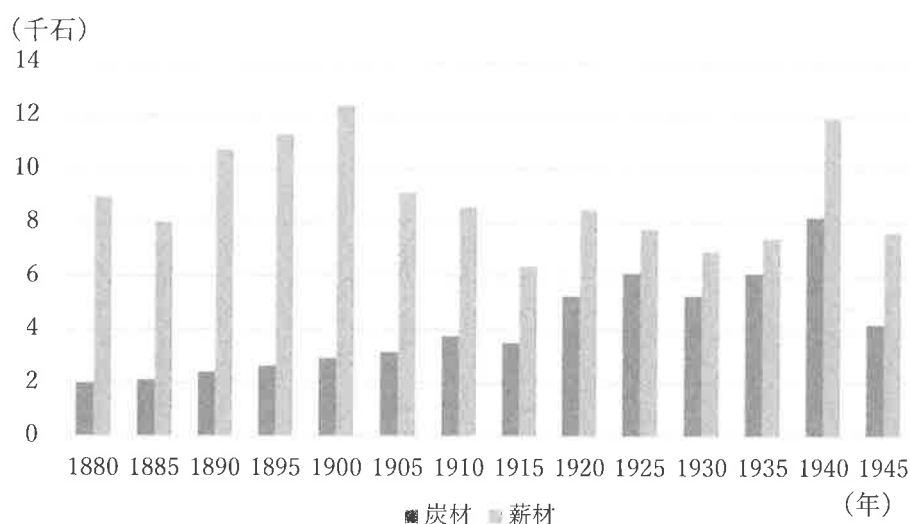


図2.1.1.1. 炭材および薪材の国内生産量の推移

資料) 大川一司編・梅村又次著(1966)「農林業(長期経済統計9)」: 15-18, 120-123, 248-249. をもとに作成した。

注1) 資料では、木炭(単位t)、薪(積層石)で数値が掲載されており、石(単位)への換算方法が記載されていなかったが、本書16ページにおいて石単位のグラフが掲載されており、1880年の炭材が約2千石、同年の薪材が約9千石であったため、この値を用いて換算した。

⁶⁶ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『日本林業発達史 - 農業恐慌・戦時統制期の過程 -』大日本山林会 p.346

明治期以降、とくに 1900 年代に入ると、鉄道の拡充により産地がさらに全国的に拡散し、生産も大規模化しただけでなく、まったく新たな地方が産地として登場するに至った⁶⁷。一方、産業用としての需要は、近代鉄鋼業の導入と定着過程において、これまで製鉄用に生産されていた木炭が急速に衰退したが、養蚕・製茶業や製糸・織物業、冶金・鍛冶・鋳物業などの工業用、漆器などの研磨用としての需要が増加した⁶⁸。1918 年（大正 8 年）における木炭消費量および割合は、家庭用が 6 億 7,800 万貫（≒254 万 t）で 66%、産業用が 2 億 6,900 万貫（≒101 万 t）で 26%、病院や官庁などの公共設備用が 8,200 万貫（≒31 万 t）で 8%であった⁶⁹。

昭和期に入ると、家庭用燃料として煉炭やガスが普及しはじめたが、家庭用燃料全体の消費量自体が拡大していたため、木炭需要の大きな減退には至らなかった⁷⁰。さらに、1931 年に満州事変が発生し、わが国の大陸への進出範囲が拡大するにつれて、工業用その他の需要が年々増加した⁷¹。戦時経済の突入により、石油や石炭の代替燃料として木炭が注目され⁷²、木炭から燃焼ガスを発生させてエ

⁶⁷ 赤羽（1970）『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から－』日本林業調査会 p.157

⁶⁸ 高嶋雅明（1979）「木炭史覚書：木炭用途に関する史的素描と若干の文献拾遺」『エネルギー史研究：石炭を中心として』第 10 巻，エネルギー史研究会 p.65

⁶⁹ 高嶋雅明（1979）「前掲同書」p.65。高嶋雅明（1979）では、帝国森林会（1923）『本邦木炭需給調査概要』および鉄道省運輸局（1925）『木炭ニ関スル経済調査』に掲載された統計資料をもとにしている。また同論文において、一家庭用燃料、学校・官公庁用燃料（公共設備用）、産業用のうち雑業（旅館・飲食店）と商業用をあわせたものを「一般燃料用」とすると、全消費量の 8 割以上が「一般燃料用」であり、農林水産業用が 1 割程度、工業用は 1 割程度となることを述べている。

⁷⁰ 高嶋雅明（1979）「前掲同書」p.66

⁷¹ 農林省大臣官房総務課編（1963）『農林行政史 第 5 卷上』農林協会，p.441。

⁷² 農林省大臣官房総務課編（1963）において、「第一次世界大戦に際しては木炭界にもその影響が波及するようになった。すなわち戦争によるガソリンの払底は、代用ガス燃料として木炭の可能性が認識されたほか、製鉄精錬その他の軍需生産工業用としてさうとう重大な役柄をもつことが現実に立証された」とある。1930 年からの軍需生産工業用の増加や瓦斯用木炭関連の研究が『山林』誌や『大日本木炭協会報』で盛んに取り上げられるその前から、こうした需要に注目があつたことが窺える。農林省大臣官房総務課編（1963）『前掲同書』農林協会，p.435

ンジンを稼働させるという用途としてのガス用木炭の需要が当時の工業用の需要に匹敵するほど増大した⁷³。

こうした指摘を確認するため、1926年度－1945年度における木炭の用途別消費量および割合の推移を図 2.1.1.2.に示した。まず、家庭用の消費量が増加傾向を示していることから、煉炭やガスの普及によって木炭の消費量が減退することはなかったことがわかる。次に、ガス用の消費量が1935年から増加しはじめ、1938年には工業用に匹敵していたことがわかる。最後に産業用（家庭用を除く工業用からその他用までの合計）の消費量の推移は、1928年度までは増加傾向を示していたが、1929年、および1930年に減少した。1931年から1936年にかけて増加傾向に転じ、1937年と1938年に一度停滞するが、1939年と1940年に再び増加した。しかし、1941年からは減少傾向に転じている。こうした傾向は、工業用、農林漁業用、その他用の傾向と概ね類似している。

近代期における木炭の需要の変遷については、①家庭用（一般燃料用）需要の増加、②製鉄用需要の停滞・減少、③産業用需要の多様化（農林水産業用、化学工業用・燃焼ガス発生用の登場）および需要量の停滞・増加の3点が生じていたことが考えられる。また、近代期は、近世以前からの生産地・消費地と新たに登場した生産地・消費地が混在していた時期であった。こうした需要の変遷を辿った近代期の木炭産業の動向については、本章第3節において改めて論じる。

最後に、近代期における炭材および用材（建築用木材・パルプ用木材）の国内生産量（推計値）の推移を比較する。図 2.1.1.3.は1880年－1950年における炭材および用材の国内生産量（推計値）の推移を示している。1890年を除き、用材の生産量が炭材の生産量を上回っているが、1880年－1890年、1925年－1930年においては用材生産量と炭材生産量が同等程度であり、第二次世界大戦期にあたる1940年－1945年を除いては、用材生産量と木炭生産量の差がおおよそ100万 m^3 ～500万 m^3 である。薪と木炭を合わせて燃材の生産量として用材の生産量と比較すれば、燃材の生産量の方が用材の生産

⁷³ 高嶋雅明（1979）「木炭史覚書：木炭用途に関する史的素描と若干の文献拾遺」『エネルギー史研究：石炭を中心として』第10巻，エネルギー史研究会 p.66

量を上回っている。また、当時様々な産業に木炭が関わっていたことから、近代期の森林利用や林産物利用について、木炭は充分注目するに値する。

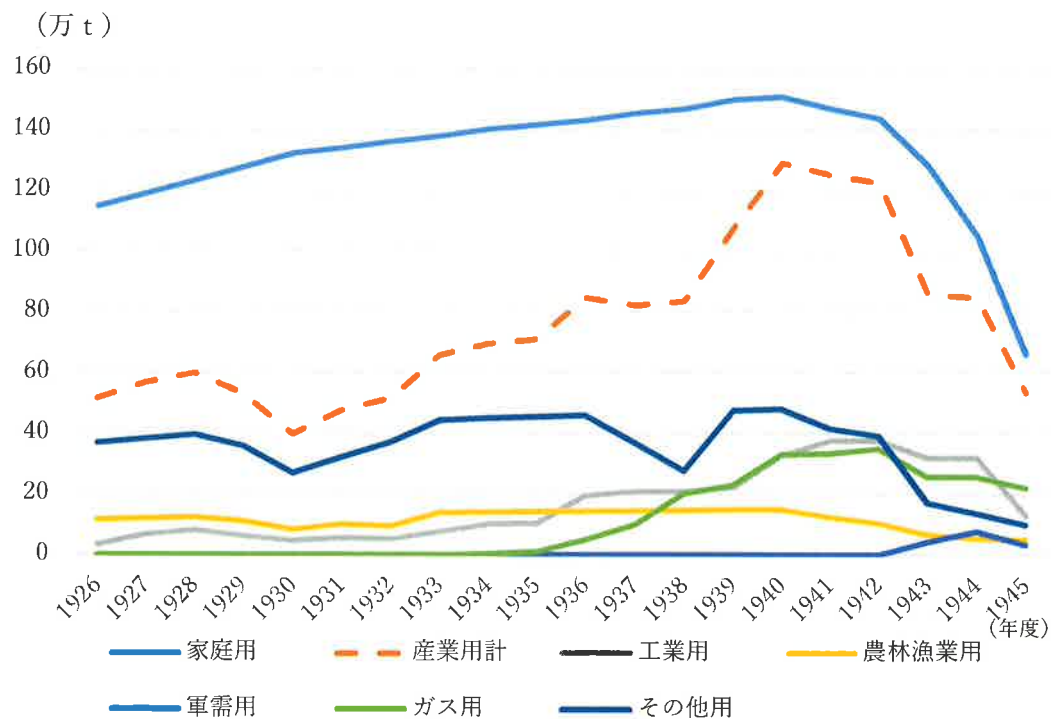


図2.1.1.2. 木炭の用途別消費量の推移
(1926年度－1945年度)

資料) 高松信済 (1957) 『林業発達史資料第 69 号 木炭生産・流通の推移と薪炭統制政策』林業発達史調査会, 付表 3 を基に筆者作成

注 1) 「産業用計」は工業用、農林漁業用、軍需用、ガス用、その他用の合計値

注 2) 引用元は物価庁編 (1950 年) 「物価統制資料集 (第 4 分冊)」の数値を使用

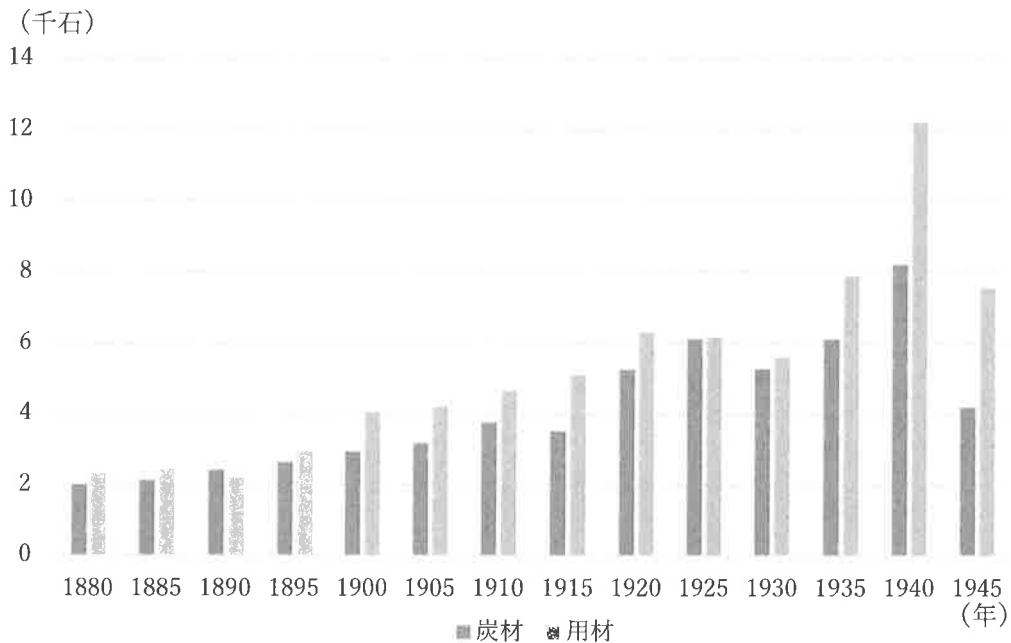


図2.1.1.3.炭材と用材の国内生産量の推移

資料) 大川一司編・梅村又次著(1966)「農林業(長期経済統計9)」: 15-18,120-123,238-239,248-249をもとに筆者作成

注1) 用材は建築用、家具建具日用雑貨用、公共事業用、運輸・通信事業用、電力事業用、鉱業用、機械器具用、包装用、パルプ用、合・単板用、軍需用の11部門。

注2) 資料では、木炭(単位t)、で数値が掲載されており、石(単位)への換算方法が記載されていなかったが、本書16ページにおいて石単位のグラフが掲載されており、1880年の炭材が約2千石であったため、この値を用いて換算した。

注3) 資料では、炭材の国内消費量の数値が掲載されているが、近代期において木炭の輸入量は比較的僅少であったため、そのまま国内生産量とした。

2. 1. 2. 木炭の商品的特徴

太田研太郎（1958）は、林産物の商品的特徴として、①農林水産物の中でも商品としての規格化が困難であること、②産地が散らばっていること、③商品が嵩張ること、④商人による商品知識の独占によって市場取引上多くのくせがあること、⑤用途が様々であることを挙げている⁷⁴。

また、木炭の商品的特徴として、生産面では、①農家の副業形態が支配的で近代的生産方式が成立しないこと、②製炭技術にムラがあって品質に統一がないこと、③副業生産による季節性の制約が大きいことを挙げている。流通面では、①生産者の原木資金、築窯資金調達の困難であるために、商人資本との隷属関係が生まれやすい、②生産者も一般大衆消費者も流通業者によって影響を受け、市場知識が商人資本に托（原文ママ）ねられることを挙げている⁷⁵。さらに、需要面では、①家庭の冬季必需品（生産の季節性供給との不一致）であるため、需給調節は著しく円滑を欠くこと、②世界に見られない良質の木炭が需要され、これに応じた広範囲のグレードが商人により、産地によって与えられることを挙げている⁷⁶。また、こうした特徴を持つことから、木炭が業者思惑による投機対象になり易いことが指摘される⁷⁷。

2. 1. 3. 木炭産業の構造

本研究では、木炭産業を研究対象としている。本項では、本研究にける木炭産業の定義をについて論じていく。本研究では、木炭産業を「木炭の製造および販売に関わる産業の総称」と定義した。現在の「日本標準産業分類⁷⁸」（2023年6月改定版）では、木炭の製造

⁷⁴太田研太郎（1958）「第3章 林産物の流通と秩序」太田勇治郎『日本林業の構造と秩序』林業近代化研究会 p.113

⁷⁵ 太田（1958）「前掲同書」 p.131

⁷⁶ 太田（1958）「前掲同書」 p.131

⁷⁷ 太田（1958）「前掲同書」 p.131

⁷⁸ 本分類では産業を「財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を統合したものであり、実際上は、同種の経済活動を営む事業所の総合体」と定義している。また、産業の分類の基準を「①生産に投入される財又はサービスの種類、②財又はサービスの生産方法（設備又は技術等）、③生産される財又はサービスの特徴（用途又は機能）」としている。

を行う事業所⁷⁹は「大分類 A-農業、林業」の「中分類 02-林業」に含まれており⁸⁰、「小分類 023-特用林産物生産（きのこ類の栽培を除く）」の「細分類 0231-製薪炭業」および、「小分類 024-林業サービス業」の「細分類 0249-その他の林業サービス業」に該当する。「細分類 0231-製薪炭業」は「直営による薪の製造又は木炭の製造を主として行う事業所をいう。ただし、他人に雇われて木炭を製造する焼子は事業所としない」と定義されている。後半部分は「細分類 0249-その他の林業サービス業⁸¹」に分類されている。

このように、林業という産業の中に、木炭の製造を行う事業所（その総合体＝木炭産業）が含まれている⁸²こととなり、木炭の販売を行う事業所は含まれていない。

一方で、奥野(1939)は、(近代期の：筆者注)林業(＝木材生産)や製材業およびベニヤ板製造業は、木材商業に従属あるいはその一部であるとの主張から、「木材業とは商品としての木材を売買し、または製造して売買する者、またはこれが売買の取扱いを為す」業者・業態と定義している。木炭製造業においても、木炭商業に従属あるいはその一部であると指摘されている⁸³。奥野(1939)による木材業の表現を用いれば、木炭業は「商品としての木炭を売買し、または

⁷⁹ 「日本標準産業分類」(2023年6月改定版)における事業所は、「経済活動の場所的単位であり、原則としてその経済活動に次の二つの要件が備わっているものをいう。(1) 単一の経営主体により、一区画を占めて行われていること。(2) その区画において、人及び設備を有して継続的に行われていること。」と定義されている。

⁸⁰ 「中分類 B-林業」は、「山林用苗木の育成・植栽、林木の保育・保護、林木からの素材生産、薪及び木炭の製造、樹脂、樹皮、その他の林産物の採集及び林業に直接関係するサービス業務並びに野生動物の狩猟などを行う事業所(傍点：筆者)」と説明されている。

⁸¹ 「他に分類されない主として請負で炭焼、山番などの林業に附帯するサービスを提供する事業所をいう」と定義されており、薪請負製造業、炭焼請負業、炭質焼業、山番業が該当する(傍点：筆者)。

⁸² 木炭の生産構造について経済学を用いて分析した赤羽(1970)も、原木の採取条件が主要な規定条件となっているため木炭生産は林業に分類されると指摘している。赤羽武(1970)『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から－』日本林業調査会、p29

⁸³ 福島康記(1961)「木炭生産の構造」、倉沢博編『日本林業の生産構造 第5章その2』地球出版、日向木炭編纂委員会(1965)『日向木炭史』宮崎県、赤羽武(1970)『前掲同書』など。

製造して売買する者、またはこれが売買の取扱いを為す業態・業者」といえる。

木炭製造業に従属あるいはその一部であることについては、次の様な説明がされている。

まず木炭製造業の構造を論じる。木炭製造業は木炭の原料となる木材(以下、製炭原木)を入手し、炭化させ、梱包し、搬出するまでの営みである。梱包は木炭の商品的価値を高める営みであり、搬出は木炭を交換・取引きの場所(市場)に運ぶ営みであることから、ここでは製炭原木の入手から木炭を生産するまでの工程に注目する。

木炭製造業には、製炭原木の入手工程(原木生産工程=林業)と炭化工程(木材加工業)がある。この製炭原木の入手工程は、自ら入手を行う場合と他者から入手する場合があることから、木炭製造業には製炭原木の「生産工程→炭化工程」の2工程を要する形態と「炭化工程」の1工程を要する形態が存在する。

「生産工程→炭化工程」は林業と木材加工業となり別々の経営主体が存在しえる。しかし、製炭業においては同一の製炭者あるいは経営主体が担うことが一般となっており、その理由について赤羽武(1970)は、①わが国木炭生産が世界で特異な家庭用木炭の生産であること、②それ故、加工工程における主要な生産手段である炭窯が、きわめて原始的-生(ナマ)の労働の集積で、生産力格差を生み出すものではないこと、③生産力が原木の採取条件に規定されていること(原木の樹種、材種、径級、位置など)、④したがって、より品質がよく、より生産費が小さく、生産性の高い木炭を生産するためには、必然的によりよい条件の原木を採取しようとする要求が生まれること、⑤原木の採取、加工工程の全工程を通じて小農的技術がもっとも好適な技術になっていることの5つを挙げている⁸⁴。

こうした特徴をもつ木炭製造業について、赤羽武(1970)では、木炭を自由に販売できる自営製炭業と、いわゆる雇用形態を結んで他人を用いて焼いた木炭を自由に販売できる事業製炭業に分けられるとしている(表2.1.3.1.参照)。また、製炭原木の入手方法(取引形態)によって製炭業を分類すると次のようになる(表2.1.3.2.参照)。

⁸⁴ 赤羽武(1970)『山村経済の解体と再編-木炭生産の構造とその展開過程から-』日本林業調査会。p.29

表 2.1.3.1.木炭生産の経営形態

名称	経営形態	経営主体	製炭形態
自営製炭業	家族経営的	自分	自家労働 (自分のみ or 自分と家族)
事業製炭業	企業経営的	自分	自分と他人 or 他人のみ

資料) 赤羽武 (1970)『山村経済の解体と再編 - 木炭生産の構造とその展開過程から -』日本林業調査会を参考に筆者作成

表 2.1.3.2.原木所有と取引形態による製炭業の経営形態の分類

原木の所在	取引形態	製炭業の経営形態
自己	なし	自営製炭業
他者	購入	自営製炭業
他者	前借り	事業製炭業
他者	現物取引	事業製炭業

資料) 赤羽武 (1970)『山村経済の解体と再編 - 木炭生産の構造とその展開過程から -』日本林業調査会を参考に筆者作成

自家労働による製炭であっても、取引形態が資金・資材の前借りや現物取引（原木所有者から原木を譲り受けて製炭を行い、その所有者に木炭として返す。その際に原木と木炭の差額が支払われる）であれば、製炭者はその取引相手との従属的な関係が結ばれてしまう。つまり、これら取引形態における製炭業は、原木所有者によって営まれる事業製炭業と見なすことができる。

このように、製炭業においては製炭原木の所有（取引）形態および製炭労働者と経営主体との関係によって経営形態が異なっている。ここで、製炭原木の所有者および経営主体として木炭販売業者が登場する。

近代期の木炭産業は、木炭製造業と木炭商業、製炭者と木炭商人にはこうした関係が結ばれていた状況の中で、木炭重要物産同業組合が設立しており、また木炭政策が展開している。こうしたことから、本研究では木炭産業を「木炭の製造および販売に関わる産業の総称」と定義した。

2. 1. 4. 木炭産業の動向

図 2.1.4.1.には木炭生産量の推移を示した。1900 年以降、1900 年の 110 万 t を下回ることはなく、1 次ピークの 1909 年に 143 万 t (1900 年の約 1.3 倍)、2 次ピークの 1924 年に 239 万 t (1900 年の約 2.2 倍)、3 次ピークの 1940 年に 308 万 t (1900 年の約 2.8 倍) となっている。傾向としては、① 1900 年 - 1914 年が微増 (110 万 t → 126 万 t、約 1.1 倍、年平均 1 万 t 増)、② 1915 ~ 24 年が増加 (126 万 t → 239 万 t、約 1.9 倍、年平均 11 万 t 増)、③ 1925 年 - 1931 年が減少 (239 万 t → 191 万 t、約 0.8 倍、年平均 7 万 t 減)、④ 1932 年 - 1934 年が増加 (191 万 t → 230 万 t、約 1.2 倍、年平均 13 万 t 増)、⑤ 1935 年 - 1938 年が停滞 (230 万 t → 239 万 t、約 1.0 倍、年平均 2 万 t 増)、⑥ 1939 年 - 1940 年が増加 (239 万 t → 308 万 t、約 1.3 倍、年平均 35 万 t 増)、⑦ 1941 年 - 1945 年が減少 (308 万 t → 157 万 t、約 0.5 倍、年平均 30 万 t 減) と区分できる。

図 2.1.4.2.には図 - 2 には 1900 年の値を 100 とした木炭卸売価格指数の推移を示した。1900 年以降、1906 年まで 88 ~ 94 の値で推移したが、1907 年以降は 1900 年の値を下回ることはなく、1 次ピークの 1908 年に 126、2 次ピークの 1920 年に 391、3 次ピークの 1945 年に 569 となっている。傾向としては、① 1900 年 - 1904 年まで微減 (100 → 88)、② 1905 年 - 1916 年まで微増 (88 → 114)、④ 1917 年 - 1920 年に増加 (114 → 291)、④ 1921 年 - 1932 年まで減少 (291 → 149) したが、⑤ 1933 年 - 1945 年に増加 (149 → 569) と区分することができる。

こうした傾向を示した背景として、① (1900 年 - 1913 年) 都市の拡大や鉄道 of 拡張にともなう木炭市場の拡大、② (1914 年 - 1920 年) 第一次世界大戦による軍事関連産業の興隆、③ (1921 - 1931 年) 第一次世界大戦後不況および代替燃料の普及や輸入炭の増加、④ (1932 年 - 1936 年) 農村恐慌に対する経済更生施策としての製炭業への助成・介入、⑤ (1937 年 - 1945 年) 第二次世界大戦による統制経済がある⁸⁵。

本稿では、① 第一次世界大戦前期 (1900 年 - 1913 年)、② 第一次世界大戦期 (1914 年 - 1920 年)、③ 第一次世界大戦後不況期 (1921

⁸⁵ 赤羽武 (1970) 『山村経済の解体と再編 - 木炭生産の構造とその展開過程から -』 日本林業調査会, pp147 - 257.

年－1930年)、④経済更生期(1931年－1936年)、⑤第二次世界大戦期(1937年－1945年)とした(表2.1.4.1.)⁸⁶。

木炭生産量と木炭卸売価格の推移の画期を比較すると、1900年－1904年と1921年－1924年に生産量増・卸売価格指数減、1941年－1945年に生産量減・卸売価格指数増と、相反する傾向を示した時期が確認された。前者の傾向については、不況時において他産業から流入者が増加し、かつ価格低下を量で補うという木炭産業の性格が現れており、後者は、当時実施された価格統制や増産施策、徴兵や軍需工場への流出による製炭者数の減少が要因として挙げられている⁸⁷。

⁸⁶ なお、赤羽(1970)では、わが国の資本主義の軌跡と併せて、①資本主義の生成、確立期－木炭生産の漸増期(1907年まで)、②資本主義の発展期－木炭生産の増大期(1908年－1920年)、③資本主義の停滞期－木炭生産の停滞、減少期(1921年－1931年)、④資本主義の回復期－木炭生産の伸展期(1932年－1936年)、⑤戦時経済期－木炭生産の激増と激減期(1937年－1945年)と画期している。赤羽武(1970)『前掲同書』, pp148 - 149.

⁸⁷ 赤羽武(1970)『前掲同書』, pp169 - 171.

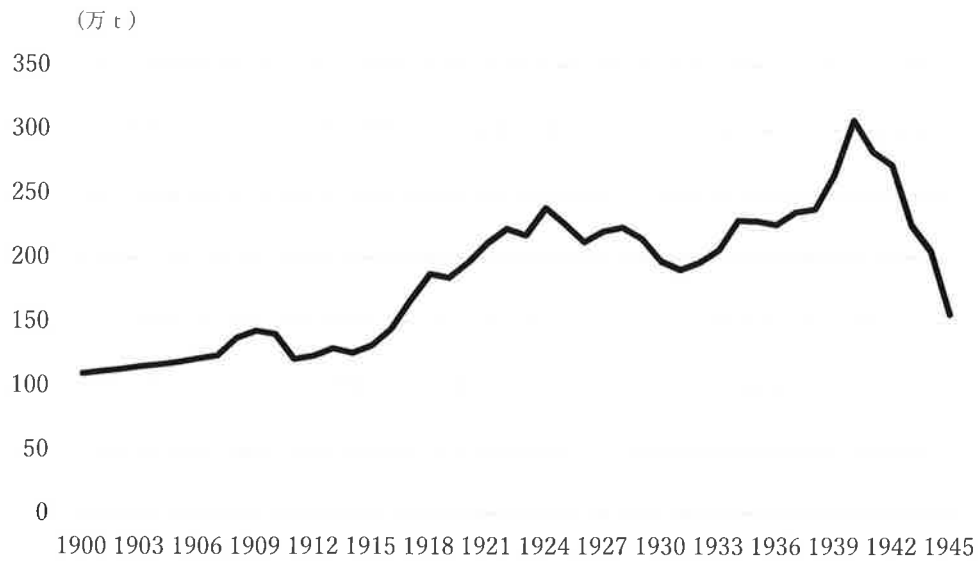


図2.1.4.1.木炭生産量の推移 (年)

資料) 大川一司編・梅村又次著 (1966)「農林業 (長期経済統計 9)」: 234 - 235. をもとに筆者作成



図2.1.4.2. 卸売価格指数の推移 (年)

資料) 大川一司編・梅村又次著 (1966)「農林業 (長期経済統計 9)」: 234 - 235. をもとに筆者作成

表 2.1.4.1. 木炭産業の動向と経済・社会情勢の変化にもとづく画期

年	経済・社会情勢	生産量	卸売価格
1900	① WW1前期	微増	微減
1904			微増
1911			
1912			
1913			
1914	② WW1期	増加	増加
1915			
1916			
1917			
1918			
1919			
1920			
1921	③ WW1戦後 不況期	減少	減少
1924			
1925			
1926			
1927			
1928			
1929			
1930			
1931	④ 経済更生期	増加 停滞	増加
1932			
1933			
1934			
1935			
1936			
1937	WW2期	増加 減少	
1938			
1939			
1940			
1941			
1942			
1943			
1944			
1945			

資料) 大川一司編・梅村又次著(1966)『農林業(長期経済統計9)』pp.234 - 235. および 赤羽武(1970)『山村経済の解体と再編 - 木炭生産の構造とその展開過程から』pp.147 - 149 をもとに筆者作成

2. 2. 既往研究における木炭重要物産同業組合に対する指摘

2. 2. 1. 木炭重要物産同業組合とは

木炭重要物産同業組合は、1900年4月施行された「重要物産同業組合法」を根拠法として設立される組合である。そのため、基本的には本法および同法施行規則に基づいて組合の定款が作成される。

表 2.2.1.1. は木炭重要物産同業組合の概要をまとめたものである。

木炭重要物産同業組合の目的は木炭に関する営業上の弊害を矯正し、産業の利益を増進することである。事業区域は1郡市以上1府県以下であり、また当該区域の製炭者から販売業者が組合員となる。ただし、組合の設置には当該区域における組合員に該当する者の2分の3以上の同意が必要である。一方で、設立が認可された場合は組合に加入しなければ罰則を払うという規程が設けられる。組合の事業は①製品検査や取引上の取締りなどを行う「弊害矯正」事業、および②講習会や博覧会の開催、職工、徒弟の保護奨励、営業上の調査・研究・視察などを行う「産業助長」事業である。

表 2.2.1.1. 木炭重要物産同業組合の概要

項目	内容
根拠法	「重要物産同業組合法」1900年4月1日（施行）
区域	1郡市以上、1府県以下
目的	営業上の弊害を矯正し、産業の利益を増進すること
組合員	木炭を扱う生産者・製造・販売業者
対象品目	木炭 * 当該地域において生産額、製造額、販売額のいずれかが10万円以上
事業	①製品検査や取引上の取締り（「弊害矯正」） ②講習会や博覧会の開催（「産業助長」）
備考	組合設置には同業者2/3以上の同意が必要 →設置された場合は加入を強制（従わない場合は罰金）

資料) 小野武夫・飯田勘一(1918)『最新重要物産同業組合精義』清水書店 pp69-84、小池金之助(1939)『同業組合及準則組合』昭和図書、をもとに筆者作成

一方で、全国燃料会館（1960）では、商業者らが主体となって結成された組織と指摘している⁸⁸。全国燃料会館（1960）では「法的根拠に基づいた組織としての同業組合の設立が前近代的な問屋制度や組合制度を改めた⁸⁹」と記されており、木炭商業界の発展に寄与したと評価されている。また大日本山林会（1983）においては、「明治期（筆者注）、木炭に対する需要が高まり、商品化が進むにつれて…（中略）…そして、この商品化を組織的に推進する主体が形成され始めた。その主体となったのはそれぞれの地方の木炭集荷商人（同時に焼子を雇って製炭をも行う元締）たちであり、かれらが組織する同業の組合であった⁹⁰」と記しており、木炭生産の発展にも寄与したと評価されている。こうした評価が与えられる木炭重要物産同業組合について、岡山県の木炭重要物産同業組合の設立経緯および活動実績に注目した竹内（2013）は、「生産流通構造の変化に対応して重要な役割を果たした」と評価している⁹¹。また、同論文において、重要物産同業組合に対して「大正期以降の少なくとも大正末以降の同業組合はこの時期の生産流通構造の変化に対応できなくなりむしろ流れに逆行する存在として捉える考え方が支配的であった」と念頭におかれており、木炭重要物産同業組合が他の産業の重要物産同業組合とは性質が異なることを示唆している。

ただし、木炭重要物産同業組合は、商人あるいは行政にのみ利益があったというような指摘もされている。農林省大臣官房総務課編（1963）において、1930年代に産業組合拡充政策が展開されても、「商業資本による製炭の経営も決して沈滞したわけではなく…（中略）…「重要物産同業組合法」のもとにおける同業組合制度により、組合員に対する資金の貸付、買取販売、委託販売などの方法によりさかんな活動がつづけられ、規模の大きい製炭事業はこれに所属するものが多く、依然として大きな実績を示していた⁹²」と記されて

⁸⁸ 移出業者の大部分が組合に加入し、生産者の加入は少ないのが普通であった。全国燃料会館日本木炭史編纂委員会編（1960）『日本木炭史 経済編』。全国燃料会館， p.754

⁸⁹ 全国燃料会館日本木炭史編纂委員会編（1960）『前掲同書』 p.690.

⁹⁰ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編纂（1983）『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』大日本山林会， p.359.

⁹¹ 竹内庵（2013）「岡山県における木炭重要物産同業組合の動向－生産・流通改革の視点から－」『四国大学紀要』41， p.61

⁹² 農林省大臣官房総務課編（1963）『農林行政史 第5巻上』農林協会， p.432

おり、商人優位な当時の木炭産業においては、木炭重要物産同業組合がその構造の維持に寄与したことがうかがえる。

また、当該組合の主要業務であった木炭検査について、不正や不備が横行し、1920年代以降の不況・農村恐慌ともあいまって、全国各地に木炭検査所が設立されて公営検査に移行されていくなど、民営検査（木炭重要物産同業組合）の限界についても指摘されており⁹³、公営検査移行後は、主として価格の協定、製炭技術の指導、組合員間の連絡協調にあたることになり、組合活動の意義がやや薄らいできた傾向を呈していたとされている⁹⁴。

こうした評価は、全国各地に設立された木炭重要物産同業組合に対して一様に当てはまるのか。組合が設立した当時の時代背景や木炭生産地・消費地といった設立地の違いにより、組合に求められた機能や役割が異なることが考えられる。

この点については、林業発達史調査会（1959）において岩手県木炭移出同業組合（1927年設立）が、産業組合系統の木炭市場進出に対する全国的反対運動の主体的役割を担った島根県木炭移出同業組合（1932年設立）と運動を共にするまで官製的組合から脱皮することができなかったことを指摘している⁹⁵。商人主体と評価される木炭重要物産同業組合であるが、地域によっては官主導で設立される組織であり、また歴史展開の中で官製的組合から自ら組合の利益を求める方針へと転換が図られていることから、地方行政との関わりについて注目する必要がある。

また、赤羽武（1970）では、木炭生産の動向を左右した政策的要因として木炭検査制度に注目しており、その嚆矢としての木炭重要物産同業組合（民営検査）について取り上げられている⁹⁶。

しかし、こうした研究も著名な製炭地⁹⁷の事例を主に参照するに

⁹³ 赤羽武（1970）『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から－』日本林業調査会，pp.209 - 220. 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編纂（1983）「第1編 資本主義成熟期における林業 第5章 木炭の生産と流通」『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』大日本山林会，p.375

⁹⁴ 農林省大臣官房総務課編（1963）『農林行政史 第5巻上』農林協会 p.794

⁹⁵ 林業発達史調査会（1959）「第5章 木炭の需給及び生産・流通」『資料第81号 日本林業発達史（V）』林業発達史調査会，p.285

⁹⁶ 赤羽武（1970）『前掲同書』pp.209 - 220.

⁹⁷ 岩手県、和歌山県、島根県、宮崎県、鹿児島県など。

留まっております、またこれら研究成果以降にも各地の木炭産業史が編纂されていることから、改めて全国各地を俯瞰した分析を進めるとともに、個々の事例分析を積み上げていくことが求められる。

2. 2. 2. 各地方の木炭史誌における指摘

まず、各地方の木炭史や木炭商況に関する文献から木炭同業組合の設立背景を抜き出し、紹介したい。初めに、『もくりんちくりんの静岡県木炭史』⁹⁸より周智郡木炭同業組合(1907年設立)、安部郡木炭同業組合(1913年設立)、賀茂郡木炭同業組合(1919年設立)の設立背景をみていく。

まず、周智郡木炭同業組合についてみると、「其製造方法は品々にして極めて不完全なもの多く、単に地を掘り竈を築き製炭せしを以て、…(中略)…製炭として劣品なるのみならず、需要上遺憾の点少なからざりし為め、1890(明治23)年森町木炭商藤江金蔵外15・6名のもの協議し、販路拡張を図ると同時に不正品は一切取扱はざることと決し、又郡長より特に訓令を発し之が取締を厳にしたる為め、其後良成績を得たるも、尚根本的改良をなすことを得ず…(中略)…1902年11月森町木炭商組合を組織し之が改良に努む。1908年6月重要物産同業組合法に依り周知郡木炭同業組合を組織し…(中略)…製炭の改良を奨励し、伝習所の設置をなし、技術の錬磨に努めると共に、一方には品評会、講話會を開催し、又検査員を派遣して不正品の取締をなしたる」とある。森町木炭商組合と周智郡木炭同業組合との繋がりはこの資料からはわからないが、木炭商が主体となって組織を結成し、木炭の販路拡張および不正品の取締りを行って商業上の利益を増進し、また伝習所の設置や品評会の開催を行って製炭の改良に努めていることが読み取れる。

次に、安部郡木炭同業組合は「製炭改良に付ては1906年製炭教師を聘し、其伝習所を清沢村に開設し、玉川、大川、大河内、梅ヶ島に於て一回乃至二回の伝習を開き、実地伝習を施行したるに其効果少なからずして製造方法順次改良せられ」た。また「本郡は茶業地にして製茶用として其消費する所多大なるを以て、木炭は自然製茶上に影響を及ぼすこと大なるを以て、斯業に従事するもの相計り

⁹⁸ 和田雄剛(2006)『もくりんちくりんの静岡県木炭史』静岡県郷土史研究会 pp.61-71

1912年主務大臣の認可を得て静岡安部郡木炭同業組合を組織し製炭の改良発達を図り」とある。安部郡木炭同業組合の結成前から伝習所を開設し、製炭改良に努めていた。特に製茶業を意識した製炭の改良が図られていた。

最後に賀茂郡木炭同業組合は「1867年頃から、紀州方面の帆船の大きいもの(俗に千石船)の往来が激しくなって、『風待ち』のため下田港に帆船は停留する機会が多くなって大繁盛する様になり、この時代から急速に木炭の移出も多くなったと言われている。木炭の需要が年と共に急激に増加するようになると、生産も一段と強化され、品質も原木の良否と、技術の上下によって多種多様」となった。そのため、「京浜市場、小田原方面、県内の清水、沼津方面の木炭市場から、せめて檜木炭、雑炭の別、正味量だけでも統一してほしいとの声が大きくなり、「検査制度」の要望が強かった」。また、「当時(明治40年～大正期)の木炭の生産は住民の唯一の現金収入源であったため、本業として、又農家の副業として郡内で広く生産されてきたが、各人が自由に生産、販売をしていたために、包装や規格、品質、量目等がまちまちで、粗悪品が横行し、市場から悪評をかっった。この状態を放置すると、やがて京浜や静岡、沼津市場から締め出されることを憂慮し、木炭の取扱い業者や生産者の代表がこの対策について郡役所に陳情し、度々協議を重ねた結果、1923年に賀茂郡木炭同業組合が設立され、1932年まで同業組合の検査が実施され、同業組合設立の背景に品質向上のための自主検査制度への要求があった」とある。賀茂郡においては、木炭需要の増加および販路の拡大により製炭が盛んとなるが、木炭に対する品質および規格の統一が市場より求められた。また、当時の木炭生産は農家の副業として各人自由に生産され、販売されており、規格が不統一であり不正品が横行した。これらのことから、木炭の取扱い業者(木炭商人)と生産者の代表がこの対策について郡役所に陳情し木炭同業組合の設立に至ったのである。

次に『全国薪炭主要木炭荷主案内誌』⁹⁹に埼玉県秩父郡木炭同業組合(1917年設立)と三重県飯南木炭同業組合(1921年設立)の設立背景が記載されていたので、紹介する。

⁹⁹ 大竹群次郎編(1918)『全国薪炭主要生産地荷主案内誌』pp.200-201,309-310

まず、埼玉県秩父郡木炭同業組合(1917年設立)は、「近年に至り秩父鉄道の延長により外秩父名栗村を凌駕する生産あり企業者もまた増加せる結果競争日一日に激甚となり不正品の市場に現はるるもの多くために秩父炭の聲価を損うこと大なるよりここにおいてかこれら弊害を矯正し品質俵装と量匁の一定を期すべく現秩父郡木炭同業組合の幹部有志発起人となりて同業組合設置」とある。秩父鉄道が開通したことで市場の規模が拡大したことから同業者が増加したため、競争が激しくなり不正品が横行した。これにより秩父炭の名声を損う恐れが生じたため、秩父郡木炭同業組合を設立し木炭の品質および規格の統一が図られたとある。ここでも、市場の拡大による同業者の増加によって過当競争が生じ、粗製品が濫造されたために、これら弊害の矯正および木炭の品質向上を目的として木炭同業組合が設立されている。

また三重県飯南木炭同業組合(1921年設立)は、「時勢の推移に伴れ生存競争は日を追うて激甚を極め、其弊は延いて各人の自由競争となるなり、故に国家が法を制定して一般国民を取締るが如く同業に又自治制を布いて各人の自由を羈束し同調一致のもとに平等の利益を均等に獲得して我薪炭業の向上進歩を図るの必要に迫られたるに基因せり」とある。ここでは、法律の下において同業者の自治制を確立し、同業者による過当競争を矯正することで薪炭業界自体の向上を図る相互扶助の一面がみられる。

ここで、林業史関連の文献にも木炭同業組合に関する記載がみられたので紹介したい。まず、『山口縣の林業』¹⁰⁰には防長木炭同業組合(1919年設立)の設立背景が記載されている。「本県における木炭年生産額は1400万貫余りに達し本県産業上重要な位置を占むるに不拘、漸次粗製濫造の弊風を萌し製品規格区々に流れ市場においては不正取引跋扈して正当なる営業を妨害し消費者の被る損害鮮少なからざるのみならず市場における声価を低下し生産者不利を招くに至り県は木炭同業組合設立の必要を察し大正8年5月発起人協議会を開き…(中略)…同年12月」に設立した。ここで注目したのは、粗製濫造および不正取引の横行が生じたことから組合の設立は図ったことは他の組合と同様だが、それを推し進めたのは県であった。この事例は岡山県の事例に似ている。

¹⁰⁰ 山口県経済部林務課(1941)『山口縣の林業』pp.67-69

また、『神奈川県林業』¹⁰¹においても、「木炭の製造及販売上の弊害を矯正しその改善発達及び販路の拡張を図り信用を保持し組合員共同の利益を増進するをもって目的とし…(中略)…足柄郡木炭同業組合および津久井郡木炭同業組合の二あり、県はこの二木炭同業組合に年額350円宛の補助金を与え木炭の品質並びに俵装の改善をなすにつとめつつあったと記載があり、木炭同業組合に対して県が助成する構造がみられた。

最後に木炭消費県である愛知県の木炭同業組合の設立背景を紹介する。『木炭検査制度30周年記念誌 愛知の木炭』¹⁰²によると、「1900(明治33)年、重要物産同業組合法の発布によって各県木炭の主要生産地に、生産者と取扱業者の、いわゆる産販共同体の木炭同業組合が組織された。組合の主目的は規格の統一と、公正な格差の判定によって、時代の要求に応じた商取引の実現を期することにあるので、各組合は、夫々自治検査を実施したのである。本県においても、1910(明治43)年7月、組合法第3条によって、東加茂郡木炭同業組合が結成され…(中略)…このほか、額田郡木炭組合、南設楽郡木炭同業組合等が続いて結成されて、夫々製炭技術の伝習会、品評会先進地の視察等組合の奨励事業が行われたが、1932年10月、県営検査の実施に伴い、組合検査も発展的解消し、また、産・販一体の組合組織にも、時代の推移によって矛盾を生じたので、其の後これらの組合は解散をし」とある。ここで注目したいのは、木炭同業組合を産販共同体の組織と位置づけた点である。また、これらの木炭同業組合が県営検査の実施と産・販一体の組合組織の矛盾を要因として組合が解散されたことにも注目したい。これらは木炭の県営検査の実施に供ない、木炭同業組合による検査の意義が薄まったことと、岡山県の事例のように製炭者の地位向上が考えられる。

木炭の県営検査の実施と木炭同業組合の関係は、「木炭生産並びに配給に関する事例」¹⁰³において、高知県の土佐中部木炭同業組合(1915年設立)は「製炭者及仲買販売業者を以て組織し県営検査施行と共に組合の定款を改正し製炭事業の改善と木炭の販路拡張等を組合の主目的とし地区内各製炭者を以て一村を区域とする出荷組合を

¹⁰¹ 神奈川県内務部林務課(1934)『神奈川県林業』pp.192-193

¹⁰² 愛知県(1962)『木炭検査制度30周年記念誌 愛知の木炭』p.68

¹⁰³ 農林省山林局(1935)『木炭ノ生産並配給ニ関スル事例』pp.240-241

組織し更に仲買販売者を以て木炭積出組合を組織せしめ専を販路の拡張に努力しつつあったと記載があり、木炭県営検査施行にともない組合の定款を改正している。また『もくりんちくりんの静岡県木炭史』には、木炭経営検査の実施までに木炭同業組合側の反対運動が展開されたという既述もあった。

以上の記述から、各木炭重要物産同業組合の地域、名称、設立年、設立背景、設立目的、備考（それぞれの組合の特徴となる記述）を抽出し一覧にした（表 2.2.2.1.）。

新潟県林務課（1952）『新潟県林政史』においては、1916（大正 5）年欧州大戦景気は木炭業界にも好況をもたらし、生産量は一大躍進を示したのであるが、この好況は再び粗製乱造を招来して県産木炭の声価を低下する傾向をみせたので、これが自制策として重要物産同業組合法に基く木炭同業組合の設立を慫慂し、生産者亦その否を認め、1919（大正 8）年佐渡郡同業組合の結成を嚆矢として主要生産地たる東蒲原、西頸城、岩船、南魚沼、中頸城、北魚沼、十日町等の組合が発足したのであった¹⁰⁴。各同業組合は県の指導と相俟って組合員の協力を促し、共同して規格、銘柄、量目の適正統一、品目の向上に努め、その裏付けとして同業組合検査の制度を敷いて販路の拡張と、価格の維持に貢献した¹⁰⁵。

各郡各地方における生産事情は著しい相違があり、従って規格、俵装或は検査遂行上にも差違を来したことは誠にやむを得ないことではあったが、このような状態では等しく県産木炭としての声価が一部地域のものに支配されて、維持向上の点に遺憾のことが少なしとしない事情もあったので 1926（大正 15）年、更にこれらの組合を会員とする新潟県木炭同業組合連合会を結成したのであった。

この連合会は当初の新潟県森林組合連合会（任意団体のもの）とは著しくその趣きを異にして発足以来極めて活発なる足跡を残し、新潟県山林会と並び民間林業団体の双壁をなしていた。従ってその主なる業績は県の施策と呼応して（1）講習指導会の開催、（2）品評会、共進会開催、（3）村又は部落木炭改良組合の設置奨励、（4）簡易集荷所の設置助成、（5）萱俵、製作改良奨励、（6）器具の共同購入斡旋、（7）経営改善協議会の開催、（8）木炭倉庫の設置経

¹⁰⁴ 新潟県林務課（1952）『新潟県林政史』新潟県林務課 pp.86 - 87

¹⁰⁵ 新潟県林務課（1952）『前掲同書』 pp.86 - 87

営、(9) 販売拡張宣伝視察、(10) 格差協定、(11) 炭団製作奨励、(12) 共同経営奨励、(13) 経営実態調査、表彰等、広汎の項目に亘り生産者の保護助長と消費者へのサービスによる産業進展を率先指導する一面、1935(昭和10)年には機関紙の発刊を策し、5月30日月間定期刊行した。この刊行物昭和17年で廃刊されている¹⁰⁶。

また、この連合会は新潟県の林業関係予算の「林業補助費」として1930年-1932年、1934年-1944年の期間で補助金が割り当てられていた。1930年-1932年にかけて、1,000円、500円、300円と減少していくが、1934年からは1936年までは約2,000円、1937年から1944年にかけて約2,600円(1942年は5,550円)の補助金が割り当てられており、1934年以降の方が多¹⁰⁷。木炭同業組合にも1934年までほぼ毎年補助金が割り当てられていたが、1923年から1926年にかけて1,800円、1,710円、1,368円、1,368円と減少していき、1927年で0円となり、一度1928年に3,860円に増額されるも、1929年からは1,500円前後で推移しており、1934年以降からは計上されていない。木炭検査費は昭和6年から35,000円からはじまり1933年に65,000円にまで増額されている¹⁰⁸。

¹⁰⁶ 新潟県林務課(1952)『新潟県林政史』新潟県林務課 pp.86-87

¹⁰⁷ 新潟県林務課(1952)『前掲同書』pp.124-127

¹⁰⁸ 新潟県林務課(1952)『前掲同書』pp.124-127

表 2.2.2.1.各地方の木炭重要物産同業組合に対する指摘

地域	名称*	設立(年)	設立背景	設立目的	備考
静岡県	周智郡	1907	・製造方法および品質が不統一	・販路拡張 ・不製品の取締り ・製炭の改良	木炭商主体
愛知県	東加茂郡	1910	・時代の要求に応じた商取引の実現	・規格の統一 ・公正な格差の判定	・産販共同体の組織 ・県営検査の実施および産・販一体の組合組織の矛盾を要因に解散
静岡県	安部郡	1913	記載なし	・製炭の改良	・結成前から伝習所を開設 ・製茶業を意識
高知県	土佐中部	1915	記載なし	・製炭事業の改善 ・木炭の販路拡張	・製炭者および仲買販売業者によって組織 ・県営検査施行と共に組合の定款を改正
埼玉県	秩父郡	1917	・秩父鉄道の開通により市場の規模が拡大 ・同業者が増加し、過当競争および不製品が横行	・過当競争および粗製品の濫造の矯正 ・木炭の品質向上・規格統一	・秩父炭の名声を意識
愛知県	南設楽郡	1918	・時代の要求に応じた商取引の実現	・規格の統一 ・公正な格差の判定	・産販共同体の組織 ・県営検査の実施および産・販一体の組合組織の矛盾を要因に解散
山口県	防長	1919	・製炭業が本県産業上重要な位置 ・粗製濫造・製品規格の不統一 ・不正取引の横行・正当な営業を妨害 ・消費者および市場における声価が低下 ・生産者不利の状態	・粗製濫造および不正取引の取締り ・県が組合の設立を推進	・県が組合の設立を奨励
三重県	飯南	1921	・自由競争の激化	・同業者の自治制の確立 ・過当競争の矯正 ・平等の利益を均等に獲得	・記載なし
静岡県	賀茂郡	1923	・木炭需要の増加および販路の拡大による製炭業の隆興 ・農家の副業として各人自由に生産・販売 ・規格の不統一および不製品が横行 ・市場より品質および規格の統一の要請	・木炭の品質および規格の統一	・木炭商人と生産者の代表が組合設立を推進
神奈川県	足柄郡	1926	記載なし	・製造および販売上の弊害を矯正 ・改善発達および販路の拡張	・県から補助金の支給
神奈川県	津久井郡	1928	記載なし	・製造および販売上の弊害を矯正 ・改善発達および販路の拡張	・県から補助金の支給

資料) 和田雄剛(2006) pp.61-71、大竹群次郎編(1918) pp.200-201,309-310、山口県経済部林務課(1941) pp.67-69、神奈川県内務部林務課(1934) pp.192-193、愛知県(1962) p.68、農林省山林局(1935) pp.240-241をもとに筆者作成。

2. 3. 木炭政策の展開と木炭重要物産同業組合

2. 3. 1. 製炭技術の普及

農林省大臣官房総務課編（1963）によれば、「製炭事業に対する政府の施策は、大正期の林業共同奨励施設¹⁰⁹における木炭倉庫の施設奨励以外になんら施設がなく、ほとんど業界に自然的発達に委せられたにすぎなかった¹¹⁰」。一方で、明治後期から大正前期にかけての急激な木炭生産の発展は、木炭の需要量増加だけでなく、製炭技術の普及・改良により実現したものである。そして、製炭技術の普及改良は、当初は事業製炭者に担われており、後に県や国など行政当局によって推進されていた。

明治期の製炭事業、製炭技術の改良・普及の展開について、まず1886（明治19）年以降から毎年林業専攻者を続出し、全国に林業、林学が認められる至り、また1892（明治25）年頃に木材乾留法や炭窯の排煙を利用して酢酸石灰を製造する研究とその成果について、東京帝国大学において森林化学を担当していた守屋物四郎林学博士らが発表している¹¹¹。このように、製炭技術の改良および普及の下地が形成された。

1897（明治30）年以降から学者、民間の実験家の研究、改良炭窯の発表、林業試験場など官庁の官業施設などようやく指導機関が備わるようになった¹¹²。地方庁においては1897（明治30年）頃から林学出身者を勸業吏員として配置されるようになり¹¹³、1902年（明治35）年から1907（明治40）年頃にかけて全国道府県に普及した¹¹⁴。

¹⁰⁹ 1926年（大正15年）5月に公布された「林業共同施設奨励規則」（農林省令第12号）において奨励された施設のこと

¹¹⁰ 農林省大臣官房総務課編（1963）『農林行政史 第5巻上』農林協会

¹¹¹ 和田匡夫（1931）「明治時代の製炭事業」大日本山林会編『明治林業逸史』大日本山林会，pp.659-666

¹¹² 民間の実験家には田中長嶺や檜崎圭三、学者には守屋物四郎と同講座の三村鐘三郎博士が挙げられ、とくに田中長嶺は明治26年（1893年）より茶道向けに生産されていた菊炭（黒炭）を製造する菊炭窯の改良をおこない、明治年間の木炭製法の指導者となって全国各地に伝達講習をおこなった。

¹¹³ 明治23年（1890年）5月に「府県制」が制定され、府県は自主的に殖産興業の施策を実施できるようになったが、当時、地方産業に関する指導機関は勸業委員制度において地方庁に設置された勸業委員が産業の指導奨励にあたる組織であった。農林省大臣官房総務課編（1963）『前掲同書』p.56

¹¹⁴ 和田匡夫（1931）「前掲同書」p.662。また、同書同頁において、木炭産

ここでいう勸業吏員とは、林業巡回教師のことと考えられる。1896(明治29)年に静岡県が率先して林業に関する巡回教師を創設していたが、翌年の1897(明治30)年3月に勅令第46号「府県税又ハ地方税ヲ以テ常置スル林業巡回教師ノ待遇任免及官等等級配当ニ関スル件」が公布されて、その待遇を認めたことで、各府県に1、2名ずつの林業巡回教師が設置されるようになった¹¹⁵。こうして設置された諸県の林業巡回教師は、主要林業の進展とともに製炭事業や椎茸栽培などの副林業の開拓にまで効果を挙げたとされている¹¹⁶。

この巡回教師について、農林省大臣官房総務課(1963)に茨城県と島根県における当時の事例が掲載されており、茨城県では、1889(明治32)年度より「製炭教師を備入し、主要の製炭地に伝習場を設け、当業者に対して実地伝習をなし」、また「伝習所改良製炭組合規則」も施行されており、島根県においては、「同県能義郡木炭業組合は38年(明治38年(1905年):筆者注)4月に設立され、郡内木炭業の改良発達をはかり諸般の弊害を矯正するため巡回教師をおき、伝習所を設置して木炭業に関する講習会、品評会、共進会などを開催するのをおもな業務とした」と記載されている¹¹⁷。

さらに、日露戦争(1904年-1905年)に際しては、軍事必需品、輸出振興、留守家族の勤労などいろいろな意義をもって、地方には各種の林業副業の講習・伝習などが多くも催されており、製炭に関してもその対象であった¹¹⁸。

なお、1902(明治35)年に大阪で開催された第五回内国勸業博覧会において初めて林業部が独立したが、その際に、福井県において奨励中であった田中式改良木炭が出品され、当該博覧会で一等賞を

業に指導力を注がれるようになったのは明治40年(1907年)以降であったと述べている。

¹¹⁵ 農林省大臣官房総務課編(1963)『農林行政史 第5巻上』農林協会, p.368

¹¹⁶ 農林省大臣官房総務課編(1963)『前掲同書』p.381。同書57ページにおいて、明治18年(1885年)8月に農商務省達第3号による農事巡回教師が設置されたが、林業専門技術者を欠いた当時は、製炭・竹材・桐林・栗林・漆掻・桐油・菌茸などについては農事中の樹芸講習としておこなわれていたのではないかということが記述されている。

¹¹⁷ 農林省大臣官房総務課編(1963)『前掲同書』pp.879-880

¹¹⁸ 農林省大臣官房総務課編(1963)『前掲同書』p.880

受章したことで、その後、全国的に博覧会や共進会、品評会において木炭が重要物産として出品されるようになったと述べられている。

こうした、製炭技術の改良・普及のための講習会¹¹⁹や品質改善のための品評会などは明治末期にすでに岐阜・和歌山・岩手などの諸県で県費による補助金をもって行われていたが、本格的な木炭に対する指導行政の基点はその検査事業であったと指摘されている¹²⁰。この点については、本章第3節5項の木炭検査制度の展開を論じる際に詳述する。

一方で、製炭技術の改良および普及において業者の組織（同業組合）や山林会などの主唱のもとに行われたものもあった。先述の島根県の木炭業組合の他に、第2章第2節第2項で確認したように、静岡県において1907（明治40）年に製炭改良を目的とした木炭重要物産同業組合が設立しており、伝習所が設置されている。山林会においては、宮崎県林業会および山林会が1907（明治40）年以来、伝習所を各地に設けて技術改良に努めていたり、また、各地の山林会を構成員とする全国的な組織である大日本山林会が、1919（大正8）年に国家の助成¹²¹のもとで、黒炭各種製炭法の比較調査を三浦伊八郎林学博士に委嘱して行っている¹²²。

¹¹⁹ 農林省大臣官房総務課編（1963）によれば、各地方の市町村や部落団体などが主催する林業講習では、直接技術の習得を主とし、その地方の特殊性に即した製炭改良、椎茸栽培法、竹林改良などの講習が行われていたが、とりわけ一貫してもっとも盛んにおこなわれたものは製炭改良、椎茸栽培法などであり、また昭和期の準戦時・戦時期間になると、製炭事業に関連した瓦斯用木炭生産技術、木炭瓦斯発生機使用法なども取り込まれるようになった。農林省大臣官房総務課編（1963）『農林行政史 第5巻上』農林協会，p.891

¹²⁰ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編（1983）『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』，大日本山林会，p.372

¹²¹ 1918年（大正8年）5月に「山林会補助規則」（農商務省令第18号）が公布され、全国または府県を区域とする社団法人組織の山林会事業における①林業に関する講習、講話、または実地指導、②林産物の品評会または共進会の開催、③林業に関する調査研究または試験に要する費用に対して補助金を交付することになった。

¹²² 赤羽武（1970）『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から－』日本林業調査会，p.181。また、こうした製炭技術の講習会の開催や伝習所の設置、木炭の品評会の開催などの全国的な広がりについては、全国燃料会館日本木炭史編集委員会（1960）『日本木炭史 経済編』全国燃料会館 pp.638-647

2. 3. 2. 「林業共同施設奨励規則」の施行

1926（大正15）年5月に「林業共同施設奨励規則」（農林省令）が施行されるが、本規則が施行に至る背景として、1923（大正12）年9月に発生した関東大震災後の木材需要の激増と、それに乘じた外材の輸入が著増して内地材の生産上一大脅威を与えており、また当時は森林組合の営林業に対する共同経営もふるわず、民有林業は沈滞の道を辿っていたことがあった¹²³。このため、林業経営のうえで最大の経費を要する搬出・貯蔵設備などの開設を奨励して、その合理的施設により生産費の縮減をはかり、もって林業の振興に資するとともに森林組合もしくは公共団体による共同経営の実を挙げることを企図した¹²⁴。

本規則の第2条に「産業組合、市町村若ハ之ニ準スヘキ者又ハ森林組合ノ木炭生産者ノ為ニ施設スル木炭倉庫又木炭検査ニ付同業組合又ハ連合会ノ木炭生産者ノ為ニ施設スル木炭倉庫ノ新築、増築又ハ改築（傍点筆者）」と規定されており、奨励金の支給対象者に木炭重要物産同業組合が含まれている。

ただし、大日本山林会編（1983）において、本規則の目的が停滞しがちな森林組合の振興であり、森林所有者からも要望の強かった林道の新設・改設を森林組合の共同事業として奨励することを設定していたため、木炭倉庫¹²⁵の新築・増築に対する奨励は付随的なもの

¹²³ 農林省大臣官房総務課編『農林行政史 第5巻上』農林協会，p.401

¹²⁴ 農林省大臣官房総務課編『前掲同書』p.401

¹²⁵ 木炭倉庫について明確に定義されている記述は見当たらないが、一般的な意味においては、「木炭を集荷、貯蔵し、品質の維持保存を図るとともに、出荷時期を調整して木炭の流通販売を改善するための貯蔵庫」といえる。ただし、当時の木炭倉庫は、「農業倉庫業法」（法律第15号、1917年7月公布、9月施行、農商務省主管）において、農業倉庫の業務に木炭保管も適用されていることから、木炭を取扱う農業倉庫のことを木炭倉庫と称していたことが考えられる。農業倉庫は原則として産業組合系統機関が経営し保管物は穀物、蚕、砂糖、水産物に限られ、保管余力があるときにのみ木炭などの他の物品を保管することと同法第3条で規定されていたが、1933年3月の改正により、木炭も穀物などと様に本来の受寄物とするよう同法第1条に追加された。農林省山林局編（1941）『木炭関連法規』産業組合新聞社，pp.73-74、武赤羽武（1970）『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から－』日本林業調査会，p.234

のであり、その奨励金の毎年度の実績も林道に対するその 10% に満たなかったと指摘されている¹²⁶。

各版の農林省山林局編『地方林務一斑』をもとに、昭和元年度（1927年度）から昭和10年度（1935年度）までの本規則における木炭倉庫に関する実績をまとめた（表2.3.2.1）。「林業共同施設奨励規則」における国庫負担額の総額のうち木炭倉庫施業に当てた金額は、1926年度に36%であったが、1927年度から1929年度において16%から12%に減少し、1930年度に6%まで減少した。その後、1931年度と1932年度で5%を示していたが、1933年度と1934年度に12%まで上昇し、1935年度においては29%に増加した。1930年度からの割合の減少は、国庫負担額の総額が増加したのに対して、木炭倉庫施業に当てた金額はむしろ減少していたことによる。また、1933年度からの割合の上昇は、国庫負担額の総額が45,600円増加している一方で、木炭倉庫施業に当てた総額も24,000円増加しており、1935年度においては、前者が58,500円増加したのに対し、後者は67,200円増加と前者の増加分を上回っている。

こうした傾向を示した理由として、一つは先述のとおり、「林業共同奨励規則」における木炭倉庫施業に対する奨励が付随的なものであったため、林道施業の盛衰に左右されたことが考えられる。もう一つは農村恐慌に対する経済更生施策において、産業組合が行う事業の対象品目に木炭が追加されたことで、産業組合を通じた奨励金交付の道が開けたことが要因として考えられる。

¹²⁶ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編（1983）『日本林業発達史 - 農業恐慌・戦時統制期の過程 -』、大日本山林会、p.370

表 2.3.2.1. 「林業共同施設奨励規則」における国庫負担額と木炭倉庫施業が占める割合の推移

年度	木炭倉庫施業 (A) (単位:円)	全ての施業 (B) (単位:円)	{(B)/(A)} *100
1926 (S元)	18,500	51,100	36%
1927 (S2)	23,400	150,600	16%
1928 (S3)	20,100	161,700	12%
1929 (S4)	18,200	155,100	12%
1930 (S5)	17,600	282,300	6%
1931 (S6)	15,100	278,200	5%
1932 (S7)	12,300	253,300	5%
1933 (S8)	36,300	298,900	12%
1934 (S9)	36,300	301,100	12%
1935 (S10)	103,500	359,600	29%

資料) 農林省山林局編(1928-1937)『地方林務一斑』第12回-第20回、大日本山林会をもとに筆者作成。

注1) 全ての施業に対する国庫負担額は林道・索道・貯木場・木炭倉の合計である。木炭倉庫以外の国庫負担額については、大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『日本林業発達史-農業恐慌・戦時統制期の過程-』、大日本山林会、p.216 に表にされて掲載されている。

注2) 資料記載の数値の10の位を四捨五入した。

大日本山林会（1983）において、昭和4年度（1929年度）における「林業共同施設奨励規則」の事業の施設主体別の金額と件数が掲載されており、国庫補助金18,200円の79%にあたる14,325円が産業組合と木炭重要物産同業組合によって占められ、合計施設主体数も129件の67%にあたる86件を占めていたと記されている¹²⁷。同書には、産業組合と同業組合を合わせて数値が記載されているため、重要物産同業組合が本規則にどれ程関与していたか定かではない。

この点についても、農林省山林局編『地方林務一斑』をもとに、本規則の木炭倉庫施業に関与した木炭重要物産同業組合の組合数および施工棟数、その施工の経費、国庫負担額、県負担額、また府県数の推移と本施業全体の推移を表2.3.2.2.に示した。ただし、1926年度－1928年度および1933年度は合計値のみ記載されており、奨励金がどこの組織に何円交付されたかは判明しなかったため、1929年度－1932年度、1934年度－1935年度の数値から、当時の状況を分析する。

奨励金を交付された同業組合の組合数は、1929年度から1932年度まで25組合～29組合の間で推移しており、全体に占める割合も22%～28%であった。組合数はあまり変化せずに全体の施設主体数の増減により組合が占める割合が変化していた。しかし、1934年度に組合数が8組合に減少し、全体に占める割合も4%に減少している。全体の施設主体数も前年度に比べて約2倍の188組合に増加したため、こうした著しい減少を示していた。さらに、翌年度の1935年度は、組合数が0になっている。

こうした傾向は、施工棟数、施工経費、国庫負担額、県負担額の全体に占める割合の推移においては同様な傾向であり、1929年度－1932年度においておおよそ30%、1934年度から施工棟数、施工経費、国庫負担額がおおよそ10%、県負担額が5%に減少している。一方で、1929年度－1935年度にわたって、それぞれの施工棟数および施工経費、国庫負担額、県負担額は減少傾向にあった。1929年度と1934年度を比較すると、施工棟数は35%、施工経費は27%、国庫負担額は54%、県負担額は約16%にまで減少している。「林業

¹²⁷ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編（1983）『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』、大日本山林会、p.215。その他、件数と金額は、町村（27件・3,414円）、森林組合（16件・1,461円）。

共同施設奨励規則」の木炭倉庫施業においては木炭重要物産同業組合が1929年度から1932年年度まで全体の約25%から約30%程度を占めていたが、1934年度に約5%から約10%程度、1935年度に0%となり、政策の対象から外れていったことが明らかとなった。

表 2.3.2.2. 「林業共同施設奨励規則」の木炭倉庫施業において木炭重要物産同業組合が占める割合の推移

項目		年度					
		1929 (S4)	1930 (S5)	1931 (S6)	1932 (S7)	1934 (S9)	1935 (S10)
組合数	同業組合(A)	29	25	26	27	8	0
	全体(B)	129	98	106	97	188	309
	全体に占める 同業組合の割合	22%	26%	25%	28%	4%	0%
施工棟数	同業組合(A)	54	55	39	35	19	0
	全体(B)	178	141	134	115	221	324
	全体に占める 同業組合の割合	30%	39%	29%	30%	9%	0%
施工経費 (円)	同業組合(A)	51,228	38,232	34,703	25,527	13,881	0
	全体(B)	164,500	130,600	116,300	92,000	161,700	295,300
	全体に占める 同業組合の割合	31%	29%	30%	28%	9%	0%
国庫負担額 (円)	同業組合(A)	5,386	5,552	4,795	3,434	2,887	0
	全体(B)	18,200	17,600	15,100	12,300	36,300	103,500
	全体に占める 同業組合の割合	30%	32%	32%	28%	8%	0%
県負担額 (円)	同業組合(A)	6,022	3,709	4,156	3,745	964	0
	全体(B)	22,900	16,300	14,700	11,400	20,000	28,300
	全体に占める 同業組合の割合	26%	23%	28%	33%	5%	0%
府県数	同業組合(A)	17	10	14	12	4	0
	全体(B)	32	30	28	27	36	41
	全体に占める 同業組合の割合	53%	33%	50%	44%	11%	0%

資料) 農林省山林局編(1928-1937)『地方林務一斑』第12回-第20回。

大日本山林会

注1) 1926年度-1928年度および1933年度は合計値のみ記載されており、奨励金がどこの組織に交付された金額は判明しなかった。1935年度はそうした内訳が記載されていたが、同業組合には交付されていなかったことを確認した。

注2) 資料記載の数値の10の位を四捨五入した

一方で、同規則の木炭倉庫施業に対象とする奨励金が公布された府県について、1929年度に17府県、1930年度に10府県、1931年度に14府県、1932年度に12府県、1934年度に4府県と推移している。この推移が各府県でどう推移していたかについて表.2.3.2.3.に示した。

1929年度から1934年度にわたって木炭重要物産同業組合に奨励金を交付した府県は21府県であった。この期間にわたって一度だけ奨励金を交付した県（秋田県、宮城県、埼玉県、鳥取県、宮崎県）もあれば、毎年度奨励金を交付した県（青森県、広島県）もあった。1929年度から1932年度まで毎年度奨励金を交付していた府県は新潟県、長野県、静岡県、島根県、愛媛県、この期間のうち2、3カ年度奨励金を交付した府県は福島県、神奈川県、三重県、京都府、兵庫県、岡山県、徳島県、長崎県であった。大分県は1929年度と1934年度に奨励金を交付していた。

施工棟数においては、1組合におおよそ1～2棟が施工されて奨励金を交付している県もあれば、表出していないが埼玉県や京都府、長野県、島根県、広島県、愛媛県では1組合で3棟以上施工されて奨励金を交付している県もあり、島根県では1930年度に1組合で10棟施工されていた。

1929年度の1935年度の期間ではあるが、表2.3.2.3.において確認したように、木炭重要物産同業組合の「林業共同施設奨励規則」への対応は各地で異なっていたことが示唆された。まず、全国各地の木炭重要物産同業組合がこの規則を活用したわけではなかった。また、毎年度木炭重要物産同業組合に奨励金を交付している県もあれば、期間内において1度だけ交付した県もあった。こうしたことから、各府県で木炭重要物産同業組合の活動状況、また各府県における行政と組合の関係が異なることが推察される。

一方で1935年度において全ての府県で木炭重要物産同業組合に対する奨励金は交付されていなかった。大日本山林会編（1983）では、森林を所有しない自営的製炭者が、産業別行政の狭間にあり、森林組合に参加できず、産業組合にも直接的な関係を持たずにいたことから、本規則が施設する主体を産業組合、市町村あるいは森林組合としさらに木炭検査上必要な同業組合やその連合会というよう

な、「苦心の跡がみえる」規程となったと指摘している¹²⁸。こうした状況から、1930年代に展開した農山漁村の経済更生策としての産業組合助成政策において製炭者に産業組合系統を通じた資金援助の道が開けたことが、1934年度から木炭倉庫施業奨励金が増加した一方で、木炭重要物産同業組合に対する奨励金の交付割合が減少し、1935年度に交付されていない状況に繋がったと考えられる。

ただし、木炭倉庫施業における木炭重要物産同業組合に対する奨励金の交付は、木炭検査上必要な場合であるため、各府県における木炭検査制度の実施において、組合を通じた共同施設奨励金の交付が制度実施の基盤を整えたとも考えられる。先述では、大日本山林会編（1983）を引用し、本規則における木炭倉庫施業の奨励は付随的なものであったと記したが、農林大臣官房総務課編（1963）では、「木炭倉庫の施設は国民生活必需物資たる木炭の配給調節上、米穀における食糧倉庫と同意味において重要な役割を持つものであるが、従来これに対する監督指導ならびに助成施設を欠いたため、ともすれば買占め、買ったたきなどがおこなわれ、配給の円滑を欠くおそれがあるばかりでなく、ひいて製炭事業の安全を脅かすことにもなるので、農林省は林業共同施設奨励予算中に木炭倉庫の新設・改設などの助成施設を加えることになった¹²⁹」と記されている。本規則において、「木炭検査上必要な」と規定されていた理由は、木炭倉庫が木炭を貯蔵することで配給の調整・円滑化に加え、そこで数量や品質を検査することで、木炭産業における不正の防止を図ることを目的としていた。

¹²⁸ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編（1983）『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』、大日本山林会、p.371

¹²⁹ 農林省大臣官房総務課編（1963）『農林行政史 第5巻上』農林協会 p.402

表 2.3.2.3. 各府県における木炭倉庫施業奨励金が交付された木炭重要物産同業組合の組合数および施工棟数の推移

(単位：組合(組)、施工棟数(棟))

府県	年度	1929	1930	1931	1932	1934	1935
	項目	(S4)	(S5)	(S6)	(S7)	(S9)	(S10)
青森県	組合数	2	1	1	1	1	—
	施工棟数	4	1	1	1	1	—
秋田県	組合数	—	—	2	—	—	—
	施工棟数	—	—	2	—	—	—
宮城県	組合数	1	—	—	—	—	—
	施工棟数	2	—	—	—	—	—
福島県	組合数	4	4	—	—	—	—
	施工棟数	6	5	—	—	—	—
埼玉県	組合数	—	—	—	—	1	—
	施工棟数	—	—	—	—	3	—
神奈川県	組合数	1	—	1	1	—	—
	施工棟数	1	—	1	1	—	—
新潟県	組合数	3	5	5	6	—	—
	施工棟数	6	8	7	7	—	—
長野県	組合数	1	3	2	3	—	—
	施工棟数	4	8	4	5	—	—
静岡県	組合数	2	2	1	2	—	—
	施工棟数	2	4	1	2	—	—
三重県	組合数	—	—	2	1	—	—
	施工棟数	—	—	2	1	—	—
京都府	組合数	2	—	1	1	—	—
	施工棟数	5	—	2	1	—	—
兵庫県	組合数	—	—	1	1	—	—
	施工棟数	—	—	2	2	—	—
鳥取県	組合数	2	—	—	—	—	—
	施工棟数	5	—	—	—	—	—
島根県	組合数	2	1	2	4	—	—
	施工棟数	3	10	2	5	—	—
岡山県	組合数	1	—	1	2	—	—
	施工棟数	1	—	1	2	—	—
広島県	組合数	2	5	5	3	5	—
	施工棟数	7	11	11	3	14	—
徳島県	組合数	1	1	—	—	—	—
	施工棟数	2	2	—	—	—	—
愛媛県	組合数	2	2	1	2	—	—
	施工棟数	3	5	1	5	—	—
大分県	組合数	1	—	—	—	1	—
	施工棟数	1	—	—	—	1	—
宮崎県	組合数	1	—	—	—	—	—
	施工棟数	1	—	—	—	—	—
長崎県	組合数	1	1	1	—	—	—
	施工棟数	1	1	2	—	—	—

資料) 農林省山林局編(1928-1937)『地方林務一斑』第12回-第20回、大日本山林会

注1) 1926年度-1928年度および1933年度は合計値のみ記載されており、奨励金がどこの組織に交付されたかは判明しなかった。1935年度はそうした内訳が記載されていたが、同業組合には交付されていなかった。

注2) 連合会を含む(1930年度：広島県)

2. 3. 3. 農村恐慌対策

1930年代は、農村恐慌への対策として展開した農民の自力による農村恐慌経済更生運動が提唱され、その具体策として産業組合の拡充・助成政策が展開し、さらに木炭産業に産業組合あるいはその系統組織の参入が法的に認められることとなった。当時¹³⁰にいたるわが国における協同組合の展開過程について整理した東浦庄治（1935）によれば、この産業組合の拡充・助成政策について、「農産物の価格の維持は生産制限に依らない限り、農産物の販売政策によらなければならないが、これの実現は国家統制によるか、自主的統制によるかの外なく、又国家的統制に於ても猶農村の自治に俟つことが多い。そこで販売上の組織化のためにも又販売統制上の金融のためにも、農村の経済的機関として産業組合を利用する必要がある¹³⁰」という見解を示している。政府の直接的な統制ではなく、自主的な統制を図るべく組織化を促すという間接的な政策介入を施した産業政策であったといえる。

産業組合は1900年に施行された「産業組合法」に規定される組合であるが、もっぱら農村施設に力が注がれ、山村林業方面への関心は極めて低かった¹³¹。しかし、1932年の同法改正によって個人としては産業組合に加入する資格のない製炭者が、農事実行組合（製炭組合、木炭組合など）を組織すれば、それを通じて加入することができ、系統資金融資が受けられるようになった¹³²。

これ以降も、1933年3月の「農業動産信用法」制定および1934年3月の「農業倉庫法」改正により、木炭も農業倉庫の保管対象物件となり、産業組合中央金庫の短期証券担保金融開始などの措置が講ぜられるとともに、農林省経済更生部は木炭の販売および販売斡旋に関する各種機関相互の連絡協調を図り、木炭の販売改善の指導に努めることになった¹³³。販売改善事業については、1935年6月に「林業共同施設奨励規則」が改正され、全国を区域とする産業組合連合会の木炭倉庫施業に対しても助成を行えることとなった¹³⁴。さらに同年9月には農林次官から地方長官宛に「農産物及木炭販売改

¹³⁰ 東浦庄治（1935）『日本産業組合史』高陽書院 p.360

¹³¹ 農林省大臣官房総務課編（1963）『農林行政史 第5巻上』農林協会 p.431

¹³² 農林省大臣官房総務課編（1963）『前掲同書』 p.431

¹³³ 農林省大臣官房総務課編（1963）『前掲同書』 p.444

¹³⁴ 香田徹也（2000）『日本近代林政年表 1867-1999』日本林業調査会, p538

善施設助成ニ関スル件」が通牒され「農産物及木炭販売改善施設助成要項」が示され、農林大臣の適当と認める法人または団体に農産物または木炭の販売改善のための費用に対して助成金が交付され、各道府県は販売統制委員会を組織し、販売改善の審議および協定をおこない、農林大臣の承認をうけてこれを実施した¹³⁵。

ただし、こうした産業組合拡充・補助政策に組み込まれたのは農家の副業による自営的製炭だけであった¹³⁶。また、こうした政策を展開するにつれて、自己の山林や自己の資金で生産する農家の副業的自営的製炭者の木炭は、木炭商＝企業的製炭業者には販売されず、産業組合系統に出荷されるようになったことで、企業製炭者と大きな摩擦を生ずるに至った¹³⁷。

こうした政策展開の中で、木炭重要物産同業組合はいかなる状況にあったのか。

まず、産業組合に対する反対運動、いわゆる反産運動が全国的に展開したことが挙げられる。1933年10月に日本商工会議所・全日本肥料団体連合会・全国米穀商組合連合会・全国醤油醸造組合連合会など九団体をもって全日本商権擁護連盟が結成され、同年11月に「全国商権擁護連盟大会」が開催された。木炭業界においては、この動きに刺激されて東京薪炭問屋同業組合、大阪木炭煉炭同業組合、横浜薪炭商同業組合などの主唱の下に、消費地・産地の問屋および小売商30万を結集して全日本木炭商連盟を結成し、反産運動推進の母体としたが、地方的事情に強く制約されて運動の歩調が乱れ、強い高揚をみせるまでにいたらず、産業組合の流通過程への進出抑制を関係省庁に陳情するに止まった¹³⁸。

また、田中長茂（1937）によれば、生産の改良、木炭の共同出荷を目的とする部落単位の組合（木炭改良組合、木炭共同出荷組合、製炭実行組合等）は、従来その多くが木炭重要物産同業組合の町村における支部の形を採り、木炭重要物産同業組合支援の下に存立を続けてきたが、産業組合に加入しているものは割合少なかった¹³⁹。

¹³⁵ 農林省大臣官房総務課編（1963）『農林行政史 第5巻上』農林協会 p.444

¹³⁶ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編（1983）『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』。大日本山林会、p.389

¹³⁷ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編（1983）『前掲同書』p.389

¹³⁸ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編（1983）『前掲同書』p.394

¹³⁹ 田中長茂（1937）『農林行政（上）』常磐書房 p.324

こうした状況から、各府県が政府の炭窯構築助成施設に応じて、この補助の効果を徹底させるために製炭者による改良組合の設立を奨励金の交付するなどの施設を講じたことで、木炭に関する実行組合が急増した¹⁴⁰。1932年において約1,360組合、組合員数が77,000人に達し、ほとんど全国に普及したとあり¹⁴¹、実際の割合は定かではないが、木炭重要物産同業組合の支部としての木炭に関する実行組合以外に、産業組合あるいは地方行政を系列とする実行組合も普及していったことが窺える。

こうした政策に対する反対運動が展開する一方で、農林省大臣官房総務課編（1963）によれば、当時の販売統制は木炭生産地の事情および統制団体の方針に基づき、木炭重要物産同業組合も販売斡旋に重点を置いて携わっていたとある¹⁴²。

当時の状況について、農林省山林局編（1937）『木炭金融保管並ニ販売統制ニ関スル調査書』¹⁴³において1935年度における木炭販売統制事業の成績が掲載されている。ここでいう販売統制事業とは、共同集荷・販売事業および販売斡旋事業のことと本資料から読み取れる。本資料をもとに、木炭販売統制事業に取り組んだ木炭集荷団体およびそれぞれの団体の取扱い数量をまとめ、この事業における木炭重要物産同業組合の活動状況について確認する。表2.3.3.1.は全国の各団体の取扱い数量、表2.3.3.2.は各道府県における木炭重要物産同業組合の取扱い数量が示されている。

まず、表2.3.3.1.からは、木炭重要物産同業組合が販売統制事業において191万9千俵を取扱っており、全体の7%を占めていたことが確認される。この事業で最も盛んに活動していたのは産業組合系統であり、1,724万3千俵を取り扱っており、全体の63%を占めていたことから、販売統制事業における木炭重要物産同業組合の活動はあまり盛んではなかったことが窺える。ただし、「その他の出荷団体および組合」が884万2千俵で全体の32%を占めており、この

¹⁴⁰ 田中長茂（1937）『農林行政（上）』常磐書房 p.324

¹⁴¹ 田中（1937）『前掲同書』. p.324

¹⁴² 農林省大臣官房総務課編（1963）『農林行政史 第5巻上』農林協会 pp.444 - 445。ただし、本書は山林局編「木炭金融保管並ニ販売統制ニ関スル調査書」から引用されている。

¹⁴³ 農林省山林局編（1937）『木炭金融保管並ニ販売統制ニ関スル調査書 昭和10年度（木炭関係資料調査書 第4輯第1号）』大日本木炭協会

項目の備考欄¹⁴⁴には「同業組合斡旋所」(福島県)、「委託先木炭同業組合連合会」(徳島県)という記載も確認されたため、実際の数値より同業組合系統が関与していた可能性がある。

表 2.3.3.1.木炭集荷団体の販売方法別数量および割合 (1935 年度)

集荷団体	自己販売		委託販売		買取販売		販売斡旋		合計	
	数量 (万俵)	割合	数量 (万俵)	割合	数量 (万俵)	割合	数量 (万俵)	割合	数量 (万俵)	割合
同業組合系統	18.9	1%	6.5	1%	-	-	166.5	59%	191.9	7%
同業組合連合会	(2.0)	(0%)	-	-	-	-	(45)	(16%)	(47.0)	(2%)
同業組合	(16.9)	(1%)	(6.5)	(1%)	-	-	(121.5)	(43%)	(144.9)	(5%)
産業組合系統	1058.9	63%	611.7	77%	309.4	77%	53.7	19%	1724.3	63%
府県販売斡旋所	0	0%	-	-	-	-	118.2	42%	118.2	4%
府県山林会	0.1	0%	0.5	0%	0.2	0%	11.4	4%	12	0%
森林組合	10.0	1%	0.3	0%	-	-	0.4	0%	10.7	0%
市町村自営	8.7	1%	0.3	0%	-	-	0.1	0%	9.1	0%
その他の出荷団体 および組合	600.7	36%	184.6	23%	92.3	23%	98.9	35%	976.5	35%
合計	1678.4	61%	797.4	29%	401.9	15%	282.7	10%	2758.5	100%

資料) 農林省山林局編 (1937) 『木炭金融保管並ニ販売統制ニ関スル調査書 昭和 10 年度』大日本木炭協会 p.87 をもとに筆者作成した。

注 1) 100 の位を四捨五入した。その結果 1 に満たないものは 0 と表記した。

また、販売方法別にみると、自己販売、委託販売、買取販売においては産業組合系統がそれぞれ 63%、77%、77% を占めているが、販売斡旋においては、同業組合系統が 59% を占めている。数量にすれば 166 万 5 千俵であり、販売統制事業全体に対して約 6% であるが、先述のとおり、木炭重要物産同業組合が販売斡旋事業に重点をおいて携わっていたことが窺える。さらに、木炭重要物産同業組合が自己販売や委託販売を行っていたことも確認された。

次に、前項の「林業共同施設奨励規則」における木炭倉庫施業の実施状況について確認したように、木炭重要物産同業組合が全国的にこの奨励金を受け取っていたわけではなく、各地でばらつきがあ

¹⁴⁴ 農林省山林局編 (1937) 『木炭金融保管並ニ販売統制ニ関スル調査書 昭和 10 年度 (木炭関係資料調査書 第 4 輯第 1 号)』大日本木炭協会 pp.95-117。備考欄には他に「営林署倉庫町村倉庫個人倉庫の合計」(秋田県)、「委託先民間」(山梨県)、「木炭組合連合会」(具府県)などの記載があるが、具体的な内訳については表記されていない。

ったことから、販売統制事業においてもこうした傾向であったかについて表 2.3.3.2.で確認する。

表 2.3.3.2.より、18 県において木炭重要物産同業組合および連合会による販売統制事業が行われていた。連合会のみによって取り組まれていた県は、福島県、広島県、徳島県の 3 県であった。同業組合のみによって取り組まれていた県は、神奈川県、富山県、長野県、愛知県、兵庫県、奈良県、島根県、岡山県、山口県、高知県、長崎県、熊本県、大分県の 13 県であった。連合会と同業組合の両方で取り組まれていた県は三重県（1 万 9 千俵）、和歌山県（1 千俵）の 2 県であった。

自己販売を行っていた県は、富山県（同業組合（以下、同））、長野県（同）、和歌山県（連合会（以下、連）と同）、岡山県（同）、徳島県（連）、高知県（同）の 6 県であった。委託販売を行っていた県は兵庫県の 1 県であった。

販売斡旋を行っていた県は福島県（連）、神奈川県（同）、富山県（同）、長野県（同）、愛知県（同）、三重県（連、同）、奈良県（同）、鳥取県（同）、岡山県（同）、広島県（連）、山口県（同）、長崎県（同）、熊本県（同）、大分県（同）の 12 県であった。

東西でわけると、東日本では福島県、神奈川県、長野県の 3 県であった。県単位でみた場合、販売統制事業における木炭重要物産同業組合の活動は東日本よりも西日本において活発であったことが窺える。取扱い数量においても、東側で 35 万 7 千俵（全体の約 19%）、西側で 156 万 2 千俵（全体の約 81%）であった。

一方で、取扱い数量の多い順で並べてみると、長崎県 54 万 3 千俵（同）、熊本県 28 万 4 千俵（同）、福島県 27 万 9 千俵（連）、三重県 22 万 5 千俵（連、同）、島根県 22 万俵（同）であり、この 5 県で約 81% を占めていた。

表 2.3.3.2. 府県別同業組合系統の販売方法別数量（1935 年度）

（単位：万俵）

都 道 府 県	同業組合系統								合計
	同業組合連合会				同業組合				
	自己 販売	委託 販売	買取 販売	販売 斡旋	自己 販売	委託 販売	買取 販売	販売 斡旋	
青森県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
岩手県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
秋田県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福島県	—	—	—	27.9	—	—	—	—	27.9
茨城県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
栃木県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
群馬県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
千葉県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
東京都	—	—	—	—	—	—	—	—	—
神奈川県	—	—	—	—	—	—	0.1	—	0.1
新潟県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
富山県	—	—	—	—	2.7	—	—	1.1	3.8
石川県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
福井県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山梨県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長野県	—	—	—	—	7.6	—	—	0.1	7.7
岐阜県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
静岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛知県	—	—	—	—	—	—	—	3.8	3.8
三重県	—	—	—	15.3	—	—	—	7.2	22.5
滋賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
京都府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
大阪府	—	—	—	—	—	—	—	—	—
兵庫県	—	—	—	—	—	6.5	—	—	6.5
奈良県	—	—	—	—	—	—	—	0.1	0.1
和歌山県	0.1	—	—	—	0.2	—	—	—	0.3
鳥取県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根県	—	—	—	—	—	—	—	22.0	22.0
岡山県	—	—	—	—	2.3	—	—	2.6	4.9
広島県	—	—	—	1.8	—	—	—	—	1.8
山口県	—	—	—	—	—	—	—	0.3	0.3
徳島県	1.9	—	—	—	—	—	—	—	1.9
香川県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
愛媛県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
高知県	—	—	—	—	4.1	—	—	—	4.1
福岡県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
佐賀県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
長崎県	—	—	—	—	—	—	—	54.3	54.3
熊本県	—	—	—	—	—	—	—	28.4	28.4
大分県	—	—	—	—	—	—	—	1.4	1.4
宮崎県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿児島県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
沖縄県	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	2.0	—	—	45.0	16.9	6.5	—	121.5	191.9

資料）農林省山林局編（1937）『木炭金融保管並ニ販売統制ニ関スル調査書
昭和 10 年度』 pp.95-117 をもとに筆者作成

注 1）100 の位を四捨五入した。

最後に、販売統制事業の自己販売における木炭重要物産同業組合の販売先を表.2.3.3.3.に示した。

富山県、長野県、岡山県の木炭重要物産同業組合は県内向けの商人に販売を行っていた。また、富山県、岡山県の同業組合と徳島県、高知県の連合会は県外向けの商人に販売をしていた。全体の販売量のうち93%が商人（県内46%、県外47%）に販売されている。一方、和歌山県では商人に向けて販売が行われなかった。

全体の販売量のうち、残りの7%は「購買組合」（1%）、「官衙学校等」（4%）、「工場」（0%）、「その他」（2%）に販売されていた。「購買組合」に対しては富山県と岡山県の同業組合が、「官衙学校等」に対しては長野県、和歌山県、岡山県の同業組合と徳島県の連合会が、「工場」に対しては岡山県の同業組合が、「その他」に対しては長野県の同業組合と和歌山県の連合会が販売していた。岡山県では、他の県より仕向先が多かったことがわかる。

1935年度の自己販売の場合ではあるが、木炭重要物産同業組合の販売統制事業の仕向先の約9割が商人であったが、県によっては同業他者となる産業組合系統の購買組合や公共施設、また工場に仕向けていることも明らかとなった。

当時の販売統制事業について、農林省山林局（1935）『木炭ノ生産並配給ニ関スル事例』において、1932年（昭和7年）の広島県木炭同業組合連合会が呉海軍部内に販売斡旋を行っていたことが記されており、また本資料に当時の状況も記載されており、「従来ヨリ大ニ焦慮スル処アリシガ大需要先ナル呉海軍部内ニハ多ク官行製炭ヲ購買セラル、ヲ以テ之等ニ圧倒セラル、為未タ民製木炭ノ声望ヲ充実スルニ至ラサリシガ炭質改良量目俵装ノ改善ニ依リ漸次任期を投ジツ、アリ然処煉炭、豆炭及瓦斯電熱等ノ補助燃料亦大ニ発展スルニ伴ヒ甚タ販路ノ拡張ハ至難ナリ種々奔走交渉」したとある¹⁴⁵。農村恐慌を背景とした経済更生事業の一環としての販売統制事業であったかは定かではないが、1930年代に木炭重要物産同業組合（連合会）が軍部に対する販売経路の拡張（官行製炭との競争）、木炭の代替燃料の興隆に対する危機感への対応として、販売統制事業に取り組んでいたことが読み取れる。

¹⁴⁵ 農林省山林局（1935）『木炭ノ生産並配給ニ関スル事例』 pp.153-159

表 2.3.3.3.木炭重要物産同業組合および連合会による自己販売と仕向先（1935年度）（単位：万俵）

県	集荷団体	仕向先												
		産地（県内）				市場（県外）				購買組合	官御学校等	工場	その他	合計
		問屋	仲買商	小売商	合計	問屋	仲買商	小売商	合計					
富山県	連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同業組合	0.8	-	0.7	1.5	1.0	-	-	1.0	0.2	-	-	-	2.7
長野県	連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同業組合	-	4.6	2.5	7.1	-	-	-	-	-	0.3	-	0.2	7.6
和歌山県	連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.1	0.1
	同業組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.2	-	-	0.2
岡山県	連合会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	同業組合	0.1	-	0.1	0.2	2.0	-	-	2.0	0.0	0.1	0.0	-	2.3
徳島県	連合会	-	-	-	-	1.9	-	-	1.9	-	0.1	-	-	2.0
	同業組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
高知県	連合会	-	-	-	-	4.1	-	-	4.1	-	-	-	-	4.1
	同業組合	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		0.9	4.6	3.3	8.8	9.0	-	-	9.0	0.2	0.7	0.0	0.3	19.0
割合		(5%)	(24%)	(17%)	46%	(47%)	-	-	47%	1%	4%	0%	2%	100%

資料）農林省山林局編（1937）『木炭金融保管並ニ販売統制ニ関スル調査書 昭和10年度』pp.119,130-133,142-164をもとに筆者作成

注1）100の位を四捨五入した。その結果1に満たないものは0と表記した。

2. 3. 4. 第二次世界大戦期の木炭統制

1937年7月に盧溝橋事件が起こり、日中戦争が本格化する。わが国では、軍需増加による化学工業や製鉄業などが興隆する一方で、アメリカからの石油輸入がストップしたことで、石油・石炭の貯蔵・保有が喫緊の課題となった。木炭は、石油・石炭の代替燃料として注目され、自動車や農業用動力などの燃料を木炭ガスに転換を図る「木炭瓦斯発生装置規則」が1937年7月に公布された。こうした政府の方針によりガス用木炭の需要が増加し、1938年11月に「木炭検査規則」が改正され、従来の規格に加えてガス用木炭の規格を追加するとともに、検査手数料を引下げて増産を推進した。

こうした木炭需要の急増は価格の高騰を引き起こし、1938年8月から木炭も価格統制の対象となる。しかし、価格統制が実施された

ことで、生産地や消費地で買い溜めや売惜しみが生じ、1939年の秋口から「木炭飢饉」と呼ばれる社会問題が発生した。

政府は木炭市場の混乱を鎮めるために、1939年12月に「木炭配給統制規則」を公布し、1940年3月に「木炭需給調節特別会計法」を公布した。この段階では、木炭の配給統制は道府県外への移出にのみの実施であった。移出先を政府が指定するとともに、配給統制における木炭の集荷配給業務を政府代行機関として行う民間組織を指定した。この時、政府は産業組合による一元的な集荷配給の実施を計画していたことから、東京薪炭問屋同業組合の会長である廣瀬与兵衛を代表に政府に対する陳情書が提出されている。商人側の反対運動を受け、政府は木炭配給統制業務の代行機関として集荷業務を産業組合系統、配給業務を商業組合系統の組合を指定することとした。

価格統制および配給統制が実施されると、1940年8月に「木炭規格改訂ニ関スル件」が通達された。この通達は、製炭能率の増進、検査の簡便、取引の迅速化といった増産および流通統制を円滑にすることを目的としていたもので、炭種・銘柄・品等の組み合わせにより10,752種に及んでいた全国各地の木炭規格を全国共通の規格として144種に整理・統一した。

さらに、1941年4月に「瓦斯用木炭統制規則」が公布され、ガス用木炭は国策会社である日本瓦斯用木炭株式会社とその下部組織によって生産および配給を行うものと規定された。本法律によってガス用木炭は全て政府が掌握することとなった。

その後、木炭需給のひっ迫により、薪が市場商品として台頭してきたことから、政府は1941年12月に「薪炭統制ニ関スル件」を通達し、応急的に薪の増産を図るとともに需給調整要綱を策定した。この要綱において薪の指定生産県・消費府県の一元的集荷移出および入荷配給機構を整備された。1943年3月に木炭統制に薪を含めた「薪炭需給調節特別会計法」が公布される。同年5月に「薪炭配給統制規則」も公布され、ガス用薪炭と地方長官指定機関以外の薪炭をすべて政府が扱うことを定めた。

価格や配給および規格の統制の一方で、1942年5月に「木炭増産登録制度実施要項」が通達され、生産統制も本格化する。この通達は、生産割当制の徹底を目的として、製炭者に「製炭報国手帳」を配布するものである。製炭者に対して「製炭報国手帳」への記入の

指示およびその際の木炭の数量と等級の検査を木炭検査員が担当した。その後、政府は1943年および1944年の夏季と冬季に薪炭生産供出増強期間を設けて、薪炭生産の増産を図った。また、1944年4月に「薪炭検収費補償要綱」を策定し、薪炭生産者から徴収していた検査手数料を国庫負担として免除する施策も実施された。さらに同年5月に「木炭検査規則」を改正して検査等級を廃止するなど、増産に邁進した。

2. 3. 5. 木炭検査制度の展開

木炭検査制度は、政府が積極的に取り組んだ政策ではないが、木炭同業組合の民営検査に始まり、公営検査に移行し、戦時期において遂に木炭統制に組み込まれ、また、この展開過程の中で、日本木炭規格も制定されている。本章では、これまでの木炭政策の展開の中で木炭検査制度がいかに展開してきたかを論じる。

本節第1項でも述べたが、本格的な木炭に対する指導行政の起点は検査事業であったとされている。木炭の規格は各地方の慣習や元締たちの判断などによって千差万別で何万種にもおよぶものであった。白炭・黒炭・半白炭・鍛冶炭の種別は全国ほぼ共通な規格要因であったが、樹種別・製品の形状別・俵装の種類別・入込数量別そしてそれらの品等別などの組み合わせは同じ県内でも地方によって区々であり、共通の基準は皆無の状態であった¹⁴⁶。この時期においては、出荷業者によって新しい規格がつくられ、それが広く普及されることもあった¹⁴⁷。

1910年5月18日農商務省令第6号「重要物産検査手数料ニ関スル件」が公布されて「道府県手数料令」(1910年5月5日勅令第219号)第二条による「検査ヲ行フ重要物産ノ種類」として木炭が指定されたので、木炭生産地において木炭重要物産同業組合を設立し、木炭の生産あるいは移出の検査を企図するものが年ごとに増加した¹⁴⁸。木炭重要物産同業組合の普及発達にともない、各道府県では奨励ならびに監督の立場から、管内生産木炭の規格統一と検査による商品価値の向上を図るため、道府県営検査の実施を考慮するように

¹⁴⁶ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』、大日本山林会、p.372

¹⁴⁷ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『前掲同書』p.372

¹⁴⁸ 農林省大臣官房総務課編(1963)『農林行政史 第5巻上』農林協会 p.445

なった¹⁴⁹。

一方で、第一次世界大戦後に高炭価時代が出現し、製炭が農家の副業として広汎に行われるようになり、各地に炭屋が簇生しはじめると、製品の規格がないために粗製乱造の競争が生じた¹⁵⁰。

内地における木炭産業の適正な発達と生産の増進、品質の改良などを目的とする木炭重要物産同業組合その他の団体の結成が漸次拡大するにしたがい、その指導監督の業務が地方林政の一要務となるにいたった¹⁵¹。岩手県では、この時期において、産業的な助成が用意されないうちに、県の重要な産出品となり、そこに粗製乱造問題が生ずることになったので、産業行政を打ち出す暇もなく、警察的な行政でこれに対応せざるをえなかった¹⁵²。ところによっては警察署が木炭の規格を定めたが、こうした警察署の取締りによっても好況期に乗ずる濫造競争の激流を鎮静させることができず、1919年11月に県令第45号「木炭販売取締ニ関スル件」の告示を発して取締りを強化することとなった。

しかし、こうした取締りを行うためには、適正な基準が必要となる。正味量目の標記は容易であるとしても「品質」の表示に何らかの客観的基準がなければ、取締りの意味は著しく減殺される。県当局は県産業における木炭生産の重要性を認識し、1921年9月1日県令をもって木炭の規格や品等を公示するとともに、生産検査と移出検査の両方を実施する木炭県営検査を開始した¹⁵³。県内山林課内に木炭検査所を併置し、山林課長を兼務所長として多数の定員を配置して業務を処理した¹⁵⁴。この岩手県の県営検査が地方庁による検査の嚆矢であった。

ここで、各道府県営検査の導入年をみると(表2.3.5.1.)、1921年の岩手県を嚆矢とし、1924年に石川県、1926年岐阜県、鳥取県で導入され、1930年代から公営検査の導入が各地で相次ぎ、最後に大阪府、香川県、沖縄県において1942年に導入された。約20年間かけて47道府県すべてに公営検査制度が導入されている¹⁵⁵。

¹⁴⁹ 農林省大臣官房総務課編(1963)『農林行政史 第5巻上』農林協会 p.445

¹⁵⁰ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『日本林業発達史 - 農業恐慌・戦時統制期の過程 -』, 大日本山林会 p.373

¹⁵¹ 農林省大臣官房総務課編(1963)『前掲同書』 p.116

¹⁵² 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『前掲同書』, p.373

¹⁵³ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『前掲同書』, p.375

¹⁵⁴ 農林省大臣官房総務課編(1963)『前掲同書』 p.116

¹⁵⁵ 道府県営の木炭検査所は、後に道府県営の木材検査の実施にともない併合されて林産物検査所と改称される。木材検査所の動向については、桑田治

表 2.3.5.1.各道府県の木炭・木材・その他林産物検査制度導入年

年	木炭検査		木材検査		その他林産物検査 都道府県
	都道府県	累計	都道府県	累計	
1921	岩手県	1			
1924	石川県	2			
1926	岐阜県、鳥取県	4			
1927	滋賀県	5			
1928	三重県	6			
1929	宮城県、秋田県、島根県、奈良県	10			
1930	山形県、鹿児島県	12			
1931	群馬県、新潟県、富山県、山梨県、岡山県、熊本県、茨城県、兵庫県	20			
1932	京都府、和歌山県、愛媛県、愛知県	24			
1933	福島県、福井県、長野県、徳島県、高知県、宮崎県	30	大阪府、鳥取県	2	
1934	栃木県、神奈川県、静岡県	33	和歌山県、愛知県、岐阜県、北海道、	6	
1935	東京都、広島県、大分県	36	兵庫県、岩手県	8	
1936	埼玉県、佐賀県、長崎県、青森県、福岡県、山口県	42	東京都、茨城県、徳島県	11	椎茸：愛知県、宮崎県
1937	千葉県、	43	埼玉県、千葉県、岡山県	14	竹材：千葉県
1939		43	神奈川県、山梨県、山形県、広島県、栃木県、長野県 （「用材検査規則」が9月に施行され、同年11月に全都道府県で木材検査を施行）	20 (47)	
1940	(北海道)	44			苗木：滋賀県 竹材：滋賀県 樅実：福岡県、佐賀県
1941		44			苗木：福島県、広島県、長野県 樅実：長崎県 山葵：島根県 あべまき樹皮：広島県、岡山県、島根県、兵庫県、京都府、石川県、鳥取県、徳島県
1942	大阪府・香川県・沖縄県	47			苗木：徳島県 竹材：京都府、島根県、愛知県
1943					竹材：大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県
1944					

資料 1) 木炭およびその他林産物検査については農林省山林局編 (1937 - 1944) 『山林要覧』各版をもとに筆者作成。

資料 2) 木材検査については、桑田 (1963) 『日本木材統制統制史』 p.85 をもとに筆者作成。

注 1) 木炭検査について、滋賀県は 1927 年に希望検査を実施し、1932 年から強制検査に移行している。

注 2) 北海道については導入年が確認できなかったが、赤羽 (1970) および大日本山林会編 (1983) においてどちらも 1940 年に導入されたとしているため、() で記載した。

(1963) 『日本木材統制史』林野共済会、が詳しい。

また、各都府県の林業予算において木炭・林産物検査費用がどの程度を占めていたか、またその推移を表 2.3.5.2.に示した。

本表と道府県営の木炭検査制度導入年を示した表 2.3.5.1.を比較すると、静岡県は 1934 年から県営木炭検査を導入するが、1933 年度の時点で予算が立てられており、また、京都府では 1932 年から府営木炭検査を導入するが、1934 年度以降予算が立てられていない。また、大阪府においては府営木炭検査の導入年が 1942 年であるが、1933 年度から予算が立てられている。こうした各地の公営木炭検査に関する予算や運営体制については今後の課題とし、木炭検査制度と地方林業行財政の傾向について考察したい。

表 2.3.5.2.をみると、全国的には林業予算が増えるに従って、木炭・林産物検査費用も増加しており、どの年度においても約 3 割を木炭・林産物検査費用が占めていたことが明らかとなった。ただし、都府県によって林業予算における木炭・林産物費の金額および割合は大きく異なる。1933 年度を例にすると、愛知県では木炭検査費用が 3,315 円で林業予算に占める割合が 2% であるのに対し、岐阜県では木炭検査費用が 54,357 円で林業予算に占める割合が 83% となっている。都府県の木炭産業の状況によると思われる一方で、木炭県営検査制度を全国で最も早く導入した岩手県では、木炭検査費用が 52,308 円と岐阜県に相当する額であるが、林業予算に占める割合は 15% ほどである。また、1933 年度から 1939 年度にわたって、群馬県では林業予算に占める検査費はおおよそ 5 割で推移している一方で、島根県では 1933 年度から 1937 年度まで 5~7 割を占めていたが、1939 年度に 1 割に減少している。また、秋田県では 1933 年度から 1934 年まで 1 割を占めるに過ぎなかったが、1935 年度に 7 割を占めるに至り、1936 年度から 1939 年度においては 8 割を占めている。

参考資料として、表 2.3.5.2.をもとに、各都府県の林業予算に占める木炭・林産物検査費用の割合別に都府県を区分した(表 2.3.5.3)。また、各都府県の木炭費用の金額と林業予算に占める割合をもとに、1933 年度、1936 年度、1939 年度時点の各府県を散布図に落とした(図 2.3.5.1.-図 2.3.5.3.)。これらの図は、左下に位置する府県が木炭検査費用の金額が全国と比較して少なく、また林業予算に占める割合も低いことを表し、右上に位置する府県が木炭検査費用の金額が全国と比較して多く、また林業予算に占める割合が高いことを表している。

表 2.3.5.2.都府県別林業予算（都府県単独負担）における木炭・林産物検査費の金額および割合の推移（単位：円）

都府県	1933年度			1934年度			1935年度			1936年度			1937年度			1938年度		
	総額	木炭 検査費	割合	総額	木炭 検査費	割合	総額	林産物 検査費	割合	総額	林産物 検査費	割合	総額	林産物 検査費	割合	総額	林産物 検査費	割合
香川県	49,967	—	0%	5,638	—	0%	6,729	—	0%	47,818	38,800	81%	69,930	56,200	80%	74,481	67,758	78%
岐阜県	354,868	52,308	15%	145,437	53,202	37%	178,300	98,398	55%	188,952	110,679	59%	193,810	112,726	58%	164,472	112,959	69%
富山県	79,213	41,891	53%	81,599	43,781	54%	91,699	10,694	12%	88,806	49,471	56%	97,735	50,608	52%	112,770	53,034	47%
林田県	75,873	10,514	14%	106,808	10,433	10%	79,557	58,311	73%	76,428	59,511	78%	73,761	59,511	81%	81,030	63,627	78%
山形県	39,579	53,943	60%	91,019	54,393	60%	83,538	51,476	62%	69,886	51,476	74%	81,035	54,023	67%	103,766	66,326	64%
福島県	101,106	60,421	60%	81,379	55,317	68%	113,609	65,324	58%	136,628	69,938	51%	123,602	73,176	59%	103,263	80,287	77%
茨城県	45,881	34,011	74%	49,494	35,180	71%	51,424	37,675	73%	66,973	48,236	72%	65,258	50,862	78%	63,841	57,933	91%
栃木県	33,223	—	0%	60,549	26,921	44%	78,933	39,406	50%	83,281	44,802	54%	412,783	48,841	12%	118,083	79,389	67%
群馬県	92,485	46,295	50%	94,739	47,195	50%	105,873	48,118	45%	114,499	52,758	46%	109,711	52,758	48%	114,296	63,322	55%
埼玉県	15,169	—	0%	47,548	—	0%	53,259	—	0%	121,172	36,108	30%	116,523	32,600	28%	83,288	27,476	33%
千葉県	35,938	—	0%	37,692	—	0%	37,938	—	0%	41,097	—	0%	63,708	27,667	43%	68,396	33,970	49%
東京都	99,267	—	0%	39,368	—	0%	70,841	—	0%	89,761	4,217	5%	102,674	43,669	42%	159,071	47,830	30%
神奈川県	70,692	—	0%	116,512	11,453	10%	122,591	11,742	9%	110,591	13,781	12%	118,536	14,694	12%	166,396	40,783	25%
新潟県	77,141	63,308	82%	64,115	66,840	79%	92,509	66,193	72%	110,364	68,029	62%	136,322	68,280	50%	182,068	70,726	39%
富山県	309,955	23,010	9%	60,089	27,210	45%	53,478	31,836	60%	184,847	31,014	17%	104,121	32,521	31%	93,296	5,334	6%
石川県	55,806	33,065	59%	59,534	33,935	57%	56,538	32,719	58%	68,364	33,073	48%	66,362	34,275	52%	74,039	36,077	49%
福井県	42,767	24,064	56%	50,914	30,090	59%	104,719	31,290	30%	116,651	40,028	34%	116,947	39,924	34%	153,650	39,944	26%
山梨県	440,307	36,502	8%	440,712	36,502	8%	845,620	39,595	5%	794,090	40,028	5%	975,584	40,028	4%	1,091,931	48,924	4%
長野県	110,108	49,705	45%	114,960	63,752	55%	163,324	71,020	43%	139,223	77,760	56%	159,461	78,922	49%	165,491	97,340	59%
岐阜県	65,548	54,337	83%	79,927	68,562	70%	97,123	63,999	66%	93,619	67,740	72%	97,515	68,142	70%	129,908	68,221	53%
静岡県	309,320	49,143	16%	128,106	18,515	14%	401,348	21,945	5%	129,624	21,714	17%	134,666	19,666	14%	137,065	19,461	14%
愛知県	172,598	3,315	2%	295,711	7,897	3%	296,252	39,619	13%	392,798	40,224	10%	385,505	42,624	11%	363,342	43,154	12%
三重県	88,765	29,458	33%	94,681	29,868	32%	254,162	29,919	12%	239,950	31,699	13%	134,336	31,254	23%	77,761	30,528	39%
滋賀県	64,970	15,245	23%	53,449	15,150	28%	61,471	15,408	25%	63,293	1,840	3%	47,280	14,780	31%	49,635	3,369	7%
京都府	76,146	85,117	46%	42,365	—	0%	55,499	—	0%	20,885	—	0%	44,195	—	0%	58,205	—	0%
大阪府	40,897	6,870	17%	34,897	6,870	20%	43,701	6,870	16%	78,874	7,233	9%	82,066	7,233	9%	25,119	10,291	41%
兵庫県	132,712	64,115	48%	155,645	65,526	42%	166,095	82,141	49%	141,411	79,558	56%	160,844	78,966	49%	233,295	77,638	33%
奈良県	14,800	1,800	12%	22,810	2,601	11%	43,229	2,601	6%	36,279	15,500	43%	35,416	15,314	43%	36,948	16,122	44%
和歌山県	47,040	17,959	38%	66,939	28,903	43%	35,595	29,919	84%	90,786	31,748	35%	105,187	46,974	45%	191,779	63,593	33%
鳥取県	145,531	32,374	22%	150,999	34,374	23%	149,864	34,374	23%	164,355	34,374	21%	166,626	34,674	21%	140,656	35,253	25%
島根県	102,992	73,690	72%	105,549	73,690	70%	122,505	78,110	64%	167,473	84,991	51%	151,064	79,154	52%	234,846	16,277	7%
岡山県	112,039	43,553	39%	114,001	—	0%	93,507	46,444	50%	120,994	48,976	40%	212,043	77,181	36%	190,865	79,869	42%
広島県	37,935	—	0%	51,396	—	0%	116,709	49,141	42%	262,846	61,843	24%	116,315	61,987	53%	181,646	102,138	56%
山口県	36,338	—	0%	38,481	—	0%	47,331	—	0%	217,703	40,554	19%	162,141	47,760	29%	216,719	50,578	23%
徳島県	28,593	14,682	51%	24,541	21,600	88%	47,531	24,500	52%	61,879	30,536	49%	80,837	32,879	41%	69,687	29,272	42%
香川県	7,917	—	0%	9,714	—	0%	9,478	—	0%	9,204	—	0%	10,306	—	0%	8,711	—	0%
愛媛県	66,630	38,050	57%	67,709	38,034	56%	64,831	37,398	58%	72,178	39,681	55%	99,701	39,803	40%	57,214	37,420	65%
高知県	56,521	34,668	61%	30,084	4,845	16%	90,039	60,718	67%	93,359	62,108	67%	99,755	62,730	63%	136,126	92,858	68%
福岡県	15,816	—	0%	25,912	—	0%	33,010	—	0%	45,157	12,658	28%	103,000	16,911	16%	162,414	19,022	12%
佐賀県	7,665	—	0%	9,935	—	0%	8,064	—	0%	13,599	5,330	39%	17,426	7,510	43%	35,567	10,443	29%
熊本県	7,515	—	0%	4,152	—	0%	4,035	—	0%	34,148	22,271	65%	41,445	28,131	68%	44,279	26,951	61%
宮崎県	115,575	45,245	39%	108,790	49,517	45%	115,748	49,311	43%	128,600	49,403	38%	140,864	50,180	36%	122,471	51,426	42%
大分県	63,606	—	0%	75,793	—	0%	111,254	26,172	24%	139,271	48,532	35%	118,620	50,030	42%	148,573	59,988	40%
宮城県	91,475	37,300	41%	95,216	41,420	44%	116,863	43,439	37%	127,842	63,580	50%	124,896	38,966	31%	327,451	60,326	18%
鹿児島県	162,774	5,160	3%	76,926	5,323	7%	74,574	5,116	7%	80,267	5,970	7%	92,895	45,236	49%	112,833	34,649	31%
沖縄県	37,023	—	0%	43,620	—	0%	42,361	—	0%	42,027	—	0%	33,851	—	0%	5,998	—	0%
合計	4162799	1136549	27%	3,795,176	1,096,481	29%	5,142,739	1,433,017	28%	5,704,527	1,766,939	31%	6,265,762	1,984,866	32%	8,624,379	2,122,856	25%

資料) 農林省山林局(1934-1941)『山林要覧』第5次-第11次、農林省山林局

注1) 『山林要覧』第1次-第4次(1929-1933)に木炭検査費・林産物検査費の項目は設けられていなかった。

注2) 『山林要覧』第12次-第13次(1943-1944)に木炭検査費・林産物検査費の項目は設けられていなかった。

注3) 1941年度から項目として「検査其他統制諸費-木材利用統制施設助成金」が設けられている。

表 2.3.5.3.各都府県の林業予算に占める木炭・林産物検査費用の割合区分

年度		1933年度	1934年度	1935年度	1936年度	1937年度	1939年度
区分							
8割以上	85～100%						茨城県
	75～84%	新潟県、岐阜県	新潟県		秋田県、青森県	茨城県、秋田県、青森県	青森県、秋田県
6～7割	65～74%	島根県、茨城県	福島県、岐阜県、島根県、茨城県	岐阜県、高知県、新潟県、茨城県、秋田県	長崎県、高知県、岐阜県、茨城県、山形県	山形県、岐阜県	愛媛県、栃木県、高知県、岩手県、福島県
	55～64%	福井県、愛媛県、石川県、福島県、山形県、高知県	石川県、長野県、愛媛県、福井県、山形県	福島県、愛媛県、石川県、富山県、山形県、島根県	愛媛県、宮城県、長野県、兵庫県、石川県、岩手県、新潟県	岩手県、福島県、長崎県、高知県、	群馬県、長野県、長崎県、山形県
4～5割	45～54%	長野県、京都府、兵庫県、群馬県、徳島県、宮城県、	富山県、熊本県、徳島県、群馬県、宮城県	群馬県、兵庫県、岡山県、栃木県、岩手県、徳島県	群馬県、徳島県、島根県、福島県、栃木県	和歌山県、群馬県、鹿児島県、兵庫県、新潟県、宮城県、島根県、石川県、広島県	宮城県、千葉県、鹿児島県、石川県、岐阜県、広島県
	35～44%	和歌山県、岡山県、熊本県、宮崎県	岩手県、和歌山県、宮崎県、栃木県	和歌山県、宮崎県、広島県、熊本県、長野県、	大分県、和歌山県、熊本県、佐賀県、岡山県、宮崎県、奈良県、	熊本県、岡山県、愛媛県、徳島県、大分県、東京都、佐賀県、奈良県、千葉県、宮崎県	新潟県、三重県、和歌山県、大阪府、岡山県、徳島県、熊本県、奈良県、
2～3割	25～34%	滋賀県、三重県、	滋賀県、三重県	福井県、滋賀県、	福岡県、埼玉県、福井県	埼玉県、山口県、富山県、滋賀県、福井県	鳥取県、福井県、神奈川県、佐賀県、東京都、埼玉県、兵庫県、大分県
	15～24%	岩手県、大阪府、島根県、静岡県、	高知県、大阪府、鳥取県	大阪府、鳥取県、大分県	静岡県、山口県、富山県、鳥取県、広島県	福岡県、鳥取県、三重県	宮崎県、山口県
1割以下	5～14%	山梨県、富山県、奈良県、秋田県、	鹿児島県、山梨県、秋田県、神奈川県、奈良県、静岡県、	山梨県、静岡県、奈良県、鹿児島県、神奈川県、宮城県、三重県、愛知県	山梨県、鹿児島県、大阪府、愛知県、三重県、神奈川県	静岡県、愛知県、栃木県、神奈川県、大阪府	富山県、滋賀県、島根県、福岡県、愛知県、静岡県
	1～4%	愛知県、鹿児島県	愛知県、		滋賀県、東京都	山梨県	山梨県
	0%	青森県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	青森県、埼玉県、千葉県、東京都、京都府、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、沖縄県	青森県、埼玉県、千葉県、東京都、京都府、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県	千葉県、京都府、香川県、沖縄県	京都府、香川県、沖縄県	京都府、香川県、沖縄県

資料) 農林省山林局(1934-1941)『山林要覧』第5次-第11次. 農林省山林局をもとに筆者作成

注1) 『山林要覧』第1次-第4次(1929-1933)に木炭検査費・林産物検査費の項目は設けられていなかった。

注2) 『山林要覧』第12次-第13次(1943-1944)に木炭検査費・林産物検査費の項目は設けられていなかった。

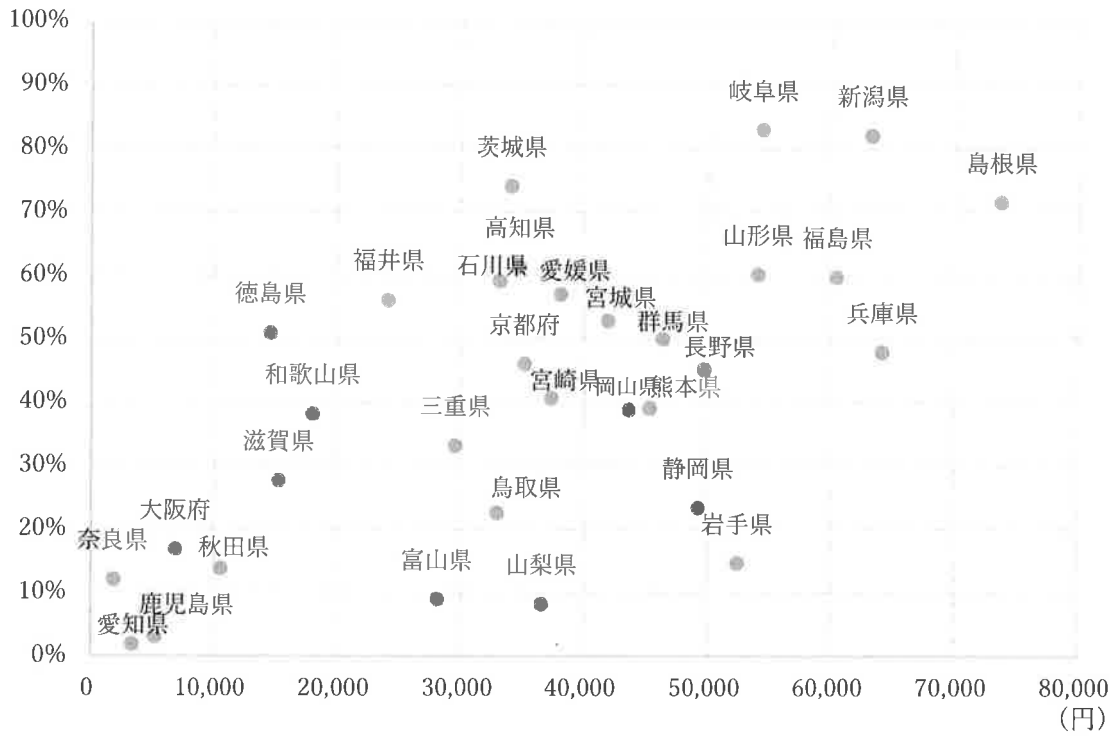


図 2.3.5.1.都府県別林業予算（都府県単独負担）における木炭検査費の金額および割合（1933年度）

資料）農林省山林局（1934）『山林要覧』第5次，農林省山林局をもとに筆者作成

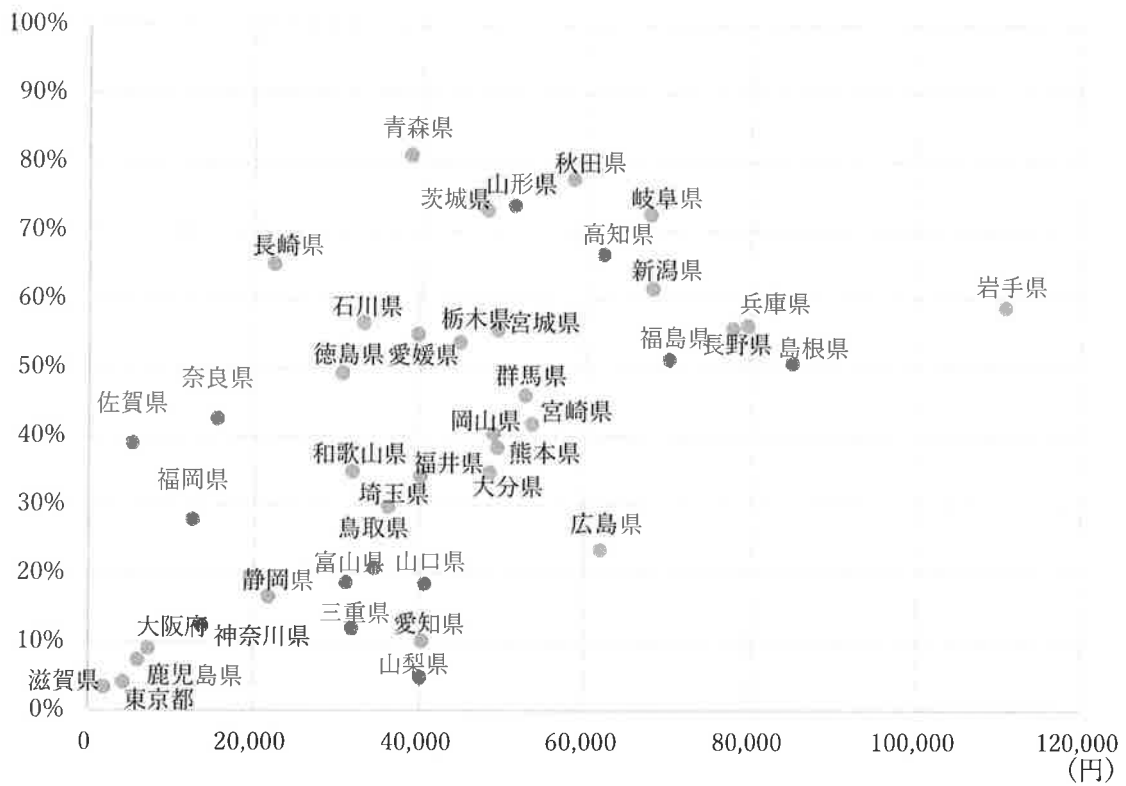


図 2.3.5.2.都府県別林業予算（都府県単独負担）における木炭検査費の金額および割合（1936年度）

資料）農林省山林局（1937）『山林要覧』第8次，農林省山林局をもとに筆者作成

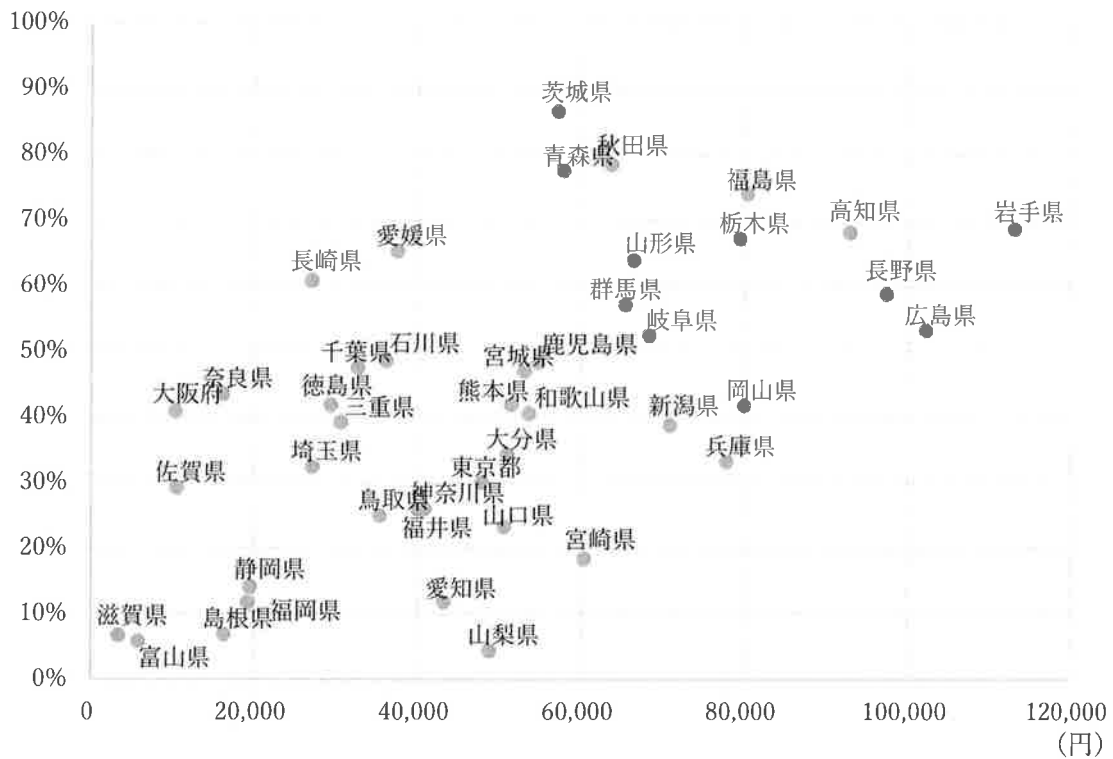


図 2.3.5.3.都府県別林業予算（都府県単独負担）における木炭検査費の金額および割合（1939年度）

資料）農林省山林局（1941）『山林要覧』第11次。農林省山林局をもとに筆者作成

府県営による木炭検査制度が広汎に施行されるに至る過程にあっては地方庁と地方木炭業界の間に摩擦が生じた場合も少なからずあった。

福島県・宮崎県・栃木県・静岡県・和歌山県などの諸県は明治期から木炭生産と同時に移出県としての地位を確立していたが、同時に木炭業界の勢力もまた強かった。これらの諸県ではほぼ郡単位に「重要物産同業組合法」に同業組合を結成し、自主的な検査を開始していた。したがって地方庁による新たな画一的な検査は同業組合の活動を阻害するものであって、生産の振興を促すものにはならないとして県営検査に対する反対運動が根強く行われていた。

大正後期に実施された郡制廃止ならびにこれに関連した郡役所制度の廃止は僻遠における指導奨励を必要とする民有林業行政の施行上大きな支障をきたした¹⁵⁶。従来、郡役所は地方自治体たる郡の機関として独自の自治行政施行のほか、府県の下部機関として国家行政の一部を相当し、山林行政に関しても府県から技術員などの特置をうけて指導奨励などの業務を分掌し、処理の簡素敏活を図るうえに与って効果があった¹⁵⁷。その善後措置に関しては中央ならびに地方においてさうとう配慮の跡がうかがえる¹⁵⁸。このことは、木炭検査の推移と共に当年代における地方林政機関の変革上特殊の事項と指摘されている。

工業規格統一調査会による「日本木炭標準規格」が1929年4月に商工省告示第13号をもって公示された。また、農林省においては同年5月に地方長官宛て山第554号山林局長通牒「木炭規格統一ニ関スル件」を発し、国民生活の必需品である木炭の規格が区々で、取引上不利不便が多いから、当業者をしてなるべく速やかに木炭標準規格に準拠して、調製せしめるように要望した¹⁵⁹。しかし、施行上の強制力をもたなかったことや地方的慣行の根強い生産現場の規格を十分参酌していない規格であったため県営検査の参考とはなりえても、規格基準とはならなかった¹⁶⁰。「日本木炭標準規格」によって検査が行われたのは国有林野事業としての官行製炭事業だけであ

¹⁵⁶ 農林省大臣官房総務課編(1963)『農林行政史 第5巻上』農林協会 p.107

¹⁵⁷ 農林省大臣官房総務課編(1963)『前掲同書』 p.120

¹⁵⁸ 農林省大臣官房総務課編(1963)『前掲同書』 p.107

¹⁵⁹ 農林省大臣官房総務課編(1963)『前掲同書』 p.446

¹⁶⁰ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『日本林業発達史 - 農業恐慌・戦時統制期の過程 -』。大日本山林会, p.376

った¹⁶¹。

一方で、1934年には岐阜県および島根県山林会が、政府に対し木炭規格の法制化を要望し、農林省においても1935年以来その整理統一の必要を痛感し、検査規程の認可などにあたり、複雑多岐な生産地の規格を標準規格に準拠して整理するよう指導した¹⁶²。

こうした木炭検査制度の展開過程について、本節ではさらに、木炭産業界の中央団体である大日本木炭協会(以下、木炭協会)が、1927年4月から1943年10月にかけて発行した『大日本木炭協会報』(以下、『協会報』)に着目して、同誌から読み取ることができる木炭検査制度の展開を明らかにした。

『協会報』は、木炭業界内における情報の共有を目的としており、全国・地方業界の概況、木炭や炭窯の性質、製炭・築窯法、薪炭林施業、ガス用木炭関連、木炭商業、市況統計、講習会などの開催状況、会議録、法令や組織人事など多種多様な記事が掲載されている。また記事の執筆者は、学識者、現場職員、製炭者、商業者など多様であることから、当時の様相を多角的に知る手がかりとなると判断した。

大日本木炭協会は1927年3月に設立された任意団体である。木炭に関する知識の啓発普及を図り、木炭業の発達並びに生産者消費者の連絡の円滑化に資することを目的とした。1925年6月に渡邊全(農林技師)、三浦伊八郎(東京帝大)らが結成した木炭研究会を前身とする。

会長は大日本山林会の会長が兼務し、副会長は山林会副会長の他、東京・大阪市場の業界代表者の計3名が就任し、理事は主に東京木炭業界の主要人物および農林省技師らが就任している。会員数は1100人(設立時)から最多の1807人(1934年)に増加し、その後1422人(1941年)に減少した¹⁶³。会員構成(1934年)は木炭検査所の職員が34.3%と最も多く、同業組合職員11.7%、地方庁職員11.5%、国有林関係職員11.5%、山林・製炭・農業者10.7%、商業者4.8%、学校関係者2.6%、その他13.4%であり、おおよそ政府関係者6割、民間4割である¹⁶⁴。

『協会報』から検査制度に対する意見・指摘を抽出するために、

¹⁶¹ 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』、大日本山林会、p.376

¹⁶² 農林省大臣官房総務課編(1963)『農林行政史 第5巻上』農林協会 p.446

¹⁶³ 大日本木炭協会(1934)『会員名簿』大日本木炭協会 pp.1-43

¹⁶⁴ 大日本木炭協会(1934)『前掲同書』pp.1-43

①まず、『協会報』（初巻から最終巻までの全 198 冊）を対象とし、「巻頭言」、「論説」、「雑録」に分類される全記事 2019 件を抽出した。②次に、これら 2019 件の記事中に「検査」を含む 377 件（「巻頭言」13 件、「論説」81 件、「雑録」283 件）の記事を抽出した。③分析に統一性を持たせるために調査対象を「論説」81 件に絞った。「論説」81 件中、木炭検査制度に言及する記事（以下、「論説－検査制度記事」）は 76 件であった。

「論説－検査制度記事」の件数の推移（図 2.3.5.4.）は、1927 年当初から年間数件掲載されており、1932 年に 0 件となるも、翌年の 1933 年から掲載数が増加していき、1940 年から年間 2 件に減少し、1943 年に再び 0 件となった。また全国的な記事と地方（道府県）的な記事に分けると、前者が 35 件、後者が 41 件であった。後者は 1935 年に突出している（図 2.3.5.4.）が、農山漁村経済更生運動の各地の事例が特集されていたためである。

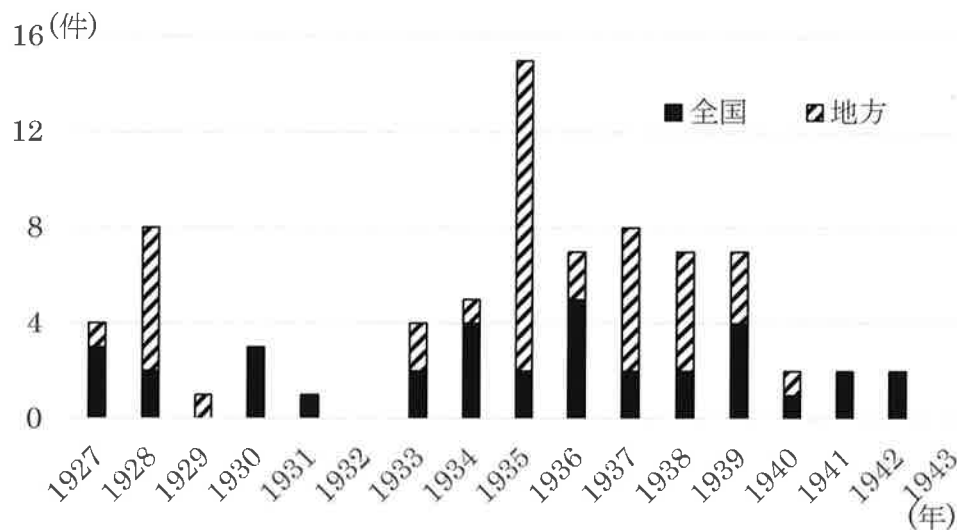


図2.3.5.4. 「論説検査制度記事」件数の推移

資料) 大日本木炭協会 (1927 年 4 月 - 1937 年 7 月) 『大日本木炭協会報』
 および大日本木炭協会 (1937 年 8 月 - 1943 年 10 月) 『木炭』の各版
 をもとに筆者作成。ただし、1941 年 6 月 (『木炭』第 171 号) および
 1942 年 9 月 (『木炭』第 186 号) は欠損。

「論説－検査制度記事」では、同業組合による民営検査に対してあまり肯定的な意見がなされていない。

農林技師の北(1930)は全国の木炭同業組合による検査成績を鑑みて、組合による木炭の商品的価値の向上の限界性を指摘し、検査

業務を県へ移行させることが望ましいとしている¹⁶⁵。また同記事において北は、検査員の付した木炭検査証書の表記と実物（銘柄・量目）が一致していないことも指摘している¹⁶⁶。木炭協会副会長の大澤（1928）は、検査証書と実物の不一致には検査員による鑑識眼の差によるものと述べており¹⁶⁷、さらに木炭協会理事であり東京薪炭問屋同業組合長の小林（1929）は、生産地各地で検査に差があるため、同一県下の商品として信用を得られていない¹⁶⁸と述べており、消費地木炭商人と政府から民営検査に対する不信が示されている。

民営検査に対する不信およびその限界は、各地で公営検査への移行を促した。しかし、公営検査の開始は、厳正な検査の施行のみを目的とするものではなかった。

我国で最初に公営検査制度を導入した岩手県（1921年）では、原料の集約的利用と当該業者の利益増進を検査の目的としており、また木炭の改善は検査のみでは万全でないとした¹⁶⁹。岩手県の次に公営検査制度を導入した石川県（1924年）では、木炭の検査に加え、木炭に関する指導奨励や調査研究も農林課林務係に所属する木炭検査所が取り行なっていた¹⁷⁰。その他の県でも、木炭検査所の使命として、愛媛県林務課の杉（1935）は、検査に関連して適切な指導を加えることを挙げており¹⁷¹、岐阜県農林技手の永田（1934）は、生産の改善と販売の統制を挙げている¹⁷²。農林事務官の三宅川（1936）も「木炭検査は木炭の生産改良商品価値の向上，出荷統制，規格の統一のため極めて緊要なもの¹⁷³」と述べており、当時の政府当局の検査に対す

¹⁶⁵ 北玉樹（1930）「製炭業不況打開の方策に就て」『大日本木炭協会報』（4）pp.457-472

¹⁶⁶ 北玉樹（1930）「製炭業不況打開の方策に就て」『大日本木炭協会報』第4巻 pp.457-472

¹⁶⁷ 大澤欽治（1928）「木炭規格に就て」『大日本木炭協会報』第2巻 pp.218-223

¹⁶⁸ 小林乙松（1929）「群馬県木炭の規格の絶対的統一と改良の進路」『大日本木炭協会報』第3巻 pp.546-552

¹⁶⁹ 岩手地方委員（1928）「岩手県営木炭検査の魁」『大日本木炭協会報』第3巻 pp.666-690

¹⁷⁰ 辻敬二（1936）「石川木炭の現勢」『大日本木炭協会報』第10巻 pp.422-427

¹⁷¹ 杉清（1935）「愛媛木炭と関西市場」『大日本木炭協会報』第9巻 pp.232-236

¹⁷² 永田生（1934）「府県営検査よ何處へ行く」『大日本木炭協会報』第8巻 pp. 15-17

¹⁷³ 三宅川賢二（1936）「農山村に於ける木炭問題」『大日本木炭協会』第10

る期待を読み取ることができる。

また、木炭検査制度と諸種の業務との関係のうち、山村振興を企図した製炭改良指導との関連を示す記事も見られた。島根県山林課長の渡邊(1933)は、山村振興を推進するために製炭業の振興を図るとし、当業者が自力展開し自ら技能の向上に努めるように誘導するとともに実地指導を行うことが県営検査制度の制定目的であると述べている¹⁷⁴。また静岡県木炭検査所静岡出張所検査員の石神(1938)は、山村経済振興のために県営検査を実施し、検査と密接不可分の関係にある築窯法と製炭方法の改善に対する指導普及も実行したと記している¹⁷⁵。

このように「論説－検査制度記事」からは、木炭検査制度の導入とともに、木炭検査所に検査以外の諸種の業務、特に製炭改良指導業務を担わせていたことが読み取れる。中には販売統制を担う検査所もあり、政府当局も木炭検査との関連においてこれら業務を期待していたことが確認された。同業組合に対する不信・限界も指摘される中、木炭検査所の設立されたことは、同業組合を解散へと追い込み、製炭・販売＝木炭業界が政府による産業統制体制に組み込まれる要因となり得たことが示唆される。

しかし、次に挙げるように、「論説－検査制度記事」には同業組合と木炭検査所とが業務分担をするといった記事も掲載されていたことが確認された。

公営検査の開始により、組合の主要業務であり収入源でもあった検査業務の廃止を余儀なくされた同業組合は存続の危機に晒された。

しかし、福島県の同業組合は、1933年の県営検査開始により解散あるいは商業組合への改組などに迫られたが、製炭指導事業によって組合の維持が図られており、また検査業務の激務により指導が行き届かない県に協力することが求められた¹⁷⁶。

また、石川県の木炭同業組合は、1924年に県営検査が施行されると、検査事業を一時中止し、製炭技術の改善、経営方法の改革などに主力を注ぐようになり、県営木炭検査所の支所と連携して実績の

巻 pp.428 - 434

¹⁷⁴ 渡邊勝意(1933)「木炭県営検査に就て」『大日本木炭協会報』第7巻 pp.260 - 264

¹⁷⁵ 石神悦爾(1938)「静岡県木炭の動向と雑木林改善」『木炭』第12巻 pp.82 - 85

¹⁷⁶ 井出進(1935)「木炭県営検査施行後に於ける福島県の木炭同業組合に就て」『大日本木炭協会報』第9巻 pp.381 - 384

向上に努めていた¹⁷⁷。

他方、島根県では、1929年に木炭県営検査が開始されると、1931年に生産者のみの団体として各郡木炭同業組合、1932年に移出業者のみの団体として移出同業組合が結成された¹⁷⁸とあるように、公営検査の開始に伴い同業組合が再編成されていた。

このように「論説－検査制度記事」からは、同業組合と木炭検査所の関係に関する明確な言及はないが、福島県や石川県の事例のように木炭検査所と同業組合との協力関係を読み取れ、島根県の事例のように県による同業組合の再編成過程を読み取ることができる。

公営検査が導入されていく一方、公営検査に対する批判とともに国営制度案の導入も検討されていた。「論説－検査制度記事」上最初の公営検査批判は、木炭協会理事の小松(1927)の指摘であり、県営検査の導入により県産木炭としての等級が確立・統一されたと認めつつも、未だ製炭統一と検査実行上の統一に欠けると述べた¹⁷⁹。また、東京府市場協会常務理事の遠藤(1934)は県営検査の実施により木炭の規格は益々複雑化した¹⁸⁰と述べている。こういった公営検査の不備・限界に対する指摘に呼応してか、農林技師の池部(1933)は「府県営検査の規則は農林省の認可を受けたものである以上山林当局としても当然整理する責任があるわけで(中略)速に全国的統一を実現すべく努力したい¹⁸¹」と国営検査の導入を検討している。

一方で、国営検査に対する懸念を示した記事も確認された。永田(1934)は一府県の統一ですら困難であることから、全国的な統一に対して懐疑的である¹⁸²。また、戦時統制期においても同様の指摘がされており、中里(所属不明)(1939)は「規格の全国統一を図っても、検査のための規格であるとか、検査のための検査であるとか、一部

¹⁷⁷ 星野一長(1936)「鳳至郡の木炭に就て」『大日本木炭協会報』第10巻 pp.449-452

¹⁷⁸ 桂宗吾(1935)「島根木炭最近の情勢」『大日本木炭協会報』第9巻 pp.237-243

¹⁷⁹ 小松徳四郎(1927)「木炭の生産販売関係に就て」『大日本木炭協会報』第1巻 pp.370-375

¹⁸⁰ 遠藤宗作(1934)「商品としての木炭」『大日本木炭協会報』第8巻 pp.318-327

¹⁸¹ 池部祐吉(1933)「木炭の生産と配給とに就て」『大日本木炭協会報』第7巻 pp.363-372

¹⁸² 永田生(1934)「府県営検査よ何處へ行く」『大日本木炭協会報』第8巻 pp.15-17

で唱えられているような生産消費に無理を生じている¹⁸³』と訴えていた。

この国営検査制度案は、山本(1942)が県営検査を批判しながら要望している¹⁸⁴ことから、その当時まで導入されていなかったことが読み取れる。

戦時経済統制期において、木炭の増産と厳正な検査業務の遂行は相反する関係にあったと考えられ、「論説－検査制度記事」の掲載数が1940年から減少していることから窺える。

瀧川(所属不明)(1941)は、戦時統制のための規格改定や増産に対して、検査による品等格付が厳重に行われていたかを調査し、結論として品等格付が寛大になっていると述べている¹⁸⁵。また、三戸営林署(ママ)の村上(1941)は、当時の増産方針下では濡炭を受入検査する暇がないとし、また濡炭を検査したという話も聞いたことがないと検査の不徹底さを記している¹⁸⁶。

こうした検査の不徹底を招いた要因の一つに、木炭検査所・検査員が木炭増産業務の指導主体に変容していたことを指摘できる。鳥根県林務課長であった藤田(1938)は「新たに製炭着手者の増加を促してもって増産に期すべく県木炭検査所120名の全職員を総動員し努力している¹⁸⁷」と述べており、また石川県木炭検査所の福住(1939)は「増産実績を挙げその需給の円滑を図ることは木炭検査事業に従事するものの責務であって事変下における唯一のご奉公の道である¹⁸⁸」とまで述べているため、木炭増産への偏重傾向が読み取れる。

『協会報』の「論説－検査制度記事」から読み取れた木炭検査制度の展開を示すと次のようになる。まず木炭同業組合の不信およびその限界が指摘され、公営検査へと移行することを政府および消費地木炭商人が呼びかけている。次に、公営検査の導入段階に入るが、公営検査導入の目的が検査の厳正化のみならず、製炭指導や販売統

¹⁸³ 中里西八(1939)「木炭規格の統一に就て」『木炭』第13巻 pp.531-541

¹⁸⁴ 山本醇(1942)「戦時下本邦木炭態勢の確立に関して」『木炭』第16巻 pp.160-164

¹⁸⁵ 瀧川中里(1941)「最近の木炭品質特に硬度は如何に低下したか」第15巻 pp.412-422

¹⁸⁶ 村上信雄(1941)「濡炭乱俵の出来るまで」『木炭』第15巻 pp.458-461

¹⁸⁷ 藤田一三(1938)「時変下木炭行政の二、三」『木炭』第12巻 pp.366-371

¹⁸⁸ 福住康平(1939)「木炭増産計画と学生の勤労作業」『木炭』第13巻 pp.426-428

制(中には山村振興)が企図されており、またそれは地方的慣習ではなく全国的な傾向であった。ただし、公営検査開始後も府県と同業組合が協力関係を築いていた事例も確認されたことから、公営検査制度の導入によって木炭業界が官僚的統制下に再編成されたという見解を全国一律の傾向として評価することはできない。一方、公営検査へと移行する段階において、農林技師は公営検査を国営検査の前段階とみなしていた。この時期には木炭業界の全国的な統一・統制が図られていたと言えるだろう。しかし国営検査制度の導入は、全国レベルの検査方法および規格の統一が現実的でないために見送られている。

そして戦時統制期に入ると、国家的な木炭増産方針により検査所・検査員は木炭増産業務へと傾倒していき、品等格付を目的とする検査業務が不徹底となった。この時期の公営検査制度・検査所は検査に加え(あるいは検査以上に)増産業務に当たったが、制度導入当初から検査と製炭指導(生産)は相互補完的に取り組まれており、またそれは全国的な傾向であった。

3. 木炭重要物産同業組合の役割と機能

3. 1. 木炭重要物産同業組合の組合数の推移

3. 1. 1. 木炭産業の動向との比較

本論文の第2章第4節第1項において、木炭産業の動向を①第一次世界大戦前期（1900年－1913年）、②第一次世界大戦期（1914年－1920年）、③第一次世界大戦後不況期（1921年－1930年）、④経済更生期（1931年－1936年）、⑤第二次世界大戦期（1937年－1945年）に画期した（表2.1.4.1.再掲）

表 2.1.4.1. 木炭産業の動向と経済・社会情勢の変化にもとづく画期

年	経済・社会情勢	生産量	卸売価格	
1900	① WW1前期	微増	微減	
1904			微増	
1911				
1912				
1913				
1914	② WW1期	増加		
1915				
1916				
1917				
1918			増加	
1919				
1920				
1921	③ WW1戦後 不況期	減少	減少	
1924				
1925				
1926				
1927				
1928				
1929				
1930				
1931				④ 経済更生期
1932				
1933				
1934				
1935	停滞			
1936				
1937	⑤ WW2期	増加		
1938				
1939				
1940				
1941				
1942				
1943				減少
1944				
1945				

資料) 大川一司編・梅村又次著(1966)『農林業(長期経済統計9)』pp.234 - 235. および 赤羽武(1970)『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から』pp.147 - 149をもとに筆者作成

注) 本論 p.41より再掲

木炭重要物産同業組合の組合数の推移は図 3.1.1.1.のとおりである²⁸⁾。木炭重要物産同業組合は、①の途中(1904年)から②の後期(1918年)まで1~5組合/年で設立されており、また1908年までは山林局管轄の組合数(4組合)より商務局管轄の組合数(5組合)が多い。その後、②の後期(1919年)から③の時期(1926年)にかけて10~20組合/年で設立されており、ピーク時(1930年)に182組合に達した。④の時期は174~181組合の間で微増減・停滞していたが、⑤1940年時点で152組合に減少した。

木炭重要物産同業組合が活発に設立された時期は③第一次戦後不況期で115組合が設立されていた。この時期は②第一次世界大戦期から木炭の生産量と卸売価格が増加傾向にあったが、1920年から卸売価格が、1924年から生産量が減少に転じていた。木炭重要物産同業組合の設立背景には、好・不景気のどちらの対応もあったことが推察される。

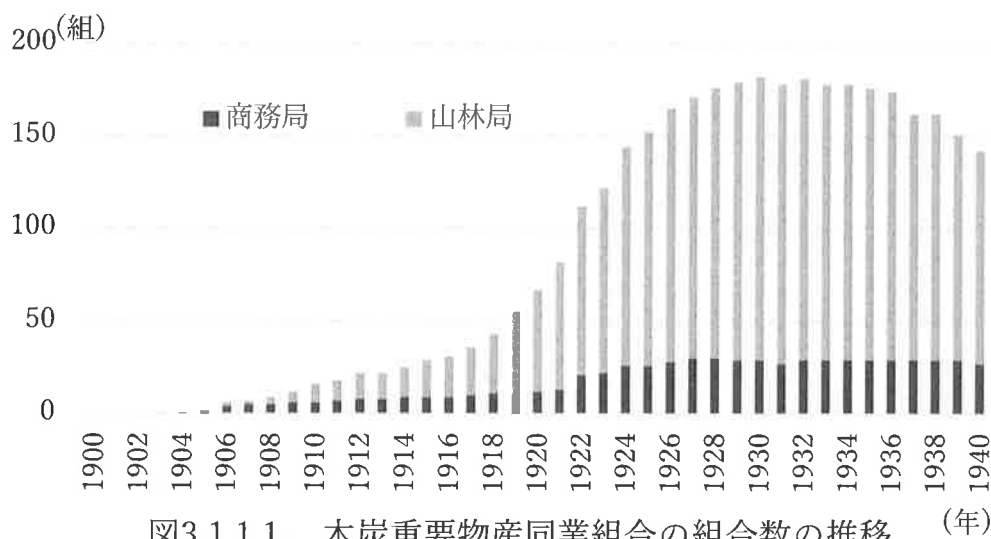


図3.1.1.1. 木炭重要物産同業組合の組合数の推移 (年)

資料) 農商務省(1913-1922)重要物産同業組合一覧、商工省(1927, 1929-1930, 1932-1938, 1940-1941)重要物産同業組合一覧をもとに筆者作成

注1) 各「重要物産同業組合一覧」は刊行年の前年12月31日時点の数値を掲載

注2) 1900-11・22-25・27・30・38年の組合数については、1913・27・29・32・40年刊行の「重要物産同業組合一覧」に掲載される組合の設立年をもとにした

注3) 木炭とともに薪や木酢液を扱う組合も計上

3. 1. 2. 各地の木炭産業の動向との比較

全国各地の木炭生産量の動向を図 3.1.2.1.から図 3.1.2.9.に示した。図 3.1.2.1.は各地方の、図 3.1.2.2.から図 3.1.2.9.は各地方における各道府県の木炭生産量の推移を示している。これら図を参照しながら木炭重要物産同業組合の設立数の推移（表 3.1.2.1.）と比較し、検討した。

①第一次世界大戦前期（1900年－1913年）では比較的顕著に増加傾向にある地方（北海道、東北、九州）、概ねなだらかな増加傾向にある地方（関東、東海、東山、北陸、中国）、停滞・減少傾向にある地方（近畿、四国）の3系統に区分される。②第一次世界大戦期（1914年－1920年）では、1915年まで北海道、関東、中国、四国、九州地方において減少しているが、1916年－1918年にかけては全国的に増加傾向を示している。しかし、1919年－1920年はそのまま増加する地方（北海道、北陸、東山）と停滞する地方（東海、九州）と減少する地方（東北、関東、近畿、中国、四国）にわかれる。その後、③第一次世界大戦後不況期（1921年－1930年）では、1926年まで北海道を除いた地方で停滞・減少傾向を示し、1927年－1930年において北海道、関東、近畿を除いた地方で増加傾向に転じている。④経済更生期（1931年－1936年）では、北海道を除いた地方において増加傾向を示している。⑤第二次世界大戦期（1937年－1945年）では、1940年－1943年にどの地方も頭打ちとなり、以降減少傾向に転じている。

次に、木炭重要物産同業組合の設立数の推移について、①第一次世界大戦前期（1900年－1913年）では、生産量の増加が著しかった北海道や東北地方の福島県、九州地方の大分県や宮崎県、熊本県において組合が設立されている。ただし、福島県と熊本県では生産量が減少していた時期（図 3.1.2.2.および図 3.1.2.9.）に設立されており、こうした生産量の傾向を示していた東海地方の愛知県（図 3.1.2.5.）においても設立されている。一方で、生産量が停滞・減少している近畿地方において減少傾向を示していた兵庫県（図 3.1.2.6.）においても設立されている。その他、旧来からの伝統的製炭地とされる静岡県や和歌山県、大消費地とされる東京府や神奈川県、大阪府¹⁸⁹されている。

¹⁸⁹ 大消費地とされる府県内においても製炭地は存在するが、『重要物産同

各道府県内の設立状況をみると、静岡県（3組合）、兵庫県（2組合）、和歌山県（3組合）、大分県（6組合）と伝統的製炭地とされる県において複数の組合が設立されており、その他の道府県では1組合設立されている。14年間にわたるこの期間では12道府県に22組合（1913年時点）が設立されている。

②第一次世界大戦期（1914年－1920年）では、1914年の群馬県をはじめとして、1916年に埼玉県、1919年に茨城県、また1921年に栃木県と千葉県と関東地方一円に設立されている。群馬県と埼玉県は生産量が増加傾向の時期に、茨城県と栃木県と千葉県は停滞・減少傾向の時期に組合が設立されている（図3.1.2.3.）。また、1917年に島根県と岡山県、1918年に広島県、1919年に山口県、1920年に鳥取県と、中国地方一円に設立されており、島根県と山口県は生産量が増加傾向の時期に、岡山県、広島県、鳥取県は減少傾向の時期に組合が設立されている（図3.1.3.7.）。

このように地方一円に順次設立されていくような傾向が確認された。その他には北海道、新潟県、長野県、三重県、愛媛県、高知県、鹿児島県において設立されている。各道府県内の設立状況をみると、①の時期から設立が確認された静岡県（3組合→8組合）や兵庫県（2組合→7組合）で県内各地にさらに設立されており、②の時期に初めて組合が設立された群馬県、岡山県、高知県においても組合数が増加している。中には静岡県、兵庫県、広島県、高知県のように1年に2組合以上設立した県もみられる。一方、北海道で1906年に設立された組合が1916年に、岩手県で1915年に設立された組合が1918年に解散している。6年間にわたるこの期間では、新たに12県で組合が設立され、1920年時点で26道府県に67組合（35組合新設、2組合解散）が設立されている。

③第一次世界大戦後不況期（1921年－1930年）では、全国各地に組合が設立されるようになり、1925年時点で40道府県152組合、新たに16府県97組合が設立されている。さらに1926年－1930年（ピーク時）までの5年間で新たに2県30組合が設立され、1940年までに一度も設立がみられなかった滋賀県、香川県、佐賀県、沖

業組合一覧』において「事務所位置」の項目で都市部の住所が登録されていること、「営業種類」の項目で販売業に限られていること、事務局管轄であることから消費地に設立された組合とした。

縄県を除いた 43 道府県に組合が設立される。この時期には、1922 年に秋田県と宮城県、1923 年に青森県、1924 年に山形県と東北地方一円に設立されており、それぞれの県において減少・停滞傾向にあった時期に組合が設立されている（図 3.1.2.2.）。また、1921 年に石川県と福井県に設立され、1919 年の新潟県に続き北陸地方一円に設立されている。石川県は減少傾向に転じる年に、福井県は増加傾向、新潟県は減少傾向の時期に設立されている（図 3.1.2.4.）。その他、栃木県、千葉県、山梨県、岐阜県、京都府、鳥取県、徳島県、福岡県で新たに設立されている。1926 年以降では富山県と奈良県で新たに組合が設立される。また、組合が設立されたものの解散によって組合数が 0 になっていた岩手県では 1927 年に組合が再度設立されている。

④ 経済更生期（1931 年－1936 年）からは組合数が停滞・減少傾向に転じる。しかし、道府県別にみると青森県、東京府、長野県、三重県、島根県、熊本県で組合数が増加しており、宮城県、岐阜県、静岡県、京都府、兵庫県、鳥取県、愛媛県、宮崎県で組合数が減少している。また大分県では 1930 年に 1 組合が解散し、1931 年に新たな組合が設立している。

⑤ 第二次世界大戦期（1937 年－1945 年）では、組合は設立されず、組合数は減少傾向を示している。千葉県では 1937 年にすべての組合が解散している。また、1940 年に宮城県、群馬県、富山県、山梨県、福岡県において県内全組合が解散手続中または活動休止中であり、宮崎県においても 1 組合が解散手続中であったことが確認された。

全期間にわたる組合の設立数の推移を俯瞰すると、①の時期に九州、②の時期に関東地方と中国地方、③の時期に東北地方と北陸地方というように、地方ごとに組合が設立されていることが確認される。一方、東山、東海、近畿、四国は地方としての傾向がみられなかったが、伝統的製炭地（東海の静岡県、近畿の和歌山県や兵庫県）や消費地（近畿の大阪府）の存在や地方の区分の仕方（県数が少ない東山と四国）によるものと考えられる。また、①の時期における関東地方の東京府や神奈川県、東北地方の福島県や九州地方の熊本県のように、地方の傾向とは関係なく組合が設立されている。さらに、全国的に組合数が停滞・減少していた④の時期において青森県、東京府、長野県、三重県、島根県、熊本県では組合数を増加させて

いる。全国的な木炭産業の動向、地方の木炭産業の動向に加えて、各道府県の木炭産業の動向によって組合の設立傾向が異なることを示している。

各道府県の組合の設立状況をみると、組合数が複数にわたる道府県と、1組合に留まる府県と、未設立の県の3つに区分される。未設立の県は滋賀県、香川県、佐賀県、沖縄県の4県であり、木炭生産量が少ない県であった。1組合に留まる府県は、岩手県、山形県、茨城県、岐阜県、奈良県、大阪府、山口県、福岡県、鹿児島県の9府県であり、生産量が少ない府県（奈良県、大阪府、福岡県）だけでなく、生産量が多く面積も広い県（岩手県、山形県、岐阜県、鹿児島県）も該当していた。組合が複数にわたる34道府県は、生産量が少なく面積も小さい府県（東京府、神奈川県）も該当している。

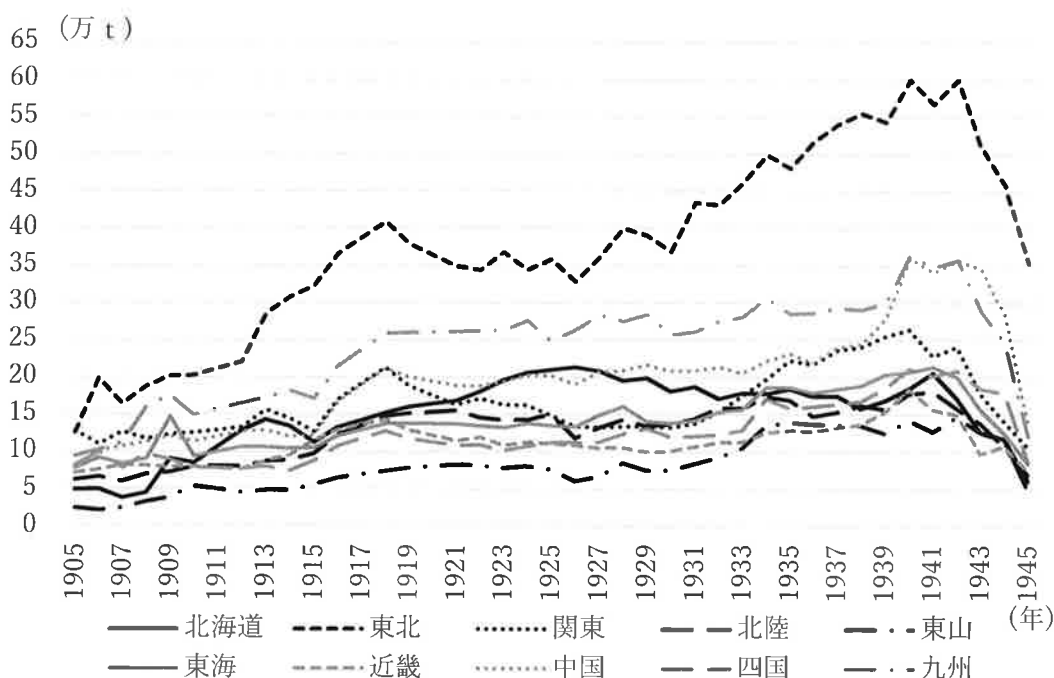


図3.1.2.1.木炭生産量の推移（地方別）

資料) 1905年～1944年各農商務省統計（全国燃料会館（1960）日本木炭史：564～589掲載分を使用（1911年、1916年、1917年、1919年1920年は未掲載）をもとに筆者作成

注1) 1915年までの数値の単位は“貫”であるため、1貫 = 3.75 kgとして換算した。

注2) 未掲載の年の数値は（前年の値 + 翌年の値）÷ 2 とした。

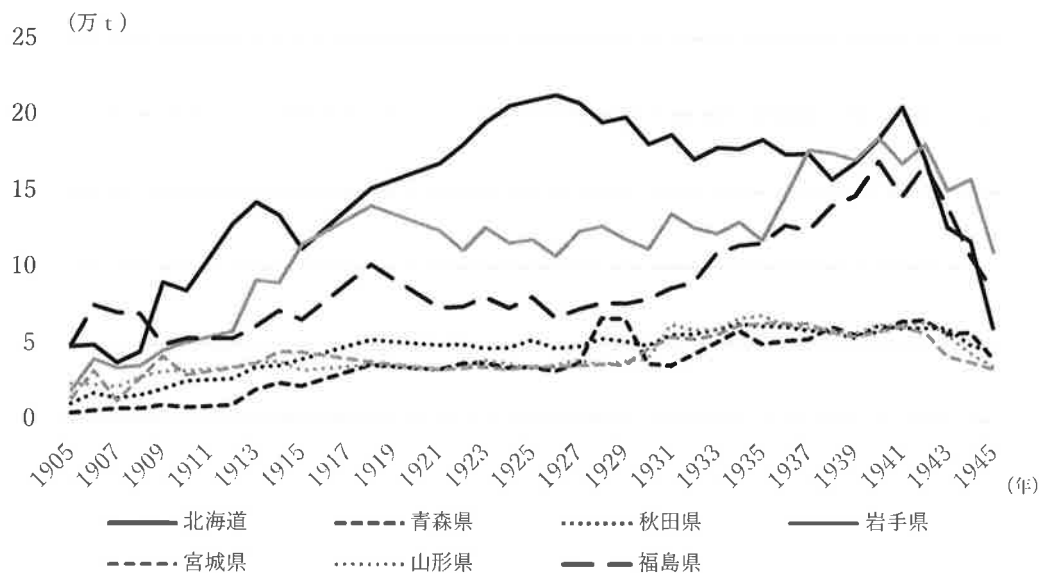


図3.1.2.2. 木炭生産量の推移（北海道・東北）

資料）1905年 - 1944年までの各農商務省統計（全国燃料会館（1960）日本木炭史：564 - 589掲載分を使用（1911年・1916年・1917年・1919年・1920年は未掲載））を基に筆者作成

注1）1915年までの数値の単位は“貫”であるため、1貫 = 3.75 kgとして換算した

注2）未掲載の年の数値は（前年の値 + 翌年の値）÷ 2とした

注3）福島県の1941年の値4.7万tは、県内黒炭生産量よりも低い。この年の福島県における値を各種木炭の値の総和（14.7万t）とした

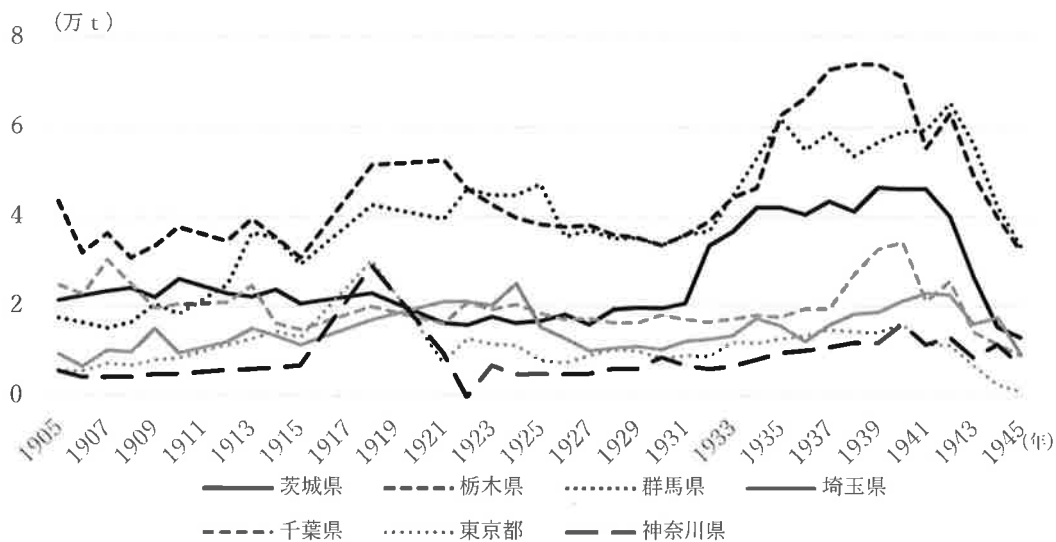


図3.1.2.3. 木炭生産量の推移（関東）

資料）1905年 - 1944年までの各農商務省統計（全国燃料会館（1960）日本木炭史：564 - 589掲載分を使用（1911年・1916年・1917年・1919年・1920年は未掲載））を基に筆者作成

注1）1915年までの数値の単位は“貫”であるため、1貫 = 3.75 kgとして換算した

注2）未掲載の年の数値は（前年の値 + 翌年の値）÷ 2とした

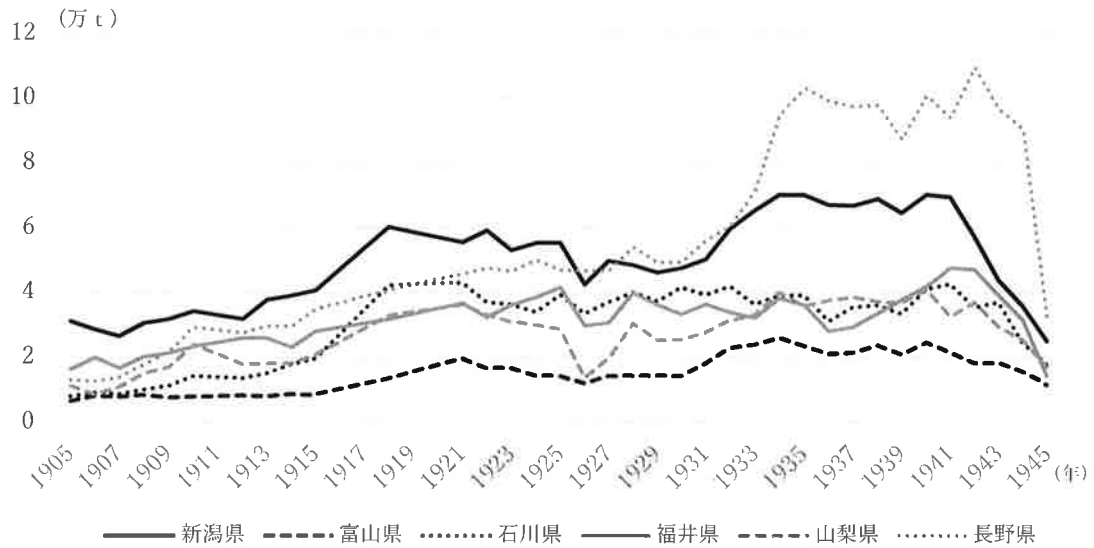


図3.1.2.4.木炭生産量の推移（北陸・東山）

資料）1905年 - 1944年までの各農商務省統計（全国燃料会館（1960）日本木炭史：564 - 589掲載分を使用（1911年・1916年・1917年・1919年・1920年は未掲載））を基に筆者作成

注1）1915年までの数値の単位は“貫”であるため、1貫 = 3.75 kgとして換算した

注2）未掲載の年の数値は（前年の値 + 翌年の値）÷ 2とした

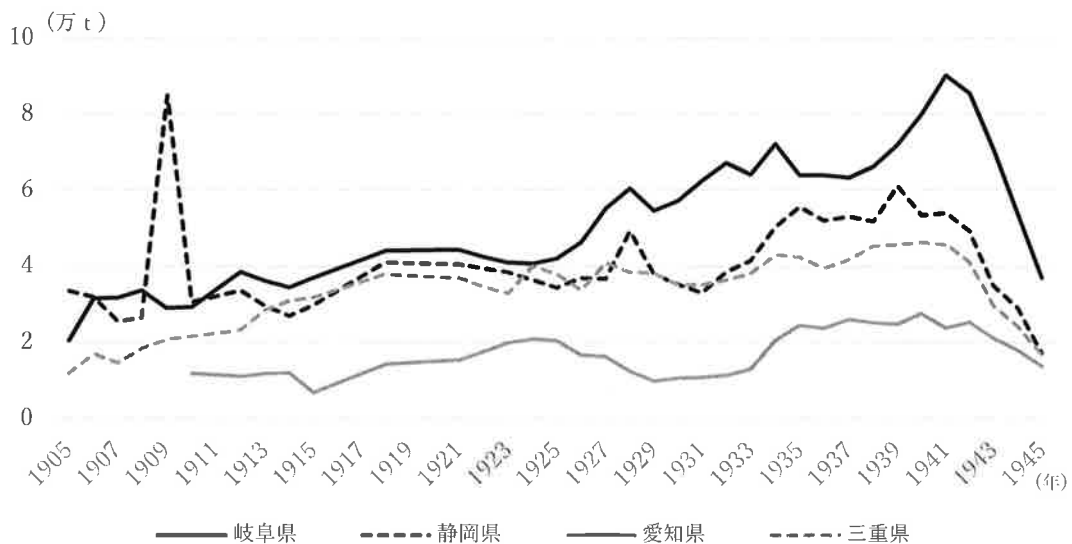


図3.1.2.5.木炭生産量の推移（東海）

資料）1905年 - 1944年までの各農商務省統計（全国燃料会館（1960）日本木炭史：564 - 589掲載分を使用（1911年・1916年・1917年・1919年・1920年は未掲載））を基に筆者作成

注1）1915年までの数値の単位は“貫”であるため、1貫 = 3.75 kgとして換算した

注2）未掲載の年の数値は（前年の値 + 翌年の値）÷ 2とした

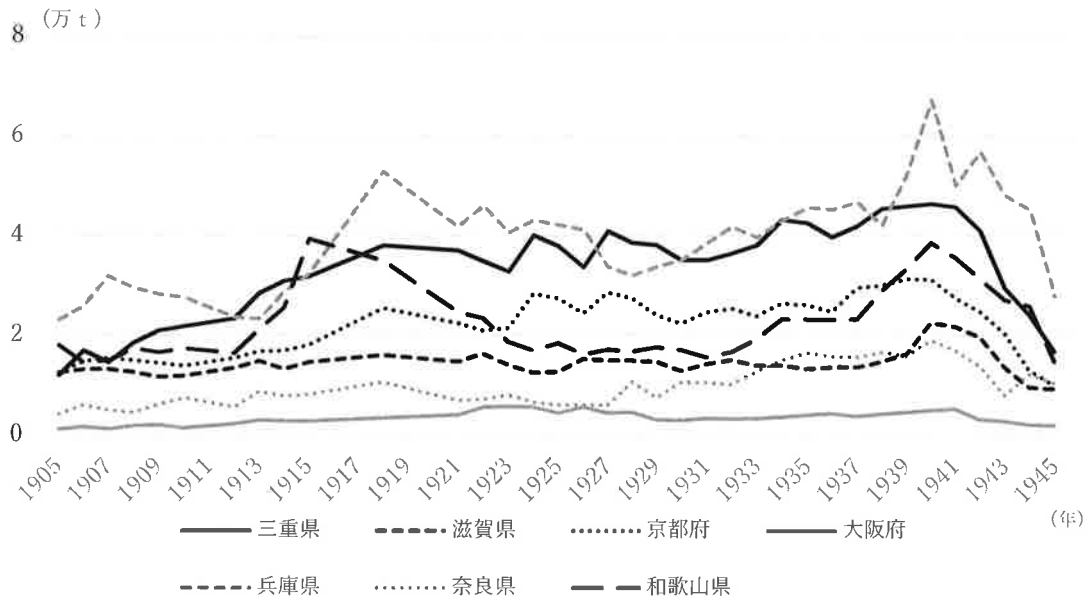


図3.1.2.6.木炭生産量の推移（近畿）

資料) 1905年 - 1944年までの各農商務省統計（全国燃料会館（1960）日本木炭史：564 - 589 掲載

分を使用（1911年・1916年・1917年・1919年・1920年は未掲載）を基に筆者作成

注 1) 1915年までの数値の単位は“貫”であるため、1貫 = 3.75 kgとして換算した

注 2) 未掲載の年の数値は（前年の値 + 翌年の値）÷ 2とした

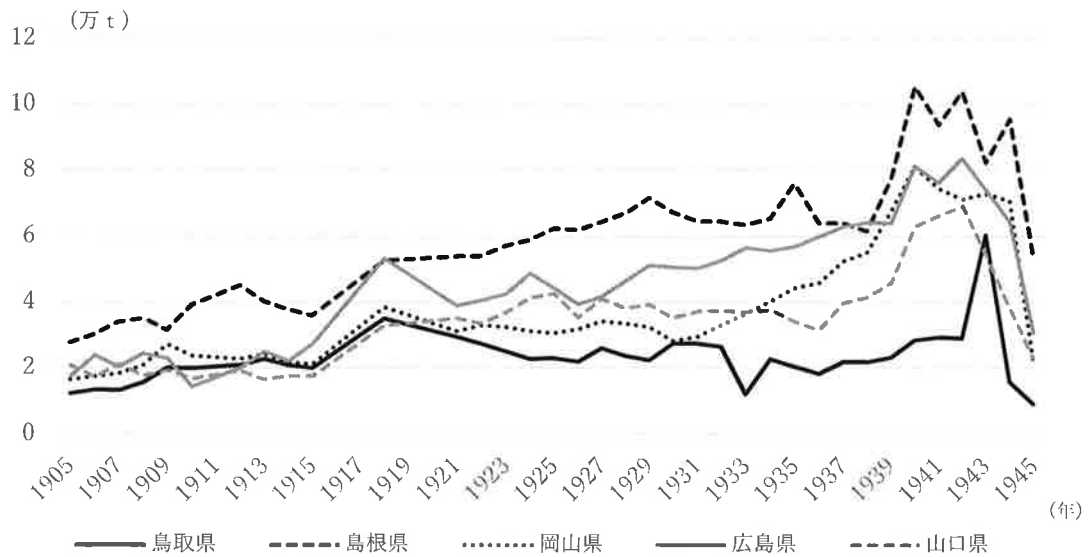


図3.1.2.7.木炭生産量の推移（中国）

資料) 1905年 - 1944年までの各農商務省統計（全国燃料会館（1960）日本木炭史：564 - 589 掲載

分を使用（1911年・1916年・1917年・1919年・1920年は未掲載）を基に筆者作成

注 1) 1915年までの数値の単位は“貫”であるため、1貫 = 3.75 kgとして換算した

注 2) 未掲載の年の数値は（前年の値 + 翌年の値）÷ 2とした

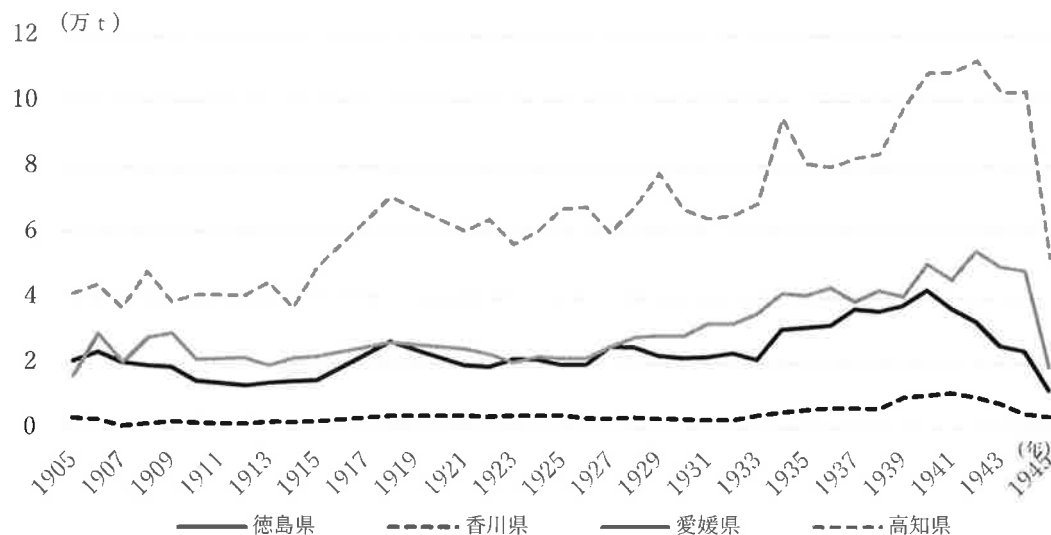


図3.1.2.8.木炭生産量の推移（四国）

資料）1905年－1944年までの各農商務省統計（全国燃料会館（1960）日本木炭史：564・589掲載分を使用（1911年・1916年・1917年・1919年・1920年は未掲載））を基に筆者作成

注1）1915年までの数値の単位は“貫”であるため、1貫＝3.75kgとして換算した

注2）未掲載の年の数値は（前年の値＋翌年の値）÷2とした

注3）高知県の1934年の値12.0万tは、全国木炭生産量と各道府県の木炭生産量の総和と一致しないため、各種木炭生産量の値の総和（9.5万t）とした

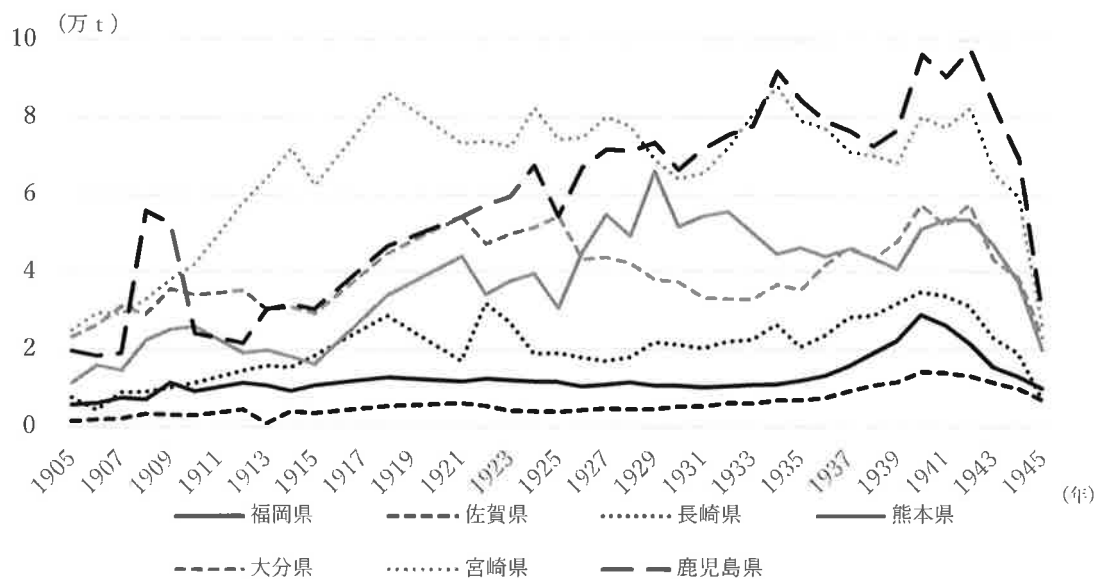


図3.1.2.9.木炭生産量の推移（九州）

資料）1905年－1944年までの各農商務省統計（全国燃料会館（1960）日本木炭史：564・589掲載分を使用（1911年・1916年・1917年・1919年・1920年は未掲載））を基に筆者作成

注1）1915年までの数値の単位は“貫”であるため、1貫＝3.75kgとして換算した

注2）未掲載の年の数値は（前年の値＋翌年の値）÷2とした

3. 1. 3. 同業者組織化政策の展開との比較

「重要物産同業組合法」施行以前には、1870年代に株仲間の復興気運が生じ、1884年には「同業組合準則」が布達された。「重要物産同業組合法」施行後には、商工業者の分離を目的として「商業組合法」が1932年に施行されている。こうした組織化政策の展開が重要物産同業組合の設立（解散）に影響を与えていたかについて検証する。

準則組合については『重要物産同業組合一覧』のように毎年発刊される資料は見当たらないが、1924年9月末時点の設立状況を確認できる資料¹⁹⁰が残されている。この資料には任意組合¹⁹¹の組合数も記載されている。この資料をもとに各道府県における任意組合、準則組合、同業組合の組合数を表3.1.2.2.に示した。

任意組合の組合数が10組合以上の地域は、岩手県、山形県、茨城県、島根県、山口県である。これら地域では重要物産同業組合の組合数が岩手県で0、山形県・茨城県・山口県で1、島根県で2組合と比較的少ない。また、岩手県その他、重要物産同業組合が設立されていない滋賀県、佐賀県、沖縄県には任意組合あるいは準則組合が設立されていた。反対に、秋田県、静岡県、兵庫県、大分県など重要物産同業組合の組合数が多い地域では任意組合や準則組合が設立されていない。この理由として、任意組合や準則組合で機能としては十分であり、あえて重要物産同業組合を設立する必要性がなかった、または重要物産同業組合の対象地域において10万円以上の産業規模がなかったことが要因として考えられる。

次に、商業組合については、1933-1941年にかけて『商業組合一覧』が商工省から刊行されている。本資料から木炭を取扱う商業組合¹⁹²を抽出した。商業組合の組合数の推移は表3.1.2.3.に示した。1930年-1940年までに木炭重要物産同業組合は24組合が解散し

¹⁹⁰ 大日本山林会（1925）「附録 全国薪炭同業組合調」『大日本山林会報』第507号 pp102-115.

¹⁹¹ 任意組合の説明はされていないが、法律に依拠しない組合のことと思われる。

¹⁹² 『商業組合一覧』において「石炭、薪炭其ノ他燃料類組合」に分類されている組合のうち、組合名称に「石炭」とついている組合を除き、「業種」の項目に「木炭」または「薪炭」、「燃料」と記載されている組合を、木炭を取扱う商業組合として抽出した。

たが、商業組合は 1940 年までに 736 組合設立されている。ただし、商業組合は第二次世界大戦期の木炭統制において、配給統制業務を行う組合が商業組合に指定されたため、1938 年－1940 年にかけて 680 組合の増加となったと推察される。1932 年－1938 年にかけて商業組合は 34 道府県 56 組合が設立されており、同業組合の解散数（20 組合）より多い。この時期に同業組合が解散し、商業組合が設立している県は、宮城県、山形県、茨城県、千葉県、福井県、静岡県、京都府、鳥取県、愛媛県、宮崎県の 10 府県であった。必ずしも同業組合を解散させて商業組合を設立させたわけではないことが推察される一方で、表出はしていないが、解散した同業組合と同名の商業組合が設立されていることが『重要物産同業組合一覧』と『商業組合一覧』の比較から確認され、特に 1940 年度が顕著であった。

以上のことから、組織化政策の展開の中で登場した組合の設立と重要物産同業組合の設立・解散にある程度の関係性が見いだせる一方で、その関係性は全国画一的ではなく、地域によって異なった傾向を示していたことが確認された。ただし、木炭統制の実施の際には、全国的に商業組合が盛んに設立されていた。

表 3.1.2.2.道府県別の木炭重要物産同業組合・準則組合・任意組合の組合数（1924年9月末時点）

（単位：組合）

道府県	任意組合	準則組合	同業組合
北海道	6	0	3
青森県	0	0	2
秋田県	0	0	10
岩手県	14	6	0
山形県	17	1	1
宮城県	0	0	2
福島県	0	0	5
茨城県	10	1	1
栃木県	8	0	3
群馬県	2	0	6
埼玉県	1	0	1
千葉県	0	0	1
東京都	0	0	5
神奈川県	2	1	1
新潟県	0	0	7
石川県	3	0	3
富山県	0	0	0
福井県	3	0	2
山梨県	0	1	1
長野県	3	0	5
岐阜県	7	1	1
静岡県	0	0	10
愛知県	0	1	3
三重県	0	1	4
滋賀県	1	4	0
京都府	0	0	4
大阪府	0	1	1
兵庫県	0	0	9
和歌山県	0	0	3
鳥取県	0	0	4
島根県	35	2	2
岡山県	0	1	5
広島県	0	0	5
山口県	13	1	1
香川県	0	0	0
徳島県	0	0	2
愛媛県	0	0	2
高知県	0	0	4
福岡県	0	0	1
佐賀県	0	2	0
熊本県	0	0	1
大分県	0	0	11
宮崎県	1	0	5
鹿児島県	0	0	1
沖縄県	2	0	0
合計	136	24	138

資料）大日本山林会（1925）

附録 全国薪炭同業組合調.

を基に筆者作成

表 3.1.2.3.木炭を取扱う商業組合の設立数の推移（道府県別）

（単位：組合）

道府県	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1940
北海道		1	9	11	—	—	—	16
青森県							1	10
岩手県		1	—	—	—	—	—	5
宮城県					1	—	—	21
秋田県						1	—	21
山形県						1	—	8
福島県				1	2	4	11	
茨城県		1	—	—	—	2	—	37
栃木県						1	2	16
群馬県								15
埼玉県							2	3
千葉県						1	—	16
東京都							1	42
神奈川県			1	—	—	—	3	16
新潟県					1	—	2	44
富山県								28
石川県								9
福井県			1	—	—	—	—	17
山梨県								5
長野県					2	4	—	22
岐阜県								19
静岡県					2	—	3	39
愛知県							9	26
三重県							2	23
滋賀県							1	12
京都府				1	—	—	—	21
大阪府			2	—	—	—	—	27
兵庫県			1	—	2	—	—	23
奈良県								2
和歌山県								19
鳥取県					3	5	—	19
島根県				1	—	—	—	6
岡山県								1
広島県							3	18
山口県						3	4	22
香川県								3
徳島県		1	—	—	—	—	—	2
愛媛県							2	10
高知県								10
福岡県		1	—	—	—	—	—	20
佐賀県								9
長崎県			1	—	—	2	4	4
熊本県								21
大分県				1	—	—	—	8
宮崎県			1	—	2	—	—	7
鹿児島県							2	7
沖縄県								1
小計	0	5	20	25	37	51	84	736

資料）商工省（1935-1939, 1941）商業組合一覧. をもとに筆者作成

3. 1. 4. 木炭県営検査の導入との比較

木炭重要物産同業組合による木炭検査（民営検査）は、後に道府県による木炭検査（公営検査）の開始により廃止される。各道府県公営検査導入年（表 2.3.5.1.再掲）と 1934 年時点の木炭重要物産同業組合による木炭検査の実施状況を示した表 3.1.2.4.を比較すると、公営検査が導入された府県では組合検査が廃止されていることが確認できる。

公営検査の導入は、1921 年に岩手県で導入されてから、1939 年までには北海道、大阪府、香川県、沖縄県の 1 道 1 府 2 県を除く 43 都府県で導入されている。その後、木炭配給統制が実施される 1940 年以降、1940 年に北海道、1942 年に大阪府、香川県、沖縄県において公営検査が導入されたことで、全ての道府県で公営検査が行われることとなった。

公営検査の導入された道府県では、例えば宮崎県の木炭重要物産同業組合のように、同業組合を解散して、生産者側の組合員が産業組合に移り、消費地側の組合員が商業組合に移る¹⁹³という状況が生じていたことが考えられる。

この点について、各道府県の木炭重要物産同業組合の設立数の推移を示した表 3.2.1.1.(前掲)と各府県の公営検査導入年を示した表 2.3.5.1.を比較すると、公営検査が導入されてから解散した組合は 30 組合（活動休止を含めると 49 組合）であった。その内、公営検査導入後 3 年以内に組合が解散している府県は宮城県、秋田県、埼玉県、千葉県、静岡県、京都府、愛媛県、宮崎県の 1 府 7 県で 16 組合であった。一方で、3 年以内に新たに組合が設立されている県も確認され、島根県、熊本県、長野県の 3 県 6 組合であった。

解散した組合の約 5 割（活動休止中を含めると約 3 割）が公営検査の導入の影響を受けていたと考えられる。公営検査の導入で組合が解散したと思われる府県は 1 府 7 県（約 2 割）であったが、一方で 3 県において公営検査導入後に新たに組合が設立されていたことも確認した。

¹⁹³ 日向木炭史編纂委員会（1965）『日向木炭史』宮崎県 p.220

表 2.3.5.1.各道府県の木炭・木材・その他林産物検査制度導入年

年	木炭検査		木材検査		その他林産物検査
	都道府県	累計	都道府県	累計	都道府県
1921	岩手県	1			
1924	石川県	2			
1926	岐阜県、鳥取県	4			
1927	滋賀県	5			
1928	三重県	6			
1929	宮城県、秋田県、島根県、奈良県	10			
1930	山形県、鹿児島県	12			
1931	群馬県、新潟県、富山県、山梨県、岡山県、熊本県、茨城県、兵庫県	20			
1932	京都府、和歌山県、愛媛県、愛知県	24			
1933	福島県、福井県、長野県、徳島県、高知県、宮崎県	30	大阪府、鳥取県	2	
1934	栃木県、神奈川県、静岡県	33	和歌山県、愛知県、岐阜県、北海道、	6	
1935	東京都、広島県、大分県	36	兵庫県、岩手県	8	
1936	埼玉県、佐賀県、長崎県、青森県、福岡県	42	東京都、茨城県、徳島県	11	椎茸：愛知県、宮崎県
1937	千葉県、山口県	43	埼玉県、千葉県、岡山県	14	竹材：千葉県
1939		43	神奈川県、山梨県、山形県、広島県、栃木県、長野県 (「用材検査規則」が9月に施行され、同年11月に全都道府県で木材検査を施行)	20 (47)	
1940	(北海道)	44			苗木：滋賀県 竹材：滋賀県 榎実：福岡県、佐賀県
1941		44			苗木：福島県、広島県、長野県 榎実：長崎県 山葵：島根県 あべまき樹皮：広島県、岡山県、島根県、兵庫県、京都府、石川県、鳥取県、徳島県
1942	大阪府・香川県・沖縄県	47			苗木：徳島県 竹材：京都府、島根県、愛知県
1943					竹材：大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県
1944					

資料 1) 木炭およびその他林産物検査については農林省山林局編(1937-1944)『山林要覧』各版をもとに筆者作成。

資料 2) 木材検査については、桑田(1963)『日本木材統制統制史』p.85をもとに筆者作成。

注 1) 木炭検査について、滋賀県は1927年に希望検査を実施し、1932年から強制検査に移行している。

注 2) 北海道については導入年が確認できなかったが、赤羽(1970)および大日本山林会編(1983)においてどちらも1940年に導入されたとしているため、()で記載した。

表 3.1.2.4 木炭検査を実施している重要物産同業組合(1934年時点)

道府県	組合名	組合数 (組合)
北海道	後志木炭商・膽振木炭・十勝木炭・北見木炭・宗谷天鹽木炭・ 釧路根室木炭	6
青森県	三戸郡木炭・上北郡木炭・下北郡木炭・西津軽郡木炭・南津軽郡木炭	5
埼玉県	埼玉木炭・入間薪炭	2
千葉県	君津郡木炭・市原郡木炭・夷隅郡木炭・安房郡木炭	4
東京都	西多摩郡木炭・八丈島木炭・大島木炭・東京薪炭問屋・東京薪炭	5
神奈川県	足柄木炭・津久井郡木炭・横浜薪炭商	3
広島県	佐伯郡木炭・比婆郡木炭・山縣郡木炭・雙三郡木炭・中央木炭	5
福岡県	八女郡木炭	1
長崎県	対馬木炭・西部木炭	2
大分県	耶馬溪木炭・南海部郡木炭・大野郡木炭・宇佐郡木炭・玖珠郡木炭・ 東國東郡木炭・西國東郡木炭・直入郡木炭・日田郡木炭・北海部郡木炭	10
合計		43

資料) 南時次(1934)「木炭検査論」『大日本木炭協会報』第8巻 pp.383 - 384より引用

注) 下線なしは移出検査、下線ありは移入検査を実施

3.1.5. 小括

木炭産業の動向を①第一次世界大戦前期(1900年-1913年):都市の拡大や鉄道の拡張にともなう木炭市場の拡大、②第一次世界大戦期(1914年-1920年):軍事関連産業の興隆による木炭需要の増加、③第一次世界大戦後不況期(1921年-1930年):第一次世界大戦後不況および代替燃料の普及や輸入木炭の増加による木炭産業の停滞、④経済更生期(1931年-1936年):農村恐慌に対する経済更生施策としての製炭業への助成・介入による木炭産業の振興、⑤第二次世界大戦期(1937年-1945年):戦時体制下における木炭統制の遂行とした。

木炭重要物産同業組合の設立数について、①の時期は旧来からの製炭地(静岡県や和歌山県)や製炭地として台頭してきた北海道や九州地方(宮崎県・大分県)、また消費地(東京府や神奈川県)で設立され、②の時期は関東地方および中国地方に設立された。③の時期は東北地方、北陸地方に設立され、また全国各地に最も盛んに組合が設立されていた時期でもあり、1930年にピークの182組合に達している。④の時期から組合の解散が進み、⑤の時期も各地で解

散あるいは活動休止となっている。

一方で、木炭重要物産同業組合と準則組合・任意組合の組合数の比較では、秋田県、静岡県、兵庫県、大分県など木炭重要物産同業組合の組合数が多い府県では準則組合・任意組合が少ない一方で、木炭重要物産同業組合の組合数が少ない県においては、準則組合・任意組合が盛んに設立されていたことを確認した。後者については、滋賀県・佐賀県・沖縄県のように木炭生産量が全国的に少なく木炭重要物産同業組合が設立されなかった県の他、岩手県・山形県・茨城県・山口県のように木炭生産量が比較的多いが、木炭重要物産同業組合が県内で1組合に留まっている県も確認された。また、商業組合との比較では、1932年の「商業組合法」施行以降も158組合（活動休止を含めると140組合）の木炭重要物産同業組合が存続していた。

③から④および⑤の前半の時期（1921年－1940年）にかけては、木炭重要物産同業組合の検査業務が公営検査に移行されていたが、解散した組合の3～5割が公営検査の導入の影響を受けていたと考えられる一方で、公営検査の導入で同業組合が解散したと思われる府県は1府7県（約2割）であり、むしろ新たに3県で組合が設立されていた。

以上のように、木炭重要物産同業組合の組合数は、木炭産業の動向や組織化政策、公営検査の導入の影響を受けていたことが示唆された一方で、全国一様に推移したわけではなく、各地方、各道府県で異なる推移を示していた。

3. 2. 製炭地の木炭重要物産同業組合の動向

－群馬県を事例として－

群馬県の木炭産業は全国的にみて中～やや上位に位置し、県内生産量と県内消費量がほぼ同量である。新潟、栃木、長野などから木炭を移入しており、県内生産木炭を東京、埼玉、新潟などに移出している。こうしたことから、群馬県は全国的にみて「中位」に位置する製炭地ということが出来る。品質や生産量が突出しているわけでもなく、特殊な用途の木炭を多量に生産しているわけでもない。こういった地域における木炭政策や木炭産業はほとんど研究されていない。しかし群馬県には、「木炭販売統制資料」や「群馬県の薪炭統制」、木炭重要物産同業組合の定款や予算決算報告書、木炭検査員

の業務日誌など他地域では見られない資料が保存されている。さらに研究を進めていく中で、群馬県は木炭統制期において他県とは異なった展開をしていたことも確認された。これら既往研究にはなかった視点から近代木炭政策の展開を検討できると判断し、群馬県を研究対象地とした。

3. 2. 1. 群馬県の林業

群馬県の林野面積（1932年時点）は418,046町であり、群馬県土地面積の約76%を占めており、林野面積のうち無立木地は約12%を占めている¹⁹⁴。民有林の林況は天然広葉樹林が過半、針広混交林が次ぎ、針葉樹林は立木地全面積の約5%、また人工造林地は立木地全面積のうち約25%である¹⁹⁵。

表3.2.1.1.に群馬県および郡市別林野所有面積および割合を示す。林野面積の土地所有別割合（1932年時点）は、国有林49.0%、民有林48.3%、御料林2.7%である。民有林が3～4割を占める地域は吾妻郡（34.3%）、利根郡（34.5%）、高崎市（42.1%）であり、民有林が6～8割を占める地域は勢多郡（75.6%）、（多野郡60.4%）、北甘楽郡（68.6%）、碓氷郡（56.4%）、であり、民有林が9～10割を占める地域は群馬郡（91.4%）、山田郡（85.5%）、邑楽郡（93.6%）、新田郡（99.1%）、佐波郡（100.0%）、前橋市（100.0%）、桐生市（100.0%）であった。御料林については、勢多郡（約10%）、群馬郡（約6%）、碓氷郡（約11%）、吾妻郡（約0.1%）、利根郡（約3%）、新田郡（約1%）、山田郡（約0.1%）にそれぞれ存在する。

群馬県内における林業・林産業の地位について、産業別生産額で比較すると、第1次産業のうち約6%である。ただし、第1次産業の中で林産部門の占める割合が高い地域もあり、吾妻郡では24%、利根郡では18%、多野郡では11%を占めている。

また、用材および薪炭材の生産額の推移（図3.2.1.1.）をみると、1916年、1921年－1923年、1927年を除き、用材よりも薪炭材の生産額の方が約35,000円～340,000円上回っていた。ただし、民有林伐採面積および伐採量を比較すると、薪炭材の方がはるかに上回り、

¹⁹⁴ 群馬県立文書館，文書番号137/287，「群馬県之林業」（群馬県林務課（1934）『群馬縣之林業』）pp.12-14

¹⁹⁵ 群馬県立文書館，文書番号137/287，「群馬県之林業」（群馬県林務課（1934）『群馬縣之林業』）pp.12-13

民有林伐採面積の約 67% - 86%、伐採量の約 82% ~ 92% を占める
 (図 3.2.1.2.および図 3.2.1.3.)。

表 3.2.1.1.群馬県の郡市別林野所有面積および割合 (1932 年時点)

(単位: 町)

郡市名	御料	国有	民有				合計	
			公有	社寺有	私有	計	うち、民有 林の割合	
勢多	3,437	4,689	1,877	251	23,089	25,216	33,343	75.6%
群馬	1,033	365	2,582	534	11,778	14,894	16,292	91.4%
多野	0	10,463	1,096	358	14,477	15,931	26,394	60.4%
北甘楽	0	9,362	1,509	586	18,375	20,470	29,832	68.6%
碓氷	2,339	6,751	1,508	118	10,140	11,766	20,856	56.4%
吾妻	139	69,528	5,747	426	30,196	36,369	106,036	34.3%
利根	3,822	92,702	2,649	293	47,852	50,793	147,317	34.5%
佐波	0	0	6	61	2,327	2,394	2,394	100.0%
新田	38	0	21	130	3,991	4,142	4,180	99.1%
山田	8	1,491	116	299	8,436	8,851	10,349	85.5%
邑楽	0	116	6	62	1,627	1,695	1,810	93.6%
前橋	0	0	1	0	2	3	3	100.0%
高崎	0	512	7	7	358	373	885	42.1%
桐生	0	0	8	6	439	453	453	100.0%
合計	10,816	195,979	17,133	3,131	173,085	193,349	400,143	
(割合)	2.7%	49.0%	4.3%	0.8%	43.3%	48.3%	100.0%	

資料) 群馬県林務課 (1934) 『群馬縣之林業』 p.4 を基に筆者作成

表 3.2.1.2. 群馬県の郡市別農林畜産業生産額 (1932 年時点)

(単位: 円)

郡市名	農業	畜産	林産	水産	合計	
					うち、 林産の割合	
勢多	6,845,492	921,856	442,536	36,703	8,246,587	15%
群馬	6,846,211	397,891	213,724	30,177	7,488,003	14%
多野	2,944,723	273,614	413,679	42,736	3,674,752	7%
北甘楽	3,668,359	219,727	386,565	14,015	4,288,666	8%
碓氷	3,334,368	164,524	252,032	65,762	3,816,686	7%
吾妻	1,880,514	114,438	616,885	10,578	2,622,415	5%
利根	2,791,530	149,523	663,608	33,264	3,637,925	7%
佐波	5,605,506	279,537	83,302	43,190	6,011,535	11%
新田	4,583,769	313,660	53,332	4,410	4,955,171	9%
山田	2,193,921	151,146	168,757	3,064	2,516,888	5%
邑楽	4,786,143	291,040	32,235	32,975	5,142,393	10%
前橋	323,595	170,826	185	38,904	533,510	1%
高崎	563,513	244,345	8,877	4,178	820,913	2%
桐生	56,749	148,013	5,120	1,045	210,927	0%
計	46,424,393	3,840,140	3,340,837	361,001	53,966,371	
(割合)	86%	7%	6%	1%	100%	

資料) 群馬県林務課 (1934)『群馬縣之林業』 p.4 を基に筆者作成

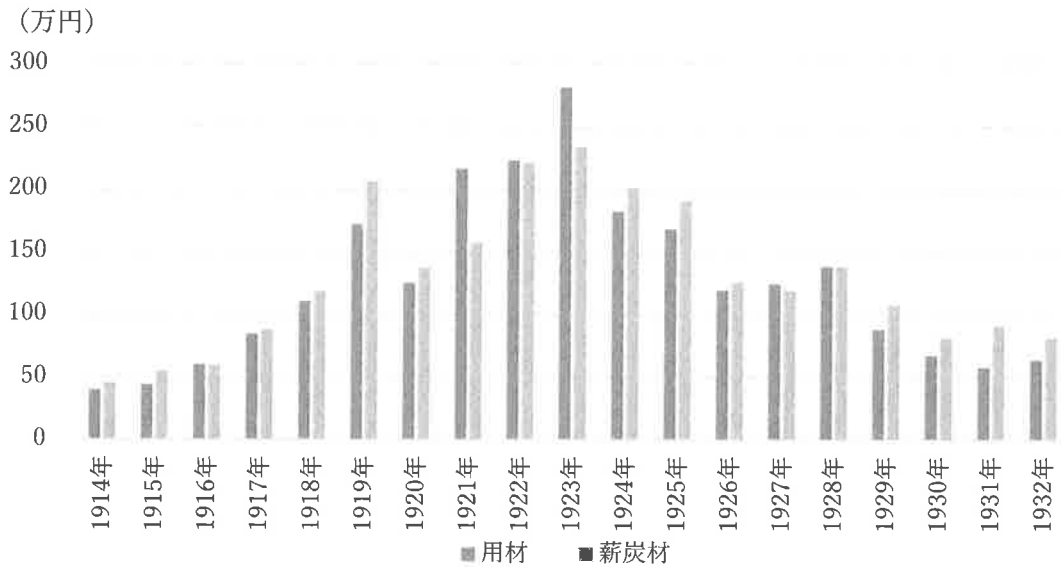


図3.2.1.1. 群馬県における用材・薪炭材生産額

資料) 群馬県林務課 (1934)『群馬縣之林業』 pp.18-19 を基に筆者作成

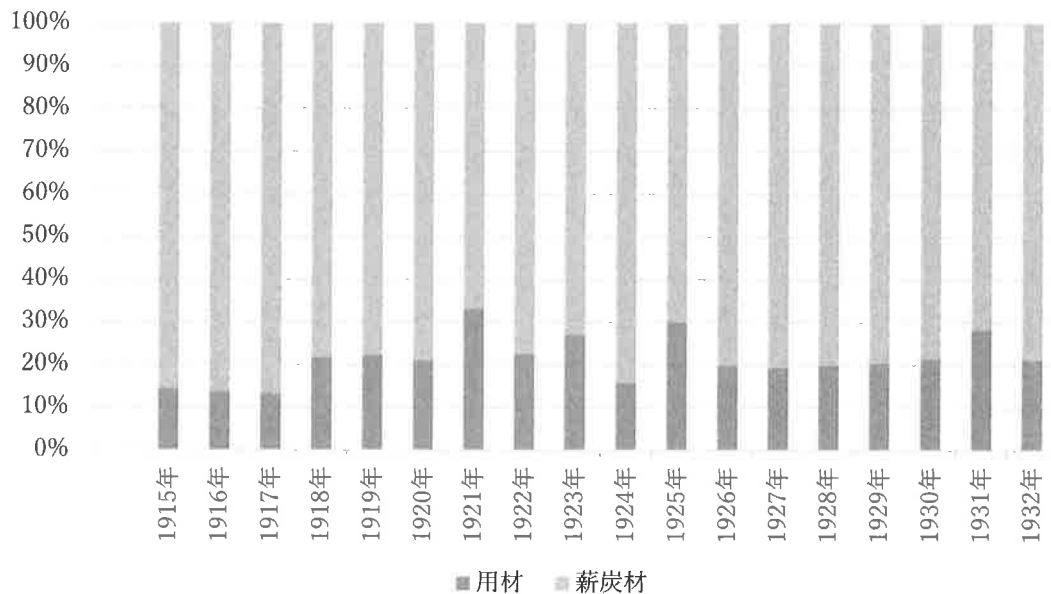
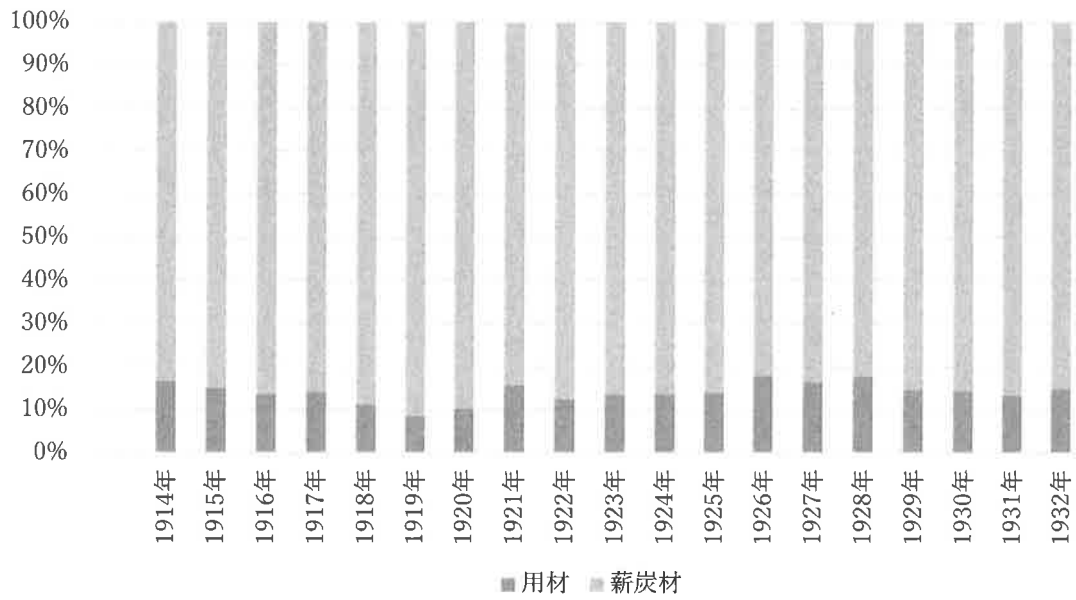


図3.2.1.2. 民有林伐採面積割合

資料) 群馬県林務課 (1934)『群馬縣之林業』 pp.16-17 を基に筆者作成



3.2.1.3.民有林伐採量(材積)割合

資料) 群馬県林務課 (1934) 『群馬縣之林業』 pp.16-17 を基に筆者作成

3. 2. 2. 群馬県の木炭産業

図 3.2.2.1.は 1905 年から 1945 年までの群馬県における木炭生産量の推移を示している。群馬県は、黒炭よりも白炭の生産量の方が多かった。製糸業が盛んであった群馬県において、養蚕業向けの木炭として白炭を生産するという傾向にあったことが考えられる。

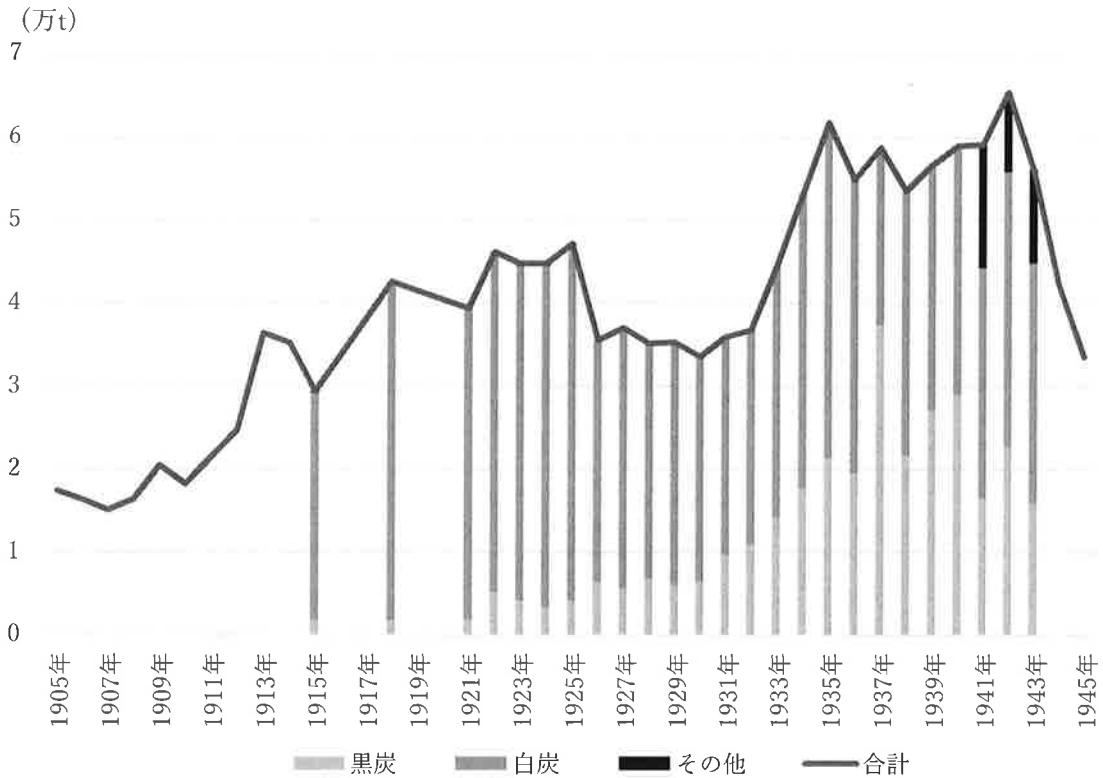


図3.2.2.1.群馬県における木炭生産量の推移

資料) 全国燃料会館 (1966)『日本木炭史』 pp564-589 を基に筆者作成。

注) 1911年、1916年、1917年、1919年、1920年の数値は掲載されていなかった。また、1905年-1914年、1944年、1945年は白炭、黒炭、その他の数値は掲載されていなかった。その他は1926年-1940年の数値も掲載されていない。

図 3.2.2.2.は 1905 年から 1932 年までの群馬県における木炭価額の推移を示している。図 3.2.2.1.の木炭生産量の推移と比較すると、白炭は 1917 年から 1925 年にかけて生産量がほぼ横ばいであるものの価額が約 3 倍に増加しており、黒炭は生産量と価額が同傾向で推移している。

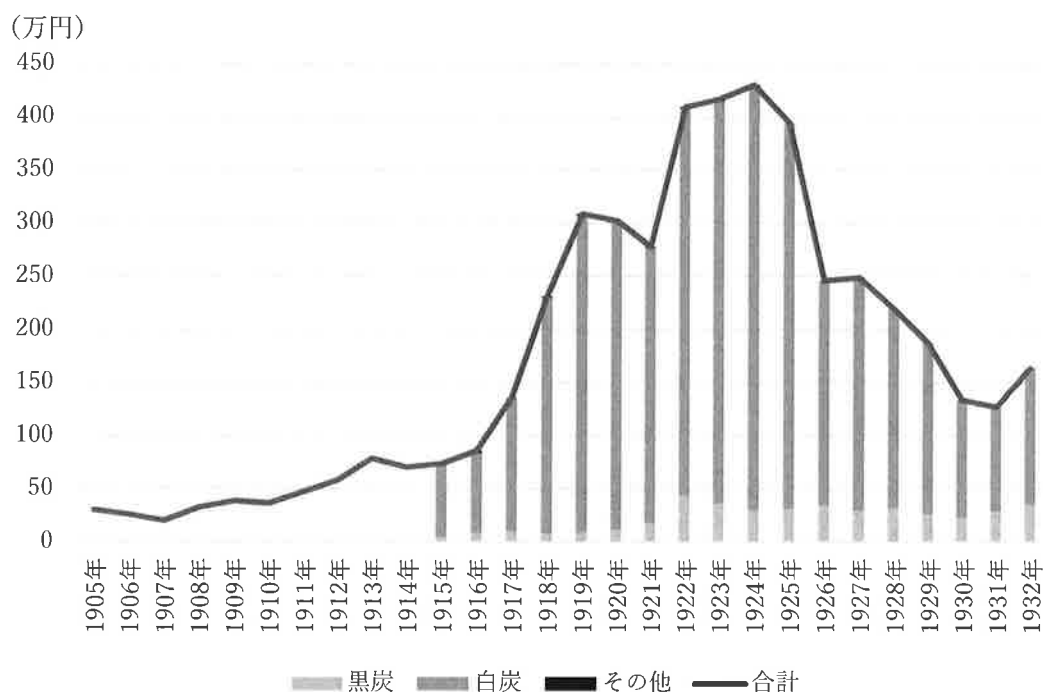


図3.2.2.2.群馬県における木炭価額の推移

資料) 1905年 - 1924年は全国燃料会館(1966)『日本木炭史』pp564-589を基に、1925年 - 1932年は群馬県林務課(1934)『群馬縣之林業』をもとに筆者作成。

注) 1911年、1916年、1917年、1919年、1920年の数値は掲載されていなかった。また、1905年 - 1914年、1933年 - 1945年は白炭、黒炭、その他の数値は掲載されていなかった。その他は1925年 - 1931年の数値も掲載されていない。

表3.2.2.1.は1905年から1945年における群馬県の木炭生産量、表3.2.2.2.は1905年から1930年における群馬県の木炭価額がそれぞれ全国的にどの水準にあったかを示している。群馬県の木炭生産量は、時期によって上下するが、わが国において中位くらいの生産量であり、全国生産量に対して2~3%を占めていた。木炭生産量も木炭価額も1910年から1915年あたりで全国的地位が下がっているが、1920年に地位が上がり、木炭価額においては1925年にさらに上がっている。1915年以降から白炭の生産量の増加・維持と価額の上昇がこのような結果を示す要因であったと推察される。

表 3.2.2.1. 群馬県の木炭生産量の全国的位 置（単位：t）

西暦	1905年	1910年	1915年	1920年	1925年	1930年	1935年	1940年	1945年
群馬	17,464	18,295	29,432	39,464	47,366	33,630	61,830	58,995	33,573
全国	810,060	1,064,804	1,319,477	1,766,692	1,756,274	1,721,537	2,189,599	2,695,082	1,145,627
比率	2%	2%	2%	2%	3%	2%	3%	2%	3%
順位	21位	27位	19位	12位	21位	21位	16位	18位	11位

資料) 全国燃料会館(1966)『日本木炭史』pp564-589を基に筆者作成

注) 群馬県、全国ともに1920年の値が計上されていなかったため、1921年の値を代用

表 3.2.2.2. 群馬県の木炭価額の全国的位 置（単位：円）

西暦	1905年	1910年	1915年	1920年	1925年	1930年
群馬	305,782	369,574	739,412	2,769,590	3,946,361	1,338,276
全国	212,982,451	284,002,039	352,109,932	451,580,325	468,936,939	459,696,036
比率	0.1%	0.1%	0.2%	0.6%	0.8%	0.3%
順位	14位	25位	19位	12位	8位	24位

資料) 1905年 - 1925年においては全国燃料会館(1966)『日本木炭史』pp564-589を基に、1930年は群馬県林務課(1934)『群馬縣之林業』をもとに筆者作成。筆者作成

注) 群馬県、全国ともに1920年の値が計上されていなかったため、1921年の値を代用した

以上をまとめると、群馬県の木炭産業は全国と比較すると中位程度の生産県といえ、また県内生産量の約7割が県内で消費される地産地消の県となる。白炭の生産量が木炭の生産量の多くを占めていたが、1920年代から黒炭の生産量が増加した。

群馬県内における地位は主要工産品を含めた場合でも、木炭の生産額は上位10番目前後であり、主要工産品を除くと上位6番目前後となる¹⁹⁶。また、1918年に木炭は県の副業奨励の対象品目として指導の一段の進歩をはかることとなった¹⁹⁷。

¹⁹⁶ 笛木博巳(1935)「群馬県木炭最近の状況」『大日本木炭協会報』通巻第97号。大日本木炭協会、pp.157-163

¹⁹⁷ 群馬県古文書館、文書番号137/287、「群馬県之林業」(群馬県林務課(1934)『群馬縣之林業』) p.8

3. 2. 3. 群馬県における木炭重要物産同業組合の設立背景と活動状況

群馬県では、木炭重要物産同業組合が6組合、同業組合連合会が1組合設立されている（表3.2.3.1.）。

木炭重要物産同業組合のうち、最も早く設立した組合は1914年の吾妻郡木炭同業組合であり、最後に設立した組合は1924年の西毛木炭同業組合である。群馬県木炭同業組合連合会は1923年に設立されている。群馬県における木炭重要物産同業の組合員は木炭製造業と木炭販売業を営むものであり、連合会の組合員は群馬県内の木炭重要物産同業組合（6組合）である。これらすべての組合は山林局管轄である。

最も早く設立された組合である吾妻郡木炭同業組合は、「郡下の有志相謀り」1913年に組織され、1914年に2月に「重要物産同業組合法」に準拠し、1914年12月25日に農商務大臣より設立認可された¹⁹⁸。この組合は1914年には製炭改良講習会を開催しており¹⁹⁹、群馬県当局が1915年から製炭・築窯の実地講習に着手した²⁰⁰とあることから、群馬県の方針とも重なっている。また、翌年の1925年から木炭検査員を設置し、販売品の俵装、斤量等の検査を行い、さらに木炭品評会の開催や優良職員の表彰も行っており、そして、1926年には群馬県吾妻郡中之條町に木炭製造研究所も設置している²⁰¹。こうした活動を行っていた吾妻郡木炭同業組合は、1924年に群馬県山林会から木炭の改良発達の功労に対する表彰状が贈られている²⁰²。

県内で2番目に設立された組合である利根郡木炭同業組合は、1918年3月に設立されている。この組合が設立した年は群馬県が副業奨励の対象品目に木炭を加えた年である。利根郡木炭同業組合は、「郡当局並に当業者相謀り」設立されており、「郡当局郡農会同業組合相協力して、毎年長期の講習を開催」していた²⁰³。当時の利根郡の木炭生産は、輸出および自家用として総計200万貫の白炭を生産

¹⁹⁸ 小池富次郎編（1936）『群馬県吾妻郡誌』吾妻教育会 p.651

¹⁹⁹ 小池富次郎編（1936）『前掲同書』p.651

²⁰⁰ 中島明（2004）『群馬の林政史』みやま文庫 p.196

²⁰¹ 小池富次郎編（1936）『前掲同書』p.651

²⁰² 小池富次郎編（1936）『前掲同書』p.651

²⁰³ 群馬県利根教育会編（1930）『利根郡誌』群馬県利根教育会 pp886-887

していたが、黒炭の生産はほとんど行われていなかった。このため、郡と同業組合は、協議の末、10年で200万貫（約7,500t）の生産目標として木炭改良事業に取り組んだ。しかし、この事業は7年目（1925年頃）にして20万貫（約750t）の増加に留まり、この理由について「元締め of 自覚乏しく、又従業員 of 知識低くして、目前の生活に支配せらるる」状況であったためと記されている²⁰⁴。このため、「元締の発奮を促すと共に、従業者の為に巡回講習をなし、斯業の改善を徹底的ならしむる」とした。

こうした製炭指導を目的としていた一方で、1923年6月に設立された群馬県木炭同業組合連合会は、各木炭同業組合の業務の統制および連結を図り、本県産木炭の市場を高めることを目的として設立された²⁰⁵。他府県が木炭公営検査を導入し、市場に優良木炭出現してきたことを受け、群馬県産木炭が県内外の市場から追放されるという危機感が背景にあった²⁰⁶。同業組合ごとに木炭検査の質や木炭の規格が異なることから、県外市場において「群馬県産」としては品質・規格の不統一とされ、声価を落とした²⁰⁷。こうしたことから、連合会の業務内容は、製品の種類、量目、包装および品等の統制と、各組合の実務の連絡と協調および指導奨励（組合検査員による会合の開催）であり、品質規制や業務統制を目的としていた²⁰⁸。こういった当時の状況は1922年10月に設立した東毛木炭同業組合や1924年2月に設立した西毛木炭同業組合の設立に関与していたと考えられる。

一方で連合会設立後の1926年に木炭県営検査の導入が県議会で議論されるが、各地の木炭重要物産同業組合の意見が合わず、その実現は見送られた²⁰⁹。その後、1928年通常県会において満場一致の議決を経て県営検査促進の意見書が提出され、1930年通常県会にお

²⁰⁴ 群馬県利根教育会編（1930）『利根郡誌』群馬県利根教育会 pp886-887

²⁰⁵ 群馬県立文書館，文書番号137/287，「群馬県之林業」（群馬県林務課（1934）『群馬縣之林業』）p.74

²⁰⁶ 群馬県立文書館，文書番号137/287，「群馬県之林業」（群馬県林務課（1934）『群馬縣之林業』）p.74

²⁰⁷ 群馬県立文書館，文書番号137/287，「群馬県之林業」（群馬県林務課（1934）『群馬縣之林業』）p.102

²⁰⁸ 群馬県立文書館，文書番号137/287，「群馬県之林業」（群馬県林務課（1934）『群馬縣之林業』）p.74

²⁰⁹ 中島明（2004）『群馬の林政史』みやま文庫 p.199

いて県営検査の予算案が提出された²¹⁰。この時、木炭検査の必要性は誰もが認めるものであったが、各地の同業組合の利害が錯綜していたので、審議は「幾多ノ波乱」を経た後ようやく満場一致で可決された²¹¹。1931年7月に木炭検査所が設置され、同年10月1日より一斉に検査業務が開始された²¹²。

表 3.2.3.1. 群馬県における木炭重要物産同業組合

名称	設立年	所在地	地区	営業種	備考
吾妻郡木炭同業組合	1914(T3)年 12月25日	吾妻郡中之条町大字中之条232番地	吾妻郡	木炭製造 木炭販売	
利根郡木炭同業組合	1918(T7)年 3月18日	利根郡沼田町甲831番地	利根郡	木炭製造 木炭販売	
多野郡木炭同業組合	1919(T8)年 6月21日	多野郡鬼石町甲57番地	多野郡上野村、中里村、神川村、美原村、三波村、鬼石町、日野村、美九郷村	木炭製造 木炭販売	1926年より日野村、美九郷村が加わる
北甘楽郡木炭同業組合	1920(T9)年 12月8日	北甘楽郡下仁田町大字下仁田326番地	北甘楽郡	木炭製造 木炭販売	
東毛木炭同業組合	1922(T11)年 10月12日	山田郡大間々町大字大間々1305番の1番地	山田郡大間々町、福岡村、川内村、梅田村、相生村、境野村、廣澤村、勢多郡新里村、柏川村、宮城村、大胡町、里保根村、東村	木炭製造 木炭販売	
西毛木炭同業組合	1924(T13)年 2月13日	碓氷郡安中町2893番地 出張所：碓氷郡白井町、群馬郡室田町	碓氷郡 群馬郡村田町、倉田村 高崎市	木炭製造 木炭販売	1929年より高崎市が加わる
群馬県木炭同業組合連合会	1923(T12)年 6月20日	前橋市曲輪町61番地	吾妻郡・利根郡・多野郡・北甘楽郡・東毛・西毛木炭同業組合の地区		

資料)農商務省(1913-1922)重要物産同業組合一覧、商工省(1927, 1929-1930, 1932-1938, 1940-1941)重要物産同業組合一覧、をもとに筆者作成

それぞれの木炭重要物産同業組合の動向について、まず組合員数の推移は図 3.2.3.1.のとおりとなる。利根郡、北甘楽、東毛の組合は

²¹⁰ 群馬県立文書館，文書番号 137/287，「群馬県之林業」(群馬県林務課(1934)『群馬縣之林業』) p.74

²¹¹ 中島明(2004)『群馬の林政史』みやま文庫 p.199

²¹² 文書番号 105/120，「群馬県木炭要覧」，1933年10月

1926年、吾妻郡と西毛の組合は1929年、多野郡は1931年から減少傾向となった。北甘楽郡は1933年、西毛は1934年、東毛は1936年から増加傾向に転じている。どの組合も毎年数十人から数百人程度の組合員数の増減が確認された。こうした組合数の増減は、組合の設立時において当該地域の組合員該当者が強制加入にあったことから、その多くは新規参入者および退出者であると考えられる。組合地区の拡大・縮小も考えられるが、地区変更については1927年に多野郡、1929年に西毛が地区範囲を拡大したに限られる。

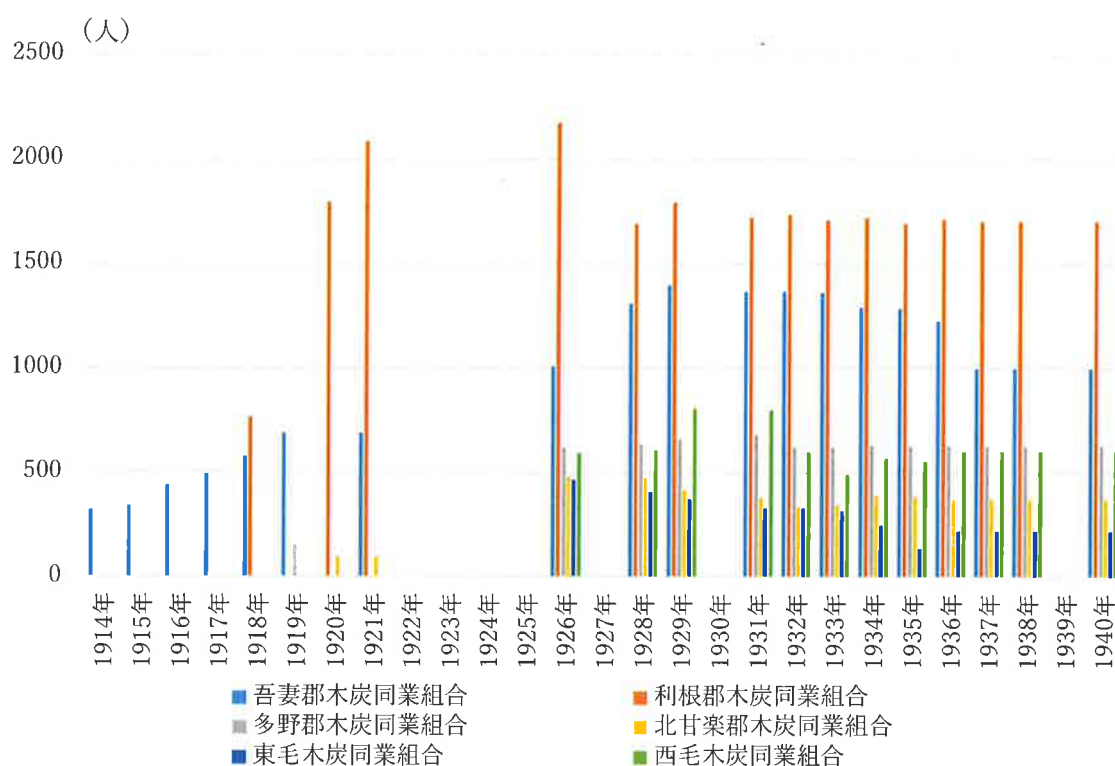


図3.2.3.1.群馬県における木炭重要物産同業組合の組合員数の推移

資料) 農商務省(1913-1922)重要物産同業組合一覧., 商工省(1927, 1929-1930, 1932-1938, 1940-1941)重要物産同業組合一覧. をもとに筆者作成

次に、それぞれの木炭重要物産同業組合に対する補助金の推移を図 3.2.3.2. に示した。最初に補助金が交付されたのは 1919 年の吾妻郡木炭同業組合（200 円）と利根郡木炭同業組合（300 円）に対してであった。翌年の 1920 年では吾妻郡木炭同業組合に対しては補助金が交付されず、利根郡木炭同業組合に 300 円、多野郡木炭同業組合に 100 円が交付されている。さらに翌年の 1921 年では、利根郡木炭同業組合のみが 300 円の補助金が交付されている。このように、木炭同業組合に対して毎年補助金が交付されている組合と交付されていない組合があった。

1922 年から 1925 年については、資料欠損のため定かではないが、1926 年には、連合会を含むすべての木炭重要物産同業組合に対して補助金が交付されている。金額については、連合会が 1,000 円、次いで吾妻郡が 606 円、利根郡が 43 円、多野郡が 187 円、北甘楽郡が 156 円、東毛が 355 円、西毛が 145 円であった。その後、1928 年に連合会が 1,000 円、吾妻郡が 77 円、利根郡が 69 円、多野郡が 55 円、西毛が 59 円の補助金が交付されており、北甘楽郡と東毛が交付されていない。その後、1932 年まで吾妻郡、利根郡、多野郡においては約 50 円～100 円、北甘楽郡においては 1931 年まで補助金が交付されていなかったが 1932 年に 424 円、東毛においては 1929 年に 360 円交付されたが、1931 年と 1932 年は 31 円と減少、西毛においては 1929 年 156 円、1931 年に 122 円と交付され、1932 年に 290 円に増加した。そして、1933 年に再度すべての組合に補助金が交付されており、さらに吾妻郡では 580 円、利根郡では 723 円、多野郡では 500 円、北甘楽郡では 450 円、東毛では 170 円、西毛では 370 円と増額されている。1934 年以降も補助金額は約 100 円～200 円減少しているものの 1937 年まで交付されていた。連合会においても 1932 年以降 1937 年まで毎年 1,350 円の補助金が交付されている。1938 年以降は全ての組合において補助金は交付されていない。

1930 年代は産業組合助成政策が展開し、1931 年には群馬県においても県営検査制度が導入されることから、木炭重要物産同業組合および連合会の活動は縮小したことが考えられるが、むしろ補助金が交付され、かつ増額されていたことが明らかとなった。

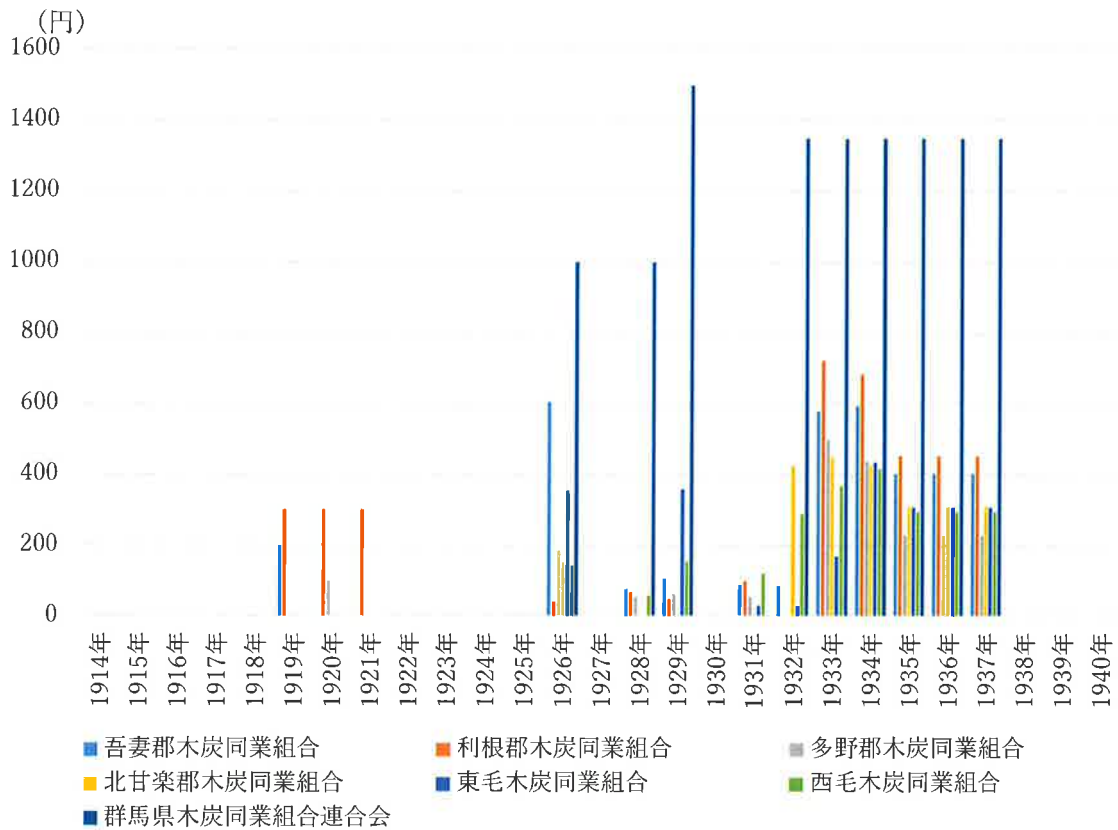


図3.2.3.2. 群馬県における木炭重要物産同業組合
および連合会に対する補助金の推移

資料) 農商務省(1913-1922)重要物産同業組合一覧.、商工省(1927, 1929-1930, 1932-1938, 1940-1941)重要物産同業組合一覧. をもとに
筆者作成

3. 2. 3. 1. 利根郡・多野郡・西毛の各木炭同業組合における 定款の比較

群馬県立図書館および群馬県立文書館において、利根郡木炭同業組合（1918年3月設立）、多野郡木炭同業組合（1919年6月設立）、西毛木炭同業組合（1924年2月設立）の3組合の定款²¹³が確認できる。3組合の定款は同じ構成となっており、「第1章 総則」、「第2章 目的および事業」、「第3章 加入および脱退」、「第4章 組合員の権利義務」、「第5章 役員資格権限ならびに選挙および職員の任免」、「第6章 木炭製造標準および検査」、「第7章 会議の組織議員の資格権限」、「第8章 経費」、「第9章 違約処分」、「第10章 仲裁」、「第11章 定款変更および組合解散」、「第12章 清算」、「第13章 職工および使役人の保護」、「第14章 附則」の章が設けられている。

定款の内容もおおよそ同じ²¹⁴であるが、「第6章 木炭製造標準および検査」に記載される木炭の規格および俵装の規定が3組合それぞれで異なっている。木炭規格については西毛木炭同業組合が他の2組合と種別、量目、風袋のすべてにおいて異なっている。さらに、木炭の等級についても西毛木炭同業組合では、白炭と黒炭で分けられていることや等級数など他の2組合と異なっている。また、俵装の規定は3組合でそれぞれ長さ、量目、閉じ方などが異なっている。地域間の統一が同業組合間では図られておらず、その後の同業組合連合会の設立や群馬県木炭検査所の設置に至った²¹⁵。

²¹³ 群馬県立図書館，資料コード 02957991，「多野郡木炭同業組合定款」，1919年、群馬県立図書館，資料コード 02959153，「利根郡木炭同業組合定款」，1919年、群馬県立文書館，文書番号 1074，「西毛木炭同業組合定款」，1924年2月

²¹⁴ 西毛木炭同業組合定款の第2章第5条において、「八、組合員間ニ起リタル取引上ニ関スル紛議ノ仲裁裁断ヲ為スコト」、「九、前各項ノ外組合員共同ノ利益ヲ増進スルニ必要ナル事項」が加えられている。

²¹⁵ 1931年6月に群馬県令第29号「木炭検査規則」が施行さる。この規則の制定時は白炭・黒炭を通じて銘柄（規格）が165種であった。その後、1932年の改正で95種、1935年の改正で37種（等外品を除くと27種）となった。大日本木炭協会（1935）「木炭界ニュース 群馬県木炭検査規則の改正」『大日本木炭協会報』通巻第103号。大日本木炭協会，pp.497-498

表 3.2.3.1.1.利根郡および多野郡木炭同業組合における木炭規格

製炭窯	種別		量目		風袋	
石窯焼 土窯焼	第1種	堅炭	上目	4貫目作り	風貫	300目以上400目以下
				5貫目作り		400目以上500目以下
				6貫目作り		500目以上600目以下
石窯焼 土窯焼	第2種	細雑太雑	上目	5貫目作り	風貫	400目以上500目以下
				6貫目作り		500目以上600目以下
石窯焼 土窯焼	第3種	木質 柔軟のもの	上目	4貫目作り	風貫	300目以上400目以下
石窯焼 土窯焼	第4種	鍛冶用炭	容積8斗入り		筵製もしくは茅製とす	

資料)群馬県立図書館,資料コード02957991,「多野郡木炭同業組合定款」,
1919年、群馬県立図書館,資料コード02959153,「利根郡木炭同業
組合定款」,1919年をもとに筆者作成

注1)多野郡木炭同業組合の木炭規格は、製炭窯の項目および6貫目作り、
第3種の上目の語句なし。また、第3種の風貫が400目以上500目
以下、第4種の容積が5貫目入り俵装をもって1俵とされている。

表 3.2.3.1.2.西毛木炭同業組合における木炭規格

種別	量目	風袋
白黒 大俵	正味 五貫目	600目以内
白黒 中俵	正味 四貫目	500目以内
白黒 小俵	正味 三貫目	400目以内
鍛冶炭 粉炭	四斗入、八斗入	400目以内

資料)文書番号1074,「西毛木炭同業組合定款」,1924年2月,をもとに筆
者作成

3. 2. 3. 1. 多野郡木炭同業組合の業務成績（1924年度）

「大正12年度多野郡木炭同業組合業務成績報告」は群馬県立文書館に所蔵されている²¹⁶。多野郡木炭同業組合組長の飯塚清の署名があり、群馬県と多野郡役所に提出された資料である。

本資料は、「1. 組合員数」、「2. 生産製造または販売の数量ならびに価格」、「3. 営業品の検査成績」、「4. 検査執行状況および検査の営業品に及ぼす効果」、「5. 組合費徴収の状況ならびに滞納者に対する処分の顛末」、「6. 違約者処分をなしたる員数処分の種類およびその事由」、「7. 仲裁判断もしくは調停をなしたる事由およびその顛末」、「8. 組合未加入者に対し訴えを提起したる時はその顛末」、「9. 組合を組織せる結果当業上に及ぼしている影響」、「10. 以上のほか業務執行の状況およびその成績を認めるにつき必要なる事項」の10項目が立てられている。

「組合員数」は、「製造販売業」と「販売業」の2種があり、製造販売業が516人（前年度より41人増）、販売業が46人（前年度より8人減）で合計562人であった。「製造業」の項目がないことから、商人主体の組織であったことが推察される。

生産数量は372,035俵であり、前年度（大正11（1922）年度）に比べて16,830俵が増加した。この理由として「年度の初期に関東大震災が生じた影響により、木材需要が急増し、運材などに多数の人夫を要したために、製炭人夫は一時これらの方面に移動した結果、製炭業はほとんど休止の状態となった」と記載されている。木材の需要供給が調節されると、木炭の需要が、特に1924年11月から1925年3月上旬の間にわたり急増したが、3月下旬より財界の不況と需要減により生産数量は漸減傾向となった。当時について「大震災による一時的な暴騰により、著しく労銀に波及し、次いで炭価は急転直下、低落により炭業は困難の経路に往来している」と評している。

検査成績は不合格率をみると、第1種が70,011俵のうち584俵（0.8%）、第2種が283,078俵のうち881俵（0.3%）、第3種が3,945俵のうち43俵（1.0%）、第4種が15,485俵のうち50俵（0.3%）、松炭が565俵のうち0俵（0%）、合計373,093俵のうち1,558俵

²¹⁶ 群馬県立文書館，文書番号 2/4(2)，「木炭同業組合定款・業務成績報告」，1923年

(0.4%)であった。不合格となる割合は1%未満と低い割合であった。検査員数は常時5人、臨時3人であり、検査延べ数は2,371回であった。

本年度の検査成績について、「数年間のものと比べると、改善進歩しているが、不正行為、違反者が検挙されていないことは遺憾」としているが、「年を重ねるに従ってますます良好の成績を示し、理想の検査も困難ならずしたがって製品は市場において信用を博し円満なる高取引きをみるに至っている」と評している。

違約者処分のうち、検査に関する違約者について、無検査無荷票を1俵移出したことにより金55銭、水気のある木炭を混入して50俵移出したことにより金9円、他積(原文ママ)木炭および水気のある木炭を6俵に混入したことにより金8円40銭、堅炭中に雑炭を3俵に混入したことにより金8円20銭の4名が挙げられていた。「違約金処分はなるべく避ける方針であるが、未だに多数の組合員中には無理解な者がいるため、不正行為に対して処分を断行している」と記載されている。

仲裁判断もしくは調停をした事例、組合未加入者に対する訴えに関する事例はなかった。

組合を組織したことによる木炭産業上に及ぼしている影響について、「組合の組織とともに白炭と黒炭の製品改良に努力した結果、一定の品種を多量に生産することができており、これにより営業上の取引に著しい困難を感じることはなく、不況時代といえども滞荷山積みの憂いなく円満な商況となっている」と評している。

3. 2. 3. 2. 吾妻郡木炭同業組合の経費収支決算および業務成績 (1925年度)

「大正14年度 吾妻郡木炭同業組合経費収支決算」は群馬県立図書館に所蔵されている²¹⁷。群馬県あるいは吾妻郡役所に提出される資料である。本資料は、1925年度における吾妻郡木炭同業組合の歳入と歳出および業務成績が記載されている。

歳入(14,242円89銭)の部は、「第1款 賦課金(6,480円50銭)」「第2款 補助金(606円00銭)」「第3款 雑収入(136円24銭)」

²¹⁷ 群馬県立図書館，資料コード 04349627，「吾妻郡木炭同業組合経費収支決算 大正14年度」，1926年

「第4款 過年度収入（2,683円25銭）」「第5款 繰越金（4,337円90銭）」の5つの項目が立てられている。

「賦課金」の内訳は、等級割および平等割が893円00銭、検査証票収入が5,587円50銭であった。歳入の約4割が検査証収入であり、歳入の約5割が過年度収入および繰越金の合計であり、約1割が補助金と雑収入の合計である。補助金は群馬県木炭同業組合連合会から出資されており、その内訳は検査員設置補助金（72円00銭）、製炭改良補助金（256円00銭）、事業奨励補助金（278円00銭）となっている。

歳出（10,587円19銭）の部は、「第1款 事業費（6,929円74銭）」「第2款 事務費（1,738円02銭）」「第3款 会議費（256円00銭）」「第4款 負担金（1,563円43銭）」「第5款 積立金（100円00銭）」「第6款 予備費（0円0銭）」の6つの項目が立てられている。

歳出の6割5分を占める事業費の内訳は、検査費（4,424円09銭）、奨励費（192円00銭）、販路拡張費（107円00銭）、試験調査費（90円00銭）、取締費（0円0銭）、需用費（1,294円30銭）、証票販売費（882円35銭）であり、検査費が事業費の約6割を占めていた。また、証票販売費が検査に関連する費用であることから、検査関連事業費は5,246円44銭となり、歳出の約5割を占めていることになる。

検査費の約7割5分が俸給であり、約2割が旅費で、約0割5分が賞与である。検査員に対する俸給が歳出の約3割を占めている。

歳出の1割5分を占める事務費の内訳は、報酬および俸給（760円00銭）、雑給（176円89銭）、需要品（389円34銭）、雑支出（411円79銭）である。報酬および俸給は、役員報酬（160円00銭）と俸給（600円00銭）であり、雑給は、旅費（109円44銭）、傭人料（17円45銭）、賞与（50円00銭）である。先述の検査費の俸給を含め、歳出における人件費は約5割を占めている。

経費収支からみると、重要物産同業組合の主要事業が検査業務であることがわかる。また、吾妻郡木炭同業組合の設立背景が製炭指導事業であったが、製炭指導に関する予算は、歳入で約6%（製炭改良補助金：256円）、歳出で約2%（奨励費：192円）であった。

業務成績に関しては、「組合員の数」、「組合員の生産および販売価格」、「営業品検査成績」、「検査執行の状況および検査の営業品におよぼしたる効果」、「組合経費徴収の状況および滞納者に対する処分」、

「仲裁判断もしくは調停をなしたる事由その顛末」、「組合未加入に対し訴えを提起したるときはその顛末」、「組合を組織せる結果営業上に及ぼせる関係」、「以上の業務執行の状況およびその成績を認むるに付き必要なる事項」の項目が立てられている。

組合員には「製造業者」と「販売業者」の2種があり、製造業者が920人、販売業者が88人、合計1,008人であった。前年度に比べて29人増であり、製造業者が27人増（加入者88人、脱退者61人）、販売業者2人増（加入者3人、脱退者1人）であった。

1925年度における組合員の生産量は2,369,793貫（前年度より5,862貫減）で、販売価格は813,104円（前年度より391円減）であった。木炭の種類ごとの生産量は、堅炭（白炭）1,150,600貫（前年度より22,919貫減）、雑炭（白炭）937,872貫（前年度より63,049貫増）、黒炭133,630貫（前年度より16,654貫増）、三種炭²¹⁸143,267貫（前年度より63,670貫減）、鍛冶炭4,424貫（前年度より307貫増）であった。販売単価は堅炭400円/千貫、雑炭300円/千貫、黒炭300円/千貫、三種炭210円/千貫、鍛冶炭300円/千貫であり、前年度に対して三種炭が10円増加した以外は前年度と変わらなかった。「業務報告」には、雑炭（白炭）が63,049貫増産されているにもかかわらず「黒炭はこれが増加に付き極力奨励に勤めたる結果16,654貫の増産をみたるは喜ぶべき現象なり」と評されており、黒炭生産に力をいれていたことが読み取れる。

1925年度の検査成績（合格率）をみると、堅炭98%、雑炭98%、黒炭96%、三種炭99%、鍛冶炭100%であった。黒炭の合格率が他と比べて若干低い。検査の成績について「年と共に改善の域に進み優良品の生産増加し劣等品の生産は減少の傾向を示し概して良好なり」と評されている。不合格の理由は「斤量不足と俵装不良等」であった。

検査員の数は常時検査員6人、臨時検査員4人で、検査延日数は常時検査員1,800日（1人当たり300日）、臨時検査員480日（1人当たり120日）、合計2,280日であった。検査執行の方法は「検査員は各日または毎日各担当区域を巡回し検査品に対し一々斤量を量り

²¹⁸ 吾妻郡木炭同業組合における三種炭について資料からは判明しないが、利根郡木炭同業組合および甘楽郡木炭同業組合の定款に規定されている木炭規格において「第三種：松、樅、栗、栴、その他木質柔軟ノモノ」とあることから、ここでいう三種炭もこれに該当する木炭と推察される。

小たる違約事項たりとも洩らさず注意または改造の命令を發して改造せしめ」ていた。検査を実施した結果、「なお等閑に付せらるは無証票または証票に製造人の住所氏名の記入を怠るものもある」ものの、「品質向上を促し改善上に及ぼしたるその効果著しく市場においては信用を博し営業上円満ある取引を見る」と評されている。

違約者処分については、可及的違約処分を見合わせる方針を採っており、違約者に対して将来違反しないよう厳しく注意するに留めていた。このため違約者処分は実施されていない。組合加入についても、組合未加入の者に対して、法令上組合に必ず加入しなければならないことを論示し加入させつつあるが、訴えを提起するには至っていない。その他、仲裁あるいは調停が必要な事件は生じていなかった。

検査業務の他、「改良窯の新設」に関する業務として、製炭指導員を派遣し奨励していた白炭窯および黒炭窯を築設し奨励金を交付している。1925年度時点で大竹式白炭窯を吾妻郡内3町4村の23人計36窯、大竹式黒炭窯が郡内1町3村の6人計6窯、大正式黒炭窯が郡内4村の12人計12窯が対象となっている。

また1925年5月21日と1926年1月25日に評議員会および組合会を開催している。会議内容は予算・決算、業務報告、組合費の徴収方法、検査員の選任解任および給与、同業組合連合会代表員改選であった。

3. 2. 4. 群馬県における木炭重要物産同業組合の顛末

1931年に県営検査制度が導入されるが、群馬県の木炭重要物産同業組合は製品の販路拡張、販売の統制および斡旋の業務を継続しており²¹⁹、また、製炭講習会の開催も継続されている²²⁰。

一方で、吾妻郡木炭同業組合は1934年に本県内における官行製炭事業に対して民間製炭業を圧迫しているとし、農林大臣および貴

²¹⁹ 群馬県立文書館，文書番号 137/287，「群馬県之林業」（群馬県林務課（1934）『群馬縣之林業』）p.101。

²²⁰ 1933年9月1日より吾妻郡木炭同業組合主催の製炭講習会が開催されており、約50日間、講師と講習生がともにキャンプ生活をしながら講習が行われた。大日本木炭協会（1933年）「群馬県吾妻郡木炭同業組合主催 製炭講習会記念写真」『大日本木炭協会報』通巻第81号，大日本木炭協会，口絵写真。

族院・衆議院の両議員議長に対して陳情を行っている²²¹。また、1936年12月に前橋市の木炭商らが前橋市に対して群馬県前橋木炭販売同業組合（商業組合）の設立認可²²²と群馬県木炭商務課の設立を嘆願している²²³。こうした行政に対する請願・嘆願の背景には、当時の不況および木炭代替燃料の普及による製炭業者の危機感や産業組合助成政策による中小商業者らの危機感があった。

その後、1937年に連合会が解散手続きを開始し、同業組合も解散申請を行っている²²⁴。、実際に解散に至ったかは確認できない。1939年より木炭配給統制が実施され、多野郡、西毛、東毛の3組合は商業組合（配給統制組合）に移行し、配給業務を担ったと推察される²²⁵。その後、各商業組合は群馬県燃料商業組合連合会に統合され、単位組合として活動していたと考えられるが、それぞれの組合が終戦後まで存続したかは確認できていない。

3. 2. 5. 小括

群馬県における木炭重要物産同業組合は、商人をはじめとする同業者らが組合を結成する一方で、郡や山林会も関与して組合が結成されていた。また、当時の群馬県では、副業奨励の一環として製炭指導を推進しており、同業組合に対して補助金が交付されていたことを確認した。木炭産業が県および郡の主要な産業であり、産業育成を目的として木炭重要物産同業組合が設立されたといえる。

また、産業組合助成政策および群馬県営検査が導入された1930年

²²¹ 大日本木炭協会（1934）「群馬県吾妻郡木炭同業組合組合会記事」『大日本木炭協会報』通巻第84号、大日本木炭協会、pp124-125。

²²² 1939年時点において前橋市に木炭商業組合の設立されていないことから、この嘆願は通らなかったと考えられる。内田親章編（1939）『前橋商工人名録 昭和14年』前橋商工会議所、pp.14-115

²²³ 群馬県立文書館、文書番号129/248、「嘆願書（群馬県木炭商務課設立に付）」、1936年12月。「嘆願書」には、当時の不況の影響により商業への新規参入者が増加し競争が激化し、また産業組合も台頭、さらに大企業も参入してきたことから、木炭商務課と木炭商業組合の協議の下で販売統制価格を決定し、販売統制による経済更生が図りたいということが記載されている。

²²⁴ 商工省（1938, 1940-1941）『重要物産同業組合一覧』

²²⁵ 商工省（1941）『重要物産同業組合一覧』および商業組合中央会編（1941）『全国商業組合一覧』を参照し、取扱い品目および組合事務所の住所、組合長が一致していることからこのように判断した。また、本論文の事項で論じる東京薪炭問屋同業組合の沿革も参考にした。

代においても、群馬県当局は木炭重要物産同業組合に対する補助金は交付している。木炭重要物産同業組合は、検査業務が廃止されて以降も、製品の販路拡張や販売統制および斡旋などの業務、および製炭講習会の開催などの活動を続けていた。

一方で、利根郡木炭同業組合の事例のように、同業者および行政との協力によって同業組合が結成され、製炭指導や木炭検査が取り組まれていたとしても、商人および製炭者の中には、こうした事業に対して非協力的であるものもあり、組合結成の目的・目標を達成できなかった組合もあった。

群馬県の木炭重要物産同業組合は、製品検査機能（検査業務）、品質向上機能（製炭指導業務・講習会の開催）、市場調査機能（視察・講演会の開催）、評価公示機能（品評会の開催）、社会インフラ整備事業（研究所の設置）が備わっていた。宣伝広告機能、雇用規制機能は確認できなかった。ただし、雇用規制機能は定款に条文が設けられていた。

3. 3. 消費地の木炭重要物産同業組合の動向

－ 東京府を事例として －

3. 3. 1. 東京薪炭問屋同業組合の沿革

東京薪炭問屋同業組合の概要を表 3.3.1.1. に示す。

東京薪炭問屋同業組合は「重要物産同業組合法」を根拠法とし、1909年に創立した。管轄は商務局管轄である。創立当初は東京市京橋区木挽町に事務所を置いたが、後に神田区仲町に移る。1923年に発生した関東大震災後の区画整理の結果、神田区旅籠町に移り解散まで定着する。組合員数は300人程度で、全員木炭卸売業者である。

業務内容は、①入荷ならびに消費量の調査、②標準相場の協定、③木炭入荷検査、④家庭燃料の研究調査、⑤木炭に関する統計表の作製、⑥店員の指導とその奨励、⑦木炭諸税の低減および木炭運賃の引下運動、⑧木炭の宣伝、⑨荷主対問屋および問屋対小売商における紛議の調停和解である。木炭の規格統一や製炭技術の普及に関するものはなく、同業者間で生じる諸問題への対応あるいは木炭の宣伝や市場調査といった商業上における業務を行っている。

組織構成は東京を各部に分けた単位ごとに下部組織を結成させている。下部組織は全部で6つあり各部に部長以下部役員をおき、統制を図りながら業務を自治的に遂行させている。

表 3.3.1.1.東京薪炭問屋同業組合の概要

創立	1909年(「重要物産同業組合法」に準拠)
事務所	神田区
組合員数	300人程度(卸売業者)
事業内容	① 入荷ならびに消費量の調査 ② 標準相場の協定 ③ 木炭入荷検査 ④ 家庭燃料の研究調査 ⑤ 木炭に関する統計表の作製 ⑥ 店員の指導とその奨励 ⑦ 木炭諸税の低減および木炭運賃の引下運動 ⑧ 木炭の宣伝 ⑨ 荷主対問屋および問屋対小売商における紛議の調停和解
下部組織	第一部:日本橋・京橋 第二部:芝・麻布・赤坂・品川・大森・荏原方面 第三部:麴町・四谷・牛込・小石川・淀橋・渋谷・中野方面 第四部:神田・本郷・豊島・板橋・王子方面 第五部:下谷・浅草・荒川・足立方面 第六部:江東一円

資料) 山田猛(1933)「東京に於ける木炭問屋」『大日本木炭協会報 第7巻 第4号』大日本木炭協会 p125を基に筆者作成

3. 3. 2. 東京薪炭問屋同業組合の沿革

東京薪炭問屋同業組合の沿革を整理すると、①東京薪炭問屋同業組合が設立されるまでの設立期(1868～1909年)、②組織の変容はないが各種政策に反対運動をおこした運動期(1910～1936年)、③日中戦争および第二次世界大戦に参戦し経済統制がなされても、配給統制政策に陳情を行い、また組織を変容させ存続させた戦時期(1937～1945年)、④第二次世界大戦後もGHQの統制の下で組織を変容させつつ木炭の配給統制を担った戦後期(1946～1952年)の4つに分けられる。

3. 3. 2. 1. 設立期(1868年－1909年)

江戸時代から続いてきた多くの株仲間が、明治に入るとともに、まず1868年布達の「商法大意」により株仲間的機能が規制され、そして1872年に「株仲間解散命令」が布達されたことにより株仲間が解散された。

しかし、株仲間の解散により商流が乱れ過当競争や粗製品の乱造が生じたため、自発的に組合が設立された。また、それらの組合がより強い取締りの効力を発揮するために法的根拠の付与を求めたため、1872年に東京府は「官許薪炭規約書」を發布する。しかし、そ

の効力は弱く任意組合の域を出なかったため、さらなる施策を要求した。その後、1884年に農商務省令として「同業組合準則」が布達され、この省令に準拠する組合が設立された。そして、これらの組合の中から東京薪炭問屋奥川組合²²⁶と東京川辺薪炭問屋組合²²⁷が中心となって、1900年施行の「重要物産同業組合法」に基づき東京薪炭問屋同業組合を1909年に設立した²²⁸。このようにおおよそ商業者組織化政策に展開に沿って、組合が設立されていった。

3. 3. 2. 2. 活動期(1910年 - 1936年)

この時期は、組合自体の変化はなかった。しかし、組合の活動は活発になっている。1919年に終戦した第一次世界大戦の影響により戦時中に過度に膨張した経済の好況によって、生活必需品の価格高騰を引き起こしていた。このため政府および東京府市は物価政策として公設市場の開設を断行した。この展開に対抗すべく東京の木炭商業界では1919年8月に東京都市薪炭業組合聯合会を組織し対策運動を繰り広げ、その後この連合会に東京薪炭問屋同業組合が1919年10月に加わるとともに、名称を東京薪炭業者総同盟会とし、引き続き公設市場反対運動と標榜して政府および東京府市ならびに各政党に対して意見書を提出している²²⁹。

また、1932年ごろの農業恐慌の慢性化を打開する政策として産業組合の拡充が図られたが、これは木炭の流通関係に大きな変革を与えることになった。そのため、1935年5月に東京薪炭問屋同業組合、大阪木炭煉炭同業組合、横浜薪炭商同業組合などの主唱の下に、消費地・産地の問屋および小売商30万を結集して全日本木炭商連盟を結成し、産業組合反対運動を推進した。

²²⁶ 1885年5月に設立された薪炭を取扱う同業者(問屋)らによって結成された準則組合であり、事務所を東京府本所区菊川町1ノ11に置き、組合地区を本所区、深川区、南葛飾郡とした。組合員数は約70人~90人であった。全国燃料会館日本木炭史編集委員会(1960)『日本木炭史 経済編』全国燃料会館 p.786

²²⁷ 1886年8月に設立された薪炭を取扱う同業者(問屋)らによって結成された準則組合であり、事務所を東京府神田区に置き、組合地区を神田、浅草、下谷、本郷、小石川、牛込区とした。組合員数は約45人~75人であった。全国燃料会館日本木炭史編集委員会(1960)『前掲同書』p.786

²²⁸ 全国燃料会館日本木炭史編集委員会(1960)『前掲同書』p.766

²²⁹ 市川虎之助(1926)『東京薪炭同業組合沿革』p2

この時期は戦後経済の混乱や農村恐慌が生じており、公設市場や産業組合に対する補助政策が展開されていた。これらの政策は木炭商業界において不利益となるため、東京薪炭問屋同業組合は連合会への加入あるいは結成を促し、これら政策に対する反対運動を起こしていた。

3. 3. 2. 3. 戦時期(1937年 - 1945年)

この時期は第二次世界大戦期に入り、木炭においても配給統制が図られる。1938年に政府から「木炭統制要綱」案が提出され、その案には木炭の配給を生産、集荷、小売の一括にし、卸売を除外する方針が示された。

その時の薪炭問屋同業組合の活動としては、1939年に「商業組合法」に基づき東京薪炭卸商業組合を設立する。この組合は、薪炭問屋同業組合と組合員構成が同一のものである²³⁰。また1940年に廣瀬与兵衛組合長が政府に対して木炭統制の方法に対する意見書を提出した。これらの活動によって、1940年に薪炭卸商業組合は政府から薪炭配給を担う機関に任命される。しかし、これにより卸売の除外は免れたが、個々の営業は廃止となる。そして、さらなる統制の強化の必要から1943年に「商工組合法」に基づく東京都燃料配給統制組合が設立され、配給統制を担っていた組織はこの組合に統合された。それに伴って薪炭問屋同業組合をはじめとする組織は解散した。以上のように、統制の強化からこれまでの木炭商人や組合はなくなるものの、統制業務を担う形で存続していた。

3. 3. 2. 4. 戦後期(1946年 - 1952年)

この時期は、GHQの方針により戦時統制期に設立された、統制色が強く独占的な組織の解体が図られる。このため、燃料配給統制組合は1946年に解散したが、戦後も薪炭の配給統制は存続し、その配給を担う組織として「林業会法」(1946年10月施行)に基づく東京都燃料林産組合へと改組した。この組合もGHQから閉鎖機関に認定され、1948年10月に解散するが、その前に、後継の組織として1948年7月に東京燃料林産株式会社を設立した。しかしこの時、

²³⁰ 全国燃料会館日本木炭史編集委員会(1960)『日本木炭史 経済編』全国燃料会館 p.1060

林産組合から固定資産を譲り受けたことが、違法行為と GHQ に疑われ、分割再編成を勧告される²³¹。これを受け、東京燃料林産株式会社を東京燃料林産株式会社、東京中央燃料株式会社、隅田川燃料林産株式会社の 3 社に分割し、木炭の統制が廃止されるまで配給業務を担い、統制廃止後は化石燃料も取扱いながら事業を展開していく²³²。以上の動向から、GHQ の政策により幾度か組織を解体させられるが、組織を変えながら存続していた。

3. 3. 3. 小括

東京薪炭問屋同業組合は同業者の組織化政策および木炭統制の展開の下で組織の解散と新設を繰り返して戦後の木炭統制まで存続した。組織の不利益となる政策に対して反対運動を行い、自らの商権の維持に努めてきた。

消費地における木炭商業者組織は、商業上の諸問題の解決や市場調査・開拓に努め、同業者の互いの商権を擁護してきたといえる。

²³¹ 山市一郎（1988）『燃料協会 40 年のあゆみ－会長三代の横顔－』全国燃料協会 p.157

²³² 東京燃料林産株式会社 HP> 企業情報> 沿革・社史（2023 年 1 月 5 日最終閲覧）<https://tohnen.co.jp/tohnen/company/>

4. 木炭重要物産同業組合と主要人物

本章では、近年の社会科学において注目されている、ある人物の生涯を分析し、社会変動との関連を導き出すというライフ・ヒストリー分析の手法・考え方を援用し、木炭重要物産同業組合における主要な役職である木炭検査員と組合長に就いた人物に焦点をあてた人物史研究に取り組んだ。彼らの経歴を明らかにすることを通じて、本研究における資料的制約を補うことを目的とする。

第1節では木炭重要物産同業組合の組織としての機能を発揮するために重要な役職である木炭検査員を取り上げ、群馬県吾妻郡木炭同業組合および群馬県木炭検査所の木炭検査員を務めていた黒岩嘉太郎の経歴を明らかにした。

第2節では木炭重要物産同業組合の組合長を取り上げ、どのような人物が組合長に任命されていたのかを明らかにする。本研究では、戦後木炭業界から政界に進出した東京薪炭問屋同業組合組合長の廣瀬與兵衛と群馬県燃料統制組合の組合長の鈴木強平の経歴を明らかにする。

4. 1. 木炭検査員のライフ・ヒストリー

本研究で用いた分析資料は、一次資料として、群馬県吾妻郡木炭重要物産同業組合の木炭検査員である黒岩嘉太郎の業務報告書である①勤務報告、②検査日誌、③製炭地巡視状況通知の3点である。これらは群馬県立文書館に所蔵されている資料であり、本館に所蔵されていた木炭検査員の業務を把握する唯一の手がかりとなる一次資料である。

4. 1. 1. 木炭検査員とは

木炭検査とは、木炭あるいは炭俵の品質や正味量の不正などを取り締まることである。この木炭検査は、生産段階で行われる生産検査と、流通段階で行われる移出検査が行われていた。

群馬県の木炭検査制度および組織の沿革について、1914年をはじめとし、重要物産同業組合が順次設立されていき、1923年には連合会が設立された。しかし、県全体でより統一された検査を実行するために、1930年に県令として「木炭検査規則」が制定された。その翌年に県営検査が開始され、戦中戦後へと継続された。木炭重要物産同業組合による木炭検査業務は不要となり廃止された。

木炭検査を現場で運用する木炭検査員は、民営側では検査員、県営側では木炭検査技手あるいは木炭検査員という検査吏員が木炭検査の業務に当たった。

木炭検査員の採用資格について、民営側では、政府が示した重要物産同業組合の模範定款において、高等小学校卒業以上、1年以上検査品に関する職業または任務に従事した者、検査品に関係する技術が堪能である者、と規定されている²³³。一方で、県営側では、まず採用資格試験に合格し、その後、講習会を受けて、最後に採用試験に合格した者とされた²³⁴。また、民営の木炭検査員であった者は最初の試験が免除されていた²³⁵。

木炭検査員の業務については、民営側の業務は定かではないが、公営側の木炭検査員の業務は、木炭検査や、木炭検査所の現業員集会への出席、また主に製炭者を対象とした指導や訓練、講習会の講師や補助を行うことも業務とされていた²³⁶。このことから、木炭検査員の業務は検査と指導を兼務していたことがわかる。

4. 1. 2. 木炭検査員 黒岩嘉太郎

4. 1. 2. 1. 黒岩嘉太郎の経歴

黒岩嘉太郎の経歴年表は表 4.1.3.1.1.に示す。黒岩は民営と県営の両方の木炭検査員を務めていた。黒岩が木炭検査員であったことが確認されるのは36歳の時点である。

民営の木炭検査員時代において、検査員と製炭指導員を兼任、あるいは製炭指導員であった。製炭講習会の講師を務めていた。また、同業組合の検査部長や評議員も務めていた。

県営の木炭検査員時代において、県営検査開始当初から木炭検査技手と製炭教師を兼任しており、派出所に着任していた。後年は、

²³³ 小野武夫・飯田勘一(1918)『最新重要物産同業組合法精義』, 清水書店, pp234-244

²³⁴ 大日本木炭協会(1931)「群馬県の木炭検査員養成講習会の状況」, 『大日本木炭協会報』通巻54号, 大日本木炭協会. Pp402-403

²³⁵ 県営検査への移行の際に、民営側の木炭検査員が職を失うという理由から、県営検査の導入を反対した。この問題の解決策として彼らを積極的に採用しようとしていたのではないかと窺える。

²³⁶ 笛木博巳(1935)「群馬県木炭最近の近況」, 『大日本木炭協会報』通巻第97号, 大日本木炭協会. pp160-161

農林技手として木炭検査所の支所長に就任しており、また製炭講習会の講師を務めていた。

群馬県文書館に所蔵されていた黒岩嘉太郎の業務報告書は、①「勤務報告」、②「検査日誌」、③「製炭地巡視状況通知」の3点である。「勤務報告」は、その名のとおり勤務報告書であり、「検査日誌」は移出検査の業務報告書であり、「製炭地巡視状況通知」は生産検査の業務報告書であった。

表 4.1.2.1.1. 黒岩嘉太郎の経歴

西暦(和暦)	月	年齢	検査員歴	出来事
1901 (明治34)	3月	10~14歳	なし	長野原町立長野原西高等学校 在籍・卒業
1914 (大正3)	2月	26歳		吾妻牧場(浅間牧場)の【牧夫】に任命 *吾妻郡木炭同業組合 設立
1920 (大正9)	-	32歳		吾妻郡長野原町 第9区應桑 【区長】に就任
1924 (大正13)	1月	36歳	民営	「検査日誌」を吾妻郡同業組合に提出【検査員】
1927 (昭和2)	1月	39歳		吾妻郡木炭同業組合 【検査部長】に就任 「勤務報告」を吾妻郡同業組合に提出 【検査員兼指導員】
1928 (昭和3)	-	40歳		「勤務報告」を吾妻郡同業組合に提出 【製炭指導員】
1929 (昭和4)	-	41歳		「製炭地巡視状況通知」を吾妻郡同業組合に提出 【検査員兼指導員】
1930 (昭和5)	4月	42歳		吾妻郡六合村製炭講習会に【講師】として出席 【製炭指導員】
	6月		吾妻郡木炭同業組合の【評議員】に当選	
1931 (昭和6)	-	43歳	県営	県営検査所(前橋・渋川・伊勢崎派出所) *県営検査制度 開始 【製炭教師兼検査技手】に就任
1934 (昭和9)	7月	46歳		大日本木炭協会主催 第1回木炭検査員講習会に出席 【製炭教師兼検査技手】
1939 (昭和14)	4月	51歳		木炭検査所 【前橋支所長】に就任 【農林技手】
	10月		木炭検査所 【下仁田支所長】に就任 【農林技手】	
	-		北甘楽郡製炭改良講習会 【講師】として出席 【農林技手】	

資料)「日本木炭職員録」(1933)、「第一回木炭検査員講習会記事」(1934)、群馬県林産物検査所(1941)付録 pp1-20、『長野原町誌 上巻』(1976)p274、『嬭恋村誌 下巻』(1977)p1168を基に筆者作成

4.1.2.2. 「勤務報告」の分析

「勤務報告」は1927年3月、1928年6・10・11・12月、1929年3・6・7・8・9・11月、1930年2月のものが所蔵されていた。「勤務報告」は写真4.1.2.2.1のようなものであり、一番上の欄に、月日、次の欄にどこを訪ねたか、一番下の欄にその日におこなったことが記載されている。それぞれの「勤務報告」の記載内容を文字に起こし、検査や指導といった業務あるいは出張や休日を集計した(表4.1.2.2.2.)。本表からは、製炭指導に多くの日数が割かれていたことがわかる。1927年時点を除いて、この報告書が製炭指導員としての報告書であった可能性がある。この製炭指導の業務は、指導対象

者の窯元まで赴き、窯の製造から炭化操作までを1週間ほどかけて指導を行うものであったことが、「勤務報告書」の記載内容からわかる。一方で、検査、製炭地巡視、検査員会議といった木炭検査に関わる業務も行っていった。

昭和四年八月廿一日									
日	月	年	時	分	秒	分	分	分	分
廿	八	四	八	廿	一	日	勤務報告書	製炭地巡視	検査員会議
九	八	四	八	廿	一	日	製炭地巡視	検査員会議	製炭地巡視
八	八	四	八	廿	一	日	製炭地巡視	検査員会議	製炭地巡視
七	八	四	八	廿	一	日	製炭地巡視	検査員会議	製炭地巡視
六	八	四	八	廿	一	日	製炭地巡視	検査員会議	製炭地巡視
五	八	四	八	廿	一	日	製炭地巡視	検査員会議	製炭地巡視
四	八	四	八	廿	一	日	製炭地巡視	検査員会議	製炭地巡視
三	八	四	八	廿	一	日	製炭地巡視	検査員会議	製炭地巡視
二	八	四	八	廿	一	日	製炭地巡視	検査員会議	製炭地巡視
一	八	四	八	廿	一	日	製炭地巡視	検査員会議	製炭地巡視

昭和四年八月廿一日 勤務報告書 製炭地巡視 検査員会議 製炭地巡視

要

9204
1099

写真 4.1.2.2.1 「業務報告」の例（筆者撮影）

資料）群馬県立古文書館所蔵資料，文書番号 1061，

「勤務報告」，1929年3月

表 4.1.2.2.1. 「業務報告」記載の業務および日数

年月	検査	指導	事業奨励	巡視 製炭地	会議	移動	休日	事務	集金	その他	勤務 合計 数	全 日 数
1927年3月	17* (7)	7* (7)	2			5	7				38	31
1928年6月		22			1	5	3				31	31
1928年10月		17	2	1	1		2				23	資料 欠損
1928年11月		12	10		1	3	3			2 (記・葬)	31	31
1928年12月		26			2	3					31	31
1929年3月		18	1	4	1	4	3				31	31
1929年6月		11		8	1	2	7	1			30	30
1929年7月		9		9	1	2	9			1 (講)	31	31
1929年8月		6			2	4	14		5		31	31
1929年9月		1		5	1	2	13		8	1 (講)	31	31
1929年11月		24			1	3* (1)	3			1* (1)	32	31
1930年2月		12*(5)	9*(5)	3	1	1	6	1			33	28日

資料) 各「勤務報告」を基に筆者作成

注1) 同年同月の欄において、*が付いている項目同士は同日内に重複、()
は重複している日数

注2) 「指導」には製炭事業者とどこに窯をつくるかについて相談する築窯
に関する業務も含まれる

注3) 「その他」の欄の“記”は多野郡木炭同組10周年式典、“葬”は葬式、“講”
は講習会への参加をそれぞれ表している

4. 1. 2. 3. 「検査日誌」の分析

「検査日誌」は 3 冊所蔵されていた。どの「検査日誌」も写真 4.1.2.3.1. のようなページが綴られている。記載項目は、日付、検査地、在荷場所、製造人および商号、そして木炭の種類・等級、俵数・斤量、備考欄が設けられている。備考欄には合否が記入されている。また、検査地が吾妻駅と書かれていることから、移出検査の報告書であったと判断できる。



写真 4.1.2.3.1. 検査日誌の例（筆者撮影）

資料）群馬県立古文書館所蔵資料，文書番号 101，「日誌」，
1921 年 12 月 - 1922 年

4. 1. 2. 4. 「製炭地巡視状況通知」の分析

「製炭地巡視状況通知」は 38 枚所蔵されていた(写真 4.1.2.4.1.)。

この報告書も、記載内容を文字に起こして表を作成した(表 4.1.2.4.1.)。「現況」の項目には、「窯の管理および炭化の操作が良好」、「窯の側締を怠る」、「急炭化のため品質不良」、「炭質良し」、「誠意あり」など、木炭や炭窯、炭俵の検査および製炭や築窯の技能の評価が記載されている。また「同上に対する注意事項」の項目には、「斯業に益々御奮励を望む」、「低温度で炭化すること」、「消灰に決して水をかけぬ事」と評価に応じた指摘がされていた。検査と同時に指導を行っていたことがわかる。

製炭地巡視状況通知

(〇) 月 (〇) 日 巡視

製炭地 番地 氏名	ノ	ノ	ノ
	ノ	ノ	ノ
現況	ノ	ノ	ノ
全上二對する注意事項	ノ	ノ	ノ
備考	ノ	ノ	ノ

右及知通候也
 大正四年 六月十一日
 萩本全一 殿
 吾妻郡木炭同業組合
 検査員兼指導員 黒岩嘉太郎

写真 4.1.2.4.1 「製炭地巡視状況通知」の例 (筆者撮影)

資料) 群馬県立古文書館所蔵, 文書番号 1097,

「製炭検査指導勤務報告」, 1929 年 6 月

表 4.1.2.4.1 「製炭地巡視状況通知」文字起こし（例）

頁数	巡視 月日	宛先	製炭地	窯記号 番号	職工氏名	現況	同上に対する注意事項	希望
1	6月2日	金子ヤイ	長野原貝瀬	㊦五号	高原亘利	代木 良 窯の管理及炭化の操作 良好 炭質 良 俵装 良し 誠意あり	斯業に益々御奮励を望む	記載なし
2	6月1日	萩原金一郎	應桑大[堀]沢	㊦十四号	亀山傳入	窯の側締を怠る 急炭化の為品質不良 消灰に水[?][浸]し	側締をなす事 底温度で炭化する事 消灰に決して水を[?]けぬ事	記載なし
2	6月1日	萩原金一郎	應桑大[堀]沢	十四号の一	亀山傳入	荷小[屋]なし 俵装せる露[天]積みあり	荷小屋[?]建設せられたし	記載なし
3	6月1日	浅井弥太郎	應桑洪沢	〇太 一号	[抑]沢助次郎	代木状況 良 窯の管理良なるも資材 の調製過大 急炭化をなす	資材調製は出来得る限り丁寧にせられたし	記載なし

資料) 群馬県立古文書館所蔵, 文書番号 1097, 「製炭検査指導勤務報告」,
1929年6月を基に筆者作成

4. 1. 3. 小括

当時の木炭検査員の業務として、検査と製炭指導を兼ねていたことがわかる。検査と製炭指導が密接であることから、一時期は木炭検査員がそれら業務を兼務していたが、木炭重要物産同業組合では製炭指導員という役職を設けていたことが判明した。その要因として、1つは業務の多忙さが考えられる。

また、民営から県営に移る際に、民営の木炭検査員を採用しようとしたたり、検査や指導の業務が民営の同業組合から県営の木炭検査所の事業として取り込まれたりしていることから、民営の木炭検査制度をほぼそのまま行政が引き継がれたといえる。しかし、指導業務は重要物産同業組合の業務として残り、講習会などの運営体制あるいは組合に残されていた。その理由としては、立地的および慣習的な要因だと考えられる。

4. 2. 組合長のライフ・ヒストリー

4. 2. 1. 東京薪炭問屋同業組合長廣瀬與兵衛(1891年－1966年)

本項では、東京薪炭問屋同業組合の組合長であった廣瀬與兵衛(以下、與兵衛)の生涯の整理を行い、東京薪炭問屋同業組合および関連組織の結成や活動に至った要因を検討する。

調査方法は、文献およびウェブサイトより情報を整理・集約し、廣瀬の親族に対して聞き取り調査を行った。それらを基に廣瀬の生涯を木炭商業界における立場を軸として画期すると、①揺籃期、②個人商店期、③木炭商業界牽引期、④政界進出期、⑤晩期の5つの画期が認められた。①揺籃期は、廣瀬が長谷川家に育ち、先代廣瀬與兵衛の養嗣子となるまでの時期、②個人商店期は、先代の経営する薪炭問屋(廣瀬與兵衛商店)を継ぎ、さらに複数の薪炭関連会社を設立・経営した時期、③木炭商業界牽引期は、第二次世界大戦期の統制経済下におかれた木炭商業界を諸組織のリーダーとして牽引した時期、④政界進出期は参議院議員に当選し、政界にも活躍の場を拡大した時期、⑤晩期は実業界および政界を引退した後の時期である。以下、画期ごとに項を立てて論じていく。

4. 2. 1. 1. 揺籃期(1891年－1911年)

與兵衛は長谷川豊吉の六男として、1891年1月に神奈川県足柄下郡曾我谷津村(現在の小田原市の一部)に生まれ、勉と命名された。

長谷川家は代々名主であった。豊吉も曾我谷津村村長を2年間、県会議員を3年間勤め、1902年には衆議院議員総選挙に立憲政友会から出馬し当選し、その後も2期にわたり当選している²³⁷。また、廣瀬の実兄良輔も神奈川県会議員となり議長を務める他、豊吉の孫には河野一郎もあり、政治家の家系に生まれ育ったことが與兵衛の人生に少なからず影響を与えていると考えられる。

與兵衛は、1908年(17歳)に神奈川県立小田原中学校を卒業し、同年4月に中央大学に入学している²³⁸。

4. 2. 1. 2. 個人商店期(1912－1936年)

與兵衛は大学中退後、1912年(21歳)に東京市神田錦町において薪炭問屋を営む先代の養嗣子となった。

²³⁷ 豊吉は小田原通商銀行監査役や小田原鉄道取締役、足柄肥料取締役も歴任している。

²³⁸ 卒業と中途退学の2つの説があるが、聞き取り調査からは中途退学であると推定される。

継父である先代廣瀬與兵衛(1865～1926年)は、廣瀬半左エ門(1822年～?)の三男として近江国今津村(現滋賀県高島市の一部)に生まれる。1890年に東京市神田錦町河岸において薪炭問屋廣瀬與兵衛商店を創業した。

廣瀬が養嗣子になった当時は、「炭問屋は極めて優勢時代であって、数ある問屋仲間でも羽振りのよい時²³⁹」であったが、與兵衛が薪炭問屋の養嗣子になった直接の理由は判然としない。先代與兵衛は男児に恵まれなかったため、当時活躍していた長谷川豊吉の息子である勉を養嗣子として迎え入れたと聞き取り調査から推測される。

1917年(26歳)には廣瀬與兵衛商店を継ぎ、1926年(35歳)に先代の逝去を機に二代目與兵衛を襲名した。当時の薪炭問屋の服装について「誠に地味のもので、仕事する時は紺の股引、盲縞地長半纏という特有の服装であったが、二代目廣瀬さんは背広のパリッとした姿で、さながら商人貴族の呈であった²⁴⁰」とする記録が残っており、気鋭の商人であったことが考えられる。また、商工省(1927)『商取引組織及系統に關スル調査(木炭)』においても廣瀬商店が大問屋として記されている²⁴¹。

一方で、與兵衛は多角経営を指向し、ほまれ鑄物株式会社の社長を務めてホマレストーブ(コークス石炭ストーブ)を手がけたり、安田保善社²⁴²の代行をしたり、明治生命保険の代理業も行う等、当時の薪炭問屋には珍しい業態を示した。また與兵衛は、鉄道小荷物運送、東京共立無盡會、殖産関係各種組織の取締役、さらに池袋倉庫、旭光製薬、池袋合同運送、日化燃料、日本鹽化工業の社長も歴任している。薪炭や殖産関係の各会社の取締役や社長も歴任しており、薪炭問屋だけでなく薪炭業に関連する会社の経営も行った。

さらには、1931年4月(40歳)から1939年3月(48歳)まで東京薪炭問屋同業組合の副組長を務め、1933年4月からは東京商工会議所の会議員を約20年間連続で務める等、活動の幅を広げつつあった。

4. 2. 1. 3. 木炭業界牽引期(1937年 - 1945年)

この時期は與兵衛の、木炭商業界における爛熟期である。木炭商

²³⁹ 廣瀬元夫編(1967)『廣瀬與兵衛の一周忌を迎えて』

²⁴⁰ 廣瀬元夫編(1967)『前掲同書』

²⁴¹ 商工省商務局(1927)『商取引組織及系統に關スル調査(木炭)』日本商工会議所 103pp

²⁴² 1887年に安田善次郎によって創立された。安田財閥の要として、銀行業以外への拡張の嚆矢となる。

業界における廣瀬の経歴は、1939年4月(48歳)に東京薪炭問屋同業組合組長、1940年(49歳)に東京燃料卸商業組合理事長、1943年(52歳)に東京都燃料配給統制組合理事長に就任している。これら組織はいずれも同系統の組織であり、戦後も名称や体制を変えながら存続していく。

この時期を特徴付ける戦時木炭統制政策をみると、1938年の秋ごろから農林省は薪炭業の企業整備を行い、完全統制を実現するために「木炭統制要綱」を立案した。これは、生産者から、各生産県の販売農業協同組合連合会が集荷し、全国販売農業協同組合連合会が総括して、直接小売商組合に配給させる、いわば消費地卸売業者を除外するものであった。そして、この原案に基づいた、「木炭需給調節特別会計法案」と「日本瓦斯用木炭株式会社設置法案」が提出されたことを機に、これら法案に対する反対運動が全国的に展開された²⁴³。しかし、関西ではこの反対運動に積極的であったのに対し、関東では消極的であり、足並みがそろわなかった。そこで大阪の木炭商は当時東京薪炭問屋同業組合の副組長であった與兵衛を説得することを試みた。その結果、與兵衛はこの説得に応じ、反対運動に加わり組織を主導した。この反対運動を指導した人物には、廣瀬の岳父である小串清一ら²⁴⁴がいた。そして、與兵衛が主導する全国の木炭商業者らに小串ら政治家を加えたこの反対運動は、1940年3月に、各道府県に木炭卸商業組合を組織し、国の木炭配給業務の一翼を担う、という付帯条件が付けられて「木炭需給調節特別会計法」が制定されるという成果として実った。各薪炭商の個人経営は廃止されるも、こうした活動により戦時下における木炭商の商権擁護に成功することとなった。

この後も戦争の激化に伴い薪炭統制は強化され、1943年に木炭卸商業組合と産業組合系統を併合した燃料配給統制組合が設立された。廣瀬はこの組合でも理事長を務めており、木炭配給統制制度下においても、業界を代表する人物であり続けた。

4. 2. 1. 4. 政界進出期(1945年 - 1953年)

この時期は、廣瀬の活動が木炭商の枠を超え、政界にまで進出した時期である。

²⁴³ 山市一郎編(1988)『燃料協会 40年のあゆみ = 会長三代の横顔 =』社団法人全国燃料協会

²⁴⁴ 請願運動には小串の他に、世耕弘一、林讓治、中助松、田子一民ら政治家が関与した

まず、與兵衛の政界進出だが、聞き取り調査によると、與兵衛は政治家になることに積極的ではなかったという。木炭商業界からは既に鈴木強平²⁴⁵（本節第2項詳述）が政界進出を果たしていた。しかし、第二次世界大戦後まもなく、配給機構改革案をはじめ薪炭公定価格の大幅な改定等が国会の俎上に上り、業界から政治家を選出する必要はますます強くなっていたため、全国燃料協会二代目会長の片上慶三らの応援により、廣瀬は1947年に参議院議員に当選し、国政に参加することとなる²⁴⁶。

與兵衛の政界における経歴をみると、1947年(55歳)より全国区より参議院議員に当選し、6年間在任している。その間、自由党総務、参議院自由党副会長、通商産業委員会理事、決算委員会委員、建設委員長、文部政務次官を歴任する。1951年9月(59歳)にはサンフランシスコ平和会議にも国会議員団の一員として列席した。

政界進出後の與兵衛は、まず薪炭需給特別会計によって累積した負債の問題に関わっている。1949年8月1日に薪炭需給特別会計は終了したが、累積した49億円の赤字を、燃料配給統制組合が負うこととなった。これに対処するために、與兵衛と鈴木強平は大蔵省・農林省に陳情し、各地方を視察しながら業界の為に尽力している²⁴⁷。

政治家として與兵衛の働きぶりは、「当選以来国会を一日も欠席する事なく、午前10時から本会議及び委員会が開会されるのにもいつも午前8時半迄に必ず自由党の控室に入り党務に精励をされたので、早くから議員会の副会長に選ばれて²⁴⁸」いた。さらに、「当時参議院では、自由党だけでは少数で運営できず…(中略)廣瀬氏が改進黨との連絡係となり私(鈴木強平：筆者注)が改進黨の世話人として常に廣瀬氏を通じ自由党との政策協定をした。そして、衆議院では改進黨は常に野党の立場を堅持していたので、衆参の立場はいつも反対であったために私等…(中略)新らたに参議院民主クラブを設立して自由党と話し合ったのであるが、これは廣瀬氏独特の外交術にい

²⁴⁵ 群馬県前橋市出身。1898年4月～1969年3月。1934年より木炭問屋業並びに製炭業に従事する。第二次世界大戦期において群馬県の燃料配給統制組合の理事長や前橋市会議員、前橋商工会議所議員を歴任。1946年に衆議院議員に当選し、同年6月に農林参与官に任官

²⁴⁶ 山市一郎編(1988)『燃料協会40年のあゆみ＝会長三代の横顔＝』社団法人全国燃料協会

²⁴⁷ 塚崎昇編(1968)『燃料業界30年のあゆみ』社団法人全国燃料協会。また、廣瀬元夫編(1967)『廣瀬與兵衛の一周忌を迎えて』において鈴木強平が同様のことを記述している。

²⁴⁸ 廣瀬元夫編(1967)『廣瀬與兵衛の一周忌を迎えて』

ささか乗せられた感がないでもなかった²⁴⁹」。そのため、「外交手腕を高く評価され 1951 年 9 月にサンフランシスコにおいて講和条約締結の運びとなるや、推されて国会議員代表となって講和会議に出席²⁵⁰」したとあり、與兵衛の人柄が伺える。

このように木炭商人が政界の重責を担う一方で、木炭商業界の維持・存続のため活動に取り組んだ。

與兵衛は、GHQ による日本の戦時体制の解体、経済民主化の方針のもとに、統制方式の変化の到来を察知し 1945 年 11 月 18 日に全国燃料組合連合会を結成し、会長となる²⁵¹。この連合会での総会で満場一致を得て、全国燃料会館を 1946 年 9 月 4 日に東京都麹町区大手町に建設した。また與兵衛は全国燃料組合連合会の会長として、片上慶三、井上信治両副会長とともに配給マージンの引上げに奔走した。これは、1947 年の薪炭公定価格の大幅な改定が行われたことへの対処であった²⁵²。

その後も、1946 年(55 歳)に東京都燃料林産組合理事長、1948 年 5 月(57 歳)に全国燃料会館理事長、1948 年 7 月に東京燃料林産株式会社社長(翌年辞任し、同会社取締役会長に就任)、1949 年(58 歳)全国燃料団体連合会の会長を務めた。これら連合会や会社は戦時木炭統制期に設立された燃料配給統制組合を基に改組・改称してきた組織であり、「燃配系組織」等と呼称されており、與兵衛は第二次世界大戦後も引き続き行われた木炭統制を担う組織の重職に就いていた。

さらに與兵衛は、1952 年(61 歳)に燃料業界の金融機関となる東京都燃料信用協同組合(1964 年 4 月に東京信用組合と改称)を設立し顧問に就任した。また、薪炭商業者の相互扶助を果たす組織として 1953 年 4 月(62 歳)に東京薪炭問屋協会(1963 年に東京燃料問屋協会に改称)を設立し、会長に就任した。

また、日化燃料および日本コークス販売各社長、中央倉庫取締役にも就いている。

4. 2. 1. 5. 晩期(1954 年 - 1966 年)

與兵衛は 1953 年に文部政務次官を最後として政界を離れる。同

²⁴⁹ 廣瀬元夫編(1967)『廣瀬與兵衛の一周忌を迎えて』

²⁵⁰ 全国燃料協会編『燃料協会 40 年のあゆみ』p.15

²⁵¹ 山市一郎編(1988)『燃料協会 40 年のあゆみ = 会長三代の横顔 =』社団法人全国燃料協会

²⁵² 山市一郎編(1988)『前掲同書』

時に燃料業界の第一線からも離れていく。1957年4月(66歳)に東京薪炭問屋協会の会長から顧問に、1958年5月(67歳)に東京燃料林産株式会社の取締役会長から相談役に、1963年5月(73歳)に全国燃料会館の理事長から理事(1966年5月(75歳)に同顧問)に、1963年7月に全国燃料団体連合会の会長から顧問に、1964年(73歳)12月に東京信用組合の理事長から理事常任顧問に就任する。

第一線を離れた與兵衛は、「退官後は特に歴史の書物をあさり、我々業者が後世に残すべき木炭史とも云うべきものを刊行したい」という意向を漏した²⁵³。與兵衛は国学院大学教授樋口清之(歴史学)に依頼し、1956年から『日本木炭史』の編纂に取り掛かった。同書は1960年3月に刊行され、社員や各大学、図書館等関係方面に配布され、また国内外から購入が申し込まれた。

一方で與兵衛は、四男である廣瀬元夫氏に東京燃料株式会社や東京都燃料信用協同組合などの後事を託した。しかし、同時期は薪炭業界が斜陽化していく時期でもあり、與兵衛は「自分は燃料界を離れては何の意味もない。今日の廣瀬の成長は業界のためである²⁵⁴」として、自分の育てた全国燃料会館や出身地東京業界を心配していた。廣瀬は急逝する半月前に元夫氏に対して東京燃料問屋協会ならび東京都燃料小売商業組合に多額の寄付を命じ、寄付の完了の報告を聞いて1966年6月5日(75歳)に逝去した²⁵⁵。

4. 2. 1. 6. 小括

①揺籃期と②個人商店期(1891～1936年、0～45歳)は、1889年に「大日本帝国憲法」が発布され近代国家としての体裁が次第に整いはじめ、脱亜入欧・富国強兵のスローガンとともに、輸出や殖産興業を振興し、第一次世界大戦や恐慌に対応して軍需を拡張していった時期でもあった。このような背景のもと進められた産業振興は木炭業界を興隆させる一方で、組織化政策は新局面を迎える。つまり、1884年公布の「同業組合準則」や1900年施行の「重要物産同

²⁵³ 廣瀬元夫編(1967)『廣瀬與兵衛の一周忌を迎えて』

²⁵⁴ 亀井紀人(2013)「KANDAアーカイブ」(HP>百年企業のれん三代記>第23回)(2023年12月30日最終閲覧)

<http://www.kandagakkai.org/noren/page.php?no=23>

²⁵⁵ 亀井紀人(2013)「KANDAアーカイブ」(HP>百年企業のれん三代記>第23回)(2023年12月30日最終閲覧)

<http://www.kandagakkai.org/noren/page.php?no=23>

業組合法」を根拠法とする株仲間的機能を有した組織から、1916年の「重要物産同業組合法」の改正を転換点として、1932年施行「商業組合法」等の株仲間的機能を排した法律が打ち出された。このように、與兵衛は組織化政策が活発に展開していくなかで木炭商および実業家として成長していった。

第二次世界大戦期において、與兵衛は木炭商を排除するという配給統制案に対して、全国の木炭商の代表として、與兵衛の政治家との人脈を用いながら請願運動に取り組んだ。この請願運動もあり、木炭統制は木炭商の組織にも担わせることとなり、「商業組合法」に基づく木炭商業組合がその配給業務を担当した。1943年施行「商工組合法」により、産業組合系統の組織と併合されたが、この組合においても廣瀬は理事長に就いており、戦時統制下においても木炭商が燃料配給の担い手として関与し続けた。

第二次世界大戦後にGHQの統制下に入ると、戦時期に結成された木炭商業者組織（燃料配給統制組合）は解体を命じられる。與兵衛は、この解散命令を事前に察知し1945年に全国燃料組合連合会を設立するが、その後も組織の解体命令、さらには木炭統制による赤字、薪炭の需要減等により、木炭商業界はその対応を迫られた。こうした中、與兵衛は燃料業界の金融機関となる組合や薪炭商業者の相互扶助を果たす協会を設立した。また、木炭商業界の各組織のリーダーとして、また木炭商業界の後押しもあって政治家となり、政界側から木炭商業界を維持することに貢献した。

4. 2. 2. 群馬県燃料統制組合長鈴木強平（1898年－1969年）

本研究では、第二次世界大戦中から戦後期にわたる木炭統制期の群馬県における木炭商業者組織の動向を検討するために、主要人物である鈴木強平に注目し、その生涯について整理・検討を行った。

まず木炭統制の展開を示すと、我が国では、1937年の日中戦争の開戦に伴い、翌年の「国家総動員法」の公布等により本格的な経済統制が始まる。当時、我が国の産業用および家庭用の燃料として主要な位置にあった木炭も経済統制に関する各種政策の対象品目とされ、1937年8月公布の改正「暴利取締令」にはじまる価格統制、1939年12月公布の「木炭配給統制規則」にはじまる流通・配給統制に組み込まれる。さらに、1942年4月に導入された「薪炭報国手帳制」²⁵⁶に象徴される増産統制も行われている。これらの木炭の生産・流

²⁵⁶ 生産割当と供給強制に基づく強制的生産督励を目的として実施。

通に対する統制は、第二次世界大戦の終結後も存続し、1950年3月に撤廃される²⁵⁷。

木炭統制のうち、流通・配給統制では、生産から集荷、荷受、卸売、小売の各段階において組織が結成され、組織単位で業務が遂行される。しかし、この統制構造の根拠法となる「木炭需給調節特別会計法」(1940年3月29日公布)の法案(同月15日衆議院に上程)では、卸売段階を除外し、配給段階を産業組合系統²⁵⁸の組織に一元化する構想であった²⁵⁹²⁶⁰。このため、東京の木炭商業界の代表となった廣瀬與兵衛が全国の木炭商業者を牽引して請願運動を起こし、これを受けて統制構造に卸売の組織が組み込まれ、産業組合系統と商業者組織系統に二元化される。

木炭商業者組織は、木炭統制の展開にともなって組織の再編・改組・移行を繰り返している。その動向は、まず戦時期の配給統制業務を担うために「商業組合法」に基づく組織(商業組合)を結成する。この組織は、戦争の激化にともなう統制の強化を図るために施行された「商工組合法」(1943年)に基づいて、木炭統制の荷受と小売の組織とともに一つの組織(統制組合)に統合される。戦後になると、この統制組合は、1946年施行の「林業会法」に基づく組織(林産組合)に改組・移行して統制業務を担う。そして、林産組合は1948年公布の「薪炭需給調整規則」の施行およびGHQからの命令によって組織を解散・再編成し、株式会社へと移行して1950年に木炭統制が撤廃されるまで配給業務を担う。

全国ではこのような木炭商業者組織の動向が一般的であるが、群馬県では異なる動向を示している。群馬県では、戦中期における統

²⁵⁷ 赤羽武(1970)『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から－』日本林業調査会 pp.244-255

²⁵⁸ 産業組合は1900年に施行された「産業組合法」に基づく組合であり、農業会、農会、農業協同組合の前身とされる。農村恐慌への対応として改正された1932年の「産業組合法」を契機に、政府は産業組合優遇政策を展開していき、商業者側と対立していく。

²⁵⁹ 政府は、流通過程の統制を行うが、それは最小の範囲にとどめて、従来の集荷配給機構はそのままの形で存続させるという建前を強調している。しかし、商人系統資本に対する圧力は、「木炭配給統制規則」の実施の際に具体的に作動していたことから、商業者側の反対運動が生じる引き金であったことが伺える。大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』大日本山林会 pp.583-593

²⁶⁰ 山市一郎編(1988)『燃料協会40年のあゆみ－会長三代の横顔－』全国燃料協会 pp.93, 96-97, 118, 122, 144, 212-214

制組合が生産部門も担当しており²⁶¹ ²⁶²、また林産組合からの移行の際に株式会社ではなく協同組合が設立されている。さらにこの協同組合は「総司令部に統制組合から、林産組合を通じ、配給業務のみならず薪炭の増産にも、全組合を挙げて努力した功績を認められ²⁶³」ている。これらから、生産者側、商業者側、さらに行政を含め三者の関係性が他の地域と異なることが示唆される。対して、木炭統制期における群馬県の各木炭商業者組織には、木炭商人であり政界にも進出した鈴木強平(以下、強平)が代表を務めている。

上記を背景とし、本研究は木炭統制期における群馬県の木炭商業者組織の動向を鈴木の実験や取組について検討する²⁶⁴。検討する際に、文献調査の結果から鈴木の実験を木炭商業界における立場を軸として、薪炭商になる前の①揺籃期、薪炭商人として活動した②薪炭商期、第二次世界大戦中の群馬県における木炭商業者組織の代表を務めた③木炭統制牽引期、戦後、衆議院議員に当選し、政界へと活動の場を拡げた④政界進出期、政界から離れた⑤晩期と画期した。

4. 2. 2. 1. 揺籃期 (1898年 - 1919年)

強平は1898年4月に群馬県前橋市連雀町において、鈴木留太郎²⁶⁵の長男として生まれる。強平は1918年(20歳)に慶應義塾大学に入学するが、翌年に父が病で倒れたため、大学を中途退学²⁶⁶し、帰

²⁶¹ 群馬県その他、青森・奈良・長崎・宮崎・鹿児島等の5県、および北海道の7組合が生産関係を担当していた。

²⁶² 全国燃料会館日本木炭史編纂委員会編(1960)『日本木炭史』全国燃料会館 pp.1016,1077-1078

²⁶³ 山市一郎編(1988)『燃料協会40年のあゆみ - 会長三代の横顔 -』全国燃料協会 pp.93, 96-97, 118, 122, 144, 212-214

²⁶⁴ 木炭統制期における木炭商業者組織の動向については、木炭業界史、組合史、林政史の文献に記載されている。しかし、群馬県における木炭業界史、組合史は存在が未だ確認されず、また『群馬の林政史』(2004)には記載がなかった。このため本研究は、人物研究を通じた資料収集も兼ねている。

²⁶⁵ 留太郎は赤城山の御料地払下げのときに活躍している。佐鳥俊一(責)(1982『群馬県人名大事典』上毛新聞社 p.277

²⁶⁶ 『群馬年鑑』(1959)では中退、『全国燃料協会40年のあゆみ』(1988)では1919年12月に中退、『議会制度百年史 貴族院・参議院議員名鑑』(1990)では、1919年卒業。

郷して木炭問屋を継いだ²⁶⁷ ²⁶⁸。

4. 2. 2. 2. 薪炭商期 (1920年 - 1939年)

強平は 1934年(36歳)に木炭問屋だけでなく製炭業²⁶⁹にも従事している。また 1935年(37歳)には、群馬県木炭連合会²⁷⁰の会長に就任しており、さらに反産運動²⁷¹時に群馬県の燃料業界の代表として活躍²⁷²していた。強平は、この時期に木炭商として力を付け、製炭業界への参入や群馬県の木炭商業界の代表を務めるまでに成長しており²⁷³、また政府の方針に反発する立場を執った。

4. 2. 2. 3. 木炭統制牽引期(1940年 - 1945年)

第二次世界大戦期において、強平は 1940年 3月(42歳)に小売業者の組織である前橋燃料小売商業組合、4月に卸売業者の組織である群馬県薪炭統制組合²⁷⁴の理事長に就任する²⁷⁵。また、1940年 4月に製炭者の組織である群馬県木炭協会²⁷⁶の会長に就任する。これら

²⁶⁷ 『前橋市案内』(1922)では木炭問屋、『前橋商工人名録』(1939)および『全国薪炭業者名鑑』(1939)では薪炭卸商とされている。また、これら文献において鈴木留太郎と表記されているが、これは強平が留太郎を襲名あるいは商売上名乗っていたと考えられる。

²⁶⁸ 上毛新聞社(1982)『群馬県人名大事典』上毛新聞社 p.277

²⁶⁹ 『群馬県人名大事典』(1982)では、鈴木が 1934年に群馬林業株式会社の社長に就任していることから、雇用労働を投入して営む事業製炭者(経営者)側であったことが伺える。群馬林業についての詳細は判明しないが、『群馬年鑑』(1959)においても鈴木が群馬林業株式会社の社長に就任していることが確認される。

²⁷⁰ この連合会の詳細は判明しないが、農村恐慌期(1930年代)の反産運動の実行機関であったと思われる。

²⁷¹ 産業組合優遇政策に対する反対運動。

²⁷² 東京薪炭商報社編(1939)『全国薪炭業者名鑑 昭和 14年版』東京薪炭商報社 p.113

²⁷³ ただし、薪炭商経営に関する形跡は判明しない。1939年時点の前橋市における薪炭卸商の営業収益税は、合資会社今井商店(89. 20円)、山賀彌助(53. 20円)、鈴木留太郎(31. 60円)と3店中3番目であった。前橋商工会議所編(1939)『前橋商工人名録』前橋商工会議所 p.67

²⁷⁴ 群馬県薪炭統制組合は詳細不明であるが、同時期に群馬県木炭卸商業組合が設立されており、理事長が鈴木であることが確認された。群馬県商工奨励館編(1941)『要覧 昭和 15年』群馬県商工奨励館 p.56

²⁷⁵ 山市一郎編(1988)『燃料協会 40年のあゆみ - 会長三代の横顔 -』全国燃料協会 pp.93, 96-97, 118, 122, 144, 212-214

²⁷⁶ 群馬県木炭協会の詳細は判明しないが、木炭の生産、供出を統制指導す

のように、強平は群馬県の木炭業界における生産から流通にわたる代表であった。

一方で、群馬県の商業界においても、強平は1941年4月(43歳)に前橋商工会議所の議員および商業部長、1942年6月(44歳)に前橋市議会の議員に就任する。さらに1944年6月(46歳)には官僚統制組織である群馬県商工経済会の評議員および前橋支部長に就任する。これらから、群馬県の木炭業界の代表である強平を前橋市および県の商業界に組み込み、木炭統制の円滑化が図られたと窺える。

また、強平は「当時私は群馬県商工経済会及び前橋商工会議所の各商業部長として一手に商業者の転廃業の問題を取扱っていたので、薪炭を増産する為商業者は山へ、食糧増産を志す者は、満州食糧開拓団へのスローガンで、一般に呼びかけ、昭和16年には満州へ前橋郷派遣と群馬薪炭増産部隊を編成することができた²⁷⁷」と記述している。このことから、強平は政府の方針に同調し、協力的であったことが窺える。そして強平は、1944年8月(46歳)にさらなる統制強化のために設立された群馬県燃料統制組合の理事長に就任する。

4. 2. 2. 4. 政界進出期 (1946年 - 1955年)

第二次世界大戦後、強平の活動域は全国に広がる。強平は、木炭商業者の政治的発言力を強めることを目的として、木炭商業界の後押し²⁷⁸によって、1946年4月(48歳)に衆議院議員となり、同年6月に農林参与官に就任する²⁷⁹ ²⁸⁰。

政界において強平は、1947年3月5日(49歳)に行われた薪炭公

る機関として木炭生産者団体である「西群馬木炭協会」が設立されていることから、同じ目的の組織であると推察される。倉淵木炭協会編(2005)『「倉淵の木炭」小史 - 倉淵木炭協会のあゆみ -』倉淵木炭協会 p.11

²⁷⁷ 廣瀬元夫編(1967)『廣瀬與兵衛の一周忌を迎えて』pp.69-71

²⁷⁸ 廣瀬元夫編(1967)『前掲同書』pp.69-71

²⁷⁹ 燃料統制組合の連合会である全国燃料組合連合会では1947年11月に副会長の定員を2名から3名へと定款変更し、鈴木を選任する。(山市一郎編(1988)『燃料協会40年のあゆみ - 会長三代の横顔 -』全国燃料協会 pp.93, 96-97, 118, 122, 144, 212-214)。

このことから、鈴木は政界進出には木炭商業界の政治的発言力を強める意図があったことが裏付けられる。

²⁸⁰ その他の鈴木における政界の経歴は、1949年1月に落選するも、1950年6月に参議院議員通常選挙において当選している。農林参与官を10年あまり勤め、その他に日本進歩党、民主党、国民民主党の各党の総務、衆議院水害地対策特別委員長、第2次鳩山一郎内閣の首都建設政務次官などを務めた。

定価格の改定における商業者の配給手数料の大幅な引上げに尽力する²⁸¹。また、1949年8月(51歳)に終了した薪炭需給特別会計の49億円におよぶ累積赤字を燃料配給統制組合が負うこととなった²⁸²ため、大蔵省・農林省への陳情および各地方への視察に尽力する²⁸³。このように、強平は政界から木炭商業界に貢献している。

一方で群馬県の木炭業界において、強平は1946年12月(48歳)に群馬県燃料林産組合の組合長、1948年9月(50歳)に、この燃料林産組合を引き継いだ群馬県燃料協同組合の下部組織と思われる群馬県燃料生産林産組合の理事および群馬薪炭卸林産組合²⁸⁴の理事に就任する。このように、強平は戦後も木炭増産および配給統制に関する組織の主要な役職に就任する。

また強平は、1948年4月(50歳)に燃料配給統制組織である群馬燃料株式会社の社長に就任している。

4. 2. 2. 5. 晩期 (1956年 - 1969年)

強平は1956年7月(58歳)に群馬県知事選挙、また同年同月の参議院通常選挙に出馬するも落選する。木炭業界では、1948年(50歳)から全国燃料組合連合会の関連組織である社団法人全国燃料会館(1966年に社団法人全国燃料協会と改称)の副会長となり、1969年(70歳)まで務める。そして、1969年3月(70歳)に急性肺炎により逝去する。

4. 2. 2. 6. 小括

まず、強平の経歴から木炭統制期の群馬県における木炭商業者組織の動向を検討する。

木炭商業者組織の前身については、強平の経歴からは判明しな

²⁸¹ 同年3月1日から鉄道貨物運賃の改正、小運送料金の急激な値上がり等により、政府手数料をはじめ、商業者の配給手数料も現行規定では到底まかないきれなくなっていた。山市一郎編(1988)『燃料協会40年のあゆみ - 会長三代の横顔 -』全国燃料協会 pp.93, 96-97, 118, 122, 144, 212-214

²⁸² この負債整理に関する督促は過酷を極め、各県役員の中には私財を失った者も多数あり、自殺に等しい最期を遂げた者もいた。塚崎昇編(1968)『燃料業界30年のあゆみ』社団法人全国燃料協会 pp.85-87

²⁸³ 塚崎昇編(1968)『前掲同書』社団法人全国燃料協会 pp.85-87

²⁸⁴ 全国燃料組合連合会を引き継ぐ全国燃料団体連合会(1949年に改組)の1960年における改選役員名簿をみると、理事に群馬県燃料協同組合の鈴木強平が就任している。山市一郎編(1988)『前掲同書』全国燃料協会 pp.93, 96-97, 118, 122, 144, 212-214

ったため、今後の課題とする。

強平は、薪炭商期(1898-1939)までは政府に対立していたが、木炭統制牽引期(1940-1945)には、政府と協力的な立場となり、商業さらに製炭業の各組織および前橋市の商業部門の代表として、木炭統制に尽力した。そして、戦争の激化に伴う統制の強化のため、製炭業から商業の各組織が統合された統制組合が設立され、その代表に強平が就任する。このことから、統制組合の設立および協同組合への移行によって戦中からの商業者組織は消滅したのではなく、群馬県においても戦後まで存続していた。つまり、群馬県の統制組合は林産組合に改組し、協同組合へと移行するが、これら組織においても強平が主要な役職を務めていることから、木炭商業者の影響を強く残す組織であったことが推察される。

5. 総括

近代期において、木炭の需要は産業用に加えて家庭用にまで拡大し、また木炭生産も全国各地でおこなわれるようになった。また、当時の自由経済および資本主義経済の発達期において、商品としての木炭生産が求められるにいたった。

当時の木炭産業の展開に対し、わが国の経済体制も転換していた。近世まで閉鎖的であった市場およびその状態の維持に寄与していた株仲間制度が廃止された。しかし、規制の緩和は新規参入者の急増および粗製乱造や不正取引が横行し、市場の混乱を招いた。こうした中、民間側から同業者組織が再興しはじめ、政府も産業政策としてそうした組織結成に法的根拠を与える法律を公布した。

木炭産業においても、同業者組織が結成されている。その結成の理由の一つは、市場の混乱への対応であり、商人らが主体となって任意組合あるいは準則組合を結成し、木炭検査制度や製炭指導を行っていた。もう一つは、旧来の株仲間的体制の継続である。この点は、東京薪炭問屋同業組合の沿革から明らかとなった。こうした組合は、「重要物産同業組合法」が制定されると、次第にこの法律に基づく重要物産同業組合に移行していった。

しかし、全ての組合がこうした前史を持つわけではない。木炭産業が全国的に拡大したのは1900年代以降であり、それまでは近世からの延長であった。1900年代以降、新興の木炭生産地では、地方行政が産業育成を目的として製炭指導普及に取り組んでいた。群馬県の事例では、こうした方針のもとで木炭重要物産同業組合が結成されていたことが確認された。また、商人らと行政が連携して組織が結成され、製炭指導が取り組まれていたという木炭重要物産同業組合の一面が確認された。この点は、岩手県の事例で既に指摘されていた点であるが、岩手県が流通対策として木炭検査を導入の主目的としていたのに対し、群馬県では製炭指導普及を主目的としていた点で異なる。こうした違いは、岩手県では既に行政が製炭指導に取り組んでおり、次第に流通段階の対策が求められており、この段階において群馬県では未だ白炭から黒炭への転換という生産段階の課題に直面していたためと考えられる。ただし、製炭指導と木炭検査は不可分であり、また流通段階における木炭検査では効果がなく、生産段階においての検査も必要であった。こうしたことから、木炭重要物産同業組合において、製炭指導員と木炭検査員が業務を兼ね

る場合が吾妻郡木炭同業組合の木炭検査員および製炭指導員であった黒岩嘉太郎の経歴および業務内容から確認された。

1930年代の木炭公営検査制度の導入と産業組合助成政策により、木炭重要物産同業組合の意義が次第に薄れていったが、農商務省山林局および地方行政当局から木炭重要物産同業組合に対する補助金があてられていた。こうしたことから、第二次世界大戦期より前において木炭重要物産同業組合は木炭産業に対する産業政策の対象であったと評価できる。第二次世界大戦以降は、商業組合および配給統制組合（いわゆる燃配系組織）が統制業務に指定され、また1943年に「重要物産同業組合法」も廃止され、木炭重要物産同業組合は解散に追い込まれた。しかし、木炭重要物産同業組合は、燃配系組織に移行していたことが東京薪炭同業組合の事例から明らかとなり、群馬県の組合もそのような動きが推察された。

ここで、本研究では製炭地の組合と消費地の組合の業務および機能について検討したい。

生産地の事例として取り上げた群馬県の木炭重要物産同業組合は、製品検査機能（検査業務）、品質向上機能（製炭指導業務・講習会の開催）、市場調査機能（視察・講演会の開催）、評価公示機能（品評会の開催）が備わっていた。宣伝広告機能、雇用規制機能（定款には設けられている）、社会インフラ整備事業は確認できなかった。こうした機能を有する組合であったが、必ずしも組合の設立目的および目標を達成するに至っていないことが利根郡木炭同業組合の事例から確認され、その要因として製炭者も挙げられており、知識不足だけでなく、生活困窮の状況にあったために講習会に参加できないという状況が指摘されていた。この課題について、製炭者のもとに赴く実地指導を行うことが挙げられた。実地指導については、黒岩嘉太郎の業務報告を確認したとおりである。その成果について詳細な分析を行うことはできなかったが、実地指導を行う背景および目的、当時の生産検査・製炭指導（巡回指導）の内実について明らかにした。

一方、消費地の事例として取り上げた東京薪炭問屋同業組合の事例）においては、製品検査機能、市場調査機能、評価公示機能、宣伝広告機能、雇用規制機能（店員の指導）が備わっていた。また、政府に対して陳情を行う団体交渉機能ともいえるべきものや、組合員同士による卸売商と小売商による紛議の調停和解といった機能も備

わっていた。消費地の木炭重要物産同業組合は、価格協定など商権の維持に関する活動を組織的に行っており、商業界の安定に寄与していた。

木炭の需要が家庭向けに変化および産業用も多様化し、かつ需要量が増加した近代期において、さらに木炭産業が全国各地において発達過程であり、当時の木炭政策も未発達であった段階において、こうした機能を有する木炭重要物産同業組合は、産業の育成および市場の混乱の是正において一定の効果を果たし得た。ただし、こうした製炭者あるいは小売業者にまでその恩恵が得られていたかは定かではない。製炭者から商人までを組合員とすることが条文に規定されていたが、木炭重要物産同業組合の中には、商人だけで結成された組織も存在しており、旧態を残す面もみられた。ただし、こうした組織が、戦前・戦中・戦後の木炭産業を牽引していたといえる。

参考文献一覧

- (1) 愛知県(1962)『木炭検査制度 30 周年記念誌 愛知の木炭』愛知県
- (2) 赤井英夫(1968)『木材市場の展開過程』日本林業協会。
- (3) 赤羽武(1963)「木炭生産の展開とその地域性 : I-明治期」『演習林週報』18. 九州大学農学部附属演習林, pp.1-24
- (4) 赤羽武(1964)「木炭生産の展開とその地域性 : II - 大正期」『演習林集報』20. 九州大学農学部附属演習林, pp.117 - 143
- (5) 赤羽武(1970)『山村経済の解体と再編 - 木炭生産の構造とその展開過程から -』日本林業調査会
- (6) 池部祐吉(1933)「木炭の生産と配給とに就て」『大日本木炭協会報』(7). 大日本木炭協会, pp.363 - 372
- (7) 石神悦爾(1938)「静岡県木炭の動向と雑木林改善」『木炭』(12). 大日本木炭協会, pp.82 - 85
- (8) 泉桂子(2011)「第 2 章 蚕糸産業に関連した森林資源利用 - 山梨県内の水源林を事例として -」井上貴子編『森林破壊の歴史』明石書店, pp.54 - 79
- (9) 井出進(1935)「木炭県営検査施行後に於ける福島県の木炭同業組合に就て」『大日本木炭協会報』(9). 大日本木炭協会, pp.381 - 384
- (10) 伊藤元重・奥野正寛・清野一治・鈴木興太郎(1988)『産業政策の経済分析』東京大学出版会
- (11) 稲川宮雄(1986)「第 3 章 日本の協働組合史 第 6 節 商工業関係協同組合史」川野重任『新版 協働組合事典』家の光協会, pp.397 - 404
- (12) 今井賢一・伊丹敬之・小池和男(1982)『内部組織の経済学』東洋経済新報社
- (13) 岩手地方委員(1928)「岩手県営木炭検査の魁」『大日本木炭協会報』(2). 大日本木炭協会, pp.666 - 690
- (14) 梅村又次(1966)「木材消費と林業生産」大川一司(編)『農林業(長期経済統計 9)』東洋経済新報社, pp.15 - 27
- (15) 遠藤宗作(1934)「商品としての木炭」『大日本木炭協会報』(8). 大日本木炭協会 pp.318 - 327
- (16) 大澤欽治(1928)「木炭規格に就て」大日本木炭協会編『大日本木炭協会報』(2). 大日本木炭協会, pp.218 - 223

- (17) 大竹群次郎編 (1918)『全国薪炭主要生産地荷主案内誌』薪炭新報社
- (18) 太田研太郎 (1958)「第一章 日本林業の課題」「第二章 日本林業の形態化」「第三章 林産物の流通と秩序」太田勇治郎編『日本林業の構造と秩序』森林資源総合対策協議会, pp.31-149
- (19) 大森一宏 (2015)『近現代日本の地場産業と組織化 - 輸出陶磁器業の事例を中心として -』日本経済評論社
- (20) 小野五郎 (1999)『現代日本の産業政策 - 段階別政策決定のメカニズム -』日本経済新聞社
- (21) 桂宗吾 (1935)「島根木炭最近の情勢」『大日本木炭協会報』(9). 大日本木炭協会, pp.237-243
- (22) 加藤成一 (1986)「第3章 日本の協働組合史 第4節 林業関係協同組合史」川野重任『新版 協働組合事典』家の光協会, p.377
- (23) 神奈川県内務部林務課 (1934)『神奈川県林業』神奈川県内務部林務課
- (24) 金森久雄、荒憲治郎、森口親司 (1998)『有斐閣経済辞典 第3版』有斐閣
- (25) 岸本定吉 (1976)『炭』丸ノ内出版
- (26) 北玉樹 (1930)「製炭業不況打開の方策に就て」『大日本木炭協会報』(4). 大日本木炭協会, pp.457-472
- (27) 倉渕木炭協会編 (2005)『「倉渕の木炭」小史 - 倉渕木炭協会のあゆみ -』倉渕木炭協会
- (28) 桑田治 (1963)『日本木材統制史』林野共済会
- (29) 群馬公論社編 (1959)『群馬年鑑 昭和 35 年版』群馬公論社出版部
- (30) 小池富次郎編 (1936)『群馬県吾妻郡誌』吾妻教育会
- (31) 香田徹也 (2000)『日本近代林政年表 1867-1999』日本林業調査会
- (32) 小松徳四郎 (1927)「木炭の生産販売関係に就て」『大日本木炭協会報』(1). 大日本木炭協会, pp.370-375
- (33) 小林乙松 (1929)「群馬県木炭の規格の絶対的統一と改良の進路」大日本木炭協会編『大日本木炭協会報』(3). 大日本木炭協会, pp.546-552

- (34) 齋藤毅(著)・鹿児島県木炭史編纂委員会(編)(1975)『鹿児島県木炭史』鹿児島県
- (35) 塩谷勉(1988)『改訂林政学』地球社
- (36) 島根木炭史編集委員会編(1982)『島根の木炭産業史』島根県木炭協会
- (37) 上毛新聞社(1982)『群馬県人名大事典』上毛新聞社
- (38) 白戸伸一(1980)「明治前期における同業者組織化政策－「同業組合準則」をめぐって－」『明治大学大学院紀要 商学篇 17 卷』明治大学大学院 pp.109-125
- (39) 白戸伸一(1981)「同業者組織化政策の展開過程－産業資本確立期における動向を中心として－」『明治大学大学院紀要 商学篇 18 卷』明治大学大学院 pp.69-88
- (40) 白戸伸一(1982)「1910－20 年代における同業者組織化政策の一考察－重要物産同業組合の限界と同業者組織化政策の多様化をめぐって－」『明治大学大学院紀要 商学篇 19 卷』明治大学大学院 pp.17-43
- (41) 白戸伸一(2004)『近代流通組織化政策の史的展開－埼玉における産地織物業の同業組合・産業組分析－』. 日本経済評論社
- (42) 杉清(1935)「愛媛木炭と関西市場」『大日本木炭協会報』(9). 大日本木炭協会, pp.232－236
- (43) 杉山伸也・山田泉(1999)「製糸業の発展と燃料問題」『社会経済史学』65(2). 社会経済史学会, pp.54－79
- (44) 全国燃料会館日本木炭史編集委員会(1960)『日本木炭史 経済編』全国燃料会館
- (45) 祖田修(1987)『前田正名 新装版』吉川弘文館
- (46) 大日本山林会(1925)「附録 全国薪炭同業組合調」大日本山林会編『大日本山林会報』507. 大日本山林会, pp.102－115
- (47) 大日本山林会『日本林業発達史』編纂委員会編(1983)『日本林業発達史－農業恐慌・戦時統制期の過程－』. 大日本山林会
- (48) 大日本木炭協会(1931)「群馬県の木炭検査員養成講習会の状況」『大日本木炭協会報』54. 大日本木炭協会, pp.402－403
- (49) 大日本木炭協会(1933)「群馬県吾妻郡木炭同業組合主催 製炭講習会記念写真」『大日本木炭協会報』通巻第 81 号. 大日本木炭協会, 口絵写真

- (50) 大日本木炭協会 (1934)「群馬県吾妻郡木炭同業組合組合会記事」『大日本木炭協会報』通巻第 84 号. 大日本木炭協会, pp.124 - 125
- (51) 大日本木炭協会 (1934)「第一回木炭検査員講習会記事」『大日本木炭協会報』通巻第 89 号. 大日本木炭協会, pp.341 - 345
- (52) 大日本木炭協会 (1934)『会員名簿』大日本木炭協会
- (53) 大日本木炭協会 (1935)「木炭界ニュース 群馬県木炭検査規則の改正」『大日本木炭協会報』通巻第 103 号. 大日本木炭協会, pp.497 - 498
- (54) 高嶋雅明 (1979)「木炭史覚書：木炭用途に関する史的素描と若干の文献拾遺」『エネルギー史研究：石炭を中心として』10. エネルギー史研究会, pp.61 - 67
- (55) 高松信済 (1957)『林業発達史資料第 69 号 木炭生産・流通の推移と薪炭統制政策』林業発達史調査会
- (56) 瀧川中里 (1941)「最近の木炭品質特に硬度は如何に低下したか」『木炭』15. 大日本木炭協会, pp.412 - 422
- (57) 竹内庵 (2013)「岡山県における木炭重要物産同業組合の動向 - 生産・流通改革の視点から -」『四国大学紀要』40. 四国大学, pp.53 - 63
- (58) 竹内庵 (2013)「岡山県における木炭重要物産同業組合の動向 - 若干の補遺 -」『四国大学紀要』41. 四国大学, pp.27 - 39
- (59) 谷口忠義 (1998)「在来産業と在来燃料」『社会経済史学』64(4) 社会経済史学会
- (60) 千葉徳爾 (1956)『はげ山の研究』農林協会
- (61) 塚崎昇 (1968)『燃料業界三十年のあゆみ』全国燃料協会
- (62) 辻敬二 (1936)「石川木炭の現勢」『大日本木炭協会報』10. 大日本木炭協会, pp.422 - 427
- (63) 土屋智樹・山下詠子・関岡東生 (2020)「廣瀬與兵衛の生涯 - 木炭商業界の動向との関連に着目して -」『関東森林研究』71(2). pp.217 - 220
- (64) 土屋智樹・山下詠子・関岡東生 (2021)「鈴木強平の生涯 - 木炭統制期における群馬県の木炭商業者組織の動向把握を目的として -」『関東森林研究』72(1). pp.17 - 20

- (65) 土屋智樹・関岡東生 (2022) 「『大日本木炭協会報』掲載記事にみる木炭検査制度の展開」『関東森林研究』73. pp.5-8
- (66) 土屋智樹・関岡東生 (2024) 「わが国における木炭重要物産同業組合の組合数の推移とその要因」『林業経済』(2024年1月31日受理)
- (67) 嬭恋村誌編集委員会 (1977) 『嬭恋村誌 下巻』群馬県吾妻郡嬭恋村役場
- (68) 手束平三郎 (1988) 『森のきた道』日本林業技術協会
- (69) 寺岡寛 (2004) 「日本の政策構想をめぐって(6) - 前田正名とその時代を中心に - 」『中京経営研究』13(2), 中京大学. pp.175-195
- (70) 寺本益英 (1999) 「大正末期における全国の副業概況」『経済学論究 特別号』52. pp.149-207
- (71) 伝田功 (1986) 「第3章 日本の協働組合史 第2節 農業関係協同組合史」川野重任『新版 協働組合事典』家の光協会
- (72) 鳥取県木炭誌編集委員会 (1975) 『鳥取縣木炭誌』鳥取県薪炭協会
- (73) 中里西八 (1939) 「木炭規格の統一に就て」『木炭』13, 大日本木炭協会. pp.531-541
- (74) 永田生 (1934) 「府県営検査よ何處へ行く」『大日本木炭協会報』(8), 大日本木炭協会. pp.15-17
- (75) 長野原町誌編纂委員会編 (1976) 『長野原町誌 上巻』群馬県吾妻郡長野原町
- (76) 中村達也 (1978) 『市場経済の理論』日本評論社
- (77) 南部鶴彦 (1982) 『産業組織と公共政策の理論』日本経済新聞社
- (78) 農林省山林局 (1935) 『木炭ノ生産並配給ニ関スル事例』農林省山林局
- (79) 農林省大臣官房総務課編 (1963) 『農林行政史 第5巻上』農林協会
- (80) 野村勇 (1961) 『林産物価格論』林野共済会
- (81) 芳賀和樹 (2011) 「近世阿仁銅山炭木山の森林経営計画 - 天保14年炭番山繰を中心に - 」『林業経済』64(7), 林業経済研究所, pp.19-36

- (82) 芳賀和樹・加藤衛弘 (2012) 「19世紀の秋田藩林政改革と近代への継承」『林業経済研究』58(1). 林業経済学会, pp.14-26
- (83) 畠山剛 (1980) 『岩手木炭－その近代のあゆみ－』日本経済評論社
- (84) 日向木炭史編纂委員会 (1965) 『日向木炭史』宮崎県
- (85) 平野常治 (1942) 『配給政策』千倉書房
- (86) 廣瀬元夫編 (1967) 『廣瀬與兵衛の一周忌を迎えて』
- (87) 笛木博巳 (1935) 「群馬県木炭最近の近況」『大日本木炭協会報』97. 大日本木炭協会, pp.160-161
- (88) 福島康記 (1961) 「第5章その2 木炭生産の構造」倉沢博編『日本林業の生産構造』地球出版
- (89) 福住康平 (1939) 「木炭増産計画と学生の勤労作業」『木炭』13, 大日本木炭協会, pp.426-428
- (90) 藤田一三 (1938) 「時変下木炭行政の二, 三」『木炭』12, 大日本木炭協会, pp.366-371
- (91) 藤田貞一郎 (1992) 「近代日本経営史における同業組合の位置と役割」『立教経済学研究』45(3). 立教大学, pp.15-34
- (92) 藤田貞一郎 (1995) 『近代日本同業組合史論』清水堂出版
- (93) 蛇口哲三 (1927) 「各地方木炭同業組合の検査方法」『山林』534. 大日本山林会, pp.20-30
- (94) 星野一長 (1936) 「鳳至郡の木炭に就て」『大日本木炭協会報』10, 大日本木炭協会, pp.449-452
- (95) 堀新一 (1939) 『商業経済統制論』巖松堂書店
- (96) 丸山美季 (2018) 「近代材木商同業組合の展開と役割－重要物産同業組合「武州西川材木商同業組合」を事例に－」『林業経済』71(1). 林業経済研究所, pp.1-21
- (97) 松村隆 (2005) 「木材業同業組合の設立の過程－名古屋の場合－」『大阪学院大学国際学論集』16(2), 大阪学院大学国際学学会, pp.61-67
- (98) 松本貴典 (1993) 「両大戦間期日本の製造業における同業組合の機能」『社会経済史学』58(5). 社会経済史学会, pp.609-639
- (99) 南時次 (1934) 「木炭検査論」『大日本木炭協会報』8(9), 大日本木炭協会, pp.378-392.

- (100) 三宅川賢二 (1936)「農山村に於ける木炭問題」『大日本木炭協会』10. pp.428-434
- (101) 村上信雄 (1941) 濡炭乱俵の出来るまで. (大日本木炭協会編) 木炭(15): 458-461
- (102) 山市一郎 (1988)『燃料協会 40年のあゆみ-会長三代の横顔-』全国燃料協会
- (103) 山口明日香 (2015)『森林資源の環境経済史-近代日本の産業化と木材』慶應義塾大学出版会
- (104) 山口県経済部林務課 (1941)『山口縣の林業』山口県経済部林務課
- (105) 山田猛 (1933)「東京に於ける木炭問屋」『大日本木炭協会報』7 (4). 大日本木炭協会, pp.122-126
- (106) 山本醇 (1942)「戦時下本邦木炭態勢の確立に関して」『木炭』16. 大日本木炭協会, pp.160-164
- (107) ヨアヒム・ラートカウ (著)・山縣光晶 (訳) (2013)『木材と文明』築地書館
- (108) 吉川賢 (2022)『森林に何が起きているのか』中央公論新社
- (109) 林業経済学会編 (2006)『林業経済研究の論点-50年の歩みから-』日本林業調査会
- (110) 林業発達史調査会 (1959)「第5章 木炭の需給及び生産・流通」『資料第81号 日本林業発達史(V)』. 林業発達史調査会, pp.261-301
- (111) 和田雄剛 (2006)『もくりんちくりんの静岡県木炭史』静岡県郷土史研究会
- (112) 和田匡夫 (1931)「明治時代の製炭事業」寺尾辰之助編『明治林業逸史』. 大日本山林会, pp.659-666
- (113) 渡邊勝意 (1933)「木炭県営検査に就て」『大日本木炭協会報』7. 大日本木炭協会, pp.260-264
- (114) 渡邊全 (1938)『日本の林業と農山村経済の更生』養賢堂

(参考ウェブサイト)

- (1) 安橋正人(2022)「産業政策論」再考－昨今の議論も踏まえて－」独立行政法人経済産業研究所 論文(ポリシー・ディスカッションペーパー) 2022年度 (2023年12月17日最終閲覧) <https://www.rieti.go.jp/jp/publications/summary/22070007.html>
- (2) 亀井紀人(2013)「KANDA アーカイブ」(HP>百年企業のれん三代記>第23回) (2023年12月30日最終閲覧) <http://www.kandagakkai.org/noren/page.php?no=23>
- (3) 東京燃料林産株式会社 HP>企業情報>沿革・社史 (2023年1月5日 最終閲覧) <https://tohnen.co.jp/tohnen/company/>
- (4) Food and Agriculture Organization of the United Nations (2022)「FAO Yearbook of Forest Products」74, FAO (2023年12月17日最終閲覧) <https://www.fao.org/documents/card/en/c/cc3475m>

(国立国会図書館デジタルコレクション閲覧資料)

- (1) 安藤春夫(1938)「同業組合の史的発展」内池廉吉『小売業統制論』同文館 p.243
- (2) 市川虎之助(1926)『東京薪炭同業組合沿革』
- (3) 内田親章編(1939)『前橋商工人名録 昭和14年』前橋商工会議所
- (4) 小野武夫・飯田勘一(1918)最新重要物産同業組合法精義。清水書店,
- (5) 群馬県商工奨励館編(1941)『要覧 昭和15年』群馬県商工奨励館
- (6) 群馬県利根教育会編(1930)『利根郡誌』群馬県利根教育会
- (7) 群馬県林産物検査所(1941)『林産物検査業務成績 第9輯』付録 pp1-20
- (8) 小池金之助(1939)『同業組合及準則組合』昭和図書
- (9) 商業組合中央会編(1941)『全国商業組合一覧 昭和16年4月1日現在』商業組合中央会
- (10) 商工省工務局(1927)『重要物産同業組合一覧』。日本商工会議所, 各版

- (11) 商工省商務局(1927)『商取引組織及系統に關スル調査(木炭)』
日本商工会議所
- (12) 商工省商務局(1935)『商業組合一覽』, 商工省商務局, 各版
- (13) 商工省振興部工業組合課(1940)『重要物産同業組合一覽』,
日本商工会議所, 各版
- (14) 鐵道省運輸局(1926)『木炭ニ關スル經濟調査』鐵道省運輸局
- (15) 東京薪炭商報社編(1939)『全國薪炭業者名鑑 昭和14年版』
東京薪炭商報社
- (16) 農商務省(1913)重要物産同業組合一覽, 證券印刷, 各版
- (17) 農林省山林局(1929-1944)『山林要覽』第1次-第13次,
農林省山林局
- (18) 農林省山林局(1937)『木炭金融保管並ニ販売統制ニ關スル調
査
- (19) 農林省山林局編(1941)『木炭関連法規』産業組合新聞社
- (20) 東浦庄治(1935)『日本産業組合史』高陽書院
- (21) 前橋市編(1922)『前橋市案内』前橋商業會議所
- (22) 前橋商工会議所編(1939)『前橋商工人名録』前橋商工会議所

(群馬県立文書館所蔵資料)

- (1) 文書番号 2 / 4 (2), 「木炭同業組合定款・業務成績報告」, 1923
年
- (2) 文書番号 100, 「日誌」, 1921年7月-12月
- (3) 文書番号 101, 「日誌」, 1921年12月-1922年
- (4) 文書番号 102, 「検査日誌」, 1924年
- (5) 文書番号 105/120, 「群馬県木炭要覽」, 1933年10月
- (6) 群馬県立文書館, 文書番号 129 / 248, 「嘆願書(群馬県木炭
商務課設立に付)」, 1936年12月
- (7) 文書番号 401-1, 「勤務報告」, 1928年6月
- (8) 文書番号 401-2, 「勤務報告」, 1928年10月
- (9) 文書番号 401-3, 「勤務報告」, 1928年11月
- (10) 文書番号 401-4, 「勤務報告」, 1928年12月
- (11) 文書番号 1061, 「勤務報告」, 1929年3月
- (12) 文書番号 1074, 「西毛木炭同業組合定款」, 1924年2月
- (13) 文書番号 1096, 「製炭検査指導勤務報告」, 1927年3月
- (14) 文書番号 1097, 「製炭検査指導勤務報告」, 1929年6月

- (15) 文書番号 1098, 「製炭検査指導勤務報告」, 1929年7月
- (16) 文書番号 1099-1, 「製炭検査指導勤務報告」, 1929年8月
- (17) 文書番号 1099-2, 「製炭検査指導勤務報告」, 1929年9月
- (18) 文書番号 1100, 「製炭検査指導勤務報告」, 1929年11月
- (19) 文書番号 1101, 「製炭検査指導勤務報告」, 1930年2月
- (20) 文書番号 1090, 「製炭地巡視状況通知」, 1929年6月・7月
- (21) 文書番号 1137-1, 「製炭地巡視状況通知」, 1930年1月
- (22) 文書番号 1137-2, 「製炭地巡視状況通知」, 1930年1月
- (23) 文書番号 6263, 「群馬県に於ける薪炭統制概要」(中村彦衛
(1950)「群馬県に於ける薪炭統制の全貌」群馬県林政課)

(群馬県立図書館所蔵資料)

- (1) 資料コード 02957991, 「多野郡木炭同業組合定款」, 1919年
- (2) 資料コード 02959153, 「利根郡木炭同業組合定款」, 1919年
- (3) 資料コード 04349627, 「吾妻郡木炭同業組合経費収支決算 大正14年度」, 1926年

(公益社団法人大日本山林会林業文献センター所蔵資料)

- (1) 大日本木炭協会(1927年4月-1937年7月)『大日本木炭協会報』第1号-第124号(第1巻-第11巻)大日本木炭協会
- (2) 大日本木炭協会(1937年8月-1938年5月, 1939年1月-1943年10月)『木炭』第125号-135号, 第142号-189号(第11巻-第16巻)大日本木炭協会(171号および186号欠)

(東京農業大学森林政策学研究室所蔵資料)

- (1) 大日本木炭協会(1938年9月-1938年12月)『木炭』第136号-141号(第12巻)大日本木炭協会

謝辞

木炭産業史に関する研究に取り組むにあたり、赤羽武氏の著書『山村経済の解体と再編－木炭生産の構造とその展開過程から－』を大いに参考させていただいた。また、社団法人全国燃料会館（現在、一般社団法人全国燃料協会）編纂の『日本木炭史』に掲載されている豊富な資料からは、本研究に取り組む大きな動機となった。どちらも半世紀以上前の書物である。

近年、わが国では再生可能エネルギーとして木材の燃料としての利用に再び注目が集まっており、木質バイオマス発電所も全国各地で稼働しはじめている。卒業論文ではこうした現状と課題をまとめたが、博士課程から木炭産業史研究に踏み出したのは、先述の著書からの影響であり、木材の燃料利用からみた経済社会の変遷について研究したいという思いに駆られたためである。

しかし、学会では木質バイオマス事業の経済分析や近年多発する自然災害と林業・森林整備事業を掛け合わせた研究が盛んに報告され、木炭産業史の研究は「時代遅れ」の様相を感じざるを得なかった。自分自身の興味関心から研究テーマを設定しただけに、学位論文として取り組むべき課題を暗中模索する期間が長かった。

こうした中で幾度か挫けそうになったが、その度に立ち直ることができたのは、多くの方々の支えであった。

指導教員である東京農業大学森林政策学研究室の関岡東生教授からは、森林政策学研究室に所属してからの8年間、卒業論文のテーマから木炭産業史研究への変更をご了承くださり、博士課程も変わらぬご指導とご鞭撻を賜った。関岡教授は、言葉の意味や文章の捉え方などを常に問いかけて下さり、また当時の時代背景や政策策定の背景などもご教示を戴いた。本論文を作成するにあたり、資料を読み解く姿勢については関岡教授のご指導より授かった。

また、本論文の主査を務めて戴いた東京農業大学森林経営学研究室の佐藤孝吉教授、副査を務めて戴いた森林総合研究所林業経営・政策研究領域の山本伸幸氏（農学博士）、東京農業大学治山緑化研究室の橘隆一教授からは、審査会をはじめ懇切丁寧なご指導と総評を賜った。とくに山本伸幸氏からは、学会での研究発表の度にご質問を投げかけて下さった。山本氏のご指摘は本論文の指針ともなり、本研究を続ける励みとなった。また、佐藤孝吉教授や橘隆一教授は日頃より研究生活に気にかけて下さり、両教授の専門分野からのご

指摘は大きな刺激となった。

本研究は自分一人の力では到底やり遂げることは適わなかった。こうしたご指導ご鞭撻、お心遣いの恩恵を賜れたこと、厚く御礼を申し上げます。

調査に際しては、廣瀬元夫氏から廣瀬與兵衛に関わるお話や資料をご提供戴いた。さらに、一般社団法人全国燃料協会の杉本正二氏、廣瀬ビルディング株式会社の坂宣子氏、東京燃料林産株式会社の廣瀬直之氏からも資料のご提供や面談の機会を戴いた。調査のご協力により、本研究の資料が得られただけでなく、近代と現代の繋がりを肌身に感じる事ができたことは、自身にとって大きな財産である。大変お世話になった。

また、本論文の執筆に際して、国立国会図書館、群馬県立文書館および群馬県立図書館、大日本山林会林業文献センターの諸施設に所蔵されている資料を活用させて戴いた。度重なる戦争や災害などの影響により当時の資料の多くが損失している中、一世紀前に作成された資料を手にとることができたのは諸施設の管理・運営の賜物であり、こうした諸組織・職員の方々の活動および理念により、本研究に取り組むことができた。記して深く感謝する。

最後に、本論文に用いた自著の学会誌投稿論文は東京農業大学森林政策学研究室の山下詠子准教授からもご指導を賜わった。山下詠子准教授の現地調査にご同行させて戴いた経験も、本研究の調査活動の原動力となった。また、同研究室の院生・学生と切磋琢磨しながら研究に取り組めた日々はかけがえのない時間であり、こうした時間も家族からの生活の支えがあってこそその賜物であった。その他にも、多くの方々からご支援・ご協力を戴いた。本研究活動に関わった皆様に対し深く御礼申し上げます。

わが国では、今なお木炭産業が続いている。木炭を生産・販売して生活している方々がおおり、また多様な用途をもつ木炭は、私たちの生活の様々な場面で利用されている。

木炭産業史および森林政策、林業経済分野における研究の今後益々の発展と繁栄を願う。本論文がその一助となれば幸いである。

2024年3月20日

土屋 智樹

Summary

Introduction

Human activities are closely related to the natural environment. In particular, environmental issues arising from human economic activities are recognized as significant problems that should be addressed on an international level, and the achievement of 'sustainable development' is being sought.

One of the environmental issues arising from human activities is deforestation and degradation of forests. One of the causes of deforestation and degradation resulting from human activities is the use of wood as fuel. The use of wood as fuel accounts for approximately 50% of the global industrial timber consumption in 2020, according to the statistics of the Food and Agriculture Organization of the United Nations. In particular, wood as fuel is extensively utilized in each country commonly considered as developing nations. Moreover, in countries considered as advanced nations, in the past, deforestation and degradation occurred due to the expansion of demand for wood fuel accompanying economic development. Japan also has this history.

Revealing the history of our country's wood fuel usage contributes to the examination of transitions in wood fuel consumption that may occur in regions or countries where wood fuel usage is currently prevalent, in anticipation of future economic development. Additionally, it becomes possible to compare the history of wood fuel usage with that of other countries.

The history of our country's wood fuel usage can be traced back to ancient times, but this paper focuses on the history of the charcoal industry in the modern era.

In modern times in our country, the economic and social structures under the feudal system until the early modern era were dismantled, and furthermore, capitalism was introduced, leading to rapid industrialization. Asuka Yamaguchi (2015) focuses on wood as an industrial material used in essential industries for Japan's industrialization during the modern period, such as the railway and coal mining industries. The study discusses the development process of these industries and the changes in timber consumption (demand), pointing out the progression of Japan's industrialization, which increased the burden on both domestic and overseas forestlands. However, on the other hand, the demand for firewood exceeded these needs. A. Yamaguchi (2015) focuses on the investigation of timber, which is mainly traded in the market and utilized as a material or raw material, because firewood and charcoal (especially firewood) were mainly in demand from households and were often self-sufficient from communal forests (common lands) and homestead woodland in villages and communities. However, the economic development during the modern period, triggered by the increase in urbanization,

industrial prosperity, and the penetration of a monetary economy into rural areas, led to a rise in the production of market-traded charcoal. Additionally, the charcoal industry developed across various regions throughout the country.

Furthermore, how did the supply side respond to the changes in demand associated with the economic development during this modern period?" What was the process through which fuelwood became a commodity traded in the market and was produced, distributed, and consumed throughout the country? During the modern period, which is considered to have increased the burden on forests, what kind of responses were required and implemented by the charcoal industry?

In response to these questions, T. Akaha (1970), which elucidates the characteristics of the modern charcoal production structure in Japan and discusses the historical development of charcoal production from the perspective of the history of capitalist development in Japan, points out that trade associations established under the Important Products Trade Associations Act have achieved certain results. An important products trade association is a corporate organization that includes producers and merchants as members, aiming to rectify drawbacks in economic activities and markets, as well as promote the industry

However, T. Akaha (1970) , which was undertaken as part of the history of forestry, did not go into a detailed analysis of the functions and operations of the associations of important products in the charcoal industry.

Furthermore, Kotaro Ota criticized that the scope of many empirical investigations into rural economies is confined to forestry in mountain villages. Kotaro Ota emphasized the need for a reconsideration by examining the order of forestry in the broader perspective of the general economy, with a focus on the market. To elucidate the functions and roles played by important products trade associations in the developmental process of the charcoal industry is to examine the history of forestry from the perspective of the market or, in a broader sense, the supply side.

When summarizing the key points, it can be outlined as follows. The purpose of this study is to elucidate the role and historical significance of important products trade associations in the developmental process of the charcoal industry in modern period Japan. To elucidate the developmental process of the charcoal industry serves two purposes: firstly, it contributes to examining the trajectory of fuelwood use associated with the economic development that other countries may follow or have followed. Secondly, it contributes to the investigation of responses required from the supply side of fuelwood concerning the development of industries and the burden on forests associated with economic development.

On the other hand, we must also take into consideration the uniqueness of our country's modern era. In historical research, such as this study, immediately generalizing or abstracting its findings and applying them to current events can lead to fallacies. However, the history of our country's charcoal industry and forestry has persisted until the present, and many of the institutions, organizations, or technologies formed during our country's modern era continue to exist to this day. Therefore, I consider it meaningful to examine the history of the charcoal industry in our country's modern era.

Structure

In Chapter 1, I discussed the historical and theoretical evaluation of the Charcoal Important Products Trade Associations as a framework, including the objectives and theoretical basis of industrial policy, the functions of the Charcoal Vital Commodity Guild, and the development process of guild organization policies in modern Japan. In this chapter, through the organization of previous research and existing materials, I discussed how Important Products Trade Associations were adopted as a measure to rectify market confusion and promote technological diffusion. However, gradually, these guilds came to be viewed by the government as outdated organizations.

In Chapter 2, the study examined the correlation between the Charcoal Important Products Trade Associations and the trends in the charcoal industry, as well as the unfolding of charcoal policies. In this chapter, assessments of the Charcoal Important Products Trade Associations and their positioning within charcoal policies were extracted from previous research, regional histories of the charcoal industry, and industry association publications. The Charcoal Important Products Trade Associations were organizations formed primarily by merchants engaged in 'drawback correction' and 'industrial promotion' for the improvement of the production and distribution structure, contributing to the development of the charcoal industry. On the other hand, shortcomings of the associations have also been pointed out by the government and within the industry. Furthermore, the Charcoal Important Products Trade Associations were engaged in activities opposing government policies.

In Chapter 3, a detailed examination was conducted on the Charcoal Important Products Trade Associations. In the first section, based on the government statistical data of that time, the trends in the number of Charcoal Important Products Trade Associations in each prefecture were elucidated. Furthermore, I examined whether these trends were associated with the dynamics of the charcoal industry, charcoal policies, and the development of guild organization policies. Section 2 focuses on Gunma Prefecture

as a case study for charcoal production areas, while Section 3 examines Tokyo as a case study for consumption areas. In the Charcoal Important Products Trade Associations in the charcoal production areas, I discussed, based on the task reports of the associations held in the Prefecture Archives, that alongside charcoal inspection, the dissemination and guidance of charcoal production techniques were among the main tasks of the associations. Charcoal Important Products Trade Associations in consumer areas engaged in agreements on charcoal prices. They also spearheaded opposition movements against policies that disadvantaged the guilds, including the establishment of public markets, subsidies to industrial associations, and exclusion from regulatory tasks.

In Chapter 4, I documented the results of biographical research focusing on individuals who held key positions of the Charcoal Important Products Trade Associations such as charcoal inspectors and association presidents. Through this investigation, the realities of the inspection tasks and opposition movements within the Charcoal Important Products Trade Associations became evident.

In Chapter 5, as a conclusion, it was pointed out that the Important Products Trade Associations contributed to adapting to changes in charcoal demand and rectifying market confusion in the course of the development of the charcoal industry. However, it was also noted that they retained some outdated functions.